

障害のある学生等に対する
大学の支援に関する調査
－発達障害を中心として－

結果報告書

令和2年3月
総務省関東管区行政評価局

前書き

障害者に対する支援や配慮など障害者施策について、障害者基本法（昭和45年法律第84号。平成5年、心身障害者対策基本法の全面改正）や国際連合の動きを踏まえ、累次の長期計画（「第3次障害者基本計画」（平成25年9月27日閣議決定）から5年計画）等に基づき総合的に推進されてきた。文部科学省も、これらの動向に対応し、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、平成24年12月25日、大学等における合理的配慮の対象範囲や考え方などについて、「第一次まとめ」を作成した。

国立大学法人等は、文部科学省の資料等も参考として、障害のある学生の修学支援等に取り組んでいる。その結果、独立行政法人日本学生支援機構の実態調査（注）によると、大学に在籍する障害のある学生は、平成24年度1万916人（780校のうち在籍590校（75.6%））から30年度3万190人（785校のうち在籍678校（86.4%））へと2.8倍増加している。これらのうち、他者とのコミュニケーションが苦手など発達障害のある学生数は、年々増加し、平成24年度1,573人から30年度5,063人へと3.2倍となっている。ただし、全学生数に占める障害のある学生の割合は、平成24年度0.4%（全学生298万7,481人）から30年度1.0%（同302万539人）へ0.6ポイントの上昇にとどまる。

（注）「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」。「大学」の区分には、学部（通学）、学部（通信）、大学院（通学）、大学院（通信）及び専攻科の人数等を計上

なお、都道府県別にも集計される文部科学省の「学校基本調査」（平成30年度）によると、関東管内1都9県には、①大学・大学院が292校（全国782校の37.3%、管内の国立大学法人26校）設置され、②学生が134万3,757人（全国290万9,159人の46.2%、同18万3,494人）在籍している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が28年4月に施行され、3年経過した。同法の規定により、国立学法人等を含む行政機関等については、①障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止（第7条第1項）、②社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮の義務付け（同条第2項）が課されている。また、政府の定める基本方針に則して、第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な要領（国等職員対応要領）を定めるものとするとしている（第9条第1項）。

また、発達障害者に対する支援や配慮などについて、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が制定されており、大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとするとしている（第8条第2項）。発達障害について、同法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（第2条第1項）とされている。ただし、精神科の臨床現場や学生支援機構の調査で使用の「自閉症スペクトラム」（ASD）、「限局性学習症／限局性学習障害」（SLD。読みの障害、書き表現の障害、計算の障害など）、「注意欠如・多動性／注意欠如・多動性障害」（ADHD）等の分類と一部異なる。各大学において、障害のある学生や進学を希望する生徒等に対する支援が行われる状況にあつて、これら学生等には、単独の症状を示す者もあれば、複数の症状を示す者もあるなど、外見から分かりにくい上、個々の症状に応じた支援が必要となり、大学も苦慮しているとの声がある。

この調査は、以上の状況を踏まえ、発達障害のある学生等に対する修学支援等の一層の充実を図る観点から、国立大学法人における①発達障害のある学生の受入れ状況、②入学前の情報提供や修学の各段階における合理的配慮の実施状況などを把握するとともに、公立大学法人及び私立大学における先進的な取組の実例も把握した。また、大学の理解と協力の下、発達障害のある学生に対する意識調査を実施

し、学生の「生の声」の把握を試みた。これらにより、国立大学法人における発達障害のある学生等に対する合理的配慮の課題などを明らかにし、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 現状・背景	2
2 発達障害のある学生の受入れ	
(1) 国等職員対応要領の策定・公表	23
(2) 発達障害のある学生の把握・公表	38
3 合理的配慮	
(1) 入学前の支援	62
(2) 入学試験における配慮	109
(3) 修学支援	
ア 障害のある学生に対する支援体制	140
イ 授業等における合理的配慮	183
ウ 教職員に対する研修及び啓発	225
(4) 就労支援	258
4 災害時の支援	280
第3 発達障害のある学生に対する意識調査	308
第4 有識者研究会による効果の検証等	321

図 表 目 次

1 現状・背景

図表1-ア-① 障害者基本法（抜粋）	5
図表1-ア-② 障害者差別解消法（抜粋）	5
図表1-ア-③ 第一次まとめ（抜粋）	6
図表1-ア-④ 第3次障害者基本計画（抜粋）	12
図表1-ア-⑤ 第二次まとめ（抜粋）	12
図表1-ア-⑥ 第4次障害者基本計画（抜粋）	19
図表1-イ-① 発達障害者支援法（抜粋）	20
図表1-イ-② 発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）（抜粋）	20
図表1-イ-③ 発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）（抜粋）	20
図表1-イ-④ 主な発達障害の定義について	20
図表1-ウ-① 全国の大学に在籍する発達障害のある学生数	22
図表1-エ-① 調査対象8国立大学法人に在籍する発達障害のある学生数	22

2 発達障害のある学生の受入れ

(1) 国等職員対応要領の策定・公表

図表2-(1)-ア-① 国立大学協会による国等職員対応要領などの「雛形」	26
図表2-(1)-ア-② 国等対応要領の策定状況（8国立大学法人）	32
図表2-(1)-ア-③ 「留意事項」に発達障害の「合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」 を記載している例（横浜国立大学）	34
図表2-(1)-ア-④ 「留意事項」に、発達障害を含む「おもな障害特性別合理的配慮の具 体例」を記載している例（新潟大学）	34
図表2-(1)-ア-⑤ 国等対応要領の策定に当たり、障害者等の意見を聴取し、反映させて いる例（茨城大学）	35
図表2-(1)-ア-⑥ 国等対応要領の策定に当たり、障害者等の意見を聴取し、反映させて いる例（群馬大学）	35
図表2-(1)-イ-① 国等対応要領の公表状況（8国立大学法人）	35

(2) 発達障害のある学生の把握・公表

図表2-(2)-① 近畿管区局調査の「大学の支援に関する意識調査」における学生の意見等 （抜粋）	43
図表2-(2)-② 障害のある学生の把握状況（8国立大学法人）	43

図表2-(2)-③	発達障害の疑いのある学生を把握するため、「健康質問表」に質問項目を設けている例(茨城大学) ……………	47
図表2-(2)-④	1年次の必修科目に、発達障害の疑いのある学生を把握するための調査を実施している例(群馬大学) ……………	47
図表2-(2)-⑤	早期の支援のため、入学試験合格者に支援の申出関係資料を送付している例(長野大学、法政大学) ……………	48
図表2-(2)-⑥	障害のある学生数を含め、関係部署での情報共有に対する同意(国立大学法人) ……………	49
図表2-(2)-⑦	国立大学法人に在籍する障害のある学生数(平成30年度) ……………	50
図表2-(2)-⑧	調査対象8国立大学法人に在籍する障害のある学生のうち、支援を受けている学生数 ……………	51
図表2-(2)-⑨	発達障害のある学生数等の公表状況(8国立大学法人) ……………	52

3 合理的配慮

(1) 入学前の支援

図表3-(1)-ア-①	発達障害のある受験希望者等への配慮・支援に係る情報の提供状況(8国立大学法人) ……………	70
図表3-(1)-ア-②	入学者選抜要項の掲載ページに目次を列举し、受験上の配慮を容易に確認できる例(長野大学) ……………	84
図表3-(1)-ア-③	障害学生支援について、各利用者向けの欄を設定する等により、掲載情報を整理している例(一橋大学) ……………	86
図表3-(1)-ア-④	症状など手順ごとに具体例を示し、修学上の支援へ誘導している例(横浜市立大学) ……………	89
図表3-(1)-ア-⑤	障害学生支援の内容について具体的な例示と併せて写真を掲載する、パンフレットを作成するなど、分かりやすい情報提供となるよう工夫している例(長野大学) ……………	90
図表3-(1)-ア-⑥	障害学生支援数、講義保証の具体例など、分かりやすく情報提供を行っている例(法政大学) ……………	91
図表3-(1)-ア-⑦	障害種別に支援内容の例示など、分かりやすく情報提供を行っている例(明治大学) ……………	92
図表3-(1)-ア-⑧	障害種別に支援内容の例示、在籍・支援状況など、分かりやすく情報提供を行っている例(早稲田大学) ……………	95
図表3-(1)-ア-⑨	心理学を専攻している大学院生等を高校に派遣し、大学における支援に関する情報を提供している例(茨城大学) ……………	98

図表3-(1)-ア-⑩	事前相談の内容により、医師の診断書等の提出が必要となる場合があるとしている例（山梨県立大学）	99
図表3-(1)-ア-⑪	医師の診断書について、「コピー可」と明記している例（法政大学、明治大学）	99
図表3-(1)-イ-①	オープンキャンパスにおける発達障害のある受験希望者への配慮の実施状況等（8国立大学法人）	101
図表3-(1)-イ-②	オープンキャンパスにおける発達障害のある受験希望者等を対象とした相談窓口の設置状況及び支援に係る相談を受け付ける旨の周知状況（8国立大学法人）	104
図表3-(1)-ウ	大学の支援に関する意識調査での意見（大学選定時の状況）	108
 (2) 入学試験における配慮		
図表3-(2)-①	高等教育局長通知（抜粋）	115
図表3-(2)-②	発達障害のある入学志願者の受験上の配慮申請手続（大学入試センター試験）	116
図表3-(2)-③	配慮申請の申込期限に最大3か月弱の差が生じている例（群馬大学、横浜国立大学）	117
図表3-(2)-④	一般入学者選抜（個別試験）における配慮申請手続（8国立大学法人）	118
図表3-(2)-⑤	入学志願者が在学中の場合、その高等学校長を配慮の申請者としている例（新潟大学）	136
図表3-(2)-⑥	一般入学者選抜（個別試験）における発達障害のある入学志願者への配慮実績（8国立大学法人）	137
図表3-(2)-⑦	「配慮した主な事項」で共通して多い3事項とそれらを実施した大学	138
図表3-(2)-⑧	大学の支援に関する意識調査での意見（入学試験時の状況）	138
 (3) 修学支援		
ア 障害のある学生に対する支援体制		
図表3-(3)-ア-①	発達障害のある学生の支援体制（8国立大学法人）	147
図表3-(3)-ア-②	障害のある学生の支援内容を均一化するためバリアフリー推進室を設置した例（茨城大学）	172
図表3-(3)-ア-③	精神科医との情報共有を円滑にするため、障害学生支援室を保健センターの下に移した例（一橋大学）	172
図表3-(3)-ア-④	障がい学生支援室に「発達障がい部門」を設置している例（早稲田大学）	172
図表3-(3)-ア-⑤	発達障害のある学生も利用できる相談室の開設（8国立大学法人）	173

図表3-(3)-ア-⑥	発達障害等のある学生の症状に配慮した機器等も配備している例 (一橋大学)	175
図表3-(3)-ア-⑦	発達障害のある学生が空き時間等を過ごす「居場所」を用意している例	176
図表3-(3)-ア-⑧	主治医、学外の支援機関との連携状況 (8国立大学法人)	178
図表3-(3)-ア-⑨	支援体制に関する大学の意見等	179
図表3-(3)-ア-⑩	大学の支援に関する意識調査での意見 (大学から受けた支援・配慮、 相談窓口)	180
イ	授業等における合理的配慮	
図表3-(3)-イ-①	「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のた めに～」(平成30年3月日本学生支援機構)(抜粋)	190
図表3-(3)-イ-②	合理的配慮の申請手続等 (8国立大学法人)	194
図表3-(3)-イ-③	医師の診断書の添付	208
図表3-(3)-イ-④	授業等の合理的配慮の決定等の手順 (8国立大学法人)	210
図表3-(3)-イ-⑤	医師の診断書によらず、学生の「修学上の困り感」を基本として、 本人を含む関係者で協議を進めながら、合理的配慮を検討している 例 (群馬大学)	218
図表3-(3)-イ-⑥	合理的配慮が確実に行われているか、障害のある学生に確認すると ともに、更なる充実にも取り組んでいる例 (宇都宮大学、一橋大学、 新潟大学)	218
図表3-(3)-イ-⑦	障害者支援担当部署が一元的に対応し、学部間での配慮の内容に差 が生じないように取り組んでいる例 (明星大学)	219
図表3-(3)-イ-⑧	授業等での合理的配慮の実施 (8国立大学法人) (平成29年4月～令和元年7月)	219
図表3-(3)-イ-⑨	支援の申出のあった障害のある学生の特性や希望を踏まえ、個別支 援会議で検討し、履修登録の助言等を行っている例 (一橋大学)	222
図表3-(3)-イ-⑩	シラバスの様式に「障害者のある学生の対応」欄を設け、提供可能 な合理的配慮が検討されている例 (長野大学)	222
図表3-(3)-イ-⑪	大学の支援に関する意識調査での意見 (授業等における配慮)	223
ウ	教職員に対する研修及び啓発	
図表3-(3)-ウ-①	教職員の研修等に係る規定 (8国立大学法人)	230
図表3-(3)-ウ-②	障害のある学生の支援に係る研修計画等の策定状況 (8国立大学法 人)	232
図表3-(3)-ウ-③	職員研修計画に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修」 を明記している例 (一橋大学)	234

図表3-(3)-ウ-④	研修実施計画に併せて研修等体系図及びカリキュラムマップも策定している例（横浜国立大学）	235
図表3-(3)-ウ-⑤	発達障害のある学生の支援に特化した研修を実施している例（首都大学東京）	236
図表3-(3)-ウ-⑥	発達障害のある学生の支援に係る研修の内容等（8国立大学法人）	237
図表3-(3)-ウ-⑦	外部講師を活用して発達障害をテーマとした研修を実施している例（首都大学東京）	244
図表3-(3)-ウ-⑧	独自に行った発達障害傾向のある学生に関する調査結果を基に、支援の在り方について研修を実施し、教職員の具体的な相談を促すきっかけとなった例（法政大学）	245
図表3-(3)-ウ-⑨	教員からの相談を契機として開催した発達障害等のある学生支援に関する説明・相談会の終了後、個別に相談を受け、支援の充実に結びついた実績のある例（明治大学）	245
図表3-(3)-ウ-⑩	オンデマンドコンテンツを活用して、教職員がいつでも研修を受講できる環境を整備している例（早稲田大学）	246
図表3-(3)-ウ-⑪	教職員向け障害のある学生への対応マニュアル等（8国立大学法人）	247
図表3-(3)-ウ-⑫	障害学生支援室のウェブサイトに教職員向けの区分を設け、障害別に、支援を行う側の留意点・配慮例も明示している例（一橋大学）	249
図表3-(3)-ウ-⑬	独自に作成の教職員用マニュアルに、発達障害が疑われる学生を特別修学サポートルームにつなぐ具体的な手順を示している例（新潟大学）	250
図表3-(3)-ウ-⑭	障害のある学生の支援に関する基本的な情報を掲載したパンフレットを全教職員に配布するとともに、研修にも活用している例（長野大学）	251
図表3-(3)-ウ-⑮	独自に作成の教職員用ハンドブックに、発達障害のある学生への配慮内容や気にかけるべき事項の例示も掲載している例（法政大学）	252
図表3-(3)-ウ-⑯	学内における支援内容を統一化し全体での支援体制を構築するため、教職員向けハンドブックを作成している例（明治大学）	253
図表3-(3)-ウ-⑰	授業担当教員に、配慮依頼文書に併せて、発達障害のある学生への配慮方法も掲載している教員ガイドも配布している例（早稲田大学）	254
図表3-(3)-ウ-⑱	教職員向け障害のある学生への対応マニュアルの作成等に関する意見等（8国立大学法人）	256

(4) 就労支援

図表3-(4)-①	修学支援ガイド(抜粋)	268
図表3-(4)-②	障害のある学生に対する就労支援に関する規程等や支援体制(8国立大学法人)	269
図表3-(4)-③	障害学生等の支援に関する規程に、バリアフリー支援室がキャリア支援担当等と連携して支援を行う旨定めている例(横浜市立大学)	270
図表3-(4)-④	発達障害のある学生に対する就労に関する情報提供(8国立大学法人)	270
図表3-(4)-⑤	学生相談室の入口に、発達障害のある学生向けインターンシップ等の情報を掲示している例(千葉大学)	272
図表3-(4)-⑥	発達障害のある学生の就労支援として、キャリアガイダンスや障害者雇用支援事業者との意見交換も行っている例(横浜国立大学)	272
図表3-(4)-⑦	発達障害のある学生に対する面接指導及びエントリーシート記載指導(8国立大学法人)	273
図表3-(4)-⑧	発達障害の特性に配慮した、熱心で戦略的な面接指導により、就職に結び付いている例(法政大学)	273
図表3-(4)-⑨	独自の就労支援を行っている例(群馬大学、千葉大学、新潟大学)	274
図表3-(4)-⑩	就労支援の必要な障害のある学生を把握している例(明治大学)	274
図表3-(4)-⑪	学内他部署との発達障害のある学生に関する情報共有(8国立大学法人)	274
図表3-(4)-⑫	学生から要請がなくても、他部署との連携を実施することとしている例	275
図表3-(4)-⑬	他部署との連携の機会を複数設けている例(明治大学)	276
図表3-(4)-⑭	就労支援に関する大学の意見等(8国立大学法人)	276
図表3-(4)-⑮	大学の支援に関する意識調査での意見(就職の支援)	278

4 災害時の支援

図表4-①	「修学支援ガイド」(抜粋)	288
図表4-②	災害対策基本法(抜粋)	290
図表4-③	発達障害のある学生の災害時対応に係る規程の整備状況(8国立大学法人)	290
図表4-④	発達障害など障害のある学生の災害時の支援・避難方法を簡潔に整理した資料を作成し、ホームページでも公開している例(新潟大学)	293
図表4-⑤	近畿管区調査における障害のある学生に対応した防災関連マニュアル等の整備例	295
図表4-⑥	防災訓練及び避難訓練における発達障害のある学生に対する支援(8国立大学法人)	298
図表4-⑦	近畿管区調査における障害のある学生に対応した防災訓練及び避難訓練の実施例	300
図表4-⑧	災害時の発達障害のある学生に対する支援(8国立大学法人)	301

図表4-⑨	個々の学生の発達障害の特性を把握している教職員がそれぞれの障害の特性に応じた避難誘導、安否確認等を行うこととしている例（茨城大学）	302
図表4-⑩	発達障害のある学生の同意を得た上で、災害発生時の支援を行うこととしている例（一橋大学）	303
図表4-⑪	発達障害のある学生からの申し出に応じ、授業担当教員に災害時の支援を要請した例（明治大学）	303
図表4-⑫	全学生に対する避難場所及び避難経路の周知状況（8国立大学法人）	303
図表4-⑬	発達障害のある学生にも避難場所及び避難経路を周知している例（首都大学東京、横浜市立大学、法政大学、明星大学、早稲田大学）	305
図表4-⑭	大学の支援に関する意識調査での意見（災害時の対応）	306

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、発達障害のある学生等に対する修学支援等の一層の充実を図る観点から、国立大学法人における①障害のある学生の受入れ状況、②入学前の情報提供や修学の各段階における合理的配慮の実施状況などを把握するとともに、公立大学法人及び私立大学における先進的な取組の実例などにより、国立大学法人における発達障害のある学生等に対する合理的配慮の課題などを明らかにし、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）、公立大学法人（首都大学東京、横浜市立大学、山梨県立大学、長野大学）、私立大学（法政大学、明星大学、明治大学、早稲田大学）

3 調査実施時期

令和元年7月～令和2年3月

第 2 調査結果

1 現状・背景

調 査 結 果	説明図表番号
<p>ア 障害者の支援等に係る制度の概要</p> <p>(障害者基本法)</p> <p>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）が制定された。</p> <p>同法においては、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされ（第4条第1項）、また、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとされている（同条第2項）。</p> <p>(障害者差別解消法)</p> <p>障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、障害者差別解消法（平成25年法律第65号）が制定された。</p> <p>同法においては、国立学校法人等を含む行政機関等について、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないとされている（第7条第1項）。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている（同条第2項）。さらに、第7条に規定する事項に関し職員が適切に対応するために必要な要領（国等職員対応要領）を定めるものとしてされている（第9条第1項）。</p> <p>(有識者による検討会の開催)</p> <p>(第一次まとめ)</p> <p>文部科学省は、全ての大学等（大学（大学院を含む。）、短期大学及び高等専門学校通信課程を含む。）において、障害のある学生に対する合理的配慮の提供が求められることを踏まえ、平成24年6月から、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を開催した。同検討会では、①大学等における合理的配慮の対象範囲を検討するとともに、②合理的配慮の考え方、③国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき i) 短期的課題、ii) 中・長期的課題などについて、大学や関係企業からのヒアリングを含め、検討を重ね、同年12月21日、「障が</p>	<p>図表1-ア-①</p> <p>図表1-ア-②</p> <p>図表1-ア-③</p>

いのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（以下「第一次まとめ」という。）が作成された。文部科学省は第一次まとめを公表するとともに、国立大学法人等にも通知した（「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）について」平成24年12月25日付け24文科高第783号高等教育局長通知）。

第一次まとめでは、「大学等における合理的配慮」（5.）について、①障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会の確保、②大学等全体としての受入れ姿勢・方針の具体的な明示、広く情報を公開、③障害のある学生本人の要望に基づいた合理的配慮の決定過程、④教育方法等（情報保障、教材の配慮、学習空白への配慮、公平な試験の配慮、公平な成績評価等）、⑤支援体制（専門性のある支援体制の整備、担当部署の設置及び適切な人的配置、災害時等の支援体制の整備等）、⑥施設・設備（学内環境のバリアフリー化、バリアフリーの状況の情報提供、災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮）の項目別に整理されている。

これらについては、「障害者基本計画」（第3次、平成25年9月27日閣議決定。25年度～29年度。以下「第3次障害者基本計画」という。）にも反映された（Ⅲ3.の「(3)高等教育における支援の推進」）。

図表1-ア-④

（第二次まとめ）

文部科学省は、高等教育段階における障害のある学生の就学支援の在り方について検討を行うため、平成28年4月から「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催した。検討の結果、平成29年3月29日、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（以下「第二次まとめ」という。）が作成され、文部科学省は、同年4月、これを公表した。第二次まとめでは、①「5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処」で、i) 基本的な考え方、ii) 大学等における実施体制、iii) 合理的配慮の内容の決定の手順、iv) 紛争解決のための第三者組織、②「6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容」で、i) 教育環境の調整、ii) 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）、iii) 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置、iv) 研修・理解促進、v) 情報公開等の項目別に整理されている。

図表1-ア-⑤

また、第3次障害者基本計画の計画期間が平成29年度をもって満了することを踏まえ、「障害者基本計画」（第4次、平成30年3月閣議決定。30年度から5年間。以下「第4次障害者基本計画」という。）が策定され、上記の事項についても反映された。

図表1-ア-⑥

イ 発達障害について

近年、障害者の中でも、発達障害者についてマスコミなどで取り上げられる機会が増え、社会の関心が高まっている。

発達障害は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害そ

図表1-イ-①、②、③

<p>の他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている（第2条）。</p> <p>具体的には、自閉症は、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定され、アスペルガー症候群は、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもので、広汎性発達障害に分類されるものとされている。また、学習障害は、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものであるとされ、注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものなどとされている。</p> <p>また、発達障害者支援法第8条第2項において、大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」とされている。</p>	<p>図表1-イ-④</p> <p>図表1-イ-①(再掲)</p>
<p>ウ 全国の大学における発達障害のある学生の在籍状況</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の実態調査（注）によると、大学に在籍する障害のある学生は、平成24年度1万916人（780校のうち在籍590校（75.6%））から30年度3万190人（785校のうち在籍678校（86.4%））へと約2.8倍増加している。</p> <p>これら障害のある学生のうち、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある学生についても、年々増加しており、平成24年度の1,573人から30年度の5,063人へと約3.2倍増加している。</p> <p>（注）「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」。「大学」の区分には、学部（通学）、学部（通信）、大学院（通学）、大学院（通信）及び専攻科の人数等が計上</p>	<p>図表1-ウ-①</p>
<p>エ 調査対象8国立大学法人における発達障害のある学生の在籍状況</p> <p>今回の調査では、関東甲信越地方にある国立大学法人の中から、複数の学部を設置する8国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学及び新潟大学）を調査対象とした。</p> <p>これら8国立大学法人には、平成30年5月1日現在、合計で7万559人の学生が在籍しており、このうち、障害のある学生は380人で、発達障害のある学生は121人となっている。</p> <p>過去5年間について、発達障害のある学生数の推移をみると、平成27年度48人（学生数に占める割合0.07%）、28年度73人（同0.10%）、29年度75人（同0.11%）、30年度は121人（同0.17%）と毎年増加している。</p>	<p>図表1-エ-①</p>

図表1-ア-① 障害者基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

図表1-ア-② 障害者差別解消法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し

当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

図表1-ア-③ 第一次まとめ（抜粋）

1. ～4. (略)

5. 大学等における合理的配慮

○合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、合理的配慮の内容全てを網羅して示すことは困難なため、本検討会においては、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方について、項目別に以下のとおり整理した。

○なお、ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれる。

○また、本検討会においては、教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮については、大学等において提供すべき合理的配慮の対象ではないものとしたが、以下の整理を踏まえて、各大学等において判断することが望まれる。

(1) 機会の確保

(基本的な考え方)

○大学等においては、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要である。

○また、高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。

○そのため、学生の受入れに当たっては、障害に基づき差別することがないよう、入学者選抜において、大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供することを原則とする。

○受入れ後は、個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう配慮する。

(学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮)

○大学等は、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。

ただし、高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。

○様々な機会にあたるものとして、講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、

大学院における研究指導等の正課教育（予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む）、図書館や情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請などが挙げられる。

(2) 情報公開

○各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。

○また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようにアクセシブルにすることが望まれる。

(3) 決定過程

○合理的配慮の決定過程においては、障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要である。大学等は、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、大学等の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過度ではない」負担について、個別に判断することになる。

(合理的配慮の合意形成過程)

○合理的配慮の合意形成過程において、学生本人の教育的ニーズと意思を把握する際には、障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示すなど、意思表示のプロセスを支援することが重要である。

○その際、大学等、授業担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）が行われることのないよう十分留意する。

(合理的配慮の決定)

○大学等が合理的配慮を決定するに当たっては、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望まれる。

○特に、通学については、大学等が学生本人に通学が可能であることを確認するとともに、必要に応じ、自治体やNPO等による地域の支援が受けられるかを確認し、学生に対し情報を提供することが重要である。

○また、合理的配慮の決定は、各大学等の責任において行うこととなるが、その決定過程においては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者による意見を参照することも重要である。

○なお、合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料（障

害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等)の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。

(組織体制の構築)

○関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備することが望まれる。

(時間的な経緯の考慮)

○障害のある学生は、障害の状態・特性等が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

(4) 教育方法等

(情報保障)

○大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるように、必要かつ適切な情報保障を行うことが重要である。

(コミュニケーション上の配慮)

○あわせて、ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために必要なコミュニケーション上の配慮を行うことが重要である。

(教材の配慮)

○シラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるように配慮し、またその際の支援技術の活用についても配慮することが望まれる。あわせて、高等教育における学習においては、予習・復習・課題への対応等の自主学習が重要な役割を果たしていることに鑑み、自宅等での教材の利用が出来るよう促進することも望まれる。

○授業のために教員が使用する資料については、学生が受講する際、事前に一読したり、学生自身が読みやすい形式に変換するなどの作業が必要となる場合があることから、学生の障害の状態・特性等に応じ、事前に提供することが望まれる。

(学習空白への配慮)

○治療等のため学習空白が生じる学生等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫することが望まれる。

(学外における実習やインターンシップにおける配慮)

○障害のある学生が資格の取得やインターンシップ等のため、学外の諸機関での実習を希望する場合においても、可能な限り機会を確保するよう努める。

これらの実施に当たっては、実習先機関の利用者への影響を考慮しつつ、実習の教育目標を達成するための合理的配慮が提供されるよう、大学等は実習先機関と密接に情報交換を行うことが重要である。

(公平な試験の配慮)

○入試や単位認定等のための試験においては、点字や拡大文字等による情報保障、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価

するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるよう配慮する。

(公平な成績評価)

○成績評価においては、障害のある学生の学習の成果等を適切に評価することが必要である。このため、学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意する必要がある。

(心理面・健康面の配慮)

○障害のある学生が周囲と適切な人間関係を構築するためには、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の学生や教職員が障害について理解を深めることが重要である。

また、学習の見通しが立てられるようにすることや周囲の状況を判断できるようにすることで、学生の心理的不安を取り除くことが可能となる。

このほか、健康状態に応じて学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消することにより、自己肯定感を高めることが期待されることから、心理面・健康面への配慮が望まれる。

(5) 支援体制

(専門性のある支援体制の整備)

○学長がリーダーシップを発揮し、大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要である。例えば、学習の場面等を考慮した学内の役割分担を明確にすることが考えられる。

(担当部署の設置及び適切な人的配置)

○支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置(専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等)を行うほか、学内(学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員)との連携を図る。

(外部資源の活用)

○また、障害は多岐にわたり、各大学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外(自治体、NPO、他大学等、特別支援学校など)の教育資源の活用や医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

(学生、教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮)

○障害により、日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発を図る。

また、障害のある学生の集団参加の方法について、障害のない学生や教職員が考え実践する機会や、障害のある学生自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定することが望まれる。

(災害時等の支援体制の整備)

○災害時等の対応について、学生の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっても、個々の障害の状態・特性等を考慮する。

(学生の支援者の活用)

○障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、学生を支援者として活用することも一つの方法である。

○一方で、学生の支援者の活用に当たっては、一部の学生に過度な負担がかかることや支援に携わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(6) 施設・設備 (略)

6. 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項

○大学等が障害のある学生に合理的配慮を提供するためには、大学等のみならず、国や独立行政法人等の関係機関による取組が必要不可欠である。今後、障害のある学生が学びやすい環境を整備し、修学機会を確保するために関係機関が取り組むべき事項について検討し、短期的課題、中・長期的課題として以下のとおり整理した。

(1) 短期的課題

1) 各大学等における情報公開及び相談窓口の整備の促進

○各大学等における障害者の修学に関する情報公開について、現状では大学等により情報提供内容は様々である。また、各大学等に相談する際も、窓口が統一されていないなど、学生にとって利用しづらい状況が見受けられる。

○そのため、障害者が大学等への進学を検討するに当たり、必要な情報が得られない大学を修学先の選択肢から除外せざるを得ず、本人の学びたい分野ではなく、学べる保障のある大学等を選択したり、必要な情報が得られないことにより進学自体を断念せざるを得ないなど、その情報の獲得に苦慮している。

○各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、それに加え、入試における配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）をホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ、広く情報を公開することが必要である。

また、利用者の利便性の面等から相談窓口の統一や障害学生支援担当部署を設置することが必要である。

(以下略)

(2) 中・長期的課題

1) 大学入試の改善

(配慮の内容の公開)

○現在、大学入試センター試験における受験時の障害のある学生への配慮の実施状況等については、独立行政法人大学入試センター（以下、「センター」という。）が特別措置の実施状況として、その数を障害区分毎に公表している。

○障害種別が同一でもその程度が異なれば、実施すべき配慮の内容は異なり、重複障害の場合もあることから、センターにおいては、今後、障害のある受験生に実施した配慮毎にその内容を公開することが望まれる。プライバシーに配慮しつつも、障害の種類・程度・重複の有無と、これらに基

づいた配慮の内容がセンターにおいて公開されることにより、障害のある受験生やその指導教員が、その情報を基に想定される配慮の内容を知ることが可能となる。

○また、各大学等においても、センターと同様に障害のある学生に実施した配慮毎にその内容を公開することが望まれる。

(配慮の決定の改善)

○入試における障害のある受験生への配慮の決定に際して、現状では、センター試験の場合、障害等の種類・程度に応じて類型化された特別措置の内容から特別措置申請者が希望するものを選択することを基本としつつも、それ以外の措置についても希望するものを聴取した上で、それぞれの配慮の必要性を専門家が判定をしている。また、各大学等では、センターの決定方法や決定内容を参考に配慮の内容を決定している。

○今後、入試における具体的な配慮の決定にあたっては、障害のある申請者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるとともに、センター試験及び各大学等の受験を予定している障害者一人一人のニーズに応じた配慮がなされるよう、一層の改善が図られるべきである

2)～5) (略)

6) 就職支援等

○障害のある学生の就職に関する支援については、就職が障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、ハローワークをはじめとする労働関係機関や地域の社会福祉施設、NPO 等と連携してきめ細やかな就職支援を行うことが必要である。

○特に、発達障害のある学生については、学生個々の障害の程度や本人の希望により、一般の雇用と障害者雇用のいずれが望ましいか、慎重に検討することが必要であることから、その具体的な支援方策等について、今後検討を進めていく必要がある。

○また、出口である就職支援のみならず、キャリア教育やインターンシップにおける支援について検討することも重要である。

7) 専門的人材の養成

○障害のある学生に対し、的確で有効な支援を提供するためには、各大学に障害に対する専門的知識や技術を有する専門的人材（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を適切に配置することが重要である。

○また、障害のある学生の教育的ニーズを的確に把握し、個々の障害の状態・特性等に応じた支援の提供や、様々な教育機会に対応して十分な情報保障等の支援を行うためには、専門的人材を養成することが必要となる。

○これらの専門的人材を効果的に養成するため、現在各大学等で行われている人材養成や研修等の一層の充実を図るとともに、例えば、拠点校による人材養成プログラムの開発や様々な研修の機会を確保するなど、その方策について検討することが重要である。

○加えて、支援の専門的知識や技術、経験の継承の観点から、これらの専門的人材が各大学等において、安定的な雇用が保障されるよう検討を行うことが望まれる。

(注) 下線は当局が付した。

図表1-ア-④ 第3次障害者基本計画（抜粋）

<p>Ⅲ 分野別施策の基本的方向</p> <p>3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 高等教育における支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるように、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。</u> 3-(3)-1(略) 3-(3)-2○ <u>障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。</u> 3-(3)-3○ <u>入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。</u> 3-(3)-4(略) 3-(3)-5○ <u>障害のある学生の支援について理解促進、普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。</u> 3-(3)-6

(注) 下線は当局が付した。

図表1-ア-⑤ 第二次まとめ（抜粋）

<p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>まず、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強く認識することが必要である。これらのことはコンプライアンスの観点からも非常に重要であり、対外的な説明も求められるものである。このため、関連の取組を進めるに当たって、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。</p> <p>その上で、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>なお、障害のある学生への支援は、これらの不当な差別的取扱いと合理的配慮の観点からのみ行なわれるものではなく、障害の有無に関わらず、大学等として学生に対して当然行うべき様々な支援が不可欠である。</p> <p>① 不当な差別的取扱い</p> <p>文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すことと位置付けられる。</p> <p>正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等の観点から、判断することが必要である。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。</p>
--

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実技実験）、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

② 合理的配慮

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

また、障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

(2) 大学等における実施体制

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。これらの体制整備に必要な観点や手順を以下に示す。

なお、体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえるとともに、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要である。

① 事前的改善措置

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備（事前的改善措置）を行うことが有効である。これらの環境整備は、障害のある学生の心理的負担に加え、合理的配慮等、個別の支援の申出や問合せに対応する負担を軽減することが期待される。また、必要なコストの削減・効率化にもつながる可能性があることから積極的な推進が望まれる。特に、施設の整備については、中長期的な計画・取組が重要である。

② 学内規程

全ての国立の大学や高等専門学校においては、障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領が策定・公表されている。これらの要領の作成・公表は公立大学等においても努力義務となっており、私立大学等においても、公的な性格を持つ教育機関という位置づけに鑑み、国立大学等と同様の対応が望まれる。また、これらの職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルールの作成・公表が望まれる。

③ 組織

i 委員会

大学等における障害のある学生への支援に関する意思決定を行う機関。

ii 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口

支援の申出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署が中心となり、学内の専門部署や障害のある学生の所属部局・担当教員が連携して支援を行う。

障害のある学生への支援を主な職務とする教職員（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等の専門知識や技術を有する者）を配置することが望ましい（6.（5）参照）。

iii 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてはハラスメント防止委員会等が挙げられる（5.（4）参照）。

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

合理的配慮の内容を決定する際の主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

なお、これらの手順は障害学生支援室等が組織として正式に提供する合理的配慮について示したものであるが、実際にはこれらの専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意する。

① 障害のある学生からの申出

i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行う。

ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

iii 原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。

iv ただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行うことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

- i 障害のある学生本人と大学等（担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等）による建設的対話を行い、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行うことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けられるようにすることが重要である。

③ 内容決定の際の留意事項

- i 合理的配慮の申出の内容が教育に関わるものの場合、まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認する必要がある。その上で、この本質を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整する。
- ii 合理的配慮の検討過程において、大学等が過重な負担に当たると判断した場合、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るように努めるとともに、他の実現可能な措置を提案する。

④ 決定された内容のモニタリング

合理的配慮の内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、提供した支援についてのモニタリングを行い、必要がある場合には内容の調整を行う。

(4) 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行う学内組織を整備することが望ましい。その際に留意すべき観点を以下に示す。

- ① 障害のある学生への支援を行う部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる組織とすること。これらの委員会には障害者が参加していることが望ましい。
- ② 学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織で調停ができなかった場合でも、障害者差別解消法に基づいて、障害のある学生は学外の相談・調停窓口（文部科学省高等教育局学生・留学生課、法務省人権擁護局、障害者差別に関する条例を制定する地方公共団体、障害者差別解消支援地域協議会等）に、紛争解決のための相談を行うことができる。そのため、大学等は、学内の紛争解決のための学内組織の存在に加えて、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を、障害のある学生に周知し、必要に応じて連携を図ることが重要である。

6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

障害のある学生に提供する教育については、4. (3)③ i に記載した内容と同様、まず、その変えることのできない本質の確認が必要である。その上で、この本質は変えることなく、提供方法を調整するとともに、授業内容や教科書、資料等へのアクセシビリティを確保することで、全ての学生が同等の条件で学べるようにすることが重要である。また、（卒業後の）資格取得や就職に関するものなど、教育の本質とは異なる付随的要件を理由に評価されることは避けなければならない。

この際、合理的配慮の提供等により、障害のある学生に様々な教育活動への参加が保障される

のであれば、このことについての積極的な検討が重要である。これらのために留意すべき観点を以下に示す。

- ① 3つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。
- ② 授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行う、コミュニケーション上の支援を行うなどがあげられる。
- ③ 教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるように、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる。
- ④ 授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である。
- ⑤ 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合には、支援の主体が不明確になりがちである。この際、受入れ機関においても一定の支援が必要になる（国内の機関であれば障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務等が発生）と考えられるが、この調整が困難になる場合もあることが予想される。そのため、大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行う必要がある。その際、学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行うことが重要である。
- ⑥ 入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行う。その際、支援の在り方について事前に検討できるように、試験の形式や、評価基準について、シラバス等に明記する。
- ⑦ レポートや発表等、試験以外の課題においても、その目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また、目的を損なわないようにしながら、障害のある学生の学修成果を適切に評価できるように、提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。
- ⑧ 成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げるなどには行わないよう留意する。
- ⑨ 障害により教育課程の履修に時間を要すると考えられる場合は、当該学生と相談の上、その状況に応じた履修計画を策定するように努める。この際、障害のある学生の負担軽減の観点から、長期履修制度の活用も検討することが望ましい。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等（以下、「高校等」という。）に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である。

- ① 高校等が作成している個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、教育支援内容の効率的な引継ぎを図る。
- ② 支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人（必要に応じて保護者も）の同意を得た上で行う。
- ③ 障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める。
- ④ 必要な支援を適切に提供することによって、能力を発揮することが可能となったケース、目標を達成したモデルケースについて、障害のある学生本人の同意を得た上で大学等が積極的に発信する。それにより、障害のある生徒の大学等進学への意欲を喚起するとともに、高校等における進路指導での活用につながると考えられる。
- ⑤ 入学後の環境の変化や、障害の状態の変化、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、高校等在籍時に比べ教育活動や生活上の困難・不適応が顕著になるケースもある。そのため、高校等在籍時の支援状況如何に関わらず、支援の在り方については大学等入学後にも検討する。

(3) 大学等から就労への移行（就職）

障害のある学生の就職においては、一般的な採用方式と障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があること、卒業後の就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があることなど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行うことが難しい。また、学内において担当教員、障害学生支援室、就職課等の関係者が多岐にわたることに加えて、学外の支援機関や受入れ企業との連携が必要になる場合もある。このため、大学等においては、対話の中で障害のある学生の意向をつかみながら、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行うとともに、以下のような就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりを促進することが重要である。

- ① 職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識と理解に資するプログラムの提供、障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行うための支援。
- ② 障害のある学生には、一般の学生と異なる多様な就業・就労形態があることや、一般的な採用方式で雇用された場合においても、雇用主に合理的配慮等を求めることができることなどを伝える。また、大学等在籍時から相談できる地域の関係機関や、障害者雇用促進に関する諸制度、それらの活用方法についての情報提供を行う。
- ③ これらの支援や情報提供を行うことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大

学等のみでは困難であると考えられることから、以下のような関係部署・機関間の連携を強化する。

- i 学内における、修学支援担当部署と就職支援担当部署、障害のある学生への支援を行う部署等との間の連携。
- ii 学外における、ハローワークや地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、インターンの実施等を含む就職先となる企業・団体との連携。
- iii 障害のある学生の就職のノウハウの共有のため、大学等におけるガイダンスや説明会、出張相談を共同で実施するなどの大学等の間での連携。

④ 高校や大学等が作成・引き継いでいる個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、支援内容の効率的な引継ぎを図る（6.（2）①参照）。

⑤ 支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人の同意を得た上で行う。

(4) (略)

(5) 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行うためには、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別の場面において支援を行うカウンセラー、手話通訳者、アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材（以下、「支援人材」という。）の養成・配置が不可欠である。これらの支援人材は、障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在である。同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う。これらの支援人材の養成・確保について重要な点を以下に示す。

- ① 大学等において支援人材の組織的な位置づけや専門職としての立場を明確にする。
- ② 支援人材の更なる専門性の向上やキャリアパスの構築を推進する。特に、継続的な関わりが重要となる障害のある学生への支援の性質に鑑み、支援人材が長期的に支援を担うための身分的位置づけを確保する。
- ③ 支援人材が業務を円滑に遂行できるよう、サポート体制の整備や相談できる仕組みを構築する。
- ④ 支援人材の養成・研修等と、そのためのノウハウの蓄積・共有を推進する。なお、これらのことについては、支援補助学生にも同様の措置を進めることが有効である。

(6) 研修・理解促進

① 障害のある学生への支援を進めるに当たっては、全ての関係者の障害者差別の解消に向けた意識の向上が重要である。障害のある学生へのハラスメントは、障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底、そのための研修や理解促進のための取組が必要である。なお、これらの研修等は機構、大学等、関連の学協会等が実施しているものも活用し、多くの教職員に受講の機会を積極的に提供することが重要である。

② また、支援補助学生への研修や、障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組を実施することが望ましい。

(7) 情報公開

- ① 学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する。
- ② これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である。

(注) 1 下線は当局が付した。

2 「第二次まとめ」において、「行う」と「行なう」の表記が混在している。文部科学省のホームページと同様、「行う」で統一した。

図表1-ア-⑥ 第4次障害者基本計画（抜粋）

I、II（略）

III 分野における障害者施策の基本的な方向

1.～8.（略）

9. 教育の振興

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。[9-(3)-1]
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。[9-(3)-2]
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学のホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。[9-(3)-3]
- 障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。[9-(3)-4]
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。[9-(3)-5]
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。[9-(3)-6]
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。[9-(3)-7]
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。[9-(3)-8]

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表1-イ-① 発達障害者支援法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2～4 （略）

（教育）

第八条

2 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（注）下線は当局が付した。

図表1-イ-② 発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）（抜粋）

（発達障害の定義）

第一条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

（注）下線は当局が付した。

図表1-イ-③ 発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）（抜粋）

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）第一条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

（注）下線は当局が付した。

図表1-イ-④ 主な発達障害の定義について

自閉症の定義 <Autistic Disorder>

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、

③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より作成)

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

注意欠陥/多動性障害(ADHD)の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

※アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

(注) 文部科学省の資料(ウェブサイトに掲載)による。

図表1-ウ-① 全国の大学に在籍する発達障害のある学生数

(単位：人、%)

区分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学生数	2,987,481	2,991,385	2,975,589	2,977,816	2,983,992	2,999,971	3,020,539
障害のある 学生数	10,916 (0.4)	12,488 (0.4)	13,045 (0.4)	19,578 (0.7)	24,687 (0.8)	28,430 (0.9)	30,190 (1.0)
発達障害 のある学 生数	1,573 (0.05)	2,024 (0.07)	2,282 (0.08)	2,956 (0.10)	3,519 (0.12)	4,458 (0.15)	5,063 (0.17)
対象校数	780	780	780	782	778	782	785
在籍校数	590 (75.6)	603 (77.3)	619 (79.4)	650 (83.1)	667 (85.7)	673 (86.1)	678 (86.4)

(注) 1 日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」に基づき当局が作成した。

2 いずれの年度も5月1日現在の人数を示す。

3 学生数には、大学及び短期大学の学部（通学）、学部（通信）、大学院（通学）、大学院（通信）及び専攻科の人数を計上している。

4 対象大学数とは、日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の対象となった大学数を示す。

5 ()内の数値は学生数に占める割合又は対象校数に占める割合を示している。

図表1-エ-① 調査対象8国立大学法人に在籍する発達障害のある学生数

(単位：人、%)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度
学生数	71,016	70,939	70,597	70,559
障害のある学生数	188	271	281	380
発達障害のある学生数	48	73	75	121
支援を受けている学生数	45	62	71	102

(注) 1 当局の調査結果による。

2 いずれも調査対象8国立大学法人の合計数である。

2 発達障害のある学生の受入れ

(1) 国等職員対応要領の策定・公表

調 査 結 果	説明図表番号
<p>ア 国等職員対応要領の策定</p> <p>【制度の概要】</p> <p>障害者差別解消法の規定により、国立大学法人は、①「国等職員対応要領を定めるものとする」(第9条第1項)、②「国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」(同条第2項)、③同項は、「国等職員対応要領の変更について準用する」(同条第4項)とされている。</p> <p>なお、各国立大学法人に対し、一般社団法人国立大学協会(以下「国立大学協会」という。)から、「国等職員対応要領」雛形の作成について(送付)(平成27年10月30日付け国大協企画第142号、教育・研究委員会及び経営委員会障害者差別解消法の実施に関するワーキング・グループ)により、同対応要領及びその別紙「留意事項」のモデルが具体的に例示されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、国立大学協会の「雛形」などを参考にして、国等職員対応要領(以下「対応要領」という。)を策定済みである。</p> <p>次に、各国立大学法人の対応要領の内容をみると、いずれも、雛形の「合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」の一つである「意思疎通の配慮」の例示等に準じて、発達障害に係る事項を記載している。このうち、2大学(横浜国立大学、新潟大学)は、対応要領の別紙等「留意事項」において、「発達障害」を明記した上で、その合理的配慮の具体例を記載するなど、障害のある学生等にとって分かりやすいものとなっている。</p> <p>また、障害者差別解消法第9条第2項及び第4項の規定に基づく、事前の「障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置」(障害者等からの意見聴取)の実施状況をみると、対応要領策定時の資料がなく、事実関係を確認できない宇都宮大学を除く7国立大学法人のうち、3大学(茨城大学、群馬大学、埼玉大学)は行っており、さらに、2大学(茨城大学、群馬大学)は聴取した意見を対応要領の「留意事項」にも反映させている。しかし、残り4大学(千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学)は、雛形等に準拠して対応要領を策定しているなどとして、障害者等からの意見聴取を行っていない。</p>	<p>図表1-(1)-② (再掲)</p> <p>図表2-(1)-ア-①</p> <p>図表2-(1)-ア-②</p> <p>図表2-(1)-ア-③及び④</p> <p>図表2-(1)-ア-②(再掲)</p> <p>図表2-(1)-ア-⑤及び⑥</p>
<p>イ 対応要領の公表</p> <p>【制度の概要】</p> <p>障害者差別解消法の規定により、国立大学法人は、①「国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」(第9条第3項)、②同項は、「国等職員対応要領の変更について準用する」(同条第4項)とされている。</p> <p>なお、第二次まとめでは、「学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全</p>	<p>図表1-ア-②(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑤(再</p>

<p>体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する」(6. (7)①)、「これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人々がアクセス可能な形で提供することが重要である」(6. (7)②) とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、対応要領をホームページで公表している。これらホームページにおいて、対応要領へのアクセスのし易さ(アクセシビリティ)を実地に確認したところ、5大学(茨城大学、群馬大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学)は、トップページから掲載箇所までの手順が少なく(階層が浅く)、また、「支援」の用語に着目し検索して行けば比較的容易に対応要領を確認できるなど、見付け易いものとなっている。</p> <p>これらに対して、3大学(宇都宮大学、埼玉大学、新潟大学)は、トップページから掲載箇所までいくつもの手順を経る必要がある(階層が深い)、また、受験希望者等には日常的に馴染みがないとみられる用語(規程集、規則一覧等)によるメニューを経由する必要があるなど、容易に見付け出すことができない。</p> <p>また、調査対象8国立大学法人のいずれも、受験希望者のアクセスが多いとみられる「入試情報」、「受験生の方」等のメニューバーから、対応要領を見付け出すことができない。</p> <p>なお、複数箇所に対応要領を掲載している大学の中には、最新の改正内容が反映されていない箇所等があるもの(千葉大学、新潟大学)も見受けられた。利用者の誤解を招くことのないよう、障害者差別解消法の規定(第9条第4項)の趣旨を踏まえ、適切に掲載する必要がある。</p> <p>上記アについて、障害者差別解消法第9条第2項及び第4項の規定に基づく「あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置」が行われていない理由として、国立大学協会の雛形を参考に対応要領を策定していることを挙げている大学がみられるように、雛形に沿った対応要領を策定することに重きを置き、当事者足り得る障害者等の意見を反映させることについての意識が乏しいことによるものと考えられる。</p> <p>また、イについて、同法第9条第3項及び第4項の規定に基づき各大学が公表している対応要領を容易に見付け出すことができない理由も、学内規程の公表が、「合理的配慮を受ける」側となる障害のある学生や受験希望者、さらには、その親族等への情報提供の一環であるという意識が乏しいことによるものと考えられる。</p> <p>【改善所見】</p> <p>したがって、国立大学法人は、障害者差別解消法の規定を遵守するとともに、国等対応要領の一層の周知を図る観点から、他の大学の例を参考に次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 国等対応要領及びその別紙「留意事項」について、次回の改正の機会をとらえるなどし、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じること。</p>	<p>掲)</p> <p>図表2-(1)-イ-①</p>
--	------------------------------

<p>② 国等対応要領の公表について、ホームページで見付けやすく、容易に検索できるよう、工夫すること。複数箇所に国等対応要領を掲載している場合、いずれも最新の改正が反映されたものに一致させること。</p>	
--	--

図表2-(1)-ア-① 国立大学協会による国等職員対応要領などの「雛形」

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（雛形）」

平成○年○月○日

国立大学法人○○大学 規程第○○号

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人○○大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明

し、理解を得るよう努めなければならない。

- 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- 二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 三 費用・負担の程度
- 四 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする
- 二 総括監督責任者 理事（〇〇担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする
- 三 監督責任者 部局長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする
- 四 監督者 就業規則第〇〇条に規定する〇〇のうちから監督責任者の指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

（監督者の責務）

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
 - 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

(以下、例示)

- 一 障害学生支援室
- 二 学生相談室
- 三 保健管理センター
- 四 所属学部
- 五 学長が指名する障害のある教職員

(紛争の防止等のための体制の整備)

第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

(以下、例示)

- 一 障害学生支援委員会
- 二 人権委員会
- 三 コンプライアンス委員会
- 四 学長が設置する第三者委員会

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修

三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第11条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第○条第○号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

○「別紙 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項（雛形）」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障

害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること

- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

図表2-(1)-ア-② 国等対応要領の策定状況 (8国立大学法人)

大学名	策定状況	発達障害に係る記載内容	障害者等からの意見聴取
茨城大学	国立大学協会の「雛形」を参考にして、「国立大学法人茨城大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」(平成28年3月22日規程第32号)を策定(最終改正:30年3月30日)	国立大学協会の雛形に準じ、同規程別紙「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載	同規程の策定に当たり、学内に在籍していた障害のある非常勤講師からヒアリングを実施。当該講師の意見に基づき、相談窓口を複数設けることについて同規に盛り込み。 (図表2-(1)-ア-⑤参照)
宇都宮大学	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)を参考にして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」(学長裁定平成28年3月11日)を策定(最終改正:31年4月1日)	国立大学協会の雛形に準じ、同要領別紙「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載	対応要領の策定に当たり、「障害者等から意見を聴取したか否かについては、策定当時の資料等がないため、確認できない」と説明
群馬大学	国立大学協会の「雛形」を参考にして、「国立大学法人群馬における障害を理由とする差別の解消推進に関する教職員対応要領」(平成28年4月1日)を策定	国立大学協会の雛形に準じ、同要領別紙「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載	障害のある教職員や学生にヒアリングを実施。意見を踏まえ、「留意事項」について、合理的配慮の具体例に、4か所の加筆、修正。 (図表2-(1)-ア-⑥参照)
埼玉大学	国立大学協会の「雛形」を参考にして、「国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則」(平成28年3月17日規則第62号)を策定(最終改正:令和元年6月27日)	国立大学協会の雛形に準じ、同規則別紙「留意事項」の第2の「②意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載	専門領域(特別支援教育、心理学)の教員から意見を聴取(ただし、対応要領等への反映なし)。
千葉大学	国立大学協会の「雛形」を参考にして、「国立大学法人千葉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領」	国立大学協会の雛形に準じ、「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載	国立大学協会の雛形に準じて策定した対応要領は法律に準拠した内容であるとして、障害者その他の関係者の意見聴取は行

	(平成28年4月1日、最終改正：令和元年7月1日)及び「国立大学法人千葉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領における学生等に関する留意事項」(平成28年4月1日)を策定		っていない。
一橋大学	国立大学協会の「雛形」を参考にして、「国立大学法人一橋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」(平成28年4月1日)を策定	国立大学協会の雛形に準じ、同規則別紙「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載	対応要領を就業規則として取り扱うべきか否か等について、学外の専門家(社会保険労務士)から意見を聞いているが、障害者やその関係者からの意見聴取は行っていない。
横浜国立大学	「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例(日本学生支援機構)」及び国立大学協会作成の「国等職員対応要領」雛形を参考にして、「国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則」(平成28年3月22日規則第24号)策定(最終改正：31年3月26日)	国立大学協会の雛形に準じ、同規則別紙1「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載。 また、「留意事項」の「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」に、「発達障がい」等と明記した上で、配慮すべき事項を記載(図表2-(1)-ア-③参照)	対応規則は、文部科学省の対応指針等を参考に本学の体制及び合理的配慮の対応事例等に合わせて検討し策定。障害者その他の関係者の意見聴取は行っていない。
新潟大学	国立大学協会の「雛形」を参考にして、「国立大学法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」(平成28年3月31日規程第24号)を策定(最終改正：31年3月31日)	国立大学協会の雛形に準じ、同規程の別記「留意事項」の「意思疎通の配慮」に、発達障害に係る合理的配慮の具体例を記載。 「留意事項」には、発達障害を含む「おもな障害特性別合理的配慮の具体例」(図表2-(1)-ア-④参照)	「対応要領は、障がい全般について記載」として、障害者その他の関係者の意見聴取は行っていない。

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-ア-③ 「留意事項」に発達障害の「合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」を記載している例（横浜国立大学）

横浜国立大学は、「国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則」の別紙1「留意事項」において、次のとおり、独自に、「発達障害等のため」と明記し、合理的配慮に該当し得る配慮の具体例を記載している。教職員のみならず、障害のある学生等にとっても分かりやすい。

（国立大学協会の雛形には、合理的配慮の具体例は示されているものの、個別の障害名までは明記されておらず、対応する具体例も例示されていない。）

○「国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則における留意事項」（抜粋）

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

○ 発達障がい等のため、人前での発表が困難な障がい者に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので採点すること

横浜国立大学は、このような記載とした理由について、「教職員対応規則の策定に当たり、国立大学協会の雛形が示される前に、文部科学省の「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（案）を参考に、独自の素案を作成していたため」と説明している。

なお、「留意事項」の「第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」には、「独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」及び「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を参考とする」と参考資料も明記しており、教職員に有益とみられる。

（注）当局の調査結果による。

図表2-(1)-ア-④ 「留意事項」に、発達障害を含む「おもな障害特性別合理的配慮の具体例」を記載している例（新潟大学）

新潟大学は、「国立大学法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」の別記「留意事項」において、「2. 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」のほか、国立大学協会の「雛形」にない、「[参考] おもな障害特性別合理的配慮の具体例」を独自に掲載している。これには、①身体障害、②視覚障害、③聴覚障害、④病弱・虚弱、⑤精神障害、発達障害等の別に、それぞれ対応する具体例が示されており、教職員のみならず、障害のある学生等にとっても分かりやすい。

「精神障害、発達障害等」については、次のとおりである。

【別記】国立大学法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項（抜粋）

【別添2】

事務・事業のうち特に教育の分野における留意事項

[参考] おもな障害特性別合理的配慮の具体例

⑤ 精神障害、発達障害等

- 注意事項等文書伝達，実技・実習配慮，教室内座席配慮，板書撮影，講義録音，定期試験における別室受験，時間延長，定期試験におけるレポート代替，学外実習時の付添い，スケジュール管理、コミュニケーション能力育成の場の設定

新潟大学は、このような記載とした理由について、「具体例を追加した方が、配慮すべき内容が分かりやすいと考えたため」と説明している。

なお、策定に当たり、事前に独自の素案を作成し、その上で、国立大学協会の雛形も踏まえ、学内の特別修学専門委員会で検討を行っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-ア-⑤ 国等対応要領の策定に当たり、障害者等の意見を聴取し、反映させている例（茨城大学）

茨城大学は、国等対応要領の策定に当たり、学内に在籍していた障害のある非常勤講師から意見を聴取している。当該講師からは、「学生にとって身近なところに相談窓口がある方がよい」等の意見があり、これを踏まえ、相談窓口を複数設けることを決定するとともに、次のとおり、同要領第8条に、その旨を盛り込んでいる。

(相談体制等の整備)

第8条 教職員による差別に対する障害者及びその家族その他関係者からの相談の申出は、コンプライアンス相談・通報窓口その他学内各事務窓口で受け付けるものとする。

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-ア-⑥ 国等対応要領の策定に当たり、障害者等の意見を聴取し、反映させている例（群馬大学）

群馬大学は、国等対応要領の策定に当たり、障害のある教職員や学生から意見を聴取しており、次のとおり、その「留意事項」における合理的配慮の具体例について、4か所の加筆、修正を行っている。

○物質的環境への配慮の具体例（加筆）

- ・体温調整が難しい学生等に、室温の調整を配慮すること

○ルール・慣行の柔軟な変更の具体例（加筆）

- ・情報保障者の教室等での配慮と業務を理解し、考慮すること
- ・移動に時間を要する学生等に配慮し、授業時間などの調整を行うこと

○意思疎通の配慮の具体例（修正（発達障害のある学生からの意見を反映））

- ・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より具体的な表現を使って説明すること

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-イ-① 国等対応要領の公表状況（8国立大学法人）

大学名	ホームページの掲載箇所、受験希望者等からみたアクセスのし易さ
茨城大学	<p>[大学ホームページに掲載]</p> <p>(検索手順)「トップページ」→「教育」→「学生支援」→「障がい学生のサポート」</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が少なく（階層が浅く）、「支援」、「サポート」の用語に着目し検索して行けば、比較的容易に見付け出すことができる。</p>

	<p>一方、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「入試情報」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
宇都宮大学	<p>[大学ホームページに掲載] (検索手順)「トップページ」→「情報公開」→「宇都宮大学規程集」→「規程一覧」→「6 総務」</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順は少ない(階層が浅い)が、受験希望者等には日常的になじみがないとみられる用語のメニューを経由する必要がある、容易に見付け出すことができない。</p> <p>また、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「受験生応援サイト」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
群馬大学	<p>[大学ホームページに掲載] (検索手順)「トップページ」→「大学概要」→「情報公開」→「法人情報」の「その他の情報」</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が少なく(階層が浅く)、比較的容易に見付け出すことができる。</p> <p>一方、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「受験生のみなさまへ」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
埼玉大学	<p>[大学ホームページに掲載] (検索手順)「トップページ」→「大学概要」→「情報公開」→「諸規則一覧」→「国立大学法人埼玉大学諸規則一覧」→「第2編 管理及び運営」の「第6章 その他」</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が多く(階層が深く)、また、受験希望者等には日常的になじみがないとみられる用語のメニューを経由する必要がある、容易に見付け出すことができない。</p> <p>また、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「受験生の方」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
千葉大学	<p>[大学ホームページに掲載] (検索手順)「トップページ」→「大学案内」→「公表事項」→「国立大学法人としての公表事項」の「11 その他」の「障害を理由とする差別の解消の推進」</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が少なく(階層が浅く)、比較的容易に見付け出すことができる。</p> <p>(注)上記の検索手順のほか、「公表事項」→「千葉大学規程集」→「諸規程一覧」→「第1編 全学共通」の「第1章 就業規則」の「第2節 就業規則関係要項等」によって、「要領」を見付け出すことも可能。</p> <p>ただし、掲載されている「要領」は、「平成30年8月1日改正」までであり、上記検索手順により確認できる「要領」の「令和元年7月1日改正」が反映されていない。</p> <p>一方、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「入試案内」及び「受験生」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
一橋大学	<p>[大学ホームページに掲載] (検索手順)「トップページ」→「在学生の方へ」→「相談窓口」の「障害学生支援</p>

	<p style="text-align: center;">室」→「支援に関する規則」</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が少なく（階層が浅く）、また、「支援」の用語に着目し検索して行けば、比較的容易に見付け出すことができる。ただし、「在学生の方へ」のメニューバーであり、発達障害のある受験希望者等が躊躇なく選択するか、疑問が残る。</p> <p>（注）上記の検索手順のほか、①「大学案内」→「情報公開」→「法定公開情報」→「組織に関する情報」、又は②「大学案内」→「情報公開」→「国立大学法人一橋大学規則集」→「第13章 就業規則」の2つの手順によって、見付け出すことも可能。いずれの手順によっても、「国立大学法人一橋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」（平成28年3月22日規則第73号、別紙「留意事項」を含む。）が表示（同規則について、策定後、改正なし）</p> <p>また、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「一橋大学で学びたい方へ」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
横浜国立大学	<p>[大学ホームページに掲載]</p> <p>（検索手順）「トップページ」→「大学案内」→「情報公開」→「障がい理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則の公表」（規則、同留意事項）</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が少なく（階層が浅く）、比較的容易に見付け出すことができる。</p> <p>（注）上記の検索手順のほか、「情報公開」→「規則集」→「規則一覧」→「第2編 人事」の「第1章 就業規則等」によって、「教職員対応規則」を見付け出すことも可能（「留意事項」は「別紙1」で、Word文書）。掲載されている規則は、上記の検索手順による場合と同じ（平成31年3月26日改正）。ただし、こちらの検索は、階層が深く、受験希望者等には日常的になじみのないと思われる用語のメニューを経由する必要がある。</p> <p>一方、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「受験生の方」から対応要領を見付け出すことができない。</p>
新潟大学	<p>[大学ホームページに掲載]</p> <p>（検索手順）「トップページ」→「大学案内」→「新潟大学について」→「組織」→「新潟大学規程集」→「規程一覧」→「第1編 全学」の「第4章 人事・労務管理 第1節 就業規則」（規程が掲載。「留意事項」は「別記」で、WORD文書）</p> <p>トップページから掲載箇所までの手順が多く（階層が深く）、また、受験希望者等には日常的になじみがなくとみられる用語のメニューを経由する必要があるため、容易に見付け出すことができない。</p> <p>（注）上記の検索手順のほか、「新潟大学について」→「公表事項」→「組織（法人）関連情報」→「障害差別解消法への対応」に、国等対応要領（PDF）が掲載。ただし、平成28年3月31日当初（同年4月1日施行）の規程であり、その後の改正内容が反映されておらず（最終改正：平成31年3月31日）、また「留意事項」も添付されていない。この手順で見付け出した場合、誤解を招くおそれがある。</p> <p>また、受験希望者のアクセスが多いとみられるメニューバー「入学を希望する方」から対応要領を見付け出すことができない。</p>

（注）当局の調査結果による。

(2) 発達障害のある学生の把握・公表

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>日本学生支援機構は、毎年度、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下「障害学生の修学支援実態調査」という。）を実施し、調査結果を公表している。</p> <p>第3次障害者基本計画において、高等教育における支援の推進の中で、「入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する」（3-(3)-4）とされている。</p> <p>また、第4次障害者基本計画においても同様に、高等教育における障害学生支援の推進の中で、「大学等の入試における配慮の内容」や「学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する」（9-(3)-8）とされている。</p> <p>これらの情報は、障害のある高校生等が受験する大学を検討する際の重要な判断材料となる。特に、障害のある学生の在籍数などについては、あらかじめ把握できれば、より安心が増すものと考えられる。</p> <p>なお、この点について、近畿管区行政評価局が実施した「障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査」（平成29年11月30日、通知・公表。以下「近畿管区局調査」という。）の「大学の支援に関する意識調査」においても、障害のある学生から「障害学生が沢山いることは大学の受入れ姿勢の表れだと思うので、障害学生数を公表されていればいいと思う」、「障害学生数が公表されていれば、大学が支援をしていることについて、説得力を持ち、受験希望者も安心できる」などの意見があった。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 障害のある学生の把握の取組</p> <p>(ア) 把握の取組</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、障害のある学生を把握するための取組を実施している。取組内容は大学ごとに様々であり、入学試験や授業等における合理的配慮の申出により把握している。</p> <p>一方、これに加えて、全新生を対象とした健康診断等において障害の有無を把握しているものが6大学（茨城大学、群馬大学、埼玉大学、宇都宮大学、一橋大学、新潟大学）ある。</p> <p>また、これら6大学のうち、茨城大学は、健康診断時の健康質問表に発達障害の疑いのある学生を把握するための質問項目を設けており、群馬大学は、1年次の必修科目「健康教育」において発達障害の疑いのある学生を把握するための調査を実施している。これらの取組により、両大学とも、発達障害の疑いのある学生を数名把握している。</p> <p>さらに、関連で調査した8公立大学・私立大学のうち、2大学（長野大学、法</p>	<p>図表1-ア-④（再掲）</p> <p>図表1-ア-⑥（再掲）</p> <p>図表2-(2)-①</p> <p>図表2-(2)-②</p> <p>図表2-(2)-③、④</p> <p>図表2-(2)-⑤</p>

政大学)は、障害のある学生を支援する体制を早期に構築するため、入学前の時点で、全ての一般入学試験合格者に対して送付する資料に、支援が必要な場合は相談を申し出ることができる旨等を周知している。これらの取組により、若干名の発達障害のある学生からの申出等があり、早期把握につながっている。

(イ) 把握した情報の共有

調査対象8国立大学法人の中には、障害のある学生から支援の申出があった場合、円滑な支援を実施する観点から、学生の個人情報(障害の特性など)を支援関係者と共有する旨の同意を書面で得ているものが5大学(茨城大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学)ある。

また、関連で調査した8公立大学・私立大学にも、4大学(横浜市立大学、明星大学、明治大学、早稲田大学)に同様の例がある。

これらの取組は、個人情報の取扱いについて検討する上で参考になるものと考えられる。

図表2-(2)-⑥

図表2-(2)-⑥の
(参考)

イ 障害のある学生数の公表

(ア) 障害のある学生数

調査対象8国立大学法人のいずれも、平成30年5月1日現在、障害のある学生が在籍しており、学生数7万559人のうち、障害のある学生は380人(0.5%)である。日本学生支援機構が実施している障害学生の修学支援実態調査によると、平成30年5月1日時点の全国の国立大学法人における学生数59万10人のうち、障害のある学生は5,613人(0.9%)であり、調査対象8国立大学法人の障害のある学生数の割合(0.5%)は、全国ベースよりも低い。

また、障害のある学生のうち、調査対象8国立大学法人で支援を受けている者は307人おり、障害の種別をみると、i)「視覚障害」4人(構成比1.3%)、ii)「聴覚・言語障害」18人(5.9%)、iii)「肢体不自由」17人(5.5%)、iv)「病弱・虚弱」19人(6.2%)、v)「発達障害」(診断書有)102人(33.2%)、vi)「精神障害」129人(42.0%)、vii)「その他の障害」15人(4.9%)等となっている。

なお、調査対象8国立大学法人から支援を受けている学生数について、平成27年度から30年度までの推移をみると、平成27年度151人(学生数に占める割合は0.2%)、28年度225人(同0.3%)、29年度242人(同0.3%)、30年度307人(同0.4%)と年々増加し、27年度の2倍強の人数となっている。

関連で調査した8公立大学・私立大学のいずれにも、平成30年5月1日現在、障害のある学生が在籍しており、学生数15万1,305人のうち、障害のある学生は1,161人(0.8%)である。日本学生支援機構の障害学生の修学支援実態調査によると、平成30年5月1日時点の全国の公立大学等における学生数242万6,529人のうち、障害のある学生は2万4,577人(1.0%)であり、上記8公立大学・私立大学における障害のある学生数の割合(0.8%)は、全国ベースよりも低い。

図表2-(2)-⑦

図表2-(2)-⑧

図表2-(2)-⑦
(再掲)
図表2-(2)-⑧の
(参考)

また、平成30年5月1日現在、これら8公立大学・私立大学の障害のある学生のうち、支援を受けている者は524人おり、障害の種別をみると、i)「視覚障害」11人(構成比2.1%)、ii)「聴覚・言語障害」38人(7.3%)、iii)「肢体不自由」39人(7.4%)、iv)「病弱・虚弱」20人(3.8%)、v)「発達障害」(診断書有)154人(29.4%)、vi)「精神障害」241人(46.0%)、vii)「その他の障害」17人(3.2%)等となっている。

なお、8公立大学・私立大学で支援を受けている学生数について、平成27年度から30年度までの推移をみると、27年度303人(学生数に占める割合は0.2%)、28年度360人(0.2%)、29年度416人(0.3%)、30年度524人(0.3%)と年々増加し、27年度の1.7倍強となっている。

(イ) 障害のある学生数の公表

調査対象8国立大学法人について、障害のある学生数の公表状況を見ると、障害のある学生数を i) 3大学(群馬大学、横浜国立大学、新潟大学)は、ホームページで公表しており、ii) 5大学(茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学)は、公表していない。

図表2-(2)-⑨

群馬大学は、ホームページで公開している「大学教育・学生支援機構報告書」(直近の公表は、平成29年度)において、障害学生支援室が置かれている「学生センター」の活動実績に、「障害学生数」(3,711)として、同室が「障害のある学生と認定し、修学支援の対象となっている学生数」を障害種別(聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者、発達障害・メンタルヘルス不調者)に掲載している。

横浜国立大学は、障がい学生支援室が支援を行った過去1年度分の学生数(直近は平成30年度)について、i) 視覚障がい、ii) 聴覚障がい、iii) 肢体不自由、iv) 精神障がい・発達障がい、v) 病弱・虚弱、vi) その他の区分により、同支援室のホームページで公表している。

また、新潟大学は、ホームページで公開している年報「自律と創生」(第12号、30年12月)に、特別修学サポートルーム(平成26年6月1日設置)が支援した学生数について、26年度から30年度までの各年度の総数、棒グラフのみで障害別(聴覚・視覚、発達、全障がいの3区分)に掲載している。

これら3大学は、障害のある学生数を公表している理由について、i) 障害学生に対する修学支援に係る活動実績報告のため(群馬大学)、ii) 障害学生に対する支援に係る取組状況を周知するため(横浜国立大学)、iii) 障害学生に対する支援に係る業績報告のため(新潟大学)としている。

一方、障害のある学生数を公表していない5大学は、その理由について、i) 個人が特定されるおそれがあると考えられるため(5大学:茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学)、ii) 大学ホームページに支援の流れや配慮の例を掲載しており、障害のある受験希望者に十分な情報提供ができていると考えられるため(1大学:一橋大学)、iii) 障害のある学生のうち大学が支援を実施している者等の定義が一部不明確であり、不用意に数値を公表するこ

とは適切ではないため（1大学：茨城大学）などとしている。

なお、公表している3大学のうち、横浜国立大学及び新潟大学は、障害のある学生数の公表後、特段の支障が生じておらず、「今後も公表を継続する予定」としている。

また、関連で調査した8公立大学・私立大学のうち、4大学（長野大学、法政大学、明治大学、早稲田大学）は、障害のある学生数等を公表している。これらのうち、さらに2大学（法政大学、明治大学）は、「例年、障害のある受験希望者やその親族等から、大学に対して障害のある学生の在籍状況について問合せがある」としている。

長野大学は、障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、地方公共団体等職員対応要領（「長野大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」（平成29年要綱第38号））を定めている。同要領の「留意事項」において、「障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示す」との基本的な考えの下、「特に、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等について、可能な限り具体的に明示するとともに、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開する」とし、特記事項の一つに「受入れ実績」が明記されている。このような規定を定めている例は、今回の調査対象8国立大学法人や関連で調査した他の7公立大学・私立大学に、みられなかった。

また、明治大学は、「障がい学生支援基本方針」（2018年（平成30年）11月29日）において、情報公開に関し、「障がいのある学生の受入姿勢・方針、学内のバリアフリー状況等について、積極的な情報公開に努めます」（2（2））としている。その方針に基づき、「2018年度明治大学学習支援報告書」（2019年（令和元年）7月学習支援推進委員会）の障がい学生支援室（2018年11月、従来の「障がい学生学習支援チーム」から名称変更）の活動報告に、「障がい学生の支援」として、障がいのある学生ごとに、学年、障がい種別に、支援内容等を詳細に記載するなど、情報提供の更なる充実を図っている。なお、このような詳細な内容の例は、他にみられなかった。

障害のある学生の個人情報や数値の公表の仕方等について、慎重に検討することも必要である一方、障害のある受験希望者等にとって、同様の障害を持つ先輩学生が在籍していることによる安心感などから、その人数についても知りたいというニーズに応え、障害のある学生の在籍状況の公表について検討すべき余地はあるものと考えられる。

なお、近畿管区局調査による障害のある学生に対する「大学の支援に関する意識調査」において、①「例え学生数が少数ないし1名であると、見る人が見れば、自分のことと特定されるかもしれないが、個人名が公表されるわけではないので、別に構わない。学生数を公表することが後輩達の安心材料になるので

図表2-(2)-⑨の
(参考)

図表2-(2)-①
(再掲)

あれば、公表する方が望ましい」、②「障害学生数が少数であり、個人が特定されるおそれがあることは気にならないし、たとえ学生数が1名であり、自分と特定されても別に構わない」、③「公表された障害学生数が1名だと、個人が特定されることについて不安はある。しかし、名前が出なければ、後輩のためになるなら、特定されても構わない」との意見もあった。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、障害のある学生の把握の更なる推進及び障害のある受験希望者等に対する情報提供を一層推進する観点から、他の大学の取組も参考とし、障害のある学生の在籍状況の把握方法を見直すとともに、障害のある学生の在籍状況の公表について、大学の規模や状況に応じて学内で検討する必要がある。

図表2-(2)-① 近畿管区局調査の「大学の支援に関する意識調査」における学生の意見等（抜粋）

- 障がい学生受入実績、入学後に受けられる支援内容がホームページで確認できれば安心できる。
(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- ホームページに具体的な支援内容や支援を受けている者の状況など実際に自分が大学に行った際に受けられる支援がイメージできる内容と併せて、障害のある学生数が公表されていれば、より安心感は得られる。学生数が0名である場合、不安は抱くと思うが、行きたいと思う大学であれば、必ず大学にも連絡して情報を得ると思うので、そこで対応してもらえれば、不安は解消されるし、0名でも支援する意思があることがホームページに掲載されていれば、安心感を得られる。なお、例え学生数が少数ないし1名であると、見る人が見れば、自分のことと特定されるかもしれないが、個人名が公表されるわけではないので、別に構わない。学生数を公表することが後輩達の安心材料になるのであれば、公表する方が望ましい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 障害学生が沢山いることは大学の受入れ姿勢の表れだと思うので、障害学生数を公表されていけばいいと思う。逆に学生数0名であったとしても、人によりどのような対応をしてもらえるかも分からないので、それだけでは大学を判断しない。なお、障害学生数が少数であり、個人が特定されるおそれがあることは気にならないし、たとえ学生数が1名であり、自分と特定されても別に構わない。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 障害学生数が公表されていれば、大学が支援をしていることについて、説得力を持ち、受験希望者も安心できる。たとえ、学生数0名であったとしても大学が支援していることが掲載されていけば、少しは安心する。なお、公表された障害学生数が1名だと、個人が特定されることについて不安はある。しかし、名前が出なければ、後輩のためになるなら、特定されても構わない。(公立・私立大学、発達障害のある学生)

(注) 「障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査結果報告書」(平成29年11月、近畿管区行政評価局)における「大学の支援に関する意識調査」の「問3 大学を選定するために、どのような情報がどのように得られれば良いと思いますか」に対する回答(同報告書247ページ～250ページ)を基に、当局が作成した(下線も当局)。

図表2-(2)-② 障害のある学生の把握状況(8国立大学法人)

大学名	各段階における障害のある学生の把握(実施部署)
茨城大学	<p>【入学前】 入学志願者からの事前相談に係る申出(受験上及び修学上の配慮を希望)により把握(バリアフリー推進室)</p> <p>【入学時】 全ての新生生に対して、健康診断に合わせて実施している「メンタルヘルススクリーニング」の「健康質問表」に、発達障害の可能性のある学生を抽出するための質問事項を設定(保健管理センター。詳細は図表2-(2)-③)</p> <p>【在学時】 ① 成績不振者、出席日数不足者等に対し、各学部の学生担任(注)による面談を実施。障害者支援が必要な場合、当該支援関連担当と連携(各学部学生担任)。 (注) 学生の成績等管理者。各学部の教員等が持ち回りで担当</p>

大学名	各段階における障害のある学生の把握（実施部署）
	② 随時、学生からの自己申告により把握（各学部学生担当委員、学生担任、なんでも相談室、保健管理センター、バリアフリー推進室）
宇都宮大学	<p>【入学前】</p> <p>① 入学志願者からの事前相談に係る申出（受験上及び修学上の配慮希望）により把握（アドミッションセンター）</p> <p>② 入学試験に合格した学生等からの問合せ（メールや電話）を通じ、発達障害のある学生を把握（アドミッションセンター、障がい学生支援室）</p> <p>③ 毎年3月、入学予定者に対し、健康状況の把握を目的に、「保健調査票」を配布。同調査において、心身の健康に関して相談や支援を希望する場合に記入することができる欄等を設定。これらにより発達障害のある学生を把握（保健管理センター）</p> <p>【入学時】 （特に、把握していない）</p> <p>【在学時】 随時、学生からの自己申告により把握（障がい学生支援室）</p>
群馬大学	<p>【入学前】 入学志願者から事前相談に係る申出（受験上及び修学上の配慮希望）により把握（学生受入課）</p> <p>【入学時及び在学時】</p> <p>① 1年次必修科目「健康教育」において、学生生活に関する困りごとについて調査を実施（健康支援総合センター及び障害学生サポートルーム。詳細は図表2-(2)-④）</p> <p>② 発達障害が疑われる未診断の学生が増加。障害学生サポートルームへの来訪者のうち希望する者には、各種検査による認知機能・発達障害の特性評価を実施（障害学生サポートルーム）</p> <p>③ 多様な窓口（入試相談、本人・家族から、教員（担任、学生支援委員）と学生支援センター（障害学生支援室）、健康支援総合センター（カウンセリング）との連携体制を整備し、随時把握（障害学生サポートルーム）</p>
埼玉大学	<p>【入学前】 入学志願者からの事前相談に係る申出（受験上及び修学上の配慮希望）により把握（アドミッションセンター）</p> <p>【入学時】 新入生全員を対象として定期健康の際に「メンタルヘルスカード」の提出を求めている。メンタルヘルスカードの記入内容に応じて、平成30年度は330名に対して保健センターへ来所を促し、180名に対して精神科を専門とする医師（2名）に</p>

大学名	各段階における障害のある学生の把握（実施部署）
	<p>よる面談を実施した。この面談では、障害のある学生がいないかどうか確認も行っている。</p> <p>【在学時】 随時、学生からの自己申告により把握（各学部窓口）</p>
千 葉 大 学	<p>【入学前】 入学志願者からの事前相談に係る申出（受験上及び修学上の配慮希望）により把握（入試課）</p> <p>【入学時】 合格者に送付する入学手続き等の手引きにおいて、「障害や疾患があり、これからの学生生活に不安がある方は入学手続き時に各学部の学務係等に必ず申し出て、大学所定の用紙に記入をしてください。」としており、本申出により把握（学生支援課）</p> <p>【在学時】 ① 毎年5月に、学生支援課から各担当（各学部学務係・総合安全衛生管理機構・学生相談室）に支援している学生の支援内容等について照会して把握。障害のある学生全体を対象としている。（学生支援課） ② 随時、学生からの自己申告により把握（各学部窓口、学生支援課）</p>
一 橋 大 学	<p>【入学前】 ① 入学志願者からの事前相談に係る申出（受験上及び修学上の配慮希望）により把握（入試課） ② 入学試験合格者に送付する資料の中に障害学生支援室のリーフレットを封入。同リーフレットにおいて、支援の流れ、連絡先等を記載。これにより、発達障害のある学生を把握（障害学生支援室）</p> <p>【入学時】 毎年度始めに、全ての新生生に対して、健康診断で使用している「健康質問表」に、i）発達障害を含む病気にかかったことがあるか（治療中のものも含む。）、ii）治療内容や現在の状況、iii）医師に相談したい事項等について回答する欄を設定。なお、この取組により、発達障害の可能性のある学生を把握した実績（保健センター）</p> <p>【在学時】 随時、学生からの自己申告により把握（障害学生支援室）</p>
横浜国立大学	<p>【入学前】 ① オープンキャンパス参加の際に、支援を希望する者の事前申請に係る申出（障がいの種類・程度や配慮の希望）により把握（入試課及び障がい学生支援室）</p>

大学名	各段階における障害のある学生の把握（実施部署）
	<p>② 入学志願者の事前相談に係る申出（受験上及び修学上の配慮希望）により把握（入試課、各部局入試担当、障がい学生支援室）</p> <p>【入学時】 （特に、把握していない）</p> <p>【在学時】</p> <p>① 毎年5月に、各学部に対して実施する障がい学生数の実態調査により、支援している障がい学生の人数（在籍年次、障がいの内容等）を把握（障がい学生支援室）</p> <p>② 大学のホームページ（保健管理センター）に、「セルフメンタルチェック表」を掲載。障がいの把握に際して、学生本人から声をあげてもらえるような取組を実施（保健管理センター）</p> <p>③ 随時、学生からの自己申告により把握（保健管理センター、障がい学生支援室）</p>
新潟大学	<p>【入学前】 入学試験における配慮申請に係る申出（障害の種類・程度、受験上及び修学上の配慮希望）により把握（入試課）</p> <p>【入学時及び在学時】 全学生を対象とする定期健康診断の際に「生活と気分に関する調査」を実施。その結果から、メンタルヘルスの不調や発達障害が疑われる学生に対し、メールにより、保健管理センター、学生支援相談ルーム又は学生なんでも相談窓口利用を案内し、相談に来訪した学生を把握（保健管理センター） （注）平成30年度から開始した取組。現時点まで、同調査で把握された発達障害の学生なし。</p> <p>【在学時】</p> <p>① カウンセラーによる面談で把握（保健管理センター及び学生支援相談ルーム）</p> <p>② 授業担当教員からの相談により、発達障害が疑われる学生の連絡を受け、特別修学サポートルームが面談を行い、把握（特別修学サポートルーム）</p>

（注）当局の調査結果による。

図表2-(2)-③ 発達障害の疑いのある学生を把握するため、「健康質問表」に質問項目を設けている例
(茨城大学)

茨城大学は、発達障害のある学生に対する支援を早期に開始するため、毎年度始めに、全ての新入生に対し、健康診断に合わせて「メンタルヘルスクリーニング」を実施している。その「健康質問表」に、発達障害の可能性のある学生を抽出するため、下記の設問を追加している。

なお、この取組により、発達障害の可能性のある学生を数名把握し、支援に役立てている。

(参考) 茨城大学が健康質問表に追加した事項

当てはまる項目の記号の上に○印を、当てはまらない項目の記号に×印をつけてください。

- a. 空気が読めないとか冗談が通じないとかよく言われる
- b. 自分の考えや気持ちを説明するのが苦手
- c. 締め切りを守れない、スケジュール管理ができないために苦労してきた
- d. 中学または高校の時、友人がなかなかできなかった
- e. 不登校だったことがある
- f. 精神科か心療内科にかかったことがある、またはカウンセリングを受けたことがある
- g. 拒食をしてひどくやせた時期か、過食をした時期がある
- h. 自分を傷つけたいという衝動にかられることが時々あった
- i. この大学に合格したこと、入学したことに満足していない

図表2-(2)-④ 1年次の必修科目において、発達障害の疑いのある学生を把握するための調査を実施している例 (群馬大学)

群馬大学は、「障害」との認識がないものの、「困り感」の強い学生を把握するため、以下の取組を実施している。

なお、この取組により、発達障害の可能性のある学生を数名把握し、支援に役立てている。

- ・ 1年次を対象とした必修科目「健康教育」において、質問票により、①自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動障害の特性に関連した23項目の質問によって、「困り感」の程度を4段階（0困っていない、1少し困っている、2困っている、3とても困っている）で把握し、②2項目の質問によって困りごとに関する相談希望を3段階（1相談を希望する、2相談するかどうか迷っている、3相談を希望しない）で把握（具体的な質問事項は、下記のとおり）
- ・ 得点や相談希望の有無に応じて、学生を呼び出して面談を行い、必要に応じて健康支援総合センター、学生支援センター（障害学生支援室≒障害学生サポートルーム）がフォローする。

(参考) 質問事項一覧

1. 気が散りやすくて困る
2. よく物をなくして困る
3. 忘れ物が多くて困る
4. 衝動的に行動してしまい困る
5. 生活が不規則で困る
6. 片付けられなくて困る
7. 課題や仕事が締め切りに間に合わなくて困る
8. 学校や仕事の場面で単純なミスが多くて困る

- 9. 悪気はないのに人を傷つけてしまい困る
- 10. やらなければいけないことが複数あるときに、うまくこなせない
- 11. 気分の波が激しくて、困っている
- 12. 生活のリズムが乱されるのは苦痛だ
- 13. 他の人たちからは自分は場違いなことばかりしていると見られていると思う
- 14. 進学やクラス替えのときに新しい友人を作るのは苦手だ
- 15. グループ活動では居ごちが悪くて困る
- 16. 友達が少ないことが気になっている
- 17. 過去の経験が現在起こっていることのようによみがえり、気持ちが不安定になることがある
- 18. 他の人がどんなことを考えているのかを想像することが苦手だ
- 19. 「自分は普通の人と違う」と感じて困っている
- 20. 孤立していると感じている
- 21. とても嫌いな特定の音や匂いや肌ざわりなどがあって、困ることがある
- 22. 他の人たちのように、うまく会話できない
- 23. 暗黙のルールがわからなくて困ることがある
- 24. これらの困っていることについて相談を希望しますか？
- 25. 上記以外のことで、カウンセラーや医師への相談を希望しますか？

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(2)-⑤ 早期の支援のため、入学試験合格者に支援の申出関係資料を送付している例(長野大学、法政大学)

大 学 名	取 組 の 内 容
長 野 大 学	<p>【入学前及び入学時】</p> <p>障害のある新生が入学する前に、学内での事前調整・準備を進めることにより、当該学生が修学及び学生生活に円滑に適応できるよう次の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入試時に配慮の申出があった合格者の情報について、入試担当部署から学生支援担当部署に共有している。 ・ 全ての合格者に送付する資料（入学式やガイダンス等の案内資料等）と併せて、長野大学における障害のある学生支援に関する基本姿勢についての資料を同封し、入学後に支援が必要な者はその旨を申出るよう知らせるとともに、申出者に対しては「学修環境等の入学前アンケート」を郵送している。 <p>また、当該アンケート記入者に対しては入学年度当初にガイダンスを開催。当該ガイダンスにおいて、支援に関わる教職員との面談等を実施し、支援体制を構築している。</p> <p>なお、当該アンケートを記入した者には、若干名ではあるが、発達障害のある学生もいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての新生に提出を求めている学生原簿（住所等をまとめた資料）の記入項目に i) 障害の種類及び ii) 手帳の所持の有無を設けている。 ・ 全ての新生を対象とした学生生活ガイダンスにおいて、障害学生支援に係るパンフレットを配布。また、長野大学における障害学生支援についての説明等を実施するとともに、支援が必要な者は学生支援担当窓口へ来るよう呼びかけている。

大 学 名	取 組 の 内 容
	<p>【在学時】</p> <p>i) 学生の居場所づくり及びii) 支援者を身近に感じてもらうことで支援に繋がりやすくするため、次の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションが苦手な学生や孤立しているのではないかとと思われる学生等に対してキャンパスソーシャルワーカーが個別に声かけし、ランチセッションを実施。小グループで昼食を取りながらコミュニケーションを図っている。当該取組により、発達障害のある学生の支援（相談）につながることもある。 ・ 全学生を対象に周知した上で、キャンパスソーシャルワーカーがグループワークも実施している。内容は時々により異なるが直近ではアニマルセラピーを行っており、これらの活動をとおして学生の支援ニーズの把握に繋げている。
法 政 大 学	<p>障害のある学生の支援体制を早期に構築するため、一般入試については毎年2月から3月ごろ（特別入試については毎年10月から12月ごろ）、合格者に対して送付している資料「入学手続案内」の中に、「障がい学生支援について」の欄を設け、修学上の配慮が必要な場合は事前に相談してほしい旨、連絡先の部署名、電話番号及び当該部署の開室時間を掲載している。この取組により、若干名であるが、発達障害のある学生から相談を受けた。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(2)-⑥ 障害のある学生数を含め、関係部署での情報共有に対する同意（国立大学法人）

大 学 名	同 意 の 取 り 方
茨 城 大 学	<p>支援を行う際、個人情報（例えば、障害の状態等）を支援関係者間で共有することについて、「支援に関する情報共有確認書」により、支援する<u>学生本人から同意</u>を得ることとしている。</p>
埼 玉 大 学	<p>修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「修学上の配慮申請書」に、記載された個人情報について、配慮を行うために必要に応じて学内の組織で共有する旨あらかじめ明記し、<u>事実上の同意</u>を得ている。</p>
千 葉 大 学	<p>修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「障害等にかかる支援・配慮申請書」に、記載された情報の一部又は全部について、必要に応じて支援者間で共有する旨あらかじめ明記し、<u>同意</u>を得ている。（要署名）</p>
横浜国立大学	<p>修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「障がい学生支援申請書」に、記載された個人情報及び今後知り得た個人情報について、配慮事項を検討する際に学内の関係者に情報提供を行う旨あらかじめ明記し、<u>事実上の同意</u>を得ている。</p>
新 潟 大 学	<p>修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「合理的配慮・修学支援申請書」に、記載された情報の一部又は全部について、必要に応じて支援者間で共有する旨あらかじめ明記し、<u>事実上の同意</u>を得ている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

(参考) 関係部署での情報共有に対する同意の取り方 (関連で調査した8公立大学・私立大学)

大学名	同意の取り方
横浜市立大学	修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「バリアフリー相談・支援申込票」に、記載された情報や相談の過程で知り得た情報について、一部又は全部を支援者間で共有することについて、 <u>学生から同意を得ることとしている。</u> (要署名)
明星大学	修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「個別支援申請書」に、記載された情報について、学内の部署間で連携支援を行う際に必要と判断した場合、個人情報共有することについて、 <u>学生の保証人(保護者)から同意を得ることとしている。</u> (要署名・捺印)
明治大学	修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「支援申請書」に、記載された情報について、学内の関係教職員の間で共有することに対して、 <u>学生及び保護者から同意を得ることとしている。</u> (要署名)
早稲田大学	修学上の配慮を申し込む際に学生から提出される「障がい学生支援室利用登録書」に、学生を支援するために必要となる情報を学内外の関係諸機関(学生相談室、学部・研究科、医療機関)から収集し、得られた情報を学内の支援関係者間共有することについて、 <u>学生から同意を得ることとしている。</u> (要署名)

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(2)-⑦ 国立大学法人に在籍する障害のある学生数 (平成30年度)

(単位: 人、%)

区分	全国の国立大学法人	調査対象8国立大学法人
学生数	590,010	70,559
障害のある学生数	5,613 (0.9)	380 (0.5)

(注) 1 全国の「学生数」及び「障害のある学生数」は、日本学生支援機構の「障害学生の修学支援実態調査」に基づき当局が作成した。「調査対象8国立大学法人」の人数は、いずれも当局の調査結果による。

2 平成30年度5月1日現在の人数である。

3 ()内は、「学生数」に占める割合を示す。

(参考) 公立大学・私立大学に在籍する障害のある学生数 (平成30年度)

区分	全国の公立大学・私立大学	関連で調査した8公立大学・私立大学
学生数	2,426,529	151,305
障害のある学生数	24,577 (1.0)	1,161 (0.8)

(注) 1 全国の「学生数」及び「障害のある学生数」は、日本学生支援機構の「障害学生の修学支援実態調査」に基づき当局が作成した。「関連で調査した8公立大学・私立大学」の人数は、いずれも当局の調査結果による。

2 平成30年度5月1日現在の人数である。

3 ()内は、「学生数」に占める割合を示す。

図表2-(2)-⑧ 調査対象8国立大学法人に在籍する障害のある学生のうち、支援を受けている学生数

(単位：人、%)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度
視覚障害	3 (2.0)	5 (2.2)	6 (2.5)	4 (1.3)
聴覚・言語障害	15 (9.9)	20 (8.9)	19 (7.9)	18 (5.9)
肢体不自由	18 (11.9)	21 (9.3)	19 (7.9)	17 (5.5)
病弱・虚弱	4 (2.6)	13 (5.8)	12 (5.0)	19 (6.2)
重複	1 (0.7)	0 (0)	2 (0.8)	3 (1.0)
発達障害（診断書有）	45 (29.8)	62 (27.6)	71 (29.3)	102 (33.2)
精神障害	59 (39.1)	99 (44.0)	105 (43.4)	129 (42.0)
その他の障害	6 (4.0)	5 (2.2)	8 (3.3)	15 (4.9)
合計	151	225	242	307
（参考）学生数	71,016	70,939	70,597	70,559

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は合計に占める割合を示す。

(参考) 支援を受けている障害のある学生数 (8公立大学・私立大学)

(単位：人、%)

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度
視覚障害	10 (3.3)	9 (2.5)	7 (1.7)	11 (2.1)
聴覚・言語障害	33 (10.9)	40 (11.1)	36 (8.7)	38 (7.3)
肢体不自由	36 (11.9)	41 (11.4)	41 (9.9)	39 (7.4)
病弱・虚弱	23 (7.6)	10 (2.8)	22 (5.3)	20 (3.8)
重複	4 (1.3)	6 (1.7)	2 (0.5)	4 (0.8)
発達障害（診断書有）	119 (39.3)	119 (33.1)	122 (29.3)	154 (29.4)
精神障害	75 (24.8)	126 (35.0)	177 (42.5)	241 (46.0)
その他の障害	3 (1.0)	9 (2.5)	9 (2.2)	17 (3.2)
合計	303	360	416	524
（参考）学生数	150,151	150,665	149,966	151,305

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は合計に占める割合を示す。

図表2-(2)-⑨ 発達障害のある学生数等の公表状況（8国立大学法人）

大学名	学生数	発達障害のある学生数の公表		
		うち障害のある学生	うち支援を受けている学生	
茨城大学	8,003	104 (1.3%)	103 (1.3%)	<p>【公表状況】 公表していない</p> <p>【公表していない理由】 公表する必要性が低いと思われるため。また、懸念点として、 i) どのような値を公表するのか不明確であること（例えば、大学として支援している者でも、合理的配慮を実施している者やカウンセリングのみ行っている者等様々であり、どこまでを公表するか明確に分からない。）、ii) 在籍している障害学生数を公表することで、当該個人が特定されるおそれがあることが考えられる。</p>
宇都宮大学	4,913	32 (0.8%)	32 (0.8%)	<p>【公表状況】 公表していない</p> <p>【公表していない理由】 障害学生数を公表した場合、周囲がこの学生ではないかと類推する。また、特定されなくても、それが誰なのか本人や保護者は分かる。心境は複雑ではないか。</p>
群馬大学	6,409	29 (0.5%)	27 (0.4%)	<p>【公表状況】 公表している</p> <p>【公表事項】 平成21年度以降、大学ホームページの「大学教育・学生支援機構」のページに、各年度の「大学教育・学生支援機構報告書」を掲載（直近は、平成29年度版）しており、同機構の各センター等の活動実績を紹介。障害学生支援室が置かれる「学生支援センター」においては、「3.7 障害学生への支援」の一つとして、「3.7.1 障害学生数」があり、「平成29年度に障害学生支援室が障害のある学生と認定し、修学支援の対象となっている学生は15名（聴覚障害者6名、肢体不自由者3名、内部障害者0名、発達障害・メンタルヘルス不調者6名）である」と記載している。 (検索手順)「トップページ」→「附属施設・図書館」→「大学教育・学生支援機構」の「大学教育・学生支援機構」 (アドレス) http://www.gunma-u.ac.jp/facilities/faci004/g1844</p>

大学名	学生数	発達障害のある学生数の公表		公表状況、公表していない理由等
		うち障害のある学生	うち支援を受けている学生	
				<p>【公表理由】</p> <p>群馬大学における障害学生の修学支援に係る活動実績報告のため。</p> <p>【公表に当たっての意見】</p> <p>本学への入学を希望する障害のある高校生の参考となる。また、学内においては、障害学生への教職員及び学生の理解を深め、円滑な支援が可能となる。</p>
埼玉大学	8,457	16 (0.2%)	13 (0.2%)	<p>【公表状況】</p> <p>公表していない</p> <p>【公表していない理由】</p> <p>在籍する障害者が少なく、公表することによる障害を持つ学生への影響が分からないため。</p>
千葉大学	13,983	190 (1.4%)	164 (1.2%)	<p>【公表状況】</p> <p>公表していない</p> <p>【公表していない理由】</p> <p>障害学生数を公表することで、障害のある学生が特定されるおそれがあると考えられるため。</p>
一橋大学	6,332	27 (0.4%)	27 (0.4%)	<p>【公表状況】</p> <p>公表していない</p> <p>【公表していない理由】</p> <p>障害学生数を公表することで、障がいのある学生が特定されるおそれがあると考えられるため。</p> <p>また、一橋大学では、障害学生支援室のホームページにおいて障害種別の支援例や支援に当たっての手続きの流れ等を掲載しており、発達障害のある受験希望者に十分な情報提供ができていると考えられるため。</p>
横浜国立大学	9,640	25 (0.3%)	20 (0.2%)	<p>【公表状況】</p> <p>公表している</p> <p>【公表事項】</p>

大学名	学生数	発達障害のある学生数の公表															
		うち障害のある学生	うち支援を受けている学生														
			<p>公表状況、公表していない理由等</p> <p>過去1年度分の障がい学生支援室が支援を行った学生数について、i) 視覚障がい、ii) 聴覚障がい、iii) 肢体不自由、iv) 精神障がい・発達障がい、v) 病弱・虚弱、vi) その他それぞれに分類し、同支援室のホームページで公表している。</p> <p>(参考) 平成30年度 障がい学生支援室支援学生数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>視覚障がい</th> <th>聴覚障がい</th> <th>肢体不自由</th> <th>精神障がい・発達障がい</th> <th>病弱・虚弱</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 学生数は障がい学生支援室に支援申請を行い、平成30年度中に支援を受けた学生の人数とします。</p> <p>(検索手順) 「トップページ」→「教育・学生生活」→「学生生活サポート」(各種相談窓口)の「障がいのある学生への支援」→「障がいのある学生への支援体制について」→「障がい学生支援室」→「支援について」</p> <p>(アドレス) http://www.shougai-support.ynu.ac.jp/support/</p> <p>【公表理由】 横浜国立大学における障害学生に対する支援に係る取組状況を周知するため。</p> <p>【公表に当たっての意見】 障害学生数等を公表することで、受験を希望する学生にとって情報提供できるメリットがあると考えている。障害学生個人が特定される懸念はあるものの、公表に当たっては、学生本人から支援申請書の提出があったことをもって、障がい学生支援室の活動に、学生から同意を得たとみなしている。</p> <p>なお、公表については、今後も継続して実施する予定。</p>	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	精神障がい・発達障がい	病弱・虚弱	その他	合計	1	3	2	7	1	1	15
視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	精神障がい・発達障がい	病弱・虚弱	その他	合計											
1	3	2	7	1	1	15											
新潟大学	12,289	79 (0.6%)	67 (0.5%)	<p>【公表状況】 公表している</p> <p>【公表事項】 新潟大学教育・学生支援機構が毎年度発行している年報「自律と創生」に、前年度における合理的配慮の実施状況、障がい学生からの相談件数、障がい学生へ修学支援情報等の発信内容(オープンキャンパスにおける障害学生からの相談件数を含む。)、教職</p>													

大学名	学生数		発達障害のある学生数の公表
	うち障害のある学生	うち支援を受けている学生	公表状況、公表していない理由等
			<p>員に対する障がい学生支援の啓発活動の実施状況、支援を受けた障がい学生数等を掲載している（「学生支援センター活動報告」の「障がい学生支援部門」）。</p> <p>同年報はホームページでも閲覧可能である。最新号は、平成30年12月発行の第12号（29年度）であり、平成26年6月1日設置の特別修学サポートルームが支援した障がい学生数について、平成26年度20人、27年度33人、28年度45人、29年度54人へと年々増加している（3倍強の増加）。「聴覚・視覚」、「発達」、「全障がい」の3区分で、毎年度、それぞれ棒グラフで示しているものの、対応する人数は付記していない。「増加傾向」が分かるにとどまる。</p> <p>（検索手順）「トップページ」→「大学案内」の「附属施設」→「教育・学生支援機構」（→”新潟大学教育・学生支援機構”オリジナルサイトへ）→「刊行物」→「教育・学生支援機構 年報「自律と創生」」</p> <p>（アドレス） https://www.iess.niigata.ac.jp/publication.html</p> <p>【公表理由】</p> <p>新潟大学における障害学生に対する支援に係る業績報告のため。</p> <p>【公表に当たっての意見】</p> <p>本学がいかに障害学生を受け入れ、支援を行っているかということを示すという意味で、公表にはメリットがあると考えられる。なお、学生本人が特定されてしまうことについて、特段懸念はしておらず、今後も同様に公表していく予定である。</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、学生数に占める割合である。

(参考) 障害のある学生数を公表している例 (公立大学・私立大学)

大学名	公表事項、公表についての意見
長野大学	<p>【公表事項】</p> <p>障害のある学生の在籍人数の2002年度（平成14年度）から2018年度（平成30年度）までの推移（17年分）について、「視覚障害」、「聴覚障害」、「内部疾患」、「肢体不自由」、「精神障害」、「発達障害」、「その他」の区分により、同大学の障害のある学生への支援の概要をまとめたパンフレット「障害学生支援制度：バリアフリーキャンパスを目指して」に掲載している（PDF版とWord版の2種類）。</p> <p>（検索手順）「トップページ」→「キャンパスライフ」→「学生支援」→「障害のある学生への支援」</p>

大 学 名	公 表 事 項 、 公 表 に つ い て の 意 見
	<p>(アドレス) https://www.nagano.ac.jp/campus_life/support-sys/support_1/</p> <p>PDF版は、障害別の在籍人数を積み上げ棒グラフで色分けして掲載（4ページ）している。</p> <p>一方、Word版は、視覚障害のある方が、読み上げソフトを用いて読むことが出来るようパンフレットの内容を全て文字データ化しており、在籍人数を数字で掲載している。</p> <p>なお、2018年度（平成30年度）の障害のある学生の在籍人数は、「肢体不自由3名 内部疾患2名 聴覚障害3名 視覚障害1名 精神障害2名 発達障害3名」である。</p> <p>【公表についての意見】</p> <p>障害のある学生数の公表について、学内で否定的な意見は、特段出していない。</p> <p>[当局検討]</p> <p>「長野大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」（平成29年要綱第38号）第8条において、「<u>障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等</u>に対して、<u>支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする</u>」とされている。</p> <p>これを受けて、同要綱の個別留意事項の第9（情報公開）において、「障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示す」との基本的な考えの下、「特に、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、<u>受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等について、可能な限り具体的に明示するとともに、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開する</u>」とし、特記事項の一つに「受入れ実績」が明記されている（図表3-（1）-ア-②参照）。</p> <p>上記の方針に基づき、在学者数等の受入実績の公表が行われているものとみられるが、今回の調査対象8国立大学法人、関連で調査した長野大学以外の7公立大学・私立大学には、このように明記された例がみられなかった。</p> <p>なお、障害者差別解消法第10条第1項の規定により、地方独立行政法人の場合、「地方公共団体等職員対応要領」について、「定めるよう努めるものとする」とされている（いわゆる「努力義務」）。</p> <p>(参考) 障害者差別解消法（抜粋） (地方公共団体等職員対応要領)</p> <p>第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

大 学 名	公 表 事 項 、 公 表 に つ い て の 意 見																																																								
	<p>3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。</p>																																																								
法 政 大 学	<p>【公表事項】</p> <p>「障がい学生支援室」のホームページの冒頭の項目「障がい学生支援室とは」に続けて、「障がい学生支援者数」のメニューを掲載。選択すると、「障がい学生在籍状況」が表示される。「2019年5月末現在」（平成30年）の在籍者数について、市ヶ谷、多摩、小金井のキャンパス別、通信教育部及び大学院の区分で、障がいの種類別（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、発達障がい、精神障がい、その他）に掲載（計114人（うち発達障がいのある学生36人））。合理的配慮などの修学上の支援を行っている学生数である。</p> <p>（検索手順）「トップページ」→「キャンパスライフ」→「学生生活サポート」→「障がい学生支援室」</p> <p>（アドレス）http://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/shienshtsu/shienshtsu.html</p> <p>（参考）障がい学生在籍状況（2019年5月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="367 929 1189 1254"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>市ヶ谷</th> <th>多摩</th> <th>小金井</th> <th>通信教育部</th> <th>大学院</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>発達障がい</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>精神障がい</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>40</td> <td>2</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）障がい学生支援室は、2016年（平成28年）4月に組織変更を行い、市ヶ谷、多摩、小金井各キャンパスに、それぞれ設置されている。</p> <p>【公表についての意見】</p> <p>本学の受け入れ状況を広く知ってもらうため。</p>	障がいの種類	市ヶ谷	多摩	小金井	通信教育部	大学院	計	視覚障がい	1	0	0	0	0	1	聴覚障がい	4	1	0	7	0	12	肢体不自由	3	2	0	15	2	22	発達障がい	21	6	7	2	0	36	精神障がい	16	2	1	13	0	32	そ の 他	5	2	1	3	0	11	計	50	13	9	40	2	114
障がいの種類	市ヶ谷	多摩	小金井	通信教育部	大学院	計																																																			
視覚障がい	1	0	0	0	0	1																																																			
聴覚障がい	4	1	0	7	0	12																																																			
肢体不自由	3	2	0	15	2	22																																																			
発達障がい	21	6	7	2	0	36																																																			
精神障がい	16	2	1	13	0	32																																																			
そ の 他	5	2	1	3	0	11																																																			
計	50	13	9	40	2	114																																																			
明 治 大 学	<p>【公表事項】</p> <p>「2018年度学習支援報告書」（2019年（令和元年）7月学習支援推進委員会）の「障がい学生支援室2018年度活動報告（障がいのある学生への学習支援体制の充実を目指して）」（31ページ～34ページ）が掲載されている。そこでは、障がい学生支援体制のさらなる充実を目指し、2018年（平成30年）11月、「明治大学障がい学生支援に関する規程」及び「明治大学障がい学生支援基本方針」を制定したとしている。それに伴い、「障がい学生学習支援チーム」（2012年（平成24年）5月設置）から「障がい学生支援室」へと名称変更を行っている。</p> <p>（注）従来、障がいのある学生の所属する学部等がそれぞれ支援を実施。学内で共通化できる部分については共通化し、それを安定的に・継続的に実施する必要があると考え、学習支援推進委員会の下、教務事務室の所管として、2012年5月、障がい学生学習支援チームが設置された</p> <p>（参考）明治大学障がい学生支援基本方針（抜粋）</p> <p>2 基本方針</p>																																																								

大 学 名	公 表 事 項 、 公 表 に つ い て の 意 見			
	<p>(2) 情報公開 障がいのある学生の受入れ姿勢・方針、学内のバリアフリー状況等について、積極的な情報公開に努めます。</p> <p>(5) 支援体制 本大学のすべての関係部署・機関が連携して、障がいのある学生の修学支援の推進に努めます。</p> <p>同室の役割について、「全学で共通化・統一化が必要な事柄（支援の流れ、使用書類等）の作成や整備、支援事例の集約と情報提供、サポート学生（障がいのある学生を支援する本学の学部生・大学院生）の募集と育成、教職員からの相談対応や啓発活動等を担っている」としている。</p> <p>「学習支援内容」について、「障がい学生の支援」（2019年3月）として、次の表を掲載している。障がいのある学生（8人）について、「学年」、「障がい種別」、その支援内容やサポート学生の登録人数など、非常に詳細な情報提供となっている。</p>			
	障がいのある学生	支援内容	サポート学生	
学年	障がい種別		登録人数	支援内容
1	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ・面談実施 ・ノート・パソコンテイカー（サポート学生の募集） ・ロジャーマイク貸出 	23	P C ・ ノートテイク
1	聴覚	面談実施	—	—
1	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ・面談実施 ・支援機器視聴 	—	—
3	聴覚	<ul style="list-style-type: none"> ・ノート・パソコンテイカー（サポート学生の募集） ・UDトークアプリ法人契約（ID・PW付与、専用マイクの貸出） ・UDトーク誤変換対応（サポート学生の募集） ・就職支援（就職キャリアセンター） 	15	P C ・ ノートテイク、UDトーク誤変換修正
1	聴覚	ロジャーマイク貸出	—	—
4	肢体不自由	車いす用機の貸出	—	—
1	精神	面談実施	—	—
4	精神	<ul style="list-style-type: none"> ・親子面談実施 ・2018年度秋学期授業の見学・体験受講 	—	—
	<p>これは、前年度（2017年度）の①支援を受ける学生の障害の種別、②支援対象者数、③具体的な支援の内容等（例えば、「学習支援内容」の「障がい学生支援」として、①視覚障がい学生への支援＜対象者1名＞、②聴覚障がい学生への支援＜同2名＞、③肢体不自由学生への支援＜同1名＞）から、更に詳細な内容となっている。</p> <p>（検索手順）「トップページ」→「教育／学部・大学院」（共通科目・教育支援）→「学習支援室」（学習支援報告書）</p>			

大 学 名	公 表 事 項 、 公 表 に つ い て の 意 見
	<p>(アドレス) https://www.meiji.ac.jp/learn-s/index.html</p> <p>オープンキャンパスについても、次のとおり、支援対象者や相談者の人数や配慮内容等を掲載している（下線は当局）。</p> <p>◎オープンキャンパス来校者への支援（支援対象者7名、相談者2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬授業やガイダンスでパソコンによる聴覚障がい者へのノートテイクを実施 ・ 肢体不自由者の学内移動サポート、ガイドヘルプ ・ バリアフリー状況事前確認 <p>「在学生、教職員への啓発活動」として、『障がい学生支援室案内』や『明治大学教職員のための障がい学生支援ハンドブック』の作成・発行」を挙げている（同ハンドブックについて、図表3－(3)－ウ－⑩参照）。</p> <p>「今後の課題」として、次のとおり、「支援活動の周知と支援ノウハウの継承」及び「全学的な支援体制の充実」を挙げている（下線は当局）。特に、「学内における障がい学生支援の事例を集約し、必要に応じて支援例を提供できるシステム作りを行っていきたい。そのような支援事例をもとに、本学における支援基準となるものを策定していきたい」としており、今後、障害のある学生への支援が更に充実していくものと見込まれる。</p> <p>《支援活動の周知と支援ノウハウの継承》</p> <p>「明治大学障がい学生支援に関する規程」「明治大学障がい学生支援基本方針」の施行に伴い、<u>教職員の障がい支援への理解が少しずつ進み、また学生も相談・支援を求めることができる環境ができつつある</u>。支援にあたっては、<u>支援申請に基づく配慮の他にも、学部等での教育上の配慮によって行われているケースも多数ある</u>。一方、本学の学生数から鑑みて、<u>何らかの障がいや困難を持ちながら支援要請することなく授業を受けている学生が一定割合で在籍していると考えられる</u>。また、事故や病気により在学中に障がいを負うケースも少なからず存在する。そのような潜在的ニーズをもった学生が学業に支障をきたし、必要性を感じた時に速やかに支援要請ができるよう、<u>障がいのある学生を対象とした学習支援活動について引き続き学内に周知するとともに、教職員、サポート学生による支援の体制、技術を継承していく必要がある</u>。支援要請の有無にかかわらず、<u>学生・教職員を対象とした支援講習会の開催等、様々な企画を通して今後へ繋げていきたい</u>。</p> <p>《全学的な支援体制の充実》</p> <p><u>学内における障がい学生支援の事例を集約し、必要に応じて支援例を提供できるシステム作りを行っていきたい</u>。そのような支援事例をもとに、<u>本学における支援基準となるものを策定していきたい</u>。また、支援を必要とする障がいのある学生や教職員のニーズに素早く、かつ柔軟に対応できるようにするため、現在駿河台キャンパスにある<u>障がい学生支援室の施設の充実や4キャンパスに障がい学生支援室を設置すること、支援機器の充実やサポート学生の育成等に力を入れていきたい</u>。</p>

大 学 名	公 表 事 項 、 公 表 に つ い て の 意 見
	<p>なお、学部ごとにも、「学習支援内容」及び「今後の課題」が整理されている。障がい学生に対する支援の実績等について、次のとおり、それぞれに記載し、現状の把握、今後の課題の整理等が適切に行われている。</p> <p>(法学部)</p> <p>「学習支援内容」の「4. 障がい学生支援」として、①発達障がい学生（対象学生からの要望を受け、履修科目担当教員に配慮を依頼）、②聴覚障がい学生（前年度から継続して、履修科目の担当教員に授業時の話し方や席順等について配慮を依頼する等のサポート）が記載。</p> <p>「今後の課題」として、「特に、法学部では、単純に修得単位数が少ないだけではなく、身体の障がいや精神的な疾患など特殊な事情を抱えているケースも少なくない。そのような学生に対して、履修科目担当教員や教務事務室障がい学生学習支援チーム、学生相談室などとも連携し、より一層きめ細かく支援していくことが課題として挙げられる」と記載。</p> <p>(商学部)</p> <p>「学習支援内容」に、「障がい学生支援・心の病を抱えた学生への対応」として、「従来、大学内の関係部署と協力して進めてきた。心の病を抱える学生へは、執行部教員、学級主任、授業担当教員、事務室（商学部事務室、教務事務室）が学生相談室と連携して対応している。これらにはいずれもプライバシーに関わる問題が付随しており、事務窓口、講義室での個別の対応には限界がある。組織的な連携・対応のあり方を慎重に検討し、整備していく必要がある。」と記載。</p> <p>また、「今後の課題」にも、「障がいや心の病を持った学生たちに対する支援のあり方は大きな課題であるが、学部で対応するだけでは不十分である。全学的な支援体制の確立に商学部としても協力していく所存である」と記載。</p> <p>(文学部)</p> <p>「学生支援内容」の「4. 障がい学生支援」で、「3名の障がい学生が在籍している。これらの学生一人ひとりの障がいに応じて、担当教員や教務事務室障がい学生学習支援チームとも連携しつつ、支援を行った」と記載。</p> <p>(理工学部)</p> <p>「今後の課題」で、「近年増加傾向にある発達障がい学生に対して、組織的に対応できる体制の構築が今後の課題として考えられる」と記載。</p> <p>(農学部)</p> <p>「学習支援内容」の「5. 障がい学生支援について」で、「1名の聴覚障がい者を対象にノートテイクを行っている。有償のノートテイカー又はパソコンテイカー学生を募集し、授業時に2人体制で耳代わりとなるサポートを行っている他、当該学生と相談の上、適宜サポートをしている」と記載。</p> <p>また、「今後の課題」では、「④明らかな配慮を必要とする学生ではなく、目には見</p>

大 学 名	公 表 事 項 、 公 表 に つ い て の 意 見																								
	<p>えにくい境界領域の学生が増える傾向にある。この場合、本人からの申出がない場合は実情が把握しにくいですが、学習支援としてどのようなサポートが可能かを検討していきたい」と記載。</p> <p>(国際日本学部)</p> <p>「学習支援内容」の「7. 障がい学生の支援」で、「障がいを持った学生に対して個々のニーズに対応した支援を実施している。2018年度に入学した車いすを利用している学生に対しては、入学が決まった段階でヒアリングを行い、円滑に学生生活が送れるよう、支援にあたった」との記載あり。</p>																								
早稲田大学	<p>【公表事項】</p> <p>「2017年度障がい学生在籍数」(支援室利用者数)について、学部・大学院の別、障害の種別(視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、発達障がい)に公表している。学部94人、大学院8人、計102人が利用し、うち「発達障がい」のある学生は71人(学部69人、大学院2人)である。</p> <p>なお、「精神障害」のある学生数について、全容が把握できていないため公表していない。</p> <p>(検索手順)「トップページ」→「大学について」→「情報公開」→「奨学金や様々な学生支援」→「障がい学生の支援について」→「障がい学生支援室」→「支援室について」→「在籍・支援状況」</p> <p>(アドレス) https://www.waseda.jp/inst/dsso/about/situation/</p> <p>(参考) 2017年度障がい学生在籍数</p> <table border="1" data-bbox="384 1184 1145 1402"> <thead> <tr> <th>障がいの種別</th> <th>学部</th> <th>大学院</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 が い</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 ・ 言 語 障 が い</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>肢 体 不 自 由</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発 達 障 が い</td> <td>69</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>94</td> <td>8</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの種別	学部	大学院	合計	視 覚 障 が い	4	1	5	聴 覚 ・ 言 語 障 が い	8	3	11	肢 体 不 自 由	13	2	15	発 達 障 が い	69	2	71	合 計	94	8	102
障がいの種別	学部	大学院	合計																						
視 覚 障 が い	4	1	5																						
聴 覚 ・ 言 語 障 が い	8	3	11																						
肢 体 不 自 由	13	2	15																						
発 達 障 が い	69	2	71																						
合 計	94	8	102																						

(注) 当局の調査結果による。

3 合理的配慮

(1) 入学前の支援

調 査 結 果	説明図表番号
<p>ア 発達障害のある受験希望者等に対する情報提供</p> <p>【制度の概要】</p> <p>第一次まとめにおいて、障害のある受験希望者等に対する配慮・支援に関する情報の公開について、入試における障害のある入学者への配慮の内容、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）等、「可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。」「ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようアクセシブルにすることが望まれる。」(5.(2))とされている。</p> <p>また、第3次障害者基本計画において、「入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。」(3-(3)-3)とされている。</p> <p>第二次まとめにおいて、「学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する。」「これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である。」(6.(7))とされている。</p> <p>さらに、第4次障害者基本計画において、「支援事例を大学のホームページで公表することを促進する。」(9-(3)-3)とされているほか、第3次障害者基本計画と同様に、「大学等の入試における配慮の内容」や「学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。」(9-(3)-8)とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(ア) 発達障害のある受験希望者等への配慮、支援に係る情報の提供</p> <p>発達障害のある受験希望者等は、大学の選定に当たり、必要な情報の収集を行うものと考えられる。ICT技術の発展に伴い、様々な手段を活用することが可能である。国立大学法人等においても、有力な情報発信手段の一つであるホームページの内容を充実し、より使いやすく、分かりやすいものとしている。</p> <p>発達障害のある受験希望者等の立場を踏まえ、調査対象8国立大学法人のホームページについて、①受験上の配慮、支援に係る情報がどのように提供されているか、②また、入学後に受けられる修学上の配慮、支援に係る情報がどのように提供されているか調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>a 受験上の配慮に係る公表</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、受験上、配慮を必要とする場合の事前相談（配慮の申出のこと。以下同じ。）について、ホームページで公表している。</p>	<p>図表1-ア-③(再掲)</p> <p>図表1-ア-④(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑤(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑥(再掲)</p> <p>図表3-(1)-ア-①</p>

(a) 受験上、配慮を必要とする場合の事前相談に関するページを設定しているものは7大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学）である。新潟大学は、このようなページを設定していない。

また、事前相談に関するページに、「事前相談申請書」、「配慮申請書」等の様式や当該様式の記載例、又は申請書（様式任意）に記載する事項を掲載しているもの7大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学）ある。

さらに、当該ページに、「受験上の配慮」の例示も掲載しているもの3大学（茨城大学（19事例）、宇都宮大学（14事例）、群馬大学（14事例））ある。宇都宮大学は、「上記は想定される対応の一例です。このほか相談に応じて可能な範囲で対応します」と明記し、「参考」として、「平成30年度学部入学試験」で事前相談が6件あったことも掲載しており、発達障害のある受験希望者等にとって非常に具体的で分かりやすいとみられる。

当局が実施した発達障害のある学生に対する意識調査（詳細は後述「ウ 発達障害のある学生の意見参照」）において、「大学を選定する際に活用したツール」として「事前相談」を挙げる学生がみられたことから、事前相談についての情報提供に係る取組を充実させることは有用であると考えられる。

図表3-(1)-ウ

(b) ホームページに掲載されている入学者選抜に関する要項や一般入試学生募集要項等に、受験上の配慮に関する事前相談についても記載されているか確認したところ、調査対象8国立大学法人のいずれも記載している。

図表3-(1)-ア-
①（再掲）

これらには、「受験上配慮申請書」等の様式又はその例示も掲載しているもの7大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学）ある。

新潟大学は、「申請書」の提出が必要であることを記載している。しかし、「申請書（所定用紙）を請求のうえ、医師の診断書等必要な書類を添付」としており、具体的な様式を示していない。この結果、受験希望者との間で、上記7大学に比べ、「申請書の請求→送付」の手間を要する。

関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、「入学者選抜要項」の掲載ページに、本体のほか、「目次」も列挙しており、「障害のある方に対する受験の対応について」を選択すると、該当ページに接続され、要項全体を開いて、該当ページを探し出す手間を要しない例（長野大学）がある。

図表3-(1)-ア-
②

b 修学上の配慮、支援に係る公表

調査対象8国立大学法人のいずれも、入学後の修学上の配慮や支援について、ホームページで公表している。

これらには、障害学生支援室など専用のホームページも開設して、障害別の支援内容の例示、支援の申請から始まる手続等の流れ、スタッフの紹介などの情報提供を行っているもの7大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）ある。

さらに、「障害学生支援室」のページに、同室の体制や障害別の支援・配慮依頼事例等のメニューのほか、①支援を希望される在学生の方へ、②教職員の皆様へ、③ボランティアを希望される方へ、④受験生の方へなど、各利用者向けに専用のリンクを設定しており、発達障害のある受験希望者にとって非常に分かりやすく、利用しやすいとみられる構成としているもの1大学（一橋大学）ある。特に、「障害別の支援・配慮依頼事例」のページに、発達障害について「自閉症スペクトラム」など3種類に分けて、i) よくある困りごと、ii) 支援を受ける方：実際の配慮例、iii) 支援を行う方：留意点・配慮例のメニューを設け、それぞれ具体的かつ簡潔に記載している。

他方、「障害のある学生へ」のページを設け、各学部における相談先となる部署の連絡先等の掲載に加え、「障害学生サポートルーム」の専用ページを開設しているものの、当該サポートルームのページには、3月28日付けで「ホームページをリニューアルしました。随時、内容を更新してまいります」と掲載したまま、半年以上経過した12月でも、具体的な内容を掲載していないもの1大学（群馬大学）ある。そのページには「今後、掲載の予定」と表記している。

関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、①障害学生へのサポートの具体例、支援申請の手順を示し、修学上の支援へ誘導している例（横浜市立大学）、②障害学生支援の内容について具体的な例示と併せて関連する写真を掲載したり、パンフレットを作成するなど、分かりやすい情報提供になるよう工夫している例（長野大学）、③障害学生支援者数、「講義保障」として具体例を掲載するなど、分かりやすく情報提供を行っている例（法政大学）、④障害種別に支援内容の例示など、分かりやすく情報提供を行っている例（明治大学）、⑤障害種別に支援内容の例示、在籍・支援状況など、分かりやすく情報提供を行っている例（早稲田大学）もみられる。

当局が実施した発達障害のある学生に対する意識調査（詳細は後述「ウ 発達障害のある学生の意見参照」）において、「大学を選定する際に活用したツール」として「大学のホームページ」を挙げる学生や、「さらに必要な情報」として「より具体的な支援情報」を挙げる学生がみられたことから、ホームページによる情報提供の方法を工夫することは有用であると考えられる。

図表3-(1)-ア-
①（再掲）

図表3-(1)-ア-
③

図表3-(1)-ア-
①（再掲）

図表3-(1)-ア-
④～⑨

図表3-(1)-ウ
（再掲）

<p>その他、調査対象8国立大学法人の中には、独自の取組として、心理学を専攻している大学院生や学部生の実地体験の一環として、県内の一部の高校に、「キャンパスエイド」として派遣し、様々な困難を抱える高校生の心のケアのほか、大学における支援の取組等の情報提供を行っているもの1大学（茨城大学）ある。このような説明を直接聞いた発達障害のある高校生の中には、卒業後の進路を就職から進学に変更した者もいる。</p>	<p>図表3-(1)-ア-⑨</p>
<p>c. 配慮の申請に伴う添付書類（医師の診断書等）</p> <p>事前相談に当たり、調査対象8国立大学法人のいずれも、「事前相談申請書」、「配慮申請書」等に添付する書類を定めている。これら添付書類は、例えば、①医師の診断書、②身体障害者手帳の写し、③大学入試センター試験受験上の配慮事項通知書の写し等である。</p> <p>これらの添付書類のうち、医師の診断書について、「原本」に限定された場合、申請の都度、発達障害のある受験希望者本人やその家族等が、公共交通機関を利用するなどして医療機関を往復し、所定の金額を支払って入手する必要がある。</p> <p>医師の診断書について、①申請書において、医師の診断書は「写し可」と明記しているもの1大学（群馬大学）、②「写し」と明記せず、「原本」の提出を求めているとみられるもの5大学（茨城大学、宇都宮大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）、③「発行後6か月以内の原本または大学入試センター試験出願時に提出したものの写し」としているもの1大学（埼玉大学）、④「障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの。大学入試センター試験において受験上の配慮を申請していて、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、当該センターに提出した医師の診断書の写しでかまいません」としているもの1大学（千葉大学）となっている。</p> <p>なお、添付書類に「身体障害者手帳（写し）」を含めていないものが4大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学）ある。</p> <p>横浜国立大学は、「事前相談の申込様式」又は「障がい学生支援申請書」の添付書類について、i) オープンキャンパス、ii) 入試説明会、iii) 事前相談、iv) 入学後のいずれの段階でも、提出を求めている。具体的には、i)、ii) 及びiv) について、「診断書又は障害者手帳（写）、その他参考資料」と、iii) について、「診断書（大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳（写））、その他参考資料」とされている。</p> <p>これら i) ～iv) いずれの段階とも、所定の申請書等を提出し、その記載事項には、「障がいの種類・程度」など基本的なものが含まれ、その内容は重複している。特に、オープンキャンパスについて、発達障害のある高校生等は、明確に受験意思を有しているものでなく、複数の大学を比較するうえでの情報収集の一環として参加することが一般的と考えられ、医師の診断書まで添付させた場合、過度の負担となりかねない。</p>	<p>図表3-(1)-ア-①（再掲）</p>

<p>関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、①事前相談の内容により、医師の診断書等の提出が必要となる場合があるとしている例（山梨県立大学）、②医師の診断書について「コピー可」と明記している例（法政大学、明治大学）がある。</p> <p>(イ) 大学ホームページでのアクセスの容易性</p> <p>同様に、発達障害のある受験希望者等の立場を踏まえ、調査対象8国立大学法人のホームページについて、受験上又は修学上の配慮、支援に係る情報が掲載されている箇所へのアクセスが便利なもの（探しやすいもの）となっているかなど調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① 入学試験に係る事前相談など、受験上の配慮に係る情報が掲載されている箇所まで、8大学いずれも、トップページから、「入試情報」、「受験生の方」や「入学案内」など、容易に見当が付くメニューバー等から簡単な手順で見付けられるよう設定されている。</p> <p>② 修学上の配慮、支援に係る情報が掲載されている箇所まで、トップページから、「教育」、「教育・学生生活」、「学生生活」、「在学生の方」など、8大学いずれも、容易に見当が付くメニューバー等から簡単な手順で見付けられるよう設定されている。</p> <p>イ オープンキャンパスにおける配慮</p> <p>【制度の概要】</p> <p>第二次まとめにおいて、高校等に「在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である」（6. (2) 本文）とし、「障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める」（6. (2)③）とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(ア) オープンキャンパスにおける配慮の状況</p> <p>a 発達障害のある受験希望者等への合理的配慮</p> <p>平成30年度及び令和元年度のオープンキャンパス（大学説明会）当日の発達障害のある受験希望者等への合理的配慮の実施状況を調査した結果、調査対象8国立大学法人のいずれも、実施していない。その理由について、「発達障害のある受験希望者等から合理的な配慮の申出がなかったため」としている。</p>	<p>図表3-(1)-ア-⑩、⑪</p> <p>図表3-(1)-ア-①（再掲）</p> <p>図表3-(1)-イ-①</p>
---	--

<p>b 発達障害のある受験希望者等への配慮に係る周知等</p> <p>調査対象8国立大学法人における発達障害のある受験希望者等への配慮に係る周知状況を調査した結果、①発達障害のある受験希望者等の参加も想定して配慮申請書の様式をホームページに掲載し、オープンキャンパスにおける配慮が可能であることを周知しているもの2大学（群馬大学、横浜国立大学）、②配慮申請書がなく、ホームページ等でも特に配慮が可能であることを周知しておらず、発達障害のある受験希望者等が来訪した場合に個別対応することとしているもの6大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、新潟大学）となっている。</p> <p>これら6大学は、周知等を行わない理由について、「発達障害のある受験希望者等から合理的な配慮の申出がないこと」を挙げている。しかし、合理的配慮が可能な旨周知していないことも、申出がない一因と考えられる。</p> <p>また、オープンキャンパス参加に際して、「障がい学生支援申請書」（「障がいの種類・程度」、「オープンキャンパス参加に際しての配慮を希望する事項」も記載）のほか、添付資料として「診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料」の提出を求めているもの1大学（横浜国立大学）ある（上記ア(ア) c）。</p> <p>関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、ホームページで配慮申請書の様式（オープンキャンパス申込フォーム。直接、必要事項を入力するシステム）を示し、オープンキャンパスにおける配慮が可能であることを周知しているもの1大学（長野大学）ある。</p>	<p>図表3-(1)-イ-①（再掲）</p> <p>図表3-(1)-イ-①の（参考）</p>
<p>(イ) オープンキャンパスにおける相談窓口の設置状況及び周知状況</p> <p>a オープンキャンパスにおける相談窓口の設置状況</p> <p>平成30年度及び令和元年度におけるオープンキャンパス当日の相談窓口の設置状況を調査した結果、調査対象8国立大学法人のいずれも発達障害のある受験希望者に特化した相談窓口まで設置していない。</p> <p>その一方、障害者用の相談窓口を設置しているもの3大学（茨城大学、群馬大学、新潟大学）あり、いずれも発達障害のある受験希望者が来訪し、入学試験における支援の申出方法等の相談を受けた実績がある。</p> <p>また、平成30年度に障害学生支援の相談窓口を設置したものの、相談実績がなかったため、令和元年度は一般の相談窓口にて対応しているもの1大学（一橋大学）ある。</p> <p>これらに対して、障害者用の相談窓口も設置していない4大学（宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学）は、一般の相談窓口で、障害のある受験希望者が来訪した場合、対応するとしている。</p> <p>関連で調査した8公立大学・私立大学には、発達障害のある受験希望者に特化した相談窓口を設置している例はないものの、①障害者用の相談窓口を設置しているもの4大学（首都大学東京、横浜市立大学、明星大学、早稲田大学）、②うち、発達障害のある受験希望者等から相談を受けた実績があるもの3大学（横浜</p>	<p>図表3-(1)-イ-②</p> <p>図表3-(1)-イ-②の（参考）</p>

<p>市立大学、明星大学、早稲田大学) がある。また、一般の相談窓口で障害のある受験希望者等にも対応し、発達障害のある者から相談を受けた実績があるもの1大学 (明治大学) がある。</p>	
<p>b オープンキャンパスにおける相談窓口の設置に係る周知状況</p>	
<p>オープンキャンパスにおける相談窓口の設置に係る周知状況を調査した結果、調査対象8国立大学法人のうち、4大学 (茨城大学、群馬大学、一橋大学、新潟大学) は、オープンキャンパスの配布資料で周知している。</p>	<p>図表3-(1)-イ-② (再掲)</p>
<p>具体的には、①キャンパスマップにおいて相談窓口の場所を掲載しているもの1大学 (茨城大学)、②オープンキャンパスのタイムスケジュールやイベント・プログラムをまとめている資料、大学ホームページにおいて、障害者支援に係る個別相談コーナーを設置している旨を掲載しているもの3大学 (群馬大学、一橋大学、新潟大学) となっている。</p>	
<p>関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、チラシでオープンキャンパスの相談窓口の設置を周知しているもの1大学 (首都大学東京) がある。</p>	<p>図表3-(1)-イ-②の参考(再掲)</p>
<p>ウ 発達障害のある学生の意見</p>	
<p>当局が実施した発達障害のある学生に対する意識調査によると、「大学を選定する際に活用したツール」(回答11件) について、「大学のホームページ」を挙げるもの5件、「オープンキャンパス」を挙げるもの4件、「事前相談」を挙げるもの4件が多い (重複あり)。</p>	<p>図表3-(1)-ウ (再掲)</p>
<p>また、「入手できた情報」(回答10件) について、①支援室など「支援の体制」を挙げるもの4件 (「支援室のことと、手伝ってくれる人がいること」、「障害者支援の体制について」、「サポートしてくれる人がいる」、「当事者の支援体制、居場所」)、②「授業」関係を挙げるもの2件 (「大学でどのような授業を受ければいいのか。困ったらどこに相談すればいいのかなど」、「通常授業における教授への配慮申請」)、③「支援」や「配慮」の情報を挙げるもの2件 (「大学で受けられる具体的な支援の情報、服用している薬について」、「受験時の配慮と入学後の配慮について情報を得ました」) などとなっている。</p>	
<p>「さらに必要な情報」(回答3件) について、「ADHDのため、大学からのメールが非常に長く感じられ、要点をつかむことが難しかったので、配慮してほしい」、「各大学で相談の窓口がはっきりしなかったり、探しにくかったりすることがあるので、その点は改善が必要と感じます」、「より具体的な支援情報」となっている。障害の特性に応じた情報の提供の仕方、窓口の明確化、支援情報の具体的な提供などが求められている。</p>	
<p>国立大学法人において、これらの意見を踏まえ、ホームページのみならず、発達障害のある受験希望者等と直接接する機会となるオープンキャンパスや事前相談の場面などもとらえ、より一層積極的に情報提供を図ることが、相互に有益と考えられる。</p>	

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、発達障害のある受験希望者等のより一層の利便の向上を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 他の大学の取組や発達障害のある学生の意見を参考に、受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するページの設定、申請書等の様式や当該申請書の記載例の掲載、添付書類の「写し」で可能かどうか情報提供することも検討すること。また、事前相談に関するページを設定済みの場合、受験上の配慮の例示や事前相談実績の掲載も併せて検討すること。
- ② 発達障害のある受験希望者等が、受験上及び修学上受けられる支援内容等に関して直接相談できる機会となるオープンキャンパスについて、他の大学の取組も参考とし、活用の促進を図ること。

図表3-(1)-ア-① 発達障害のある受験希望者等への配慮・支援に係る情報の提供状況(8国立大学法人)

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等(アクセシビリティ)
茨城大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「障がい学生のサポート」のページに「入学前の事前相談」(i) 受験上配慮を必要とする者又は入学後の支援を希望している者に対する「事前相談窓口」(バリアフリー推進室)、所在地及び電話番号、ii) 受験上の配慮内容を例示(試験時間の延長等19事項))</p> <p>② 「入学者選抜要項」(X. 障害のある入学志願者の事前相談)及び「一般入試学生募集要項」(8. 障害のある入学志願者の事前相談)に、i) 事前相談の申請方法、ii) 作成様式「受験上等配慮申請書」、iii) 提出期限、iv) 提出が必要な書類(「受験上等配慮申請書」、「医師の診断書」(診断書が発行されない場合はその旨を申し出てください。))、「大学入試センター試験の「受験上の配慮事項審査結果通知書の写し」(大学入試センター試験受験者のみ))、v) 配慮内容決定までの流れ、vi) 連絡場所及び提出先(バリアフリー推進室)を記載。</p> <p>(検索手順)</p> <p>① トップページ→「教育」→「学生支援」→「障がい学生のサポート」</p> <p>② トップページ→「入試情報」→「学生募集要項・選抜要項」</p> <p>(アドレス)</p> <p>① https://www.ibaraki.ac.jp/education/studentssupport/shougai/</p> <p>② https://www.ibaraki.ac.jp/guidance/application/</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>① 上記と同様、「障がい学生のサポート」に「入学後の修学相談」(i) 修学上の支援内容の例示(拡大鏡の使用など5事項)、ii) 「修学・生活・健康・就職に関する相談窓口(学部ごと等、連絡先))</p> <p>② 新入生に配布している資料「いばだいガイドブック」に、i) 学生対応窓口の連絡先と相談内容(15ページ(バリアフリー推進室: 障害等のある学生からの相談(修学・学生生活等))、16ページ(学生相談関係で、バリアフリー推進室))、ii) 障害別合理的配慮の提供「支援例」等(26ページ)を掲載。</p> <p>(検索手順)</p> <p>① トップページ→「教育」→「学生支援」→「障がい学生のサポート」</p> <p>② トップページ→「在学生向け情報」→「いばだいガイドブック」</p> <p>(アドレス)</p> <p>① https://www.ibaraki.ac.jp/education/studentssupport/shougai/</p> <p>② https://www.ibaraki.ac.jp/student/guidebook/</p>
宇都宮大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「入学情報」のページに、「障がい等のある入学志願者の受験上及び修学上の特別措置に関する事前相談」を掲載。</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>「障がい等により、受験上及び修学上で特別な措置を必要とする場合は、出願期間前のできるだけ早い時期に問い合わせ先との相談を開始してください。また、事前相談の期限後であっても、受験上及び修学上で特別な措置が必要となった場合は、その時点で速やかに申し出てください。」とし、</p> <p>i) 「事前相談の期限」で「各学生募集要項を参照してください。」</p> <p>ii) 「事前相談申請書の提出」で「事前相談申請書（様式任意）に次の内容を記載し、医師の診断書を添えてお問い合わせ先に提出してください。また、大学入試センター試験の「受験上の配慮決定通知書」がある場合は、その写しを提出してください」とし、7事項を列記。 「3. 障がい等の内容・程度」、「4. 受験上特別の措置を希望する事項」、「5. 修学上特別の措置を希望する事項」等が含まれる。</p> <p>iii) 「受験上の配慮の一例」で、「試験時間の延長」など14事例を列記。さらに、「※上記は想定される対応の一例です。このほか、相談に応じて可能な範囲で対応します」と明記。また、「参考」として、「平成30年度学部入学試験 事前相談件数：6件」も掲載。 非常に具体的な内容であり、分かりやすい。</p> <p>② 「学部入学試験」のページに掲載の「入学者選抜要項」には、「Ⅶ 疾病・負傷や身体障害等による受験上及び修学上の配慮に関する事前相談」として、「疾病・負傷や身体障害等のために、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、出願に際し事前にアドミッションセンター事務室に申し出てください。なお、詳細は各学生募集要項に記載します。次のとおり期限を設けますが、できるだけ早い時期に相談を開始してください。」とし、「一般入試」の場合、「相談の期限」は「令和2年1月8日（水）まで」と設定。</p> <p>これを受けた「一般入試学生募集要項」では、「8 疾病・負傷や身体障害等による受験上及び修学上の配慮に関する事前相談」で「疾病・負傷や身体障害等のために、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、下記期限までのできるだけ早い時期にアドミッションセンター事務室との相談を開始してください。また、事前相談の期限後であっても、受験上及び修学上の配慮が必要となった場合は、その時点で速やかに申し出てください。」とし、i) 「事前相談の期限」（令和2年1月8日（水）まで）、ii) 「事前相談申請書の提出」で「事前相談申請書（様式任意）に次の内容を記載し、医師の診断書を添えてアドミッションセンター事務室に提出してください。また、大学入試センター試験の「受験上の配慮決定通知書」がある場合は、写しを提出してください。」とし、事前相談申請書の記載事項（7事項）を列記（上記① ii）と同旨）。</p> <p>(検索手順)</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>①トップページで、「宇都宮大学を活用」→「入学・留学・学びなおし」→「入試情報」</p> <p>②上記「入試情報」の「学部入学試験「選抜要項」「学生募集要項」など」→「学部入学試験」</p> <p>(アドレス)</p> <p>①https://www.utsunomiya-u.ac.jp/admission/examination.php</p> <p>②https://www.utsunomiya-u.ac.jp/admission/faculty.php</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>「障害のある学生への学修支援体制」のページに、i) 相談窓口担当部署、所在（建物名、フロアー）、電話番号を一覧表で整理、ii) 「宇都宮大学障害学生支援の流れ」（申請→面談→協議及び決定→依頼→確認→相談）、iii) 様式「宇都宮大学障害学生支援申請書」等を掲載。</p> <p>(検索手順) トップページ→「在学生の方」→「学生生活便利帳」→「学生生活」の「障がいのある学生への学修支援体制」</p> <p>(アドレス)</p> <p>https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/support.php</p>
群馬大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「障害等のある入学志願者との事前相談について」のページに、「障害等があって、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、あらかじめ本学と相談してください。なお、相談の時期は、下記のとおりとしますが、なるべく早い時期に相談していきましょう」とし、</p> <p>i) 「相談の時期」について、「時期を過ぎてからの相談は、対応できない場合がありますので、ご留意してください。」と注意喚起した上で、一般入試の場合、「2019年11月8日（金）まで」等を掲載、</p> <p>ii) 「相談の方法」について、「本学所定の「入学試験受験相談書」に医師の診断書等必要書類を添付して提出してください。必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。なお、提供いただいた個人情報は、支援内容検討のために関係部署と共有します。」とし、「入学試験受験相談書」の様式、担当部署（学生受入課入学試験係）の住所及び電話番号を掲載、</p> <p>iii) 「受験上の配慮内容の例」として、「試験場までの乗用車での入構」など14事例を掲載。</p> <p>「入学試験受験相談書」には、氏名、住所・連絡先など所定の基本的な事項のほか、a) 「受験に際して希望する措置（詳しく、具体的に記入してください）」、b) 「症状及び障害等の状況」、c) 「出身学</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>校等での修学状況（詳しく記入してください。期末試験等で特別に配慮している措置事項についても記入してください）」、d) 「入学後に修学上又は通学上で希望する措置事項がある場合は記入してください」の記載欄を設定。欄外に、添付書類として、「医師の診断書（写し可）」等を明記。</p> <p>② 「入学者選抜に関する要項」に、「8. 障害等のある入学志願者との事前相談について」で、i) 相談の時期（「2019年11月8日（金）までとしますが、なるべく早い時期に相談してください。」と記載。）、ii) 相談の方法（「本学所定の相談書に医師の診断書等必要書類を添付して提出してください。必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。」と記載。）、iii) 相談書送付先（学生受入課入学試験係）及び連絡先を記載。上記①の内容と同旨。「障害等のある入学志願者との事前相談書」の様式も別に掲載（上記の「入学試験受験相談書」）。</p> <p>③ 「一般入試学生募集要項」に、「I 共通事項」の「7. 障害等のある入学志願者との事前相談について」で、上記②と同旨の記載（i) 相談の時期、ii) 相談の方法、iii) 相談書送付先）。</p> <p>（検索手順）</p> <p>①トップページ→「入試案内」→「入試情報（学部）」→「障害等のある入学志願者との事前相談」</p> <p>②トップページ→「入試案内」→「入試情報（学部）」の「入学者選抜に関する要項（入試概要）」</p> <p>③トップページ→「入試案内」→「学生募集要項」→「一般入試」→「一般入試学生募集要項」</p> <p>（アドレス）</p> <p>①http://www.gunma-u.ac.jp/admission/adm001/g2117</p> <p>②http://www.gunma-u.ac.jp/admission/adm001/g2103</p> <p>③http://www.gunma-u.ac.jp/admission/g2107/g30171</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「障害のある学生へ」のページに、「本学では、障害のある学生への修学支援を行っています。視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・発達障害などの障害があり、修学において機器・手話通訳・移動補助や講義における前席確保など支援を必要とする場合はお気軽にご相談ください」とし、「相談先」（部署、電話・FAX番号）について、「全学部対象」、学部ごとに、一覧表で掲載。</p> <p>② 上記①のページから「群馬大学障害学生サポートルーム」（専用ページ）へリンクが設定。「新着情報」として、「2019年3月28日 群馬大学障害学生サポートルームホームページをリニューアルしました。随</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>時、内容を更新していきます」の記載。</p> <p>しかし、メニューバー「支援を利用する」、「支援事例を見る」、「支援者になる」、「知る・学ぶ」、「独創的な取組」が設定され、「障害種別の支援事例」、「支援機器・ツールの活用」、「学外実習等での支援」など具体的内容を掲載予定となっているものの、半年以上経過した12月の時点でも、それぞれ具体的な内容が掲載されていない。</p> <p>(検索手順)</p> <p>①トップページ→「教育・学生生活」→「相談窓口」の「障害のある学生へ」</p> <p>②トップページ→「教育・学生生活」→「相談窓口」の「障害のある学生へ」→「群馬大学障害学生サポートルーム」のページへ（専用ページ）</p> <p>(アドレス)</p> <p>①http://www.gunma-u.ac.jp/studentlife/stu006/g2024</p> <p>②https://syougai.hess.gunma-u.ac.jp/</p> <p>[当局検討]</p> <p>障害学生サポートルームの専用ページが開設されているものの、各メニューバーに対応した具体的内容が掲載されておらず、「障害種別の支援事例」などの「見出し」だけの現状である。<u>最初のページに、「〇〇月頃、〇〇を掲載予定」など具体的な目途を明記すべきでないか。</u>「メニュー」ごとなどまとまりのある単位で、計画的に具体的内容を掲載していき、「新着情報」欄に、「〇月〇日、〇〇を掲載しました」など知らせしていくと、分かりやすいのではないかと（一橋大学のホームページ「障害学生支援室」の「お知らせ」欄を参照）。</p> <p>「随時、内容を更新していきます」のままでは、専用ページを「リニューアル」する、大学の積極的な取組姿勢が理解されないおそれあり。</p>
埼玉大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「障がい等のある入学志願者の事前相談について」のページに、「障がい等のある方（代筆解答希望者も含む）が受験上及び修学上の配慮を希望する場合には、本人又は代理人からの申請に基づき、障がいの種類・程度に応じて本学が審査のうえ、受験に際して特別の配慮を行います。本学が対応を決定するまでに時間を要することがあります。出願受付期間の開始日から換算し20日前までに申請してください」と記載。</p> <p>「提出書類」について、i)「令和〇年度埼玉大学入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書」（本学様式。同じページに「申請書式ダウンロード」あり）、ii)「診断書（発行後6ヶ月以内の原本または大学入試センター試験出願時に提出したものの写し）」、iii) 大学入学者選</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>抜大学入試センター試験受験上の配慮事項決定通知書の写し(大学入試センター試験受験者のみ)と記載。また、「なお、必要に応じ、該当志願者又は保護者若しくはその立場を代弁し得る出身学校関係者等の面談を実施することがありますのでご了承ください」と付記。</p> <p>「提出先」及び「問い合わせ先」について、部署名、住所・電話・FAX番号等を記載。</p> <p>②「入学者選抜に関する要項」の「VI 障がい等のある入学志願者の事前相談について」に、「本学に出願を希望する者で、身体等に障がいがあり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、次により本学へ事前相談の申請を行ってください」と記載。</p> <p>i) 申請方法</p> <p>a) 令和2年度埼玉大学入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書（本学所定の用紙）、</p> <p>b) 医師の診断書（「障がいの程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの。発行後6ヶ月以内の原本又は大学入試センター試験において受験場の配慮を申請していて、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しを提出してかまいません」）、</p> <p>c) 受験上の配慮事項決定通知書</p> <p>「大学入試センター試験において、受験上の配慮を申請して認められた場合、大学入試センターより「受験上の配慮事項決定通知書」が送付されます。埼玉大学に事前相談を申請する際は、その通知書の写しを提出してください。」</p> <p>ii) 申請書提出時期</p> <p>「出願受付期間の開始日から換算し20日前までに申請してください。」</p> <p>iii) 申請受付後の回答日</p> <p>申請受付開始日の前日（予定）</p> <p>③「令和2年度学生募集要項」の「VII 全選抜共通事項」の「1 出願・受験等に関する注意事項等について」の「1 障がい等のある入学志願者の事前相談について」に、上記②と同旨の記載（i）申請方法、(a) 入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書、b) 医師の診断書、c) 受験上の配慮事項決定通知書）、ii) 申請書提出時期などを記載。</p> <p>(検索手順)</p> <p>①トップページ→「受験生の方」→「入試情報」→「障がい等のある入学志願者の事前相談について」</p> <p>②トップページ→「受験生の方」→「入試情報」→「入学者選抜に関する要項」</p> <p>③トップページ→「受験生の方」→「入試情報」→「学生募集要項」</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）</p> <p>(アドレス)</p> <p>①http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/consultation/ ②、③（入試情報）http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/index.html</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>「埼玉大学における障がい学生支援（在學生の方）」のページに、①「入学後の修学上の配慮、支援」、②「在学中に障がいの診断を受けられた場合」、③「修学上の配慮の例」等を掲載。</p> <p>「入学後の修学上の配慮、支援」には、「埼玉大学では、障がいのある学生が障がいのない学生と同様に、様々な学びの機会に平等に参加し、授業や実験、実習などにおける学びを深めることができるよう、それぞれの方の障害特性や困りごとに応じた配慮をおこなっています。配慮を希望される方は、所属学部の学部係に、配慮申請書と証明書類等（医師の診断書等）を提出してください。審査のうえ、配慮が決定されます。申請されたご本人の了承を得たうえで、配慮がスムーズに行われるよう、結果は、ご本人だけでなく、所属学部や、授業担当教員および基盤科目授業担当教員にも伝えられます」と記載。</p> <p>なお、上記にある「配慮申請書」は「修学上の配慮申請書（在學生用）」、「医師の診断書」は「障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの、発行後6か月以内の原本またはその写し」と付記。</p> <p>次の「在学中に障がいの診断を受けられた場合」には、「在学中に、事故や病気などにより障がいを負われ、修学上の配慮が必要になられた方や、精神障がいや発達障がいなどの診断を受けられ、修学上の配慮を受けることを希望される方は、所属学部の学部係に配慮の申請を行ってください。審査の上、修学上の配慮、支援が行われます」と記載。</p> <p>さらに、「修学上の配慮の例」には、①物理的環境への配慮（6事項）、②意思疎通の配慮（7事項）、③ルール・慣行の柔軟な変更（12事項）の例示。これらは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則における留意事項」の「第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例」の一部と同旨の内容を掲載。</p> <p>また、相談先の部署の開室時間・相談員・アクセス等について記載。 (検索手順) トップページ→「在學生の方」→「学生相談体制」→「埼玉大学における障がい学生支援（在學生の方）」</p> <p>(アドレス)</p> <p>http://park.saitama-u.ac.jp/~kyodo-sankaku/stu_person_support/</p>
千葉大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「大学案内・募集要項」の「身体等に障害のある入学志願者等の事前相談について」のページに、「令和2年度千葉大学入学選抜 身体等に障害のある入学志願者の事前相談申請書」の様式を掲載（裏表両</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>面)。</p> <p>同申請書について、氏名等の基本的な事項のほか、</p> <p>i) 障害種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、その他の6区分）に、対応する「障害の程度」を具体的に記載して、該当するものに「○」印を付して選択する欄を記載するとともに、「症状及び障害の状態等を具体的に記入してください。」とし、自由記述欄を記載</p> <p>ii) 障害の種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱・その他、発達障害の4区分）に、「受験に際して希望する配慮事項」を列記し、該当するものに「○」印を付して選択、する欄を記載するとともに、「その他の希望配慮事項等（記載事項以外で、希望する配慮事項があれば、簡潔に記入してください。また、「別室の設定」を希望する者は、その理由を記入してください）」、「入学後に希望する配慮事項等（あれば具体的に記入してください）」、「出身学校での就学状況（出身学校関係者等が具体的に記入してください）」の自由記述欄を記載</p> <p>iv) 「脚注」に、「障害の程度および必要とする具体的な配慮事項等を記載した「医師の診断書」を添付してください」と明記</p> <p>② 「一般入試学生募集要項」の「6. 身体等に障害のある入学志願者等の事前相談」に、i) 担当部署（入試課入試係）の電話番号、ii) 申請方法（提出先の住所及び提出書類（(a) 事前相談申請書（本学所定の用紙）、b) 医師の診断書（障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの。大学入試センター試験において受験上の配慮を申請していて、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しでかまいません）、c) 受験上の配慮事項決定通知書（大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」の写し。提出できる場合のみ該当））、iii) 事前相談の締切日（令和2年1月10日（金）必着）、iv) 事前相談の申請受付後の回答日（令和2年1月24日（金）予定）の記載。</p> <p>（検索手順：①・②）トップページ→「入試案内」→「大学案内・募集要項」（アドレス）http://www.chiba-u.ac.jp/exam/gakubu/annai_boshu.html</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>「障害学生支援についてのご案内」のページに、「千葉大学における障害学生支援」として、「千葉大学では、障害や疾患のある学生が他の学生と同様に学ぶことができるよう様々なサポートをしています。サポートの内容は支援を希望する学生との話し合いを通じて決めていきます。可能な限り対応いたしますので、ご相談ください」と記載。</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>「サポートの流れ」として、「1.支援を希望する場合は『障害等にかかる支援・配慮申請書』を学部・研究科等の学務係、または学生相談室に提出してください」、「2.申請書が提出されると、学生相談室障害学生相談担当者が本人に連絡を取り、そこで面談の日時を決めます」、「3.面談の中で必要な支援について話し合います」等の記載。</p> <p>また、「関連資料」として、次のものも掲載。</p> <p>i) 「障害等にかかる支援・配慮申請書」（表裏両面の様式。氏名等の基本的な事項のほか、「障害等の概要」（診断名、症状及び障害の状態に関して記入）、「障害等の支援・配慮の要望の有無」等の記入欄あり。</p> <p>ii) 「学生の方へのご案内」（表裏両面のパンフレット。西千葉キャンパスのマップ、「学生相談室」の位置、「こんなことで困っていませんか～みんなの困りごとと支援例～」として、障害別の例（「聴覚障害のある学生の例」、「視覚障害のある学生の例」、「車椅子を使用している学生の例」、「発達障害のある学生の例」、「その他の障害のある学生の例」）、「対象学生について」、「修学を希望する場合」として、支援までの流れを掲載。）</p> <p>(検索手順) トップページ→「学生生活」→「在校生の方や進学希望の方へ」の「学生サポート」→「障害学生支援についてのご案内」</p> <p>(アドレス)</p> <p>http://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/support/shogaisoudan.html</p>
一橋大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「障害等のある入学志願者の事前相談について」のページに、i) 事前相談の方法、ii) 書式例（「〇〇年度入学試験に係る事前相談について」）を掲載。</p> <p>ii) について、「8. 障害の種類・程度」、「9. 受験に際し配慮を希望する事項」、「10. 入学後配慮を希望する事項」、「11. 出身校における修学上の措置」等12事項の記入欄が設けられており、「12. 添付書類」について、「①医師の診断書、②大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書(写) (大学入試センターに申請し通知書が手元にある場合)、③身体障害者手帳(写)、④その他相談する際に必要と考えられる参考資料」と記載。</p> <p>② 「入学者選抜要項」の「5 障害等のある入学志願者の事前相談について」及び「一般入試募集要項」の「IV 障害等のある入学志願者の事前相談について」に、上記①と同旨の記載（書式例も掲載）。</p> <p>(検索手順)</p> <p>① トップページ→「一橋大学で学びたい方へ」→「学部入試情報」→「障害等のある入学志願者の事前相談について」</p> <p>② トップページ→「一橋大学で学びたい方へ」→「募集要項」</p> <p>(アドレス)</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>①http://www.hit-u.ac.jp/admission/application/jizen_hairyo.html ②http://www.hit-u.ac.jp/admission/form/index.html</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>「障害学生支援室」のページについて、①障害学生支援室について、②支援を希望される在学生の方へ、③教職員の皆様へ、④ボランティアを希望される方へ、⑤受験生の方へ、⑥支援に関する規則、⑦障害に関するリンク等の欄が列挙され、それぞれの欄に関連するリンクが設定されている。</p> <p>（詳細については、図表3-（1）-ア-④を参照。）</p> <p>（検索手順）トップページ→「在学生の方へ」（「相談窓口」の「障害学生支援室」）→障害学生支援室</p> <p>（アドレス） http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaishien.html</p>
横浜国立大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「障がい等のある入学志願者の事前相談について」のページに、「心身の障がい等により、受験及び修学の上で配慮を必要とする場合は、出願前までに必ず学務部入試課へ下記様式により申し出てください。また、出願後の不慮の事故などで負傷し、受験及び修学の上で配慮が必要となった場合も、その時点で速やかに下記の様式により申し出てください」等と記載し、「代表的な事項」で、障害種別（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、<u>発達障がい</u>）ごとに「障害の程度」を一覧表で整理。</p> <p>また、「事前相談の申込様式」（PDF）も掲載。当該様式には、「2. 障がいの種類、程度」、「3. 受験上配慮を希望する事項・内容」、「4. 修学上配慮を希望する事項・内容」、「5. 出身学校在学中にとられていた配慮事項の内容」等6事項の記入欄が設けられている。また、「添付書類」について、「診断書（大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳（写））、その他参考資料」の記載。しかし、この記載内容では、医師の診断書は必要なのか、それは「写し」でなく原本でなければならないか、診断書に加えて身体障害者手帳の「写」も必要なのかなど、明確でない。</p> <p>なお、オープンキャンパスの参加申込みに際しても、診断書等の提出を求めている（図表3-（1）-イ-①）。しかし、記載は「添付書類：診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料」とされており、異なる。</p> <p>② 「入学者選抜要項」及び「一般入試学生募集要項」の「Ⅶ 障がい等のある入学志望者の事前相談」に、①と同旨の内容（障害種別ごとの「障害の程度」や申請様式等）を記載。</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>(検索手順)</p> <p>①トップページ→「受験生の方」の「入試」→「障がい等のある方への支援」の「受験上、修学上の支援について」→「障がい等のある入学志願者の事前相談について（学部）」</p> <p>②トップページ→「受験生の方」→「学部入試」→「資料ダウンロード」（アドレス）</p> <p>①https://www.ynu.ac.jp/exam/faculty/handicap.html</p> <p>②https://www.ynu.ac.jp/exam/faculty/essential/index.html</p> <p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>「障がい学生支援室」の「障がい学生支援室について」のページで、</p> <p>① 同室の業務、②大学の障がい学生支援体制（図を添付）、③「障がい学生の教育支援に関する基本方針」（平成28年3月22日学長裁定）、④障がい学生支援室の支援機器等一覧（拡大読書機器など24の機器について、製品名・機能等、数量、設置等場所、対象（障がい）を一覧表で整理）を掲載。</p> <p>また、「支援について（在学生）」のページで、①支援の対象となる学生等、②支援申請方法（ご相談の内容に応じて、学内の関係部署等と連携を図りながら、本学にて可能な最善の支援体制等を検討し、対応します。まずは支援相談窓口であるなんでも相談室にご相談ください）、③支援決定までの流れ（フローチャート）、④支援例（これまでに実際に行った支援の例として、7例等）、⑤平成30年度障がい学生支援室支援学生数（計15人、うち「精神障がい・発達障がい」1人）、⑥在学生向け就職関係情報について、掲載。</p> <p>さらに、「申請書類」のページには、「障がい学生支援申請書」（①入学決定後（別紙3）、②オープンキャンパス（別紙1）、③入試説明会（別紙6））等の様式が掲載。なお、これら3種類の「障がい学生支援申請書」の末尾に、「※添付書類 診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料」の記載。</p> <p>(検索手順) トップページ→「在学生の方」の「相談窓口」→「障がい学生支援室」→「障がいのある学生への支援体制について」→「障がい学生支援室」</p> <p>(注) 大学のホームページ「在学生の方」の「相談窓口」にある「障がい学生支援室」を選択すると、「障がいのある学生への支援体制について」が開き、その末尾に「障がい学生支援室」へのリンクが掲載されている。「障がい学生支援室」の専用ウェブサイトは、2017年（平成29年）4月14日開設</p> <p>(アドレス) http://www.shougai-support.ynu.ac.jp/</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>なお、障害学生支援室のトップページのメニューバー「受験生の方へ」を選択すると、①「受験上、修学上の支援について」で、「受験上または修学上特別な配慮を必要とする方は、学部の一般入試の場合は学務部入試課に、それ以外の場合は各学部・大学院にあらかじめご相談ください。本学では、ご相談の内容に応じて、学内の関係部署等と連携を図りながら、本学にて可能な最善の支援体制等を検討し、対応します」との記載、②「オープンキャンパス、入試説明会等での支援について」で、「オープン・キャンパスや入試説明会での支援を希望される方は、オープン・キャンパスについては学務部入試課に、それ以外については各学部・大学院にお問い合わせください。支援の決定及び準備に時間がかかることがありますので、早めのご相談をお願いいたします」と記載し、注意喚起。</p> <p>[当局検討]</p> <p>上記のとおり、①事前相談で「事前相談の申込様式」に「診断書（大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳（写））、その他参考資料」の添付を、②オープンキャンパス、入試説明会及び入学決定後の各段階でも、「障がい学生支援申請書」の提出とともに、「診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料」の添付を求めている。</p> <p>「支援申請書」等の所定の様式の提出が必要としても、全ての段階で、診断書や障害者手帳（写）等の提出が必要か。発達障害のある特定の高校生等（入学して学生）が、これら4つの場面いずれにも支援の申請を行う場合、計4通の診断書（原本）が必要か。一連の手続について、数箇月間に、障害の名称、症状、程度について、逐一確認しなければならないほど、大きく変化するか。</p> <p>また、「診断書」について、「写」と明記されていない。「原本」でなければならないのか、明確にすべきと考える。ただし、診断書を何度も入手することとなれば、その都度、医療機関への往復の交通費、診断書の発行手数料等を要し、障害のある受験希望者側には、経済的な負担となる。「写し」によっても必要な内容を確認できるのであれば、その旨、明記すべきと考える。</p> <p>特に、「オープンキャンパス」には、明確な受験の意思があるとは限らず、いろいろな大学のオープンキャンパスに参加して、「情報収集」を行うのが一般的でないか。高校生等の経済的負担にも配慮すべきと考える。</p> <p>（参考）実施時期 オープンキャンパス：令和元年6月15日（土）、16日（日） 入試説明会：</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ） （大学入試センター試験：令和2年1月18日（土）、19日（日）） 事前相談：出願前まで（出願期間：令和2年1月27日（月）～2月5日（水）） 入学式：令和2年4月3日（金）
新潟大学	公表している	<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>「令和2年度入学者選抜要項」（3「(4)障がい等を有する入学志願者の事前相談）及び「平成31年度学生募集要項（一般入試）」（「共通事項」の6「(8)障がい等を有する入学志願者の事前相談」）それぞれに、 i）相談の期限（「令和2年1月20日（月）までとします。ただし、事前の準備を必要とする場合がありますので、できる限り早い時期に相談してください。」等と記載）、ii）相談の方法（「申請書（所定用紙）を請求のうえ、医師の診断書等必要書類を添付し、提出してください。必要な場合は、本学において志願者及び関係者等と面談を行います。」）、iii）連絡先・申請書請求先（部署（入試課）の住所及び電話番号）について、記載。</p> <p>（検索手順）</p> <p>①トップページ→「入試情報」の「学部入試」→「一般入試」の「学生募集要項」 （又は、「入学を希望する方」→「学部への入学を希望される方」の「入試に関する情報についてはこちらへ」→「学生募集要項」からも可）</p> <p>②トップページ→「入試情報」の「学部入試」→「一般入試」の「入学者選抜要項」 （同様に、「入学を希望する方」→「学部への入学を希望される方」の「入試に関する情報についてはこちらへ」→「入学者選抜要項」からも可） （アドレス）https://www.niigata-u.ac.jp/admissions/faculty/general/</p> <p>[当局検討]</p> <p>入学者選抜要項及び学生募集要項（一般入試）のいずれにも、申請書について、「請求のうえ」とされ、様式が掲載されていない（ホームページにも）。「医師の診断書等必要書類」についても同様であり、具体的にどのような書類が必要なのか、「原本だけ」なのか、「写し可」なのか、ホームページによる公開情報では明確になっていない。</p> <p>様式又は様式例を明示すると、手続が簡素化される。現状では、①受験者側から申請し、②大学（学務部入試課）から「所定用紙」が送付され、③受験者側が必要事項を記載して返送する必要がある。他の大学のように、ホームページに様式等を掲載しておけば、①及び②の手続を省略できる。受験者側、大学の双方にとっても、簡素化、迅速化を図ることが可能と考える。</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>【修学上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「特別修学サポートルーム」のページに、「障がいがあり、主に大学生活の中で様々な困難を抱えている学生のサポートをします」等とし、発達障害のある学生の特徴について、i)「友達との会話、友達づくり、先生との人間関係づくり等に困難さがある」、ii)「板書を写すのが遅い、また板書を写しながら話を聞くことが苦手である」、iii)「レポートの締め切りが間に合わず、勉強の仕方が分からない。定期試験も不安」、iv)「授業、レポート、試験、実習、アルバイト、サークルなどの調整がうまく出来ない」、の4つを例示し、「こういった困難さのある学生に対して（発達障がいの診断の有無にかかわらず）、共に考え、サポートしていきます」と記載。</p> <p>また、同ページの「相談受付」に、当該サポートルームの電話番号、メールアドレス、場所のほか、専門の相談員（特別支援教育士スーパーバイザー）である担当者を実名で掲載。</p> <p>② 新潟大学教育・学生支援機構オリジナルサイトの「障がい学生支援部門特別修学サポートルーム」には、</p> <p>i) 特別修学サポートルームについて（記載内容は、上記①に同じ（「相談受付」欄はなし））、</p> <p>ii) 支援の概要（「修学上の問題」（自閉症スペクトラム障がい、ADHD不注意型、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由の別に、それぞれ支援例を列記。計26事例）等を記載）、</p> <p>iii) 利用案内（上記①の「相談受付」と同趣旨の内容に加え、担当者に特任助教が追加されているほか、簡易なQ&Aを3問（どんな人が相談できるのですか？等）記載）</p> <p>などのサイドメニューあり。</p> <p>③ 同じく、メニューバー「刊行物」を選択すると、同機構の年報「自律と創生」へ。第1号（平成18年度）～直近の第12号（平成29年度）が掲載。</p> <p>平成26年4月1日、障害学生への全学的な支援体制の強化を図ることを目的として、教育・学生試験機構学生支援センターに、障がい学生支援部門を立ち上げ、同年6月1日には、「特別修学サポートルーム」を設置した経緯あり。</p> <p>年報第12号に掲載の「学生支援センター 障害学生部門」（53ページ～56ページ）には、「3 平成29年度活動報告」で、「(4)特別修学サポートルームの実績報告」として、i) 支援した障害学生数（平成26年度以降、「聴覚・視覚」、「発達」、「全障がい」の3区分で、各年度の対応する学生数を棒グラフで表示。人数は全体のみであり、平成26年度20人、27年度33人、28年度45人、29年度54人。図表2－(2)－⑨参照）、ii) 障がい学生の相談件数（平成26年度以降、各年度の件数を棒グラフ</p>

大学名	公表状況	公表事項、ホームページ掲載箇所までの手順等（アクセシビリティ）
		<p>フで表示。平成29年度924件）を紹介。 （検索手順）</p> <p>①トップページ→「学生生活・就職」の「学生生活」→「学生相談窓口」→「特別修学サポートルーム」</p> <p>②トップページ→「大学案内」の「附属施設」→「教育・学生支援機構」→「新潟大学教育・学生支援機構オリジナルサイトへ」→サイドメニュー「機構内のセンター」の「学生支援センター（学生の生活支援の企画立案・学生相談、障がいのある学生の就学支援等）」→「障がい学生支援部門 特別修学サポートルーム」</p> <p>③トップページ→「大学案内」の「附属施設」→「教育・学生支援機構」→「新潟大学教育・学生支援機構オリジナルサイトへ」→メニューバー「刊行物」</p> <p>（アドレス）</p> <p>①https://www.niigata-u.ac.jp/campus/life/consultation/support/ ②http://www.iess.niigata-u.ac.jp/ssc/support.html ③http://www.iess.niigata-u.ac.jp/publication.html</p>

（注）当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-② 入学者選抜要項の掲載ページに目次を列挙し、受験上の配慮を容易に確認できる例（長野大学）

<p>【受験上の配慮に係る公表】</p> <p>① 「入学者選抜要項」の掲載ページには、同要項（冊子）の目次が列挙。「障害のある方に対する受験の対応について」を選択すると、同要項の該当ページ（2020（令和2）年度の場合、5ページ）へ接続。掲載されている要項全体を開き、「目次」によって、該当するページを探し出す手間を要しない。</p> <p>また、「申請方法」について、「以下の書類すべて（③は該当者のみ）を各入試区分の提出期日までに申請したうえで出願手続きを行ってください。大学で申請書と出願手続きを確認し、入試実施日までに配慮決定通知を志願者本人に通知します」とし、「①受験特別対応申請書（本学ホームページから所定書類のダウンロードを行ってください）」、「②障害者手帳の写し、もしくは医師の診断書」、「③大学入試センター試験「受験上の配慮事項決定通知書」の写し（※該当者のみ）」を列記。</p> <p>さらに、「上記対応事項にない特別な配慮（合理的配慮）が必要な場合には事前に相談をお受けします。また、入学後の学生生活や授業等における対応について、出願前から説明や相談に応じています。本学ホームページから「障害学生支援体制の個別説明・事前相談申込書」をダウンロードして必要事項を記入し、提出（郵送）してください」と付記。</p> <p>② 「学生募集要項」の掲載ページにも、「障害のある方に対する受験の対応について」のメニューを別に設定。記載内容は、上記「入学者選抜要項」の冊子の内容と同旨。ただし、i) 大学の支援体制等について紹介しているパンフレット「長野大学・障害学生支援制度」へのリンクの設定、ii)</p>
--

「障害学生支援体制の個別説明・事前相談申込書」(PDF、Wordの別)及び「受験特別対応申請書」(PDF、Wordの別)も掲載。

(検索手順) トップページ→「入試情報」→「資料請求(大学案内・入学者選抜要項)」→「入学者選抜要項」又は「学生募集要項」

(アドレス)

①https://www.nagano.ac.jp/admission/exam_2020_/senbatuyoko_2020/

②https://www.nagano.ac.jp/admission/exam_2020_/

なお、「障害がある方に対する受験の対応について」のアドレス

https://www.nagano.ac.jp/admission/exam_2020_/shinsei/

上記のとおり、障害のある高校生等にとって、各「要項」本体によって、該当ページを探し出すまでもなく、要項の掲載ページに、「障害のある方に対する受験の対応について」のメニュー等が明示されており、手間を省くことができる。また、障害種別に、機器名も明示するなど具体的に受験場の対応事項が例示されており、非常に分かりやすい。

このような対応について、「長野大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」(平成29年要綱第38号)第8条(情報公開)や別紙「個別留意事項」第9(情報公開)に基づく取組の一環とみられる。

(参考) 対応要綱等の規定(抜粋)

○ 対応要綱

(情報公開)

第8条 長野大学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

○ 対応要綱における留意事項

第9 情報公開

(情報公開)

障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示す。

特に、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制(支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等)、受入れ実績(入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等)等について、可能な限り具体的に明示するとともに、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開する。また、ホームページ等に掲載する情報は、障害者が利用できるようにアクセシブルにする。

(注) 下線は、当局が付した。


(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-③ 障害学生支援について、各利用者向けの欄を設定する等により、掲載情報を整理している例（一橋大学）

「障害学生支援室」のページ、①障害学生支援室について、②支援を希望される在学生の方へ、③教職員の皆様へ、④ボランティアを希望される方へ、⑤受験生の方へ、⑥支援に関する規則、⑦障害に関するリンク等の欄が設けられている。当該支援室の業務内容の説明にとどまらず、各利用者向けの欄（②～⑤）を設定してホームページ内を整理するとともに、国等職員対応要領も併せて掲載している。

（例（一橋大学のホームページのうち、該当箇所の一部を抜粋））

障害学生支援室について

- ▶ スタッフ紹介
- ▶ お問い合わせ・アクセス
- ▶ 障害別の支援・配慮依頼例
- ▶ バリアフリーマップ
- ▶ リーフレット  (2MB)
- ▶ 支援に関する書籍

支援を希望される在学生の方へ

- ▶ 支援をうけるまでの流れ
- ▶ 支援申請に必要な書類一覧
- ▶ 一橋大学附属図書館における障害のある学生に対する支援について

教職員の皆様へ

- ▶ 支援を行うにあたって
- ▶ 障害別の支援・配慮依頼例
- ▶ 支援の流れ
- ▶ Q&A

上記①の「障害学生支援室について」には、i) スタッフ紹介、ii) お問い合わせ・アクセス、iii) 障害別の支援・配慮依頼事例、iv) バリアフリーマップ、v) リーフレット、vi) 支援に関する書籍のメニューが設定。

iii) にアクセスすると、障害種別のメニューが用意されており、「発達障害」について、「自閉症スペクトラム」、「注意欠如・多動性障害」、「限局性学習障害」の3つが掲載。さらにアクセスしていくと、各障害種別に、a) よくある困りごと、b) 支援を受ける方：実際の配慮例、c) 支援を行う方：留意点・配慮例ごとに、具体的かつ簡潔に記載されている。

障害別の支援・配慮依頼例

障害学生支援室では、さまざまな障害に対し、障害のない学生と平等な教育を受ける機会を提供するための調整を行っています。

各障害の特徴や、これまでに行われてきた支援や配慮依頼例は以下の通りです。

※以下に示されているのは一般的な障害と支援内容です。ここに記載がある／ないにかかわらず、実際の支援では個別に相談を行って調整していきます。

▶ 発達障害

自閉症スペクトラム
注意欠如・多動性障害
限局性学習障害

▶ 視覚障害

▶ 聴覚障害

▶ 肢体不自由

▶ 病弱・虚弱

▶ 精神障害

自閉症スペクトラム障害

よくある困りごと

支援を受ける方

支援を行う方

よくある困りごと

■ 他人との意思や情緒の疎通が苦手

「一緒に食べるとおいしいね」と言われてもピンと来ない。食事は誰と食べても味は変わらないし、人と話すと疲れるからゼミのコンパや飲み会に参加したくない。

■ 同じ状況や決められたことへのこだわりが強い

いつも座っている座席に座られてしまって、どこに座ったらいいのわからなくなって欠席した。

■ 柔軟な対応ができない

素早い状況への対応が弱く、指名されて発言しなければいけない講義が苦手。

■ 行間を読んだり、暗黙の了解が理解し辛い

講義で、「自由に3人組になって」と言われると、誰と組んでいいかわからずいつも余ってしまう。

■ 感覚異常がある

- 聴覚過敏：大教室で授業中のヒソヒソ声や先生の声と混ざってうまく聞き取れない。
- 感覚鈍麻：季節に関わらず同じ服を着ている。

■ 認知機能の偏りがある

- 視覚優位：教科書や資料の理解は問題なく、小テストではいい点数が取れるが、ディスカッションになるとついていけない。
- 聴覚優位：本に書いてあったことは理解できなかったり理解するのに時間がかかったりするが、先生に直接質問して教えてもらえれば理解できる。

支援を受ける方：実際の配慮例

詳細なシラバス

自分に適した授業を選択することが重要であり、シラバスから、講義の内容、形式（ディスカッションの有無、頻度、指名の有無など）、評価方法（試験かレポートかなど）を判断基準にするため、公開して頂けるよう依頼する。

座席配慮

周囲の人の話し声が気になったり、決まった席でないと座れない場合、座席を指定して頂けるよう依頼する。座席指定マークを卓上に示す。

教示方法の調整

耳から入る情報に苦手さがある場合には、口頭の説明だけでなく、板書等の視覚的な情報としても提供してもらえるように依頼する。逆に、目から入る情報に苦手さがある場合には、板書などを読み上げてもらい、音声の情報としても提供してもらえるように依頼する。

評価方法の調整

書くことに苦手さがある場合には、レポートの課題提示を早めに知らせて頂いたり、提出期限を延長をして頂けるよう依頼する。試験の場合には、試験時間の延長をして頂けるよう依頼する。

支援を行う方：留意点・配慮例

詳細なシラバス

どのような形式で講義を行い（グループワークがあるのか、プレゼンやスピーチがあるのか、指名されるのか、板書が多いかなど）、どのように成績評価を行うのか（評価基準や評価方法）、学生が自分に合った履修計画や支援計画立てるために必要な情報です。可能な限り具体的に記述をお願いします。

受講ルールの明確化

一般的な暗黙のルールがわからない場合があります。例えば、一人の学生が個人の関心や疑問について多くの質問を繰り返す等により、授業の進捗が著しく制限されたり、他の受講生の学習に支障が出たりするような状況であれば、質問の時間や回数に制限を設けることを、直接伝えるなど、ルールを設置し明確化することが必要な場合があります。

指示や質問の明確化

「どう思う？」などの漠然とした質問や、「簡単にまとめる」などの曖昧な表現を理解できない可能性があります。「AとBではどちらが優れていると思うか、理由を挙げてください」「○○字以内でまとめる」など、より具体的な形に指示を置き換えることで、学生が答えやすくなる場合があります。

教示方法の支援

見る／聞く／話す／書くなど、得意なことと不得意なことの差が著しい場合があります。学生の苦手さ（症状の程度）に応じて、複数の情報源があるように（例えば、口頭で言うだけでなくプリントも配布する、板書だけでなく読み上げて頂く、など）、調整して頂く必要がある場合があります。

また、上記②の「支援を希望される在学生の方へ」には、i) 支援をうけるまでの流れ、ii) 支援申請に必要な書類一覧などのメニューが設定。

i) には、「初めての場」の流れを具体的に示し（1. 相談の申し込み、2. 事前の相談、3. 支援申請、4. 初回面談、5. 障害学生としての承認（障害学生支援委員会の開催）、6. 具体的支援内容の検討（個別支援会議の開催）、7. 教員への配慮願い（挨拶）、8. 定期面談、9. 振り返り）、それぞれにおける手続、必要な書類等も記載。

ii) には、申請に必要な書類として、a) 障害学生特別措置申出書、b) 診断書・意見書、c) 障害学生特別措置要望書（授業関係）、d) 定期試験における特別措置申請書について、簡潔に説明した上で、所定の様式を添付している。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-④ 症状など手順ごとに具体例を示し、修学上の支援へ誘導している例（横浜市立大学）

「「バリアフリー推進室」について」のページに、5つのサイドメニュー欄（①支援を希望する方へ、②サポート活動に興味のある方へ、③入学希望の皆様へ、④教職員の皆さんへ、⑤関連資料・リンク）が設けられており、各利用者向けに整理されている。

（例（横浜市立大学のホームページのうち、該当箇所の一部を抜粋））

「病気や障害などの理由で、授業をはじめとする学内での生活に様々な困難さや心配ごとのある学生をサポートしています。専任のコーディネーターが話を伺い、相談内容に応じて、教員や学内の関係部署、必要に応じて学外の機関等と連携してサポートしていきます」と記載。①同支援室の「役割について」を4点例示、②「支援の流れ」の詳細については、「支援を希望する方へ」に誘導、③「お問い合わせ」として、場所、電話番号、時間、メールアドレスを掲載。

②のサイドメニュー「支援を希望する方へ」には、次のとおり、手順や段階ごとに、分かりやすく症状の具体例など示しながら、修学上の支援へ誘導している。

i) 「こんなエピソード、ありませんか？」として、「文字の大きさや色によって、資料や板書が見えにくい」などチェック項目を11例示

こんなエピソード、ありませんか？

- 文字の大きさや色によって、資料や板書が見えにくい
- 怪我や病気、障害のため、移動が大変
- 教室内の音が気になって、授業に集中できない
- 授業中に体調が悪くなることがあり、心配
- 先生の話が聞き取れない
- グループワークに取り組めない（実験や実習等を含む）
- コミュニケーションが苦手
- 物事の優先順位がわからない
- 授業を聞くのとノートに書くことを同時にすることが難しい
- 時間割をどう組んでいいかわからない
- スケジュール管理ができない 等

診断の有無にかかわらず、困ったことや心配なことがある時はご相談ください。

一緒に解決の手立てを考えていきましょう。

内容や状況によっては、学校医やキャンパス相談と連携し、よりよい解決方法を考えていきます。

●プライバシーは守られます。

- ii) 「対象となる障害や病気の例」として、「聴覚障害」、「発達障害・精神障害」など7種を例示
- iii) 「サポートの例（個々の状況に応じて、異なります）」として、「障害や病気への理解（本人同意のうえ、教職員や他学生への障害特性や病気についての説明や、配慮依頼文書の作成・配布など）」等、4種類の例示
- iv) 「支援の流れ」として、「1 相談の申込み」（初回面談時、所定の「支援申込書」に必要事項を記載の上、提出して頂きます。障害手帳や診断書、検査結果等がありましたら面談時にご用意ください）、「2 面談」、「3 支援計画の検討及び決定」、「4 支援開始」、「5 支援の状況確認」それぞれ取組内容を紹介。

(検索手順) トップページ→「学生生活」の「大学生生活サポート」→「保健管理センター」の「必ずお読みください。」の「【学生・保護者の方へ】バリアフリー推進室について」→「バリアフリー推進室について」

(アドレス) <https://www.yokohama-cu.ac.jp/health/barrierfree/index.html>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑤ 障害学生支援の内容について具体的な例示と併せて写真を掲載する、パンフレットを作成するなど、分かりやすい情報提供となるよう工夫している例（長野大学）

「障害のある学生への支援」のページに、次の事項及び資料を掲載。障害学生支援の内容について、具体的な例示と併せて写真も掲載するなど、分かりやすく紹介されている。

- i) 「障害のある学生への支援概要」（パンフレット。また、当該パンフレットへのリンクも設定）
 (例（長野大学のホームページのうち、該当箇所の一部を抜粋）)



- 長野大学の障害学生支援について
- バリアフリーキャンパスの基本姿勢
- 長野大学障害学生支援の歩み
- 障害のある学生が心がけること
- 障害のことを伝え、知ることが第一歩
- 支援内容
- 支援制度を利用する方へ
- 「しょうがい」の漢字表記について
- 学生による支援
- 相談窓口の案内
- 地域の支援機関の案内
- 対応要領
- キャンパスガイドマップ

[パンフレットを見る PDF版（別ウィンドウで開きます）](#)

[パンフレットを見る Word版](#)

- ii) 基本姿勢
- iii) 障害のことを伝え、知ることが第一歩」（入試前アンケート、障害のある学生との懇談会（年2回））
- iv) 支援の内容（「アドバイザー（担任）教員による個別相談、状況の把握」など18例に加え、「上記の他にも個々の障害の内容に応じて対応をしています」の記載。バリアフリー関係の写真）

支援の内容

支援のあり方は学生個々によって変わりますが、主に次の支援を行っています。

- ・アドバイザー(担任)教員による個別相談、状況の把握
 - ・教員や専門職員との個別面談
 - ・「障害のある学生との懇談会」開催による全体的な状況把握、意見交換
 - ・ポータルサイトやメールによる連絡サポート
 - ・授業における配慮（ノートテイク、資料提供、板書読み上げ、映像解説など）
 - ・障害の程度に応じて定期試験での受験方法を配慮（時間延長・別室受験など）
 - ・個人ロッカーの貸出
 - ・専用机、昇降機の設置
 - ・休憩室の確保
 - ・各教室の点字表示
 - ・要望に応じた各種施設改修
 - ・ノートテイク（手書き・パソコン）、UDトークによる情報保障支援（授業・キャリア講座・ガイダンスなど）
※全科目に配置できるとは限りません。また、一部科目では、手話通訳支援も実施しています。
 - ・学内でノートテイク養成講座を開講
 - ・ノートテイク懇談会、ノートテイクワークショップの開催
 - ・ビデオ教材の文字起こし
 - ・入学式・卒業式などの学校行事での情報保障支援（ノートテイク、手話通訳など）
 - ・支援機器の貸出し（PCテイクの表示用パソコン、モバイル機器など）
 - ・支援機器の設置（点字プリンタ、読み上げソフト、立体コピー機など）
- ※上記の他にも個々の障害の内容に応じて対応をしています。



多目的トイレ・段差解消昇降機



点字プレート・点字ブロック

v) 障害学生支援に関わる設置科目」（「情報保障技術A（点字・朗読法）」、「情報保障技術B（要約筆記）」、「情報保障技術C（手話）」、「コミュニティ活動」それぞれ、写真入り）

vi) 障害学生支援制度に関する資料（「障害学生支援パンフレット（平成31年度版）」（PDF、Word）、「長野大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」）

vii) 障害のある学生へのキャリア支援

（検索手順） トップページ→「キャンパスライフ」→「学生支援」→「障害のある学生への支援」

（アドレス） https://www.nagano.ac.jp/campus_life/support-sys/support_1/

（注）当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑥ 障害学生支援者数、講義保障の具体例など、分かりやすく情報提供を行っている例（法政大学）

「障がい学生支援室」のページに、「障がいのある学生がその他の学生と同じレベルで講義を受講できるようにするための「講義保障」を中心に、障がい学生が社会へ出るための自立をサポートし、障がい学生と支援学生の双方が成長できるコミュニティ作りを目指しています。講義保障を中心とした支援室の活動は、その多くが学生ボランティア（障がい学生サポートスタッフ）によって支えられ

ています。サポートスタッフは、ノートテイク講座など必要な講座や講習を受講した後に支援室へスタッフとして登録し、サポートが必要な学生の講義へ派遣されています。支援を必要とする学生、支援してくれる学生それぞれの窓口です。」と紹介した上で、次の掲載。非常に充実した内容となっており、分かりやすい。

i) 支援室の活動

(例 (法政大学のホームページのうち、該当箇所の一部を抜粋))

(1) 個別面談

入学後も随時面談を行い、障がい学生の相談を受けるとともに支援内容やその方法を検討していきます。

(2) 講義保障

面談の結果、支援を行う授業を決定します。詳細は講義保障についてをご覧ください。

(3) 定期試験及び授業内試験時の配慮

障がいに応じて、別室受験や時間延長の手続きを行います。また試験監督者へも配慮を依頼します。

(4) 教員への配慮事項の伝達

障がい学生が受講すること、配慮してほしい点などを通知します。また通訳者等が入る場合はその旨と、注意事項なども通知します。

(5) 各種講習会の実施

聴覚障がい学生のためのノート(パソコン)テイク講座などを実施し、ボランティア学生の確保・育成を行います。

(6) 学生生活支援

面談等を通じて、必要な構内設備の改善・充実を図ります。

(7) 進路・就職支援

障がい学生向けの就職セミナー等の情報を提供するとともに、特に必要と認められる場合は情報保障者の派遣を行います。

ii) 障がい学生支援者数

iii) 講義保障について (聴覚障がいのある学生への支援、視覚障がいのある学生への支援、肢体障がいのある学生への支援について、具体的な例示)

iv) 「障害のある学生を支援する教職員のために」として、「日本学生支援機構：合理的配慮ハンドブックより」(「8. 修学支援に当たってー主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法ー」)を抜粋したもののリンクを掲載)

v) 障がい学生サポートスタッフ (支援室の活動を支える学生ボランティアの紹介。ノートテイクを行う3人の学生のコメントも掲載)

vi) 支援室からのお知らせ

(検索手順) トップページ→「キャンパスライフ」の「学生生活サポート」→「障がい学生支援室」

(アドレス) <http://www.hosei.ac.jp/campuslife/support/shienshtsu/shienshitsu.html>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑦ 障害種別に支援内容の例示など、分かりやすく情報提供を行っている例 (明治大学)

「障がい学生支援室」のページに、9つのサイドメニュー (①基本方針、②支援の流れ、③支援内容の例、④支援機器・用具、⑤サポート学生について、⑥啓発 (授業・講習会)、⑦配布資料一覧、⑧規程、⑨障がい学生支援室の所在地と連絡先) 等が設けられ、掲載事項が整理されている。

- > 基本方針
- > 支援の流れ
- 相談・申請方法 +
- > 支援内容の例
- > 支援機器・用具
- > サポート学生について
- > 密着（授業・講習会）
- > 配布資料一覧
- > 規程
- > 障がい学生支援室の所在地と連絡先

明治大学では、建学の精神に基づき、教職員及び学生が協力し、障がいのある学生の修学支援を推進しています。
障がい学生支援室では、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、平等に教育研究活動の機会が得られ、個々の能力を活かすことのできるよう、学部・大学院・専門職大学院や学内関係部署と連携して支援を実施しています。

- Information お知らせ

- 明治大学全般 > (10月24日情報更新) 2020年度入学試験入学検定料免除および入学後の授業料減免特別措置について～大規模自然災害で被災された受験生の皆様へ～
- 明治大学全般 > 大規模自然災害に関する明治大学の対応とお知らせ
- 明治大学全般 > 台風・豪雨等の自然災害により被災された皆様へ（2019年10月16日/学務部のメッセージ）

当該ページ冒頭では「建学の精神に基づき、教職員及び学生が協力し、障がいのある学生の修学支援を推進しています。障がい学生支援室では、障がいの有無によって、分け隔てられることなく、平等に教育研究活動の機会が得られ、個々の能力を活かすことのできるよう、学部・大学院・専門職大学院や学内関係部署と連携して支援を実施しています」としている。また、各サイドメニューに掲載されている事項の内容は下記のとおり。

- i) 基本方針（「明治大学障がい学生支援基本方針」（2018年（平成30年）11月29日）を掲載。「2 基本方針」の「(2)情報公開」で、「障がいのある学生の受入姿勢・方針、学内のバリアフリー状況等について、積極的な情報公開に努めます」との定め）
（例（明治大学のホームページのうち、該当箇所の一部を抜粋））
- ii) 支援の流れ（当該サイドメニューには、さらに、「学生の方へ」、「受験生の方へ」、「教職員の方へ」のメニューが設けられている。）

支援の流れ



< 「学生の方へ」 ページに掲載されている情報 >

◎支援に関する相談を希望する学生へ

相談窓口（所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室、障がい学生支援室、学生相談室）にて、相談してください。

◎支援申請を希望する学生へ

支援申請書を記入し、合わせて関係書類を揃えて、所属する学部・大学院・専門職大学院の事務室へ提出してください。
その後、面談を設定します。

提出する関係書類	
根拠資料	①医師の診断書(原本) ②障がい者手帳(コピー) ※いずれか1通
添付資料	①入学前の支援状況に関する資料 ※作成できる場合 ②個人別時間割表 ③成績通知表 等

< 「受験生の方へ」 ページに掲載されている情報 >

◎入学試験での配慮を希望する方へ

入学試験時における配慮については、入学センター事務室、大学院・専門職大学院へお問い合わせください。

< 「教職員の方へ」 ページに掲載されている情報 >

◎支援に関する相談を希望する教職員へ

教職員からの支援方法等に関する相談も受け付けます。
障がい学生支援室へお問い合わせください。

- iii) 支援内容の例（「視覚障がい」（5例）、「聴覚障がい」（3例）、「肢体不自由」（7例）、「精神・発達障がい」（2例）、「内部障がい」（3例）の障害種別に、それぞれ支援内容を例示）
- iv) 支援機器・用具（視覚障がい（5種類）、「聴覚障がい」（3種類）、「肢体不自由」（2種類）の障害種別に、それぞれ具体的な支援機器・用具を例示するとともに、一部の機器の写真を掲載）
- v) サポート学生について（ノートテイク、パソコンテイクを中心に、障がいのある学生を支援。障がいのある学生への支援に関心のある学生に、「サポート学生」（有償ボランティア）として登録を呼び掛け）
- vi) 啓発（授業・講習会）（支援体験講座や支援スキル向上のための講座について、学生、教職員の希望により随時開催）
- vii) 配布資料一覧（2019年度における各キャンパス（駿河台キャンパス、和泉キャンパス、生田キャンパス、中野キャンパス）のバリアフリーマップを掲載）
- viii) 規程（「明治大学障がい学生支援に関する規程」（2018年（平成30年）11月28日制定）へのリンクを掲載）
- ix) 障がい学生支援室の所在地と連絡先（障がい学生支援室。電話番号、ファクシミリ電話番号、メールアドレス及び当該支援室が所在しているキャンパスのマップのリンクを掲載）

(検索手順) トップページ→「メニュー」→「教育／学部・大学院」の「共通科目・教育支援」→「障がい学生支援室」

(アドレス) <https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/index.html>

また、「学習支援室」のページに、「2017年度明治大学学習支援報告書」(学習支援推進委員会)を掲載。同報告書の「障がい学生学習支援チーム2017年度活動報告(身体の機能に障がいのある学生への学習支援体制の充実を目指して)」(30ページ～32ページ)に、同チームが支援に関わった事例の一部について、i) 支援を受ける学生の障害の種別、ii) 支援対象者数(視覚障がい学生<対象者1名>、聴覚障がい学生<同2名>、肢体不自由学生<同1名>)、iii) 具体的な支援の内容等が掲載。これら以外にも、学部ごとの「学習支援内容」及び「今後の課題」に、障がいのある学生に対する支援の実績等の記載あり(図表2-(2)-⑨の「参考」参照)。

(検索手順) トップページ→「教育／学部・大学院」の「共通科目・教育支援」→「学習支援室」

(アドレス) <https://www.meiji.ac.jp/learn-s/index.html>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑧ 障害種別に支援内容の例示、在籍状況など、分かりやすく情報提供を行っている例
(早稲田大学)

「障がい学生支援室」のページ上部に、7つのメニューバー(i) ニュース、ii) 支援室について、iii) 支援について、iv) 支援ボランティアについて、v) 訪問者別ページ、vi) ユニバーサルデザインマップ・アクセス、vii) 情報発信)が設けられ、掲載事項が整理されているまた、各メニューバーに掲載されている事項の内容は下記のとおり。



i) ニュース

ii) 「支援室について」(7つの事項(a. 支援方針、b. 支援室の業務、c. スタッフ紹介、d. 支援機器一覧、e. 在籍・支援状況、f. 支援室の歴史、g. 卒業生の活躍)ごとのリンクを設けて情報を整理)



「支援方針」（「早稲田大学障がい学生支援に関する基本方針」の内容をホームページに掲載。なお、当該方針には情報公開についても規定されている。）

（参考）同基本方針（抜粋）

（情報公開）

第7条 本学は、障がい学生および障がいのある入学志願者に対する支援の方針、相談体制および合理的配慮事例等を、Webサイト等を通じて公開することとする。

「支援室の業務」（a. 障がい学生に対する修学支援、b. 支援者の養成・研修、c. 支援者のコーディネーター、d. 教員に対する支援の提供、e. 各種情報の提供、f. 啓発活動について掲載。）

「スタッフ紹介」（身体障がい学生支援部門：障がい学生支援コーディネーター2名（言語聴覚士、ガイダンスカウンセラー・臨床発達心理士）、発達障がい学生支援部門：障がい学生支援コーディネーター2名（公認心理師・臨床心理士、社会福祉士・臨床発達心理士）が在籍している旨等について掲載。）

「支援機器一覧」（視覚障がい関連（白杖など6機器）、聴覚障がい関連（FM送受信機など4機器）、肢体不自由関連（手動車いすなど3機器）、緊急災害時避難器具：階段避難補助具（イーバックチェア／キャリダン））

「在籍状況」（毎年4月時点の（支援室利用登録者数）：視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、発達障がいの別に、学部・大学院の別。2019年4月時点で合計115人）

「支援室の歴史」（1998年以降の主な取組等）

「卒業生の活躍」（1人：障がいの状況、現在の活躍、後輩たちへメッセージ）

iii) 「支援について」（9つの事項（a. 支援利用ガイドライン、b. 障がい共通の支援、c. 聴覚・言語障がい学生向け、d. 視覚障がい学生向け、e. 肢体不自由学生向け、f. 発達障がい学生向け、g. その他、h. 支援事例、i. 教員アンケート結果）ごとのリンクを設けて情報を整理）



「支援利用ガイドライン」(障がい学生への支援(合理的配慮提供)の流れ)

「障がい共通の支援」(教員への配慮事項の伝達、期末試験時の配慮の調整(配慮の例:聴覚障がい学生(1例)、視覚障がい学生(3例)、肢体不自由学生(3例))、各種情報の提供)

「聴覚・言語障がい学生向け」(パソコン通訳、記録、遠隔パソコン通訳、手話通訳、音声教材の文字起こし)

「視覚障がい学生向け」(教材の点訳、教材のテキストデータ化、移動支援、代読、代筆)

「肢体不自由学生向け」(授業教室の変更、移動支援、代筆、生活介助)

「発達障がい学生向け」(2014年6月から発達障がいの診断がある学生も修学支援の対象に含める体制。「発達障がい学生支援部門」(開室日、場所、問合せ先)、「発達障がい学生支援部門が行うこと」(修学支援など、7事項)、「発達障がい学生への支援システム」(図示))

「その他」(ケガや病気などによって、一時的に修学上、なんらかの困難を抱える学生への支援を提供)

「支援事例」(①英語で行われる授業での支援(聴覚障がい学生)、②体育の授業での支援(聴覚障がい学生)、それぞれ「課題」と「対応」を記載)

「教員アンケート結果」(障がい学生が受講した授業の担当教員や支援者へのアンケートの結果、2009年度～2015年度の毎年度)

iv) 「支援ボランティアについて」(a. 支援者登録について(「支援を希望される方」、「活動を始めるにあたって」)、b. 活動の流れ(「1. 支援に必要な機材を支援室で受け取ります」～「6. 活動報告書に記入します」))



v) 「訪問者別ページ」



「支援を利用したい方」(支援の利用方法、支援の種類、障がい学生の声(支援を利用する障がい学生7人)、入学試験での配慮を希望する方へ)

「支援活動をしたい方」(支援の種類、支援者登録・活動の流れ、支援学生の声(6人))

「障がい学生担当教員の方」(提供している支援)

「支援室登録者用」(障がい学生用書類(申請書様式)、支援者用書類(活動報告書等の様式))

その他、vi) ユニバーサルデザインマップ・アクセス、vii) 情報発信欄も併せて掲載。

(検索手順) トップページ→「Campus Life 早稲田の学生」→「学生の成長の場所」の「相談したい」→「障がい学生支援：全学生が同じ環境で学ぶために」の「障がい学生支援室

(アドレス) <https://www.waseda.jp/inst/dsso/>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑨ 心理学を専攻している大学院生等を高校に派遣し、大学における支援に関する情報を提供している例(茨城大学)

心理学を専攻している大学院生や学部生の現地体験の一環として、県内の一部の高校にこれら大学院生等を「キャンパスエイド」として派遣している。

派遣された大学院生等は、様々な困難を抱える高校生の心のケアの一端を担う(例えば、話し相手となってストレスを軽減するなど)ほか、大学における支援の取組等の情報提供を行っている。

この取組により、大学院生等から直接説明を聞いた発達障害のある生徒の中には、卒業後の進路を就職から進学へ変更した者もいる。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ア-⑩ 事前相談の内容により、医師の診断書等の提出が必要となる場合があるとしている例（山梨県立大学）

「入学者選抜要項」（令和2年度）の「Ⅷ 身体に障害等を有する入学志願者との事前相談」に、「身体に障害等を有する入学志願者は、受験上及び修学上の特別な配慮を必要とすることがありますので、あらかじめ下記お問い合わせ先まで連絡し、相談してください。相談の時期は、選抜試験ごとに学生募集要項に定める日までとします。相談の内容によっては、試験までに対応できず、十分な配慮ができない場合もありますので、なるべく早く相談してください。なお、事前相談の内容によっては、診断書等の提出が必要となる場合があります」の記載。

また、「学生募集要項」（令和2年度一般選抜）の「2 出願手続」の「受験場及び修学上特別な配慮を必要とする入学志願者との事前相談」にも、「身体に障害等を有し、受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする入学志願者は、あらかじめ以下の相談先まで電話連絡し、令和2年1月17日（金）までに相談してください。相談の内容によっては、本学の試験までに対応できず、十分な配慮による受験ができない場合もありますので、なるべく早く相談してください。なお、事前相談の内容によっては、診断書等の提出が必要となる場合があります」との記載。

上記のとおり、事前相談に当たり、医師の診断書等について、「事前相談の内容によっては」、「提出が必要となる場合がある」とされており、「提出の義務付け」までなし。

(検索手順) トップページ→メニューバー「入試情報」から「学部入試」の「入学者選抜要項・学生募集要項等」へ

(アドレス) http://www.yamanashi-ken.ac.jp/exam/facultyentrance/entry_requirements

(注) 当局の調査結果による。また、下線は当局が付した。

図表3-(1)-ア-⑪ 医師の診断書について「コピー可」と明記している例（法政大学、明治大学）

[法政大学]

① 「一般入学試験要項」に、「入学を志願する方で、障がい等があり、受験上および修学上の配慮を必要とする場合は、下記の期日までに、入学センターにご相談ください。配慮を希望する場合は、医師の診断書または「身体障害者手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」の写しおよび本学所定の申請書を提出していただき、面談を行う予定です」との記載（「Ⅲ 出願」の「受験上および修学上の配慮が必要な方の出願について（「大学入試センター試験」利用入試の出願者を含む）」）。

② 令和元年8月26日、「(2020入試) 受験上および修学上の配慮が必要な方へ（障がいを持つ入学志願者への案内）」を公表し、「本学に入学を志願する方で障がい等があり、受験上および修学上の配慮を必要とする方は、以下の「受験上および修学上の配慮が必要な方へ（障がいを持つ入学志願者への案内）」にしたがい、申し出てください。本学が必要と認めた場合には、受験上・修学上の配慮について、志願者と面談を行います」とした上で、案内。

「3. 申請方法」(1)受験上の配慮申請書、(2) 医師の診断・意見書 (コピー可) または「身体障害者手帳の写し」、「精神障害者保健福祉手帳の写し」、(3)大学入試センター試験の「受験上の配慮申請」を行った方は「受験上の配慮事項審査結果通知書の写し」または「受験上の配慮決定通知書の写し」)

「7. 受験上の配慮の一例」(視覚障がいのある方 (a. 全盲の方、b. 弱視の方)、聴覚障がいのある方、肢体が不自由な方 (上肢、下肢)、発達障がいのある方、病弱な方・その他、の別に、具体的に例示。ただし、「発達障がいのある方」、「病弱な方・その他」については、それぞれ「必要に応じ、面談等にて確認させていただきます」と明記)

(検索手順) ①トップページ→「受験生の方へ」→「高校生の方へ」の「入試情報が知りたい」の「入試情報」→「入試情報サイト (特設サイト)」→「資料請求 (大学案内・入試要項)」
②トップページ→「ニュース」→2019年度のニュース一覧 (2019. 08. 27)、
又は「受験生の方へ」→「ニュース」→「一覧」(2019. 08. 27)
③トップページ→「ニュース」→「重要なお知らせ」(一般入試出願期間 (毎年1月～)のみ)

(アドレス) ①<http://nyushi.hosei.ac.jp/shiryō>
(受験上および修学上の配慮が必要な方へ (障がいを持つ入学志願者への案内) のアドレス)
②及び③ http://nyushi.hosei.ac.jp/important/news-20190826_03

[明治大学]

「一般入学試験要項」について、「一括ダウンロード」と別に、「項目別ダウンロード」が掲載されており、該当ページを探し出す手間を省くことができる。

「受験および修学上の配慮」については、同要項「6 出願手続」の「4. 受験および修学における配慮について」に記載。「身体等の機能に障がい (聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、発達障がい、病弱等) があり、受験上および修学上の配慮を希望する場合は、受験生からの申請に基づき審査のうえ、障がいや疾病等の程度に応じた措置を講じます。ただし、すべての希望に対応できるとは限りません」とした後、次のとおり、申請の要領を記載。

(2) 上記の配慮申請書への添付書類として、以下の2点を送付してください。

①本学への申請日から3か月以内に発行された診断書 (コピー可)

②大学入試センターから交付された「受験上の配慮事項審査結果通知書」又は「受験上の配慮事項決定通知書」のコピー (大学入試センターに配慮申請をしていない場合は不要です)

(6) 日常生活において、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している方で、試験当日も同様に使用する場合は、試験場設定等の関係から、配慮を希望する者として、必ず申請してください。

(検索手順) トップページ→「入試総合サイト」→「入試要項・資料請求」→「一般入学試験要項」

(アドレス) <https://www.meiji.ac.jp/exam/information/guidelines/index.html>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-イ-① オープンキャンパスにおける発達障害のある受験希望者への配慮の実施状況等
(8国立大学法人)

大学名	①配慮実績、②配慮に係る情報の周知、③申出様式等の整備の状況	周知内容、理由等
茨城大学	①配慮実績なし ②周知していない ③様式等を整備していない	【左の理由】 発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。
宇都宮大学	①配慮実績なし ②周知していない ③様式等を整備していない	【左の理由】 発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。
群馬大学	①配慮実績なし ②周知している ③様式等を整備している	<p>【配慮実績がない理由】 発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。</p> <p>【周知状況】 大学ホームページの「群馬大学オープンキャンパス「GU' DAY」(専用ページ)」に、①申請方法、②申請書の様式(2019年度群馬大学オープンキャンパスにおける配慮申請書)、③申請書送付先のFAX番号を公表。</p> <p>「配慮申請書」には、①申請者氏名(本人、保護者等の別)、②参加学生の氏名、③当日の参加者(本人のみ・本人+同伴者()人・保護者等のみの別)、④学校名、⑤学年等、⑥連絡先、⑦メールアドレス、⑧参加希望日(希望するものをチェック)、⑨参加を希望するイベント等(障害学生支援に関する個別相談を「希望する」「希望しない」の別も)、⑩障害の種別(聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、発達障害、精神障害、その他の別)、⑪配慮希望内容(i)模擬講義等での情報保障(PCテイク、手話通訳、ノートテイク)、ii)車いすでアクセスできない場所への移動支援、iii)視覚障害のある方へのガイドヘルプ、iv)休憩室等の利用、v)自家用車での来場、の選択肢、vi)「詳細、その他の希望する事項」(自由記載)の記載が必要。ただし、診断書や障害者手帳の写しなど、添付書類なし。</p> <p>(検索手順) トップページ→「入試案内」→「オープンキャンパス・進学相談会」の「オープンキャンパス」→「群馬大学オープンキャンパス「GU' DAY」(専用ページ)」</p> <p>(アドレス) http://www.gunma-u.ac.jp/oc2019/</p>

大学名	①配慮実績、②配慮に係る情報の周知、③申出様式等の整備の状況	周知内容、理由等
		<p>【様式等の整備状況】</p> <p>「2019年度群馬大学オープンキャンパスにおける配慮申請書」（記載事項について、上記【周知状況】参照）</p>
埼玉大学	<p>①配慮実績なし</p> <p>②周知していない</p> <p>③様式等を整備していない</p>	<p>【左の理由】</p> <p>発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。</p>
千葉大学	<p>①配慮実績なし</p> <p>②周知していない</p> <p>③様式等を整備していない</p>	<p>【左の理由】</p> <p>発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。</p>
一橋大学	<p>①配慮実績なし</p> <p>②周知していない</p> <p>③様式等を整備していない</p>	<p>【左の理由】</p> <p>発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。</p>
横浜国立大学	<p>①配慮実績なし</p> <p>②周知している</p> <p>③様式等を整備している</p>	<p>【配慮実績がない理由】</p> <p>発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。</p> <p>【周知状況】</p> <p>大学ホームページの「オープンキャンパス2019」の「3. 障がい等による支援希望について」に、「オープンキャンパス参加に際して、障がい等により、支援を希望される方は、別紙に必要事項記載の上5月31日（金）までに入試課（fax：045-339-3129）宛提出願います。なお、申請の内容によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください」と記載。</p> <p>「別紙」（Word文書）は、「障がい学生支援申請書」とされ、①氏名、住所、電話番号、メールアドレス、在学高校等名の基本情報、②「1. 参加希望学部名（学科・課程・EP）・プログラム名」、「2. 参加日」、「3. 障がいの種類・程度」、「4. オープンキャンパス参加に際しての配慮を希望する事項」、「5. その他」の記載事項のほか、③「※添付書類」として、「診断書または障害者手帳（写）」、「その他参考資料」と付記。</p> <p>（検索手順）トップページ→「受験生の方」→「オープンキャンパス」</p> <p>（アドレス）</p> <p>https://www.ynu.ac.jp/exam/ynu/opencampus.html</p>

大学名	①配慮実績、②配慮に係る情報の周知、③申出様式等の整備の状況	周知内容、理由等
		<p>【様式等の整備状況】 「障がい学生支援申請書」（記載事項や添付書類について、上記【周知状況】参照）</p> <p>【当局検討】 オープンキャンパス（大学説明会）について、参加を希望する障害のある高校生等は、「必ず受験する」ものでなく、志望校を検討する上での「情報収集」の一環として、実際に大学を訪れると考えられる。 明確な受験の意思まで有していない段階で、大学所定の申請書の他に、「診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料」の添付が必要か。「診断書」について、「(写)」と明記されていない。参加者に過度の負担を求めることとならないか。「障害の種類・程度」など基本的な情報は、上記申請書に記載される（「図表3-（1）-ア-①」参照）。</p>
新潟大学	①配慮実績なし ②周知していない ③様式等を整備していない	<p>【左の理由】 発達障害のある受験希望者からオープンキャンパスにおける支援を求められた例がないため。</p>

（注）当局の調査結果による。

（参考）オープンキャンパスで発達障害のある受験希望者への配慮等を行っている公立大学・私立大学

大学名	①配慮実績、②配慮に係る情報の周知、③申出様式等の整備の状況	周知状況等
長野大学	①配慮実績なし ②周知している ③様式等を整備している	<p>（周知状況） 大学ホームページの「2019年度長野大学オープンキャンパス申込フォーム」 （検索手順）トップページ→「受験生の方へ」→「2019年度オープンキャンパス」 （アドレス） https://www.nagano.ac.jp/for_applicant/20190826/ （申込フォームは、オープンキャンパス開催時期のみ掲載）</p>

（注）当局の調査結果による。

図表3-(1)-イ-② オープンキャンパスにおける発達障害のある受験希望者等を対象とした相談窓口の設置状況及び支援に係る相談を受け付ける旨の周知状況（8国立大学法人）

大学名	①相談窓口の設置状況、②周知状況	相談窓口の設置、相談実績、周知状況
茨城大学	①設置している ②周知している	<p>【相談窓口の設置】 図書館1階に「障害等のある人への支援相談コーナー」を設置。障害のある受験希望者等からの相談（受験時又は修学中の支援の例や修学中の支援体制、事前相談の申出方法等）があれば、バリアフリー推進室の職員が対応する。</p> <p>【相談実績】 発達障害のある受験希望者等から、平成30年度3件、令和元年度2件、相談あり。</p> <p>【周知状況】 公式パンフレット「茨城大学オープンキャンパス」1ページ、2ページ見開きで掲載の「キャンパスマップ」で、図書館（1階、1ページ左側の2つ目）に「障害等のある人への相談コーナー」と明記。 (検索手順) トップページ→「本学で学びたい方へ」→「オープンキャンパス」→「オープンキャンパス2019特設サイト」 (アドレス) https://www.ibaraki.ac.jp/oc/index.html</p>
宇都宮大学	①設置している ②周知していない	<p>【相談窓口の設置】 キャンパス複合施設の2階に一般の相談窓口「学生相談コーナー」を設置。障害のある受験希望者等から学習支援・修学上のサポートに関する相談等があれば、障がい学生支援室が対応する。</p> <p>【相談実績】 なし</p> <p>【周知を実施していない理由】 発達障害のある受験希望者等からの相談実績がないため。</p>
群馬大学	①設置している ②周知している	<p>【相談窓口の設置】 障害学生支援についての個別相談コーナーを全体イベント内（サポートルーム）に設置し、障害などを理由とする修学上のサポート体制などについて説明、相談を受ける</p> <p>【相談実績】 平成30年度1件、令和元年度1件</p> <p>【周知状況】 大学ホームページの「群馬大学オープンキャンパス「GU' DAY」(専用ページ)」に掲載している「2019 タイムスケジュール」の「全体イベント」の「個別相談コーナー」2つ目に、「障害学生支援」(会場番号:GB障害学生サポートルーム)。「障</p>

大学名	①相談窓口の設置状況、②周知状況	相談窓口の設置、相談実績、周知状況
		<p>害などを理由とする修学上のサポート体制について、ご説明します」と紹介。2ページ目の「Campus Map」の左上、「GB棟」1階に「障害学生サポートルーム」が明記。</p> <p>(検索手順) トップページ→「入試案内」→「オープンキャンパス・進学相談会」の「オープンキャンパス」→「群馬大学オープンキャンパス「GU' DAY」(専用ページ)」</p> <p>(アドレス: 専用ページ) http://www.gunma-u.ac.jp/oc2019/</p> <p>(アドレス: GU' DAY2019タイムスケジュール) http://www.gunma-u.ac.jp/oc2019/images/guday2019_08.pdf</p>
埼玉大学	①設置している ②周知していない	<p>【相談窓口の設置】 一般の相談コーナーを設置</p> <p>【相談実績】 なし</p> <p>【周知を実施していない理由】 発達障害のある受験希望者等からの相談実績がないため。</p>
千葉大学	①設置している ②周知していない	<p>【相談窓口の設置】 各学部において、障害の有無にかかわらず対応する入学相談会を実施している。</p> <p>【相談実績】 なし</p> <p>【周知していない理由】 発達障害のある受験希望者等からの相談実績がないため。</p>
一橋大学	①設置している ②周知している	<p>【相談窓口の設置】 平成30年度、障害学生支援の相談窓口を設置。ただし、発達障害のある受験希望者向けに特化した窓口は設置していない。</p> <p>なお、同年度の相談窓口における実績がなかったため、令和元年度は、一般の相談窓口「学生生活相談コーナー」にて、障害学生支援室のリーフレットの配付を行った。</p> <p>【相談実績】 なし。なお、令和元年度の障害学生支援室のリーフレット配布実績は2件あり。ただし、発達障害のある受験希望者か不明</p> <p>【周知状況】 パンフレット「一橋大学2019オープンキャンパス」の「「オープンキャンパス2019」タイムスケジュール」(1ページ)の西キャンパス「附属図書館」で、「学生生活相談コーナー」(1階時計台棟 commons)に「障害学生支援等」を明記。</p> <p>続く「イベントスケジュール・プログラム」(2ページ、3ページの見開き)にも、「学生生活相談コーナー」に、「入学試験や大学生活に関することを職員に対し質問することができます。入学試験の受験科目、入学後のこと(奨学金・学生寮・授業カ</p>

大学名	①相談窓口の設置状況、②周知状況	相談窓口の設置、相談実績、周知状況
		<p>リキュラム・就職状況・障害学生支援等) など相談してみましよう」と明記し、開設時間、場所も掲載。</p> <p>なお、上記パンフレット、タイムスケジュールをホームページの「オープンキャンパス」にも掲載。</p> <p>(検索手順) トップページ→「一橋大学で学びたい方へ」→「オープンキャンパス」</p> <p>(アドレス)</p> <p>http://www.hit-u.ac.jp/admission/opencampus/index.html</p>
横浜国立大学	①設置している ②周知していない	<p>【相談窓口の設置】</p> <p>発達障害のある受験希望者を対象とした相談窓口は設置していないが、各学部において、一般の相談窓口を設置しており、障害者支援に係る相談があった場合、障がい学生支援室の担当が対応することとしている。</p> <p>【相談実績】 なし</p> <p>【周知していない理由】</p> <p>発達障害のある受験希望者等からの相談実績がないため。また、自ら障がいを公表したまらない学生もいるため、障がいに特化した窓口を設けていない。</p>
新潟大学	①設置している ②周知している	<p>【相談窓口の設置】</p> <p>オープンキャンパスが実施される2日間、特別修学サポートルームを相談室として、特任教授が対応</p> <p>【相談実績】</p> <p>平成30年度1件、発達障害のある学生から相談あり。入学後に受けられる支援の内容や受験時の配慮について説明</p> <p>【周知状況】</p> <p>大学ホームページのオープンキャンパスに係る特設サイトの「キャンパスイベント」(全学イベント)の「五十嵐キャンパス」に、「障がいを有する学生の修学相談」(特別修学サポートルーム(総合教育研究棟A210)を明記(開設時間も)。ただし、「MAP・アクセス」に掲載の「五十嵐キャンパス」には、「吹き出し」で各学部の「開催場所」が明示されているものの、「総合教育研究棟」には「吹き出し」等なし。</p> <p>(検索手順) トップページ→「入学を希望する方」の「入学を希望する学部についてお知りになりたい方はこちらへ」の「オープンキャンパス」→「キャンパスイベント」</p> <p>(アドレス) https://www.niigata-u.ac.jp/opencampus/event/</p>

(注) 当局の調査結果による。

(参考) オープンキャンパスで障害のある受験希望者等の相談も受け付けている公立大学・私立大学

大学名	オープンキャンパスでの相談窓口の状況
横浜市立大学	オープンキャンパス当日、 <u>バリアフリー支援室</u> が障害のある受験生からの相談を受け付けている。平成30年度、発達障害のある受験希望者から相談1件あり。
明星大学	図書館内の学習スペースを利用し、 <u>障害者向けの相談窓口</u> を設置。 発達障害のある受験希望者から平成30年度2件、令和元年度6件の相談あり。
早稲田大学	<u>障がい学生支援室</u> が、修学上の支援に係る事項に関する相談のみ対応。なお、入試時の配慮について、入学センターが事前相談を実施 発達障害のある受験希望者及びその親族からの相談あり（平成30年度7件、令和元年度6件）
首都大学東京	<u>障害のある学生の支援の個別相談窓口</u> を設置（相談実績なし）。 チラシ「ダイバーシティ推進事業紹介 あなたの個性が活きる未来へ」により、オープンキャンパス当日、ダイバーシティ推進室のブースで個別相談を行う旨周知。 なお、大学ホームページの「大学説明会（オープンキャンパス）」に掲載のパンフレット「東京都立大学（現首都大学東京）大学説明会」に、障がいのある学生支援をテーマとした学生によるトークイベントを実施する旨を周知している。 (注) 上記の資料のうち、パンフレットは大学のホームページに掲載しているが、チラシは掲載されていない。 (検索手順) トップページ→「入試案内」→「学部入試」→「オープンキャンパス・説明会」 (アドレス) https://www.tmu.ac.jp/entrance/faculty/open_campus/main.html
明治大学	発達障害を含め、障害のある学生を対象とした相談窓口は設置していない。 ただし、各学部が設けている一般の相談窓口及び学内全体の総合相談窓口において、障害の有無にかかわらず、入試に係る相談や入学後の支援等についての相談を受け付け。令和元年度、発達障害のある受験希望者から相談3件あり。
長野大学	一般の相談窓口を設置して対応（障害の有無にかかわらず入学試験やカリキュラム、学費等に係る相談を行うことができるブース）（相談実績なし）。 令和元年度に、入学試験における配慮の申出書の記入方法について相談あり。ただし、発達障害のある受験希望者であったかどうか不明
山梨県立大学	一般の相談窓口を設置して対応（入学試験やカリキュラム、学費等に係る相談を行うことができるブース）（相談実績なし）
法政大学	一般の相談窓口を設置して対応（障害の有無にかかわらず入学試験やカリキュラム、学費等に係る相談を行うことができるブース）（相談実績なし）

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-ウ 大学の支援に関する意識調査での意見（大学選定時の状況）

【大学を選定する際に活用したツール】

- 大学のホームページ、E-mail（国立大学、SLD及びADHDの学生）
- 入学時事前相談（国立大学、SLDの学生）
- 大学ホームページ、オープンキャンパス（2回）（国立大学、ASDの学生）
- 大学のホームページ（国立大学、ASDの学生）
- オープンキャンパス、入学事前説明会（国立大学、ASDの学生）
- 個別の受験相談（公立大学、重複の学生）
- 支援の人（公立大学、重複の学生）
- 大学のホームページ、入学事前相談（私立大学、ASDの学生）
- 大学のホームページ、オープンキャンパス、大学パンフレット（私立大学、ASDの学生）
- オープンキャンパス、入学事前相談（私立大学、ADHDの学生）
- 入試事前相談（私立大学、ADHD及びASDの学生）

【入手できた情報】

- 大学で受けられる具体的な支援の情報、服用している薬について（国内の法律に適合しているか否か。）（国立大学、SLD及びADHDの学生）
- 支援室のことと、手伝ってくれる人がいること。（国立大学、SLDの学生）
- 障害者支援の体制について（国立大学、ASDの学生）
- 障害者に向けての支援状況がわからなかった。（国立大学、ASDの学生）
- 受験時の配慮と入学後の配慮について情報を得ました。（公立大学、重複の学生）
- サポートしてくれる人がいる（公立大学、重複の学生）
- 当事者の支援体制、居場所（私立大学、ASDの学生）
- 大学生活、大学側で可能な支援（私立大学、ASDの学生）
- 大学でどのように授業を受ければいいのか。困ったらどこに相談すればよいかなど。（私立大学、ADHDの学生）
- 通常授業における教授への配慮申請（私立大学、ADHD及びASDの学生）

【さらに必要な情報】

- ADHDのため、大学からのメールが非常に長く感じられ、要点をつかむことが難しかったので、配慮してほしい。（国立大学、SLD及びADHDの学生）
- 各大学で相談の窓口がはっきりしなかったり、探しにくかったりすることがあったので、その点は改善が必要と感じます。（公立大学、重複の学生）
- より具体的な支援情報（私立大学、ASDの学生）

（注）当局の調査結果による。

(2) 入学試験における配慮

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>障害のある入学志願者（注）に対する入学試験における配慮については、「平成31年度大学入学者選抜実施要項について」（平成30年6月4日付け30文科高第186号文部科学省高等教育局長通知、各国公立大学長（大学院大学を除く。）等あて。以下「高等教育局長通知」という。）で示された同要項において、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・評定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないように配慮するとし、その際、第4次障害者基本計画（平成30年3月閣議決定）、二次まとめや以下の例示を「参考にする」とされている（第13の1(2)）。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など ② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>また、第4次障害者基本計画では、「障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。[9-(3)-7]」、第二次まとめにおいては、「入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行なう」（6.(1)⑥）とされている。</p> <p>（注）この細目では、受験を希望する特定の国立大学法人に、願書等を提出し、入学意思を明確に示す者として、受験希望者ではなく「入学志願者」と表記する。</p> <p>【調査結果】</p> <p>国立大学の入学試験について、第1次試験として、高等学校等における基礎的教科・科目についての学習の達成度を測る共通試験（独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）が実施する大学入試センター試験）を課し、第2次試験として、各国立大学法人においてそれぞれの学士課程教育を受けるに相応しい資質と能力を測る個別試験を実施することとされている。</p> <p>このため、発達障害を含む障害のある入学志願者は、大学入試センター及び国立大学法人との間で、それぞれ「受験上の配慮」を申請する事前相談など所定の手続きを行い、試験当日、会場で具体的な配慮を受けることとなる。</p> <p>調査対象8国立大学法人の入学試験（個別試験）における発達障害を含む障害のある入学志願者に対する配慮の実施状況について調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>ア 入学試験における配慮の申請</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、入学試験において、発達障害を含む障害のある入学志願者に対する配慮を行うこととしている。</p>	<p>図表3-(2)-①</p> <p>図表1-ア-⑥（再掲） 図表1-ア-⑤（再掲）</p> <p>図表3-(2)-②</p>

ただし、申込期限の設定、配慮申請書及びその添付書類、申請者の指定について、次のとおり、区々となっている状況がみられた。

(ア) 申込期限の設定

発達障害を含む障害のある入学志願者は、大学入試センター試験の結果を踏まえ、個別試験の出願先の大学を検討したいものと考えられる。これら入学志願者の立場からは、受験上の配慮申請の申込み期限について、「大学入試センター試験の実施後」に設定されていた方が望ましいものとみられる。

調査対象8国立大学法人の入学試験（令和2年度）の配慮申請（事前相談）の申込期限について、大学入試センター試験の実施日を起点としてみると、①大学入試センター試験の実施日（令和2年1月18日及び19日の2日間）後に設定しているもの2大学（横浜国立大学（2月5日）、新潟大学（1月20日））、②実施日前に設定しているもの6大学（群馬大学（元年11月8日）、一橋大学（12月6日）、埼玉大学（12月24日）、茨城大学（12月26日）、宇都宮大学（令和2年1月8日）、千葉大学（1月10日））となっている。

なお、上記の申込期限について、単純に比較すると、最も早い群馬大学（元年11月8日）は最も遅い横浜国立大学（令和2年2月5日）より3か月弱早期となっている。

この理由について、群馬大学は、「対応内容によっては、配慮の決定などに長期を要するものがある。また、配慮申請の申込期限以降でも、適宜、受け付けている」としている。

しかし、①配慮内容の決定に当たり、「入学試験受験相談書」の添付書類の一つとしている「大学入試センター試験受験の際の「受験上の配慮事項審査結果通知書」の写し」を参考に、同様の決定をするケースが多いとみられることから、配慮決定にそれ程の長期を要するとは考えられない、②「申込期限以降でも、適宜、受け付けている」と説明する一方、「一般入試学生募集要項」やホームページ「障害のある入学志願者との事前相談」では、「時期を過ぎてからの相談は対応できない場合がありますので、ご注意ください」と明記し、また、配慮申請者に対し、「配慮の決定が入学試験に間に合わないことがある」とも説明していることから、「11月8日」以降に申請する場合、入学志願者は申請が受理されるのかどうか、「受験上の配慮」も希望どおり受けることができるか等の不安を抱くものと考えられる。

なお、千葉大学は、事前相談の「締切日を過ぎて申請した場合、申請自体は受理しますが、回答（措置の可否）については出願受付期間に間に合わないことがあります」と明記し、注意喚起している。

群馬大学を除く7国立大学法人の多くが、受験上の配慮申請書等の添付書類の一つに、大学入試センター試験の「受験上の配慮事項決定通知書」の写しを挙げている。同通知書について、大学入試センターによると、「出願前申請」、「出願時申請」とも、「12月中旬までに送付」とされている。

しかし、一橋大学は、添付資料について、申込期限（12月6日）との関係から、「受験上の配慮事項の決定通知書」が送付されていない時点のため、「受験上の

図表3-(2)-③

配慮事項審査結果通知書（写）」（出願前申請の場合、「9月下旬までに送付」、出願時申請の場合、「11月下旬までに送付」）としている。大学入試センターの資料によると、「受験上の配慮事項審査結果通知書」（見本）にも「受験上の配慮事項」（許可事項及び不許可事項）が掲載されている。ただし、確定した内容でなく、「記載事項を確認し、申請した配慮事項に漏れ等がある場合は、必ず、受験日を含め1週間以内に大学入試センター事業第1課まで連絡」することとされる、「確認用」にとどまる。「12月中旬までに送付」される「受験上の配慮事項の決定通知書」について、このような確認も終わっており、「許可事項」によって、受験科目も明記される（同通知書（見本））。より確実な情報が得られる資料の添付が有益と考える。

(イ) 配慮申請書及びその添付書類

受験上の配慮申請書及びその添付書類について、前記「(1)入学前の支援」で、各国立大学法人等のホームページや掲載されている資料から得られる情報を中心に、概略、記載した（図表3-(1)-ア-①参照）。

ここでは、一般入学者選抜（個別試験）について、受験上の配慮申請書の具体的な様式等を掲載し（図表3-(2)-④）、ホームページ等で得られない情報も補足し、記載している。

(配慮申請書)

a 埼玉大学及び千葉大学では、「配慮申請書」の様式（両面）をホームページの「障がい等のある入学志願者の事前相談について」等のページに掲載している。ダウンロードも可能となっており、容易に内容を確認できる。また、同様式には「障害の程度」や「受験に際して希望する配慮」について、具体的な症状や配慮事項を列記し、入学志願者は、該当するものを選択して、「○を付す」形式としており、逐一記述する手間を省くものとなっている。

さらに、「発達障害」については、あらかじめ列記した「受験に際して希望する配慮」事項（「検査時間1.3倍延長」、「別室の設定」などの5事項（埼玉大学）又は4事項（千葉大学））に該当するものが見当たらない場合、次の「その他の希望措置」欄等に、具体的に記載できるよう様式に明記している。

なお、これら列記した事項については、大学入試センターの「令和2年度大学入学者選抜大学入試センター試験「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」に掲載の「配慮する事項：全ての科目において配慮する事項（例）」に掲載のものと共通している（図表3-(2)-②）。

b 新潟大学は、受験上の配慮申請書の様式をホームページ等に掲載しておらず、入学志願者等が個別に請求する必要がある（図表3-(1)-ア-①参照）。当局が同大学から「障がい等を有する入学志願者の受験等希望する配慮の申請書」や「様式の記載要領等」を入手し、確認した内容を図表3-(2)-④に整理した。記載事項について、他の7国立大学法人と大きな違いはみられない。

(配慮申請書の添付資料)

調査対象8国立大学法人のいずれも、配慮申請に当たり、関係書類の添付を

図表3-(2)-④

求めている。特に、医師の診断書について、入手に手間と費用を要する。ホームページや入学者選抜要項等に、「写し」と明記しているもの3大学(群馬大学、埼玉大学、千葉大学)がある一方、「写し」と明記しておらず、原本の添付のみなのか写しでも可能なのか判読でないもの5大学(茨城大学、宇都宮大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学)ある。

当局が、「写し」と明記していない5大学に、「原本のみ」の取扱いか確認したところ、一橋大学を除く、4大学は「写しでも可」としていることが判明した。

このように、障害のある入学志願者等からの照会に応じて「写し」でもよいとする不明確な取扱いでは、i) 大学に照会し、「写し」を提出して受理される者と、ii) その運用を承知せず、公開されている情報を頼りに、「原本」を提出する者という、差が生ずることにもなりかねない。ホームページや入学者選抜要項等で、「写し」と明記することが適当と考える。

(ウ) 配慮申請を行う者の指定

受験上の配慮の申請者について、調査対象8国立大学法人の取扱いをみると、発達障害を含む障害のある入学志願者本人が行うこととしているもの7大学(茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学)である一方、入学志願者が高等学校等に在学中の場合は、在学する高等学校長としているもの1大学(新潟大学)がみられた。

このような取扱いの理由について、新潟大学は、「入学試験で配慮を必要とする障害のある生徒は高等学校においても何らかの配慮を受けているため」としている。

しかし、このような取扱いとする場合、大学が指定する「在学する高等学校長」が、申請を拒否するなどした場合、障害のある高校生本人が「進学の意欲」を持っていても、申請書を提出することができなくなるおそれがある。

受験の主体、大学での勉学を希望しているのは、あくまでも、高校生本人であることから、同人の意思を尊重して、同人による申請を基本とし、本人が直接記載できない場合など、必要に応じて、父兄等が記載することとすべきと考える。申請書の記載内容、添付書類(医師の診断書等)によっても不明な点などあれば、直接、本人やその家族等に確認することにより、大学側が行う配慮の内容を検討できるものとする。

なお、調査した他の7国立大学法人や関連で調査した8公立大学・私立大学のいずれも、新潟大学と同様の取扱いとしているものは見当たらない。

イ 入学試験における配慮実績

調査対象8国立大学法人における発達障害のある入学志願者からの配慮の申出件数は、平成30年度入試で11件(うち受験せず2件)、31年度入試で14件(同1件)ある。大学別には、埼玉大学が両年度とも多く、平成30年度入試4件、31年度入試6件である。千葉大学も、両年度とも申出があり、30年度入試1件、31年度入試3件となっている。なお、宇都宮大学は、両年度とも、配慮の申出がない。

これら配慮の申出件数(人数)と、8国立大学法人に在籍し支援を受けている発達障害のある学生数(102人(平成30年度))の1学年当たり単純平均(25.5人)

図表3-(2)-⑤

図表3-(2)-⑥

と対比すると、平成30年度入試で14人程度、31年度入試で11人程度、下回る。この差から、本人に発達障害の認識や自覚などないまま受験する者がいる状況がうかがえる。

(注) 発達障害のある学生で支援を受けているもの102人を4学年で除した場合の単純平均(1学年当たりの学生数)は25.5人となる。

調査対象7国立大学法人(申出のなかった宇都宮大学を除く)の入学試験時の配慮実績をみると、「別室の設定」、「座席指定の工夫」、「注意事項等の文書による伝達」、「拡大文字問題冊子の配付」、「試験時間の延長(1.3倍)」、「トイレに近接する試験室に指定」など多岐にわたっている。発達障害のある入学志願者個々の特性に配慮した対応状況がうかがえる。

また、配慮事項のうち、比較的多いものとして、①「別室の設定」6大学(茨城大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学)、②「注意事項等の文書による伝達」4大学(群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学)、③「試験時間の延長」4大学(埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学)となっている。

同様に、関連で調査した6公立大学・私立大学(申出のなかった2大学(山梨県立大学、長野大学)を除く)の入学試験時の配慮実績をみると、①「別室の設定」全6大学(首都大学東京、横浜市立大学、法政大学、明星大学、明治大学、早稲田大学)、②「注意事項等の文書による伝達」2大学(首都大学東京、横浜市立大学)、③「試験時間の延長」5大学(首都大学東京、法政大学、明星大学、明治大学、早稲田大学)となっている。

なお、発達障害のある学生の協力を得て行った「大学の支援に関する意識調査」(回答者26人)の「入学試験の際、どのような配慮がありましたか」との問いに、4人が配慮を受けたと回答し、「試験時間の延長」3人、「別室受験」2人が共通しており、「コンピュータのノートテイキング」、「注意事項等の文書での伝達」もみられる。「試験時間の延長」のみの1人を除き、複数の配慮事項となっている。

ウ 発達障害のある学生の意見等

発達障害のある学生の協力を得て行った「大学の支援に関する意識調査」の「入学試験の際、どのような配慮があればいいと思いますか」との設問に対し、14件の回答があった。これらには、受験上の配慮について、「不要」、「特になし」などとするものが7件あった。

記載のあった7件の内容は、①「自分のことをうまくしゃべれない子もいるので、そういう子への配慮」(公立大学、重複の学生)、②「時間延長にせよ代筆にせよ座席等の配慮にせよ、配慮を必要とする受験生にある程度、どのような配慮を提供できるかを提示するのも悪くないと思う」(私立大学、ADHDの学生)、③「耳栓(感覚過敏の方)、光の調整(視覚過敏の方)」(私立大学、ASDの学生)、④「大勢の人が長時間座っている間、無言で座っているときにパニックになりそうになったので私より重度の人には配慮があってもいいと思う」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑤「リスニングはイヤホン以外にもヘッドホンなど耳を覆うタイプのオプションもあると安心する。また、長文読解のサポー

図表3-(2)-⑦

図表3-(2)-⑧

トツールを許可してほしいと思った。キングジムの定規型のものなど」(私立大学、ADHDの学生)、⑥「受験生によって配慮の要求は異なるので、一人一人に応じて丁寧に対応すればよいと思う」(私立大学、ADHDの学生)、⑦「個室受験」(私立大学、ADHDの学生)である。

また、「他の大学への入学を希望していたが、入学試験時の配慮が不十分で受験を断念した経験」について、「あり」と回答した学生が2人あった。具体的には、①「他大学のAO入試を受験したが、考察などに必要な時間が設けられなかった。説明がかけ足で聞きとれなかった」(国立大学、重複の学生)、②「受験相談に訪れた際の話し合いで「配慮はできない」と言われたため、受験を断念した大学が複数あります」(公立大学、重複の学生)。「自由記載」欄のため、詳細は不明

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、発達障害のある入学志願者が安心して入学試験を受けることができるよう、次の措置を講じる必要がある。

- ① 受験上の配慮の申込期限について、他の大学の取組を参考とするともに、入学志願者の希望も考慮し、大学入試センター試験の実施後とできないか検討すること。それ以前に申込期限を設定する場合であっても、大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」の送付後とできないか検討すること。
- ② 受験上の配慮申請の添付書類のうち、医師の診断書について、入学志願者等から問合せがあれば「写しで可」とする取扱いを行っている国立大学法人は、関係するホームページや入学者選抜要項等に、その旨明記することとし、入学志願者間に差が生じることのないよう検討すること。また、「原本のみ」とする取扱いとしている国立大学法人は、申請者の負担軽減を図る観点から、「写し」で対応できないか検討すること。
- ③ 受験上の配慮申請について、他の大学の取組を参考として、実際に配慮を受ける当事者である入学志願者が行うことを基本とすること。ただし、「出身学校での就学状況」など一部の事項について、出身学校関係者が具体的に記入した方が、試験会場で円滑かつ適切に配慮を受けることができるなど、入学志願者以外の適任者に記載してもらうことを妨げない。

図表3-(2)-① 高等教育局長通知（抜粋）

第1～第12（略）

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

(1)（略）

(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について」（平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など

② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など

③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など

また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

図表3-(2)-② 発達障害のある入学志願者の受験上の配慮申請手続（大学入試センター試験）

区 分	内 容												
事前相談	<p>（受験上の配慮についての事前相談）</p> <p>大学入試センターでは、受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けている。大学入試センター試験の受験上の配慮について疑問点や分からないこと等があれば、出願前申請期間・出願受付期間にかかわらず、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課に問い合わせる。</p>												
申請手続の流れ	<p>・・・ 受験上の配慮の申請に当たって ・・・</p> <p>大学入試センターは、申請された配慮事項を審査し、その結果を「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知する。審査結果通知書の受領後は、志願者が記載事項を確認する。さらに、大学入試センターは、12月中旬までに「受験上の配慮事項決定通知書」を送付する。</p> <table border="1" data-bbox="411 707 1385 1084"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請時期</th> <th>受験上の配慮事項 審査結果通知書</th> <th>受験上の配慮事項 決定通知書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出願前申請</td> <td>8月1日（木）～ 9月5日（木）</td> <td rowspan="2">9月下旬までに送付</td> <td rowspan="4">12月中旬までに送付</td> </tr> <tr> <td>9月6日（金）～ 9月28日（金）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出願時申請</td> <td>9月30日（月）～ 10月10日（木）</td> <td>11月下旬までに送付</td> </tr> </tbody> </table>	申請時期		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書	出願前申請	8月1日（木）～ 9月5日（木）	9月下旬までに送付	12月中旬までに送付	9月6日（金）～ 9月28日（金）	出願時申請	9月30日（月）～ 10月10日（木）	11月下旬までに送付
申請時期		受験上の配慮事項 審査結果通知書	受験上の配慮事項 決定通知書										
出願前申請	8月1日（木）～ 9月5日（木）	9月下旬までに送付	12月中旬までに送付										
	9月6日（金）～ 9月28日（金）												
出願時申請	9月30日（月）～ 10月10日（木）	11月下旬までに送付											
	申請書類	<p>発達障害のある志願者の場合、①受験上の配慮申請書、②診断書（発達障害関係）、③状況報告書（発達障害関係）を提出する（7-2の「提出書類の組合せ」）。</p> <p>（注）「診断書（発達障害関係）」の「現症」欄には、「志願者の希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、必ず記入」とされている。</p> <p>医師の診断書や状況報告書等以外にも、障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求める場合あり（2(2)の「注2」）。</p>											
発達障害に関する配慮事項 (4-3【オ】)	<p>（対象となる者）</p> <p>自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者</p> <p>（配慮する事項：全ての科目において配慮する事項（例））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長（1.3倍） ・チェック解答 ・拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付（一般問題冊子も配付） ・注意事項等の文書による伝達 ・別室の設定 ・試験室入口までの付添者の同伴 												

（注）「令和2年度大学入学者選抜大学入試センター試験「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」に基づき、当局が作成した。

図表3-(2)-③ 配慮申請の申込期限に最大3か月弱の差が生じている例（群馬大学、横浜国立大学）

令和2年度大学入学者選抜試験について、大学入試センター試験は「令和2年1月18日及び19日の2日間」、2次試験は「2年2月25日以降に実施」とされている。

調査8国立大学法人の受験上の配慮申請の申込期限の設定状況をみると、下表のとおり、①「大学入試センター試験」より後に設定しているもの2大学（新潟大学（同試験1月19日の翌日）、横浜国立大学（17日後））、②「大学入試センター試験」より前に設定しているもの6大学（群馬大学（センター試験1月18日の2か月以上前）、一橋大学（1か月以上前）、埼玉大学（25日前）、茨城大学（23日前）、宇都宮大学（10日前）、千葉大学（8日前））となっている。

単純に比較して、申込期限が最も早い群馬大学と最も遅い横浜国立大学とでは、3か月弱の差が生じている。

横浜国立大学及び新潟大学は、大学入試センター試験の結果を踏まえ、2次試験の出願先を検討する学生がいることを考慮し、配慮申請の申込期限を大学入試センター試験の実施後に設定している。

群馬大学は、「対応内容によっては、配慮の決定に長期を要するものがある。また、配慮申請の申込期限以降でも適宜、受け付けている」としている。「一般入試（2020年度（令和2年度））学生募集要項」の「相談の時期」には、「2019年11月8日（金）までとしますが、なるべく早い時期に相談してください」とし、「時期を過ぎてからの相談は対応できない場合がありますので、ご注意ください」ともされており、明確でない。

表 配慮申請の申込期限（8国立大学法人）

令和元年11月	12月	令和2年1月	2月
8日：群馬大学	6日：一橋大学 24日：埼玉大学 26日：茨城大学	8日：宇都宮大学 10日：千葉大学 18日、19日：大学入試センター試験 20日：新潟大学	5日：横浜国立大学 2月25日以降：前期個別試験（二次試験）

（注）学生募集要項等の申込期限に関する記載の詳細については、図表3-(2)-④参照。

（注）当局の調査結果による。

図表3-(2)-④ 一般入学者選抜（個別試験）における配慮申請手続（8国立大学法人）

[茨城大学]

令和2年度（2020年度）一般入試学生募集要項（抜粋）

8. 障害等のある入学志願者の事前相談

障害等のある者で、受験上又は修学上配慮を必要とする者は、随時相談に応じますので、茨城大学バリアフリー推進室に相談してください。

相談は志願者本人、保護者及び担任教諭等、本人の状態を詳しく説明できる者が行ってください。

(1) 受験上等記載申請書の提出方法と提出期限

相談の結果、配慮が必要と判断された場合は、以下の書類を令和元年12月26日（木）までに提出してください。

なお、期限までに提出できなかった者は、早急に茨城大学バリアフリー推進室まで連絡してください。

- ・ 受験上等配慮申請書（以下の作成様式を参考に作成してください。）
- ・ 医師の診断書
※診断書が発行されない場合はその旨を申出て下さい。
- ・ 大学入試センター試験の「受験上の配慮事項決定通知書」の写し

(2) 受験上等配慮内容の決定

提出された書類により、受験上及び修学上の配慮について関係学部と相談（必要な場合は、本学において当該志願者及び保護者若しくはその立場を代弁し得る出身学校関係者との面談等を行うことがあります。）の上配慮内容を決定し、受験上等配慮申請者に通知します。

なお、配慮内容等の協議、また配慮を講じるに当たり、本学の関係する教職員等に個人情報を知られることとなりますので、申請にあたってはあらかじめご了承ください。

(3) 連絡住所及び提出先

茨城大学バリアフリー推進室
〒310-8512 水戸市文京2-1-1
電話 029-228-8060

作成様式（A4判縦により作成してください。）

	令和 年 月 日
茨城大学長 殿	申請者氏名 _____ 印
受験上等配慮申請書	
令和2年度茨城大学入学試験を受験するにあたり、下記のとおり配慮を申請します。	
記	
ふりがな	
1. 志願者氏名	年 月 日生（ 歳） 男・女
2. 卒業（見込）学校名	年 月 日卒業（見込）
3. 志願者住所 〒	☎（ ） -
4. 志願予定入試 一般入試（前期・後期）	
5. 志願予定学部、志願学科・課程（コース・系・選修）	
6. 受験上で希望する配慮内容及び理由	
7. 修学上で希望する配慮内容及び理由	
8. 出身学校での就学状況（ <u>出身学校関係者（教諭等）が具体的に記入</u> ）（記名者氏名・印）	
9. 添付書類	

[宇都宮大学]

令和2年度一般入試学生募集要項（抜粋）

8 疾病・負傷や身体障害等による受験上及び修学上の特別措置に関する事前相談

疾病・負傷や身体障害等のために、受験上及び修学上で特別な措置を必要とする場合は、下記期限内のできるだけ早い時期に入試課との相談を開始してください。

また、事前相談の期限後であっても、受験上及び修学上で特別な措置が必要となった場合は、その時点で速やかに申し出てください。

(1) 事前相談の期限 令和元年1月8日（水）まで

(2) 事前相談申請書の提出

事前相談申請書（様式任意）に次の内容を記載し、医師の診断書を添えて入試課に提出してください。また、大学入試センター試験の「受験上の配慮決定通知書」がある場合は、写しを提出してください。

- ① 氏名、住所、連絡先電話番号、連絡可能な時間帯
- ② 出願予定の選抜の種類（前期日程または後期日程）、学部・学科等
- ③ 疾病・負傷や身体障害等の内容・程度
- ④ 受験上特別の措置を希望する事項
- ⑤ 修学上特別の措置を希望する事項
- ⑥ 出身学校等で受けていた特別の措置
- ⑦ 日常生活の状況

[群馬大学]

一般入試（2020年度（令和2年度））学生募集要項（抜粋）

7. 障害等のある入学志願者との事前相談について

本学では障害等のある学生への修学支援を行っております。

障害等があって、受験上及び修学上の配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、あらかじめ本学と相談してください。

なお、前期日程社会情報学部及び理工学部の試験場について、配慮内容によっては荒牧試験場、桐生試験場を指定する場合があります。

(1) 相談の時期

2019年11月8日（金）までとしますが、なるべく早い時期に相談してください。

ただし、点字又は代筆による解答を希望する者は、2019年11月8日（金）以前のできるだけ早い時期に相談してください。

時期を過ぎてからの相談は対応できない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 相談の方法

本学所定の相談書（本学ホームページ参照<http://www.gunma-u.ac.jp/admission/adm001/g2117>）に医師の診断書等必要書類を添付して提出してください。必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。

(3) 相談書送付先

〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 群馬大学学務部学生受入課入学試験係

電話 027-220-7150

○群馬大学入学試験受験相談書（様式）

令和 年 月 日

群馬大学長 殿

申請者氏名(受験予定者)

令和 年度群馬大学入学試験受験相談書

フリガナ 氏名	-----	性別	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
住所・連絡先等	〒 ー 番 () ー		
出身高等学校等名	(卒業見込・卒業)		
出身学校等所在地	〒 ー 番 () ー		
試験区分 <small>(該当するものに○を付してください)</small>	AO入試・推薦入試・帰国生入試・社会人入試 一般入試(前期日程・後期日程)・私費外国人留学生入試		
志望学部・学科(専攻)	学部	学科(専攻)	
受験に際して希望する措置 (詳しく、具体的に記入してください。)			

症状及び障害等の状況			

出身学校等での修学状況 (詳しく記入してください。期末試験等で特別に配慮している措置事項についても記入してください。)			

入学後に修学上又は通学上で希望する措置事項がある場合は記入してください。			

注) 医師の診断書(写し可)及び大学入試センター試験受験の際の「受験上の配慮事項審査結果通知書」の写しを添付してください。

令和2年度入学者選抜に関する要項（抜粋）

VI 障がい等のある入学志願者の事前相談について

本学に出願を希望する者で、身体等に障がいあり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、次により本学への事前相談の申請を行ってください。

なお、不明な点又は事前相談の締切日までに申請することができない場合には事前相談担当までご相談ください。

事前相談担当：アドミッションセンター（入試課）電話048-858-3036（平日9時～17時）

1 申請方法

申請する場合は、次の該当する①～③を【〒338-8570埼玉県さいたま市桜区下大久保255埼玉大学学務部入試課】あてに提出してください。

郵送の場合は、「受験上及び修学上の配慮申請書類在中」と封筒に朱書してください。

提出された書類に基づき、本学関係者で検討を行います。ただし、検討の過程において、本人、保護者又は出身学校関係者へ照会する場合があります。

①	<p>令和2年度埼玉大学入学選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書（本学所定の用紙）</p> <p>申請用紙は、<u>学務部入試課の窓口で直接受け取るか、埼玉大学ホームページからダウンロードして入手してください。</u></p> <p>(http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/consultation/hairyo-shinsei.pdf)</p>
②	<p>医師の診断書（障がいの程度及び必要とする具体的措置を記載したもの）</p> <p><u>発行後6ヶ月以内の原本又は大学入試センター試験において受験上の配慮の申請をしていて、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しを提出してもかまいません。</u></p>
③	<p>受験上の配慮事項決定通知書</p> <p>大学入試センター試験において、受験上の配慮を申請して認められた場合、大学入試センターより「<u>受験上の配慮事項決定通知書</u>」が送付されます。埼玉大学に事前相談を申請する際は、<u>その通知書の写しを提出してください。</u></p>

2 申請書類提出時期

出願受付期間の開始日から換算し20日前までに申請してください。但し、一般入試（前期日程・後期日程）については、令和元年12月24日（火）までとなります。

障がいの程度が重度な場合には対応の検討に時間を要することもあります。その場合にはできるだけ早めに申請してください。

なお、上記の締切日以降を過ぎた時点で申請した場合は、出願受付期間前に回答できないことがあります。その場合には、要望事項等への回答が来る前であっても出願受付期間内に出願する必要があるため、出願後に希望した措置の可否が通知されることとなります。（出願受付期間を延長することはできません）

3 申請受付後の回答日

出願受付期間開始日の前日（予定）

提出された書類を元に、ご希望の措置が実施できるか本学関係者が検討を行い、支障がないことを確認した時点で、事前相談申請書に記載されている住所あてに、回答文書を郵送します。そのため、上記の回答日はあくまで予定日となります。

○埼玉大学入学者選抜試験受験上及び就学上の配慮申請書（様式）

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

申請者氏名(本人) _____ ㊞

令和 年度埼玉大学入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書

令和 年度埼玉大学入学者選抜試験の出願に際し、下記のとおり受験上及び修学上の配慮を申請します。

ふりがな		生年月日	平成・昭和 年 月 日生	性別	男・女
氏名					
住所	〒 _____ e-mail _____ 電話() _____				
志望する 学部・学科 ・課程等	一般入試(前期日程)				
	一般入試(後期日程)				
	その他(推薦入試、 AO入試、編入学等)				
志望する大 学院・専攻等	<small>(注)今回大学院の出願を考えている 方の記入欄、学部の出願を考えている 方は該当しません。</small>				
出身学校名					
出身学校 所在地	〒 _____ 電話() _____				

区分	障害の程度	○をつける
視覚障害	点字による教育を受けている者	
	良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者	
	両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	
	上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	
聴覚障害	右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが、60デシベル以上の者	
	上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	
肢体不自由	体幹の機能障害により座位を保つことが不可能、又は困難な者	
	両上肢の機能障害が著しい者	
	下肢の機能障害により歩行をすることが不可能、又は困難な者	
	上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	
病弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため特別な措置を必要とする者	
その他	上記の区分以外のもので配慮を必要とする者	
症状及び障害の状態等を具体的に記入してください。		

区分	受験に際して希望する配慮	○をつける
A. 視覚障害	① 点字解答(別室), 検査時間1.5倍延長	
	② 点字器等の試験場での保管	
	③ 文字解答(別室)	
	④ 検査時間1.3倍延長	
	⑤ 拡大文字問題冊子の配布	
	⑥ 拡大鏡等の持参使用	
	⑦ 窓側の明るい座席を指定	
	⑧ 照明器具の持参使用	
	⑨ 照明器具の検査場側での準備	
B. 聴覚障害	① 手話通訳士等の配置	
	② 注意事項等の文書による伝達	
	③ 座席を前列に指定	
	④ 補聴器または人工内耳の装用(FM式補聴システム除く)	
C. 肢体 不自由 病弱 その他	① 代筆解答(別室)	
	② 検査時間1.3倍延長	
	③ 検査室入口までの付添者の同伴	
	④ 検査室における介助者の配置	
	⑤ トイレに近い検査室で受験(トイレの形式は問わない)	
	⑥ トイレに近い検査室で受験(洋式トイレ)	
	⑦ トイレに近い検査室で受験(障害者用トイレ)	
	⑧ 1階またはエレベーターが利用可能な検査室で受験	
	⑨ 特製機の持参使用	
	⑩ 車椅子の持参使用	
	⑪ 杖の持参使用	
	⑫ 検査場への乗用車での入構	
	⑬ 座席を検査室の出入口に近いところに指定	
	⑭ 別室の設定(「その他の希望措置」欄に理由を記入)	
D. 発達障害	① 検査時間1.3倍延長	
	② 拡大文字問題冊子の配布	
	③ 注意事項等の文書による伝達	
	④ 検査室入口までの付添者の同伴	
	⑤ 別室の設定(「その他の希望措置」欄に理由を記入)	
その他の希望措置 (記載事項以外で、希望する措置があれば記入してください。また、「別室の設定」を希望する者は、その理由を記入してください。)		
出身学校での対応状況(具体的に記入してください。)		

区分	入学後に、修学上希望する配慮	○をつける
1. 物理的環境への配慮	車椅子利用者のためにキヤスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。	
	図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。	
	移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。	
	配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。	
	障害特性により、授業中、頻りに離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。	
	移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。	
	易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。 その他(具体的に記載してください)	
2. 意思疎通の配慮	授業や実習、研修、行事等の様々な機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。	
	ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。	
	シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。	
	聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。	
	授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。	
	事務手続の際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。	
	障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続や申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。	
	間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。	
	口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。	
	授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。	
	定期試験又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。 その他(具体的に記載してください)	

3. ルール・慣行の柔軟な変更	定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
	成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
	外部の人々の立入りを禁止している施設等において、介助者等(盲導犬・聴導犬・介助犬等を含む)の立入りを認めること。
	大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
	移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入口に近い場所へ変更すること。
	教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
	教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
	外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
	障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチング・アシスタント等を配置すること。
	IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
	授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
	不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
	感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
	体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
	教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
	履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
	入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。	
授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。	
視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続を認めること。	
その他(具体的に記載してください)	
4. その他	その他、学生生活上、気になる点がありましたら記入してください
添付書類	1. 医師の診断書(障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの) 発行後6ヶ月以内の原本(またはその写し) 1部 【当該年度の大学入試センター試験において受験上の配慮を申請した者で、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しを提出してかまいません。】 2. 受験上の配慮事項決定通知書の写し 当該年度の大学入試センター試験において、受験上の配慮を申請して認められた者については、大学入試センターより送付された「受験上の配慮事項決定通知書」の写しを提出してください。
備考	本学は、本申請書により入手した個人情報、申請者への配慮を行うために必要な組織の間で共有させていただきますので、ご了承願います。なお、その他の目的には利用いたしません。

上記の「配慮申請書」の様式(1ページ及び2ページ)について、「障がい等のある入学志願者の事前相談について」のページに掲載されており、容易に内容を確認できる(図表3-(1)-ア-①)。

また、あらかじめ、「障害の程度」欄（様式1ページ）や「受験に際して希望する配慮」（2ページ）には、具体的な症状や配慮が記載されており、入学志願者等は、該当するものを選択して、「○をつける」形式となっている。逐一記載していく手間を要しない。

「発達障害」についても、それぞれ所定の欄が設けられている。あらかじめ列記された「受験に際して希望する配慮」事項（「発達障害」の場合、「①検査時間1.3倍延長」～「⑤別室の設定（「その他の希望措置」欄に理由を記入）」の5事項）に該当するものが見当たらない場合、次の「その他の希望措置」欄に、具体的に記載できる（「記載事項以外で、希望する措置があれば記入してください」）。

なお、これら5事項について、大学入試センターの「令和2年度大学入学者選抜大学入試センター試験「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」に掲載の「配慮する事項：全ての科目において配慮する事項（例）」に掲載ものと共通している（図表3－(2)－②）。

令和2年度一般入試学生募集要項（抜粋）

6. 身体等に障害のある入学志願者の事前相談

本学に出願を希望する者で、身体等に障害があり、受験上（及び修学上）特別な配慮を必要とするものは、出願に先立ち、次により本学へ事前相談の申請を行ってください。

なお、不明な点又は事前相談の締切日までに申請することができない場合には事前相談担当までご相談ください。

事前相談担当：学務部入試課入試係 電話 043-290-2182

(1) 申請方法

申請する場合は、次の①～③（③は提出できる場合のみ）を【〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1番33号千葉大学学務部入試課入試係】あてに提出してください。

提出された書類に基づき、本学関係者で検討を行います。検討の過程において、本人、保護者又は出身学校関係者へ照会する場合があります。

①	<p>事前相談申請書（本学所定の用紙）</p> <p>申請用紙は、<u>学務部入試課の窓口</u>で直接受け取るか、<u>千葉大学ホームページからダウンロード</u>して入手してください。</p>
②	<p>医師の診断書（障害の知恵度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの）</p> <p>大学入試センター試験において受験上の配慮を申請して、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、<u>大学入試センターに提出した医師の診断書の写し</u>でかまいません。</p>
③	<p>受験上の配慮事項決定通知書</p> <p>大学入試センター試験において、受験上の配慮を申請して認められた場合、大学入試センターより「<u>受験上の配慮事項決定通知書</u>」が送付されます。千葉大学に事前相談を申請する際に、<u>その通知書の写し</u>を提出してください。</p>

(2) 事前相談の締切日

令和2年1月10日（金）（必着）

障害の程度が重度な場合には対応の検討に時間を要することもありますので、できるだけ早めに申請してください。

なお、上記の締切日を過ぎて申請した場合、申請自体は受理しますが、回答（措置の可否）については出願受付期間に間に合わないことがあります。

(3) 事前相談の申請受付後の回答日

令和2年1月24日（金）（予定締切日までに申請があったもの）

出願を希望する学部・学科等に変更が生じた場合には、速やかに事前相談担当までご連絡ください。

○千葉大学事前相談申請書（様式）

整理番号

平成 年 月 日

千葉大学長 殿

申請者氏名（本人） ㊞

平成31年度千葉大学入学者選抜 身体等に障害のある入学志願者の事前相談申請書

平成31年度千葉大学入学試験に出願するため、下記のとおり事前相談の申請をします。

ふりがな				
氏名	生年月日	平成・昭和 年 月 日生	性別	男・女
住所	〒 - 電話 () -			
本学志望学部・学科・課程・コース・分野	一般入試（前期日程）			
	一般入試（後期日程）			
出身学校名				
出身学校所在地	〒 - 電話 () -			

区分	障害の程度	○をつける
視覚障害	点字による教育を受けている者	
	良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者	
	両眼による視野について強度視野障害のある者	
	上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	
聴覚障害	両耳の平均聴力レベルが60dB以上の者	
	上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	
肢体不自由	体幹の機能障害により座位を保つことができない者または困難な者	
	上肢の機能障害により筆記をすることができない者または困難な者	
	下肢の機能障害により歩行をすることができない者または困難な者	
	上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	
病弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の者またはこれに準ずる者	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者	
その他	その他の病気による体調不良等で配慮を必要とする者	

症状及び障害の状態等を具体的に記入してください。

区分	受験に際して希望する配慮事項	○をつける
視覚障害	点字解答（別室），検査時間1.5倍延長	
	点字器等の検査場での保管	
	文字解答（別室）	
	検査時間1.3倍延長	
	拡大文字問題冊子の配付	
	拡大鏡等の持参使用	
	窓側の明るい座席を指定	
	照明器具の持参使用	
聴覚障害	照明器具の検査場側での準備	
	手話通訳士等の配置	
	注意事項等の文書による伝達	
	座席を前列に指定	
肢体不自由 病弱 その他	補聴器または人工内耳の装用（FM式補聴システム除く）	
	代筆解答（別室）	
	検査時間1.3倍延長	
	検査室入口までの付添者の同伴	
	検査室における介助者の配置	
	トイレに近い検査室での受験（トイレの形態は問わない）	
	トイレに近い検査室での受験（洋式トイレ）	
	トイレに近い検査室での受験（障害者用トイレ）	
	1階またはエレベーターが利用可能な検査室で受験	
	特製机・椅子の持参使用	
	特製机・椅子の検査場側での準備	
	車椅子の持参使用	
	杖の持参使用	
	検査場への乗用車での入構	
	座席を検査室の出入口に近いところに指定	
発達障害	別室の設定（「その他の希望配慮事項等」欄に理由を記入）	
	検査時間1.3倍延長	
	拡大文字問題冊子の配付	
	注意事項等の文書による伝達	
その他の希望配慮事項等（記載事項以外で，希望する配慮事項があれば簡潔に記入してください。 また，「別室の設定」を希望する者は，その理由を記入してください。）		
入学後に希望する配慮事項等（あれば具体的に記入してください。）		
出身学校での就学状況（出身学校関係者等が具体的に記入してください。）		
記入者氏名		㊦

(注) 障害の程度および必要とする具体的な配慮事項等を記載した「医師の診断書」を添付してください。

上記の「配慮申請書」の様式（両面）について、「大学案内・募集要項」のホームページに「身体等に障害のある入学志願者等の事前相談について」からダウンロードが可能となっており、容易に内容を確認できる（図表3－(1)－ア－①）。

また、あらかじめ、「障害の程度」欄（様式1ページ）や「受験に際して希望する配慮事項」（2ページ）には、具体的な症状や配慮事項が記載されており、入学志願者等は、該当するものを選択して、「○をつける」形式となっている。逐一記載していく手間を要しない。

「発達障害」についても、それぞれ所定の欄が設けられている。あらかじめ列記された「受験に際して希望する配慮事項」（「発達障害」の場合、「検査時間1.3倍延長」～「別室の設定（「その他の希望措置」欄に理由を記入）」の4事項）に該当するものが見当たらない場合、次の「その他の希望配慮事項等」欄に、具体的に記載できる（「記載事項以外で、希望する配慮事項があれば簡潔に記入してください」）。

なお、これら4事項について、大学入試センターの「令和2年度大学入学者選抜大学入試センター試験「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」に掲載の「配慮する事項：全ての科目において配慮する事項（例）」に掲載ものと共通している（図表3－(2)－②）。

5 障害等のある入学志願者の事前相談について

障害等があって、受験上及び修学上特別な配慮を希望する場合、その内容によっては、本学が対応を決定するまでに時間を要することがあります。本学への出願を考えている場合には、できるだけ早い時期（2019年12月6日（金）まで）に入試課に(1)による事前相談の申請をしてください（申請が遅くなると、希望する配慮への対応が間に合わないこともあります）。

事前相談の申請をした場合であっても、本学への出願が義務付けられるわけではありません。出願する、しないが未定であっても申請はできます。

また、やむを得ない理由により期日を過ぎて申請を行う場合には、申請前に電話等でご連絡ください。申請の時期によっては、以下の(2)書式例における「10 入学後配慮を希望する事項」への対応は合格発表後に検討することになり、合格発表前には本学の措置内容を通知できない旨、ご注意ください。

(1) 事前相談の方法

事前相談の申請は、(2)の書式例により「入学試験に係る事前相談について」を作成の上、医師の診断書などの必要な書類を添付して提出してください。

※ 提供いただいた個人情報、支援内容検討のために関係部署と共有します。
 なお、必要な書類に不明な点がある場合は、提出前に入試課に確認してください。

(2) 書式例（※A4版で作成のこと）

年度入学試験に係る事前相談について	
年 月 日	
一橋大学入学試験委員会委員長 殿	
受験に際し配慮を希望する事項及び入学後配慮を希望する事項について事前に相談したく、診断書等を添付の上で申し出ます。	
1	氏 名 印 (性別:)
2	生年月日 年 月 日
3	住 所 (〒)
4	電話番号 ()
5	出身学校 (年 月 日 卒業・卒業見込み)
6	試験日程等 前期日程・後期日程・推薦入試・外国学校出身入試・私費外国人留学生入試
7	志望学部 商 ・ 経済 ・ 法 ・ 社会 学部
8	障害の種類・程度
9	受験に際し配慮を希望する事項
10	入学後配慮を希望する事項
11	出身校における修学上の措置
12	添付書類
①	医師の診断書
②	大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書（写）（大学入試センターに申請し通知書が手元にある場合）
③	身体障害者手帳（写）
④	その他相談する際に必要と考えられる参考資料

[当局検討]

上記の「12 添付書類」の「② 大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書(写)(大学入試センターに申請し通知書が手元にある場合)」について、「5 障害等のある入学志願者の事前相談」について」に記載の申請の期限「2019年12月6日(金)まで」では、「受験上の配慮事項の決定通知書」(12月中旬までに送付)が送付されていないことによる(「受験上の配慮事項審査結果通知書(写)」(出願前申請の場合、「9月下旬までに送付」、出願時申請の場合、「11月下旬までに送付」(図表3-(2)-②))

大学入試センターの資料によると、「受験上の配慮事項審査結果通知書」(見本)にも「受験上の配慮事項」(許可事項及び不許可事項)が掲載されている。ただし、確定した内容でなく、「記載事項を確認し、申請した配慮事項に漏れ等がある場合は、必ず、受領日を含め1週間以内に大学入試センター事業第1課まで連絡」することとされる、「確認用」ととどまる。「12月中旬までに送付」される「受験上の配慮事項の決定通知書」について、このような確認も終わっており、「許可事項」によって、受験科目も明記される(同通知書(見本))。受験上の配慮事項を検討するに当たり、より確実な情報が得られる資料(「受験上の配慮事項の決定通知書」)の添付が有益と考える。

[横浜国立大学]

令和2年度(2020年度)一般入試学生募集要項(抜粋)

5 障がい等のある入学志願者の事前相談

心身の障がい等により、受験及び修学の上で配慮を必要とする場合は、出願前までに必ず学部入試課へ下記の様式により申し出て下さい。

また、出願後の不慮の事故等で負傷し、受験及び修学の上で配慮が必要となった場合も、その時点で速やかに下記の様式により申し出てください。

なお、下表から判断できない場合については、お尋ねください。

【代表的な事項】

区分	障がいの程度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため配慮を必要とするもの

申請方法及び連絡先

- (1) 申請は、下表の様式例を参考に申請書を作成し、診断書（大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳を所有の者はその写し）、その他参考資料を添えて申請してください。
- (2) 申請内容によっては対応に時間を要する場合もあるので、出願する前のできるだけ早い時期に相談してください。
- (3) 申請・連絡先 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-8
横浜国立大学学務部入試課
Tel. 045-339-3121 FAX. 045-339-3129

【参考】事前相談申請書様式例

(様式) A4版縦	令和 年 月 日
横浜国立大学長 殿	ふりがな 氏 名 生年月日 住 所 〒 電話番号
横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。	
1. 志願する学部・学科・課程・コース・教育プログラム・出願する入試名 2. 障がい等の種類、程度 3. 受験上配慮を希望する事項・内容 4. 修学上配慮を希望する事項・内容 5. 出身学校在学中にとられていた配慮事項の内容 6. その他	
(添付書類) <u>診断書（大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳（写））、その他参考資料</u>	

〔当局検討〕

上記の「添付書類」について、明確ではない。「(大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳 (写))」は、医師の「診断書」ではない。また、診断書について、上記の記載では、「写」でよいのか、原本が必要なのか、明確ではない。

これら3種類について、いずれも「写」で可能であれば、より明確に、「診断書 (写)、大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書 (写)、身体障害者手帳 (写) のいずれか一つ」などの記載が適切と考える。

なお、横浜国立大学は、調査対象とした他の7国立大学法人よりも、受験上の配慮申込期限を遅く設定し、発達障害を含む障害のある入学志願者等が大学入試センター試験の結果も踏まえて検討できることとしている。時期的に、大学入試センターの配慮事項が確定している「受験上の配慮事項決定通知書 (写)」(12月中旬までに送付) の添付がより有益でないかと考える。

[新潟大学]

令和2年度入学者選抜要項（抜粋）

3 入学者の選抜方法

(4) 障がい等を有する入学志願者の事前相談

障がい等を有する入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、次により本学と相談してください。

① 相談の期限

令和2年1月20日(月)までとします。

ただし、事前の準備を必要とする場合がありますので、できる限り早い時期に相談してください。

なお、相談の期限後に、配慮が必要となった者は、至急③の連絡先に問い合わせてください。

② 相談の方法

申請書（所定用紙）を請求のうえ、医師の診断書等必要書類を添付し、提出してください。必要な場合は、本学において志願者及び関係者等と面談を行います。

③ 連絡先・申請書請求先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地
新潟大学学務部入試課 電話 (025) 262-6079

[当局の調査結果]

新潟大学から、「障がい等を有する入学志願者の受験等希望する配慮の申請書」の様式を入手したところ、次のとおりとなっている。

記載事項について、「1 志願者氏名及び生年月日」、「2 現住所及び電話番号（その他連絡先）」、「出身（在学）高等学校等名及び卒業（見込み）年月日」、「4 障がいの程度」、「5 希望する配慮」、「6 その他」とされている。「5」については、さらに、「(1)大学が行う個別学力検査等受験に際して希望する配慮」、「(2)大学入学後、修学などに際して希望する配慮」を記載することとされている。

また、別に、「様式の記載要領等」があり、「1」について、「氏名にはふりがなをふること」、「4」について、「高等学校等における学習上の配慮を含め、具体的に記入すること。また、医師の診断書を添付すること」と付記されている。

「脚注」が2つ設けられており、

「(注1) 本書の申請者、入学志願者が高等学校等に在学中の場合は、在学する高等学校長とし、それ以外の者で、入学志願者が未成年の場合は、保護者とし、青年の場合は本人とする」、

「(注2) 申請者が本人以外の場合は、本申請書の「記の2 現住所及び現住所及び電話番号（その他連絡先）」に次の事項を併せて記入すること。①申請者が学校長の場合は、学校の担当者の氏名、現住所及び電話番号、②申請者が保護者の場合は、保護者の住所、電話番号等連絡先」とされている。

なお、別途、上記申請書の「記入例」も用意されている。

[当局検討]

上記「令和2年度入学者選抜要項」3(4)②では、「医師の診断書等必要書類を添付」とされている。ただし、「様式の記載要領等」では、「また、医師の診断書を添付すること」とされており、他の国立大学法人にみられる「大学入試センターの受験上の配慮事項決定通知書」の写し、「身体障害者手帳」の写しなどが無い。

また、医師の診断書について、「原本」の添付に限られ、医師の診断書も添付した上で申請し大学入試センターから送付される「受験上の配慮事項決定通知書」(12月中旬まで)の写しなどでは代えられないのか、明確ではない。

なお、申請者の取扱いについて、次の図表3-(2)-⑤を参照

- (注) 1 各大学の学生募集要項又は入学者選抜要項による。
2 下線は当局が付した。

図表3-(2)-⑤ 入学志願者が在学中の場合、その高等学校長を配慮の申請者としている例（新潟大学）

新潟大学は、障がい等を有する入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を希望する者について、事前相談を求めており、「相談の方法」について、「申請書（所定用紙）を請求」することとされており、その様式等をホームページや入学者選抜要項に掲載していない（図表3-(1)-ア-①、3-(2)-④）。

当局が同大学に確認したところ、「障がい等を有する入学志願者の受験等希望する配慮の申請書」の「様式の記載要領等」で、入学志願者が高等学校等に在学中の場合（いわゆる「現役受験者」）、「在学する高等学校長」が入学試験時における配慮申請を行うこととしている（下表に再掲）。

その理由について、「入学試験で配慮を必要とする障害のある生徒は、高等学校においても、何らかの配慮を受けているため」としている。

表 「障がい等を有する入学志願者の受験等希望する配慮の申請書」（様式の記載要領等）（再掲）

（注1）本書の申請者は、入学志願者が高等学校等に在学中の場合は、在学する高等学校長とし、それ以外の者で、入学志願者が未成年の場合は、保護者とし、成年の場合は本人とする。

しかし、このような取扱いとしていたのでは、大学で指定の「在学する高等学校長」が、申請を拒否するなどした場合、障害のある高校生が「進学の内意」を持っていても、申請書を提出することができなくなりかねない。

受験の主体、大学での勉学を希望しているは、あくまでも、高校生本人であることから、同人の意思を尊重して、同人による申請を基本とし、本人が直接記載できない場合など、必要に応じて、父兄等が記載することとすべきと考える。申請書の記載内容、添付書類（医師の診断書等）によっても、不明な点などあれば、直接、本人やその家族に確認することにより、大学側が行う配慮の内容を検討できるものとする。

なお、調査した他の7国立大学法人や関連で調査した8公立大学・私立大学には、同様の取扱いとしているものは見当たらないが、一部の事項について、出身学校関係者等が記入することとしている例がみられる（茨城大学及び千葉大学、図表3-(2)-④）。

（参考）一部の事項について、出身学校関係者等が記入することとしている例

- 茨城大学は、「受験上等配慮申請書」の「8. 出身学校での就学状況」欄について、「（出身学校関係者（教諭等）が具体的に記入）（記名者氏名・印）」と記載
- 千葉大学は、「令和2年度千葉大学入学者選抜 身体等に障害のある入学志願者の事前相談申請書」の「出身学校での就学状況」欄について、「出身学校関係者等が具体的に記入してください」と記載

（注）1 当局の調査結果による。
2 下線は当局が付した。

図表3-(2)-⑥ 一般入学者選抜（個別試験）における発達障害のある入学志願者への配慮実績（8国立大学法人）

大学名	申出件数		配慮した主な事項
	平成30年度	31年度	
茨城大学	1	0	別室の設定、座席指定の工夫
宇都宮大学	0	0	
群馬大学	1 (受験せず)	1 (受験せず)	注意事項等を文書により伝達 別室の設定 その他（吃音について面接官に周知）
埼玉大学	4	6	注意事項等の文書による伝達 別室の設定 拡大文字問題冊子の配付 試験時間の延長（1.3倍）
千葉大学	1	3	試験時間の延長（1.3倍） 別室の設定 トイレに近接する試験室に指定 座席指定の工夫、拡大文字問題冊子の配付 注意事項等の文書による伝達 その他（読字用補助具の持参使用、大きめの机の検査場側での準備）
一橋大学	3	0	試験室入口までの付添者の同伴 試験時間の延長（1.3倍） 別室の設定 その他（サングラスの持参使用）
横浜国立大学	0	4	試験時間の延長 別室の設定 注意事項等の文書による伝達
新潟大学	1 (受験せず)	0	その他（試験中の服薬を認める、一時退室を許可）
計	11 (うち、受験せず2)	14 (うち、受験せず1)	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「配慮した主な事項」欄は、日本学生支援機構の「障害学生の修学支援実態調査」（平成30年度）、大学入試センターの「平成31年度大学入学者選抜試験「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」及び高等教育局長通知の用語に基づき、当局が整理した。

(参考) 発達障害のある入学志願者から配慮の申し出があった公立大学・私立大学の対応状況

大学名	申出件数		配慮した主な事項
	平成30年度	31年度	
首都大学東京	8	2	試験時間の延長(1.3倍) 試験入り口までの付添者の同伴 試験会場への乗用車での入構 注意事項等の文書による伝達 トイレに近接する試験室に指定 別室の設定 拡大解答用紙の作成 その他（遮光眼鏡・カラーシートの持参使用、PC及び代筆による解答、耳栓の使用、解答用紙へのガイドライン線の挿入、記述の中での誤字への配慮）

横浜市立大学	3	0	座席指定の工夫 注意事項等の文書による伝達 別室の設定 その他（杖の持参）
法政大学	6	5	別室の設定 座席指定の工夫 試験時間の延長 チェック解答 その他（試験中の水分補給、エチケット袋を卓上に置く、 耳栓の使用、サングラスの着用）
明星大学	1	0	試験時間の延長、別室の設定
明治大学	11	5	試験時間の延長（1.3倍） トイレに近接する試験室で受験 別室の設定 座席指定の工夫 チェック解答 拡大問題冊子の利用 その他（無地の厚紙の持参・使用、青色マーカー使用、 遮光眼鏡の使用、補聴器の持参使用、明るさの調節が可 能な試験室での受験）
早稲田大学	19	4	試験時間の延長（1.3倍） 別室の設定 チェック解答 その他（耳栓の使用、試験中の水分補給）

（注）当局の調査結果による。用語については、上記図表3-(2)-⑥の脚注に同じ。

図表3-(2)-⑦ 「配慮した主な事項」で共通して多い3事項とそれらを実施した大学

配慮事項	実施した大学
別室の設定	茨城大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学（6大学） （関連調査）首都大学東京、横浜市立大学、法政大学、明星大学、明治大学、 早稲田大学（6大学）
注意事項等の文書による伝達	群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学（4大学） （関連調査）首都大学東京、横浜市立大学（2大学）
試験時間の延長	埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学（4大学） （関連調査）首都大学東京、法政大学、明星大学、明治大学、早稲田大学（5大 学）

（注）図表3-(2)-⑥の「配慮した主な事項」で、共通して多い3事項に着目して、当局が作成した。

図表3-(2)-⑧ 大学の支援に関する意識調査での意見（入学試験時の状況）

<p>【入学試験の際、どのような配慮がありましたか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間延長、別室受験、コンピュータのノートテイキング（国立大学、SLDの学生） ○ 試験時間の延長（国立大学、ASDの学生） ○ 代筆回答（別室）、試験室入り口までの付添者の同伴、試験場への乗用車での入校、注意事項等の文書での伝達、数学の試験時間を1.3倍に延長、パソコンの使用、耳栓の持参使用、プリンターの使用、試験時間中の軽い運動、休憩時間中の別室（個室）の利用、リスニングにおいてイヤホンまた
--

はヘッドホンの持参使用（公立大学、重複の学生）

- 別室受験、試験時間の延長（私立大学、ADHD及びASDの学生）

【入学試験の際、どのような配慮があればいいと思いますか】（14件のうち、「不要」等7件）

- 自分のことをうまくしゃべれない子もいるので、そういう子への配慮（公立大学、重複の学生）
- 時間延長にせよ代筆にせよ座席等の配慮にせよ、配慮を必要とする受験生にある程度、どのような配慮を提供できるかを提示するのも悪くないと思う。（私立大学、ADHDの学生）
- 耳栓（感覚過敏の方）、光の調整（視覚過敏の方）（私立大学、ASDの学生）
- 大勢の人が長時間座っている間、無言で座っているときにパニックになりそうになったので私より重度の人には配慮があってもいいと思う。（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- リスニングはイヤホン以外にもヘッドホンなど耳を覆うタイプのオプションもあると安心する。また、長文読解のサポートツールを許可してほしいと思った。キングジムの定規型のものなど。（私立大学、ADHDの学生）
- 受験生によって配慮の要求は異なるので、一人一人に応じて丁寧に対応すればよいと思う。（私立大学、ADHDの学生）
- 個室受験（私立大学、ADHDの学生）

（以下、「不要」、「特になし」など7件）

- 試験に関する配慮は必要ないと思う。（国立大学、ASDの学生）
- 一般入試では、特に配慮が自分には必要ないと思い、申し込まなかった。（国立大学、ASDの学生）
- 必要なし。（国立大学、ADHDの学生）
- 特になし。（公立大学、重複の学生）
- 特にない。（公立大学、ASDの学生）
- 障害者本人が必要としている配慮。私の場合、入学試験で不都合を感じることはなく、配慮が必要だとは思わなかった。（私立大学、ASDの学生）
- 入試に配慮は必ずしも必要ないと思う。（私立大学、ASDの学生）

【他の大学への入学を希望していたが、入学試験時の配慮が不十分で受験を断念した経験】（2件）

- 他大学のAO入試を受験したが、考察などに必要な時間が設けられなかった。説明がかけ足で聞きとれなかった。（国立大学、重複の学生）
- 受験相談に訪れた際の話し合いで「配慮はできない」と言われたため、受験を断念した大学が複数あります。（公立大学、重複の学生）

（注）当局の調査結果による。

(3) 修学支援

ア 障害のある学生に対する支援体制

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>第一次まとめにおいて、大学に入学後、障害のある学生に対する支援体制について、①専門性のある支援体制の整備として、「学長がリーダーシップを発揮し大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要である」、②担当部署の設置及び適切な人的配置として、「支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との連携を図る」とされている（5. (5)）。また、合理的配慮内容の決定について、「関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備することが望まれる」とされている（5. (3)）。</p> <p>また、第3次障害者基本計画において、「入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する」とされている（Ⅲ3. (3)）。</p> <p>さらに、国立大学協会による「教職員対応要領（雛形）」において、相談体制の整備について、「障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする」（第8条）とし、①障害学生支援室、②学生相談室、③保健管理センター、④所属学部、⑤学長が指名する障害のある教職員が例示されている。また、紛争の防止等のための体制の整備について、「障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする」（第9条）とし、①障害学生支援委員会、②人権委員会、③コンプライアンス委員会、④学長が設置する第三者委員会が例示されている。</p> <p>第二次まとめにおいても、大学における実施体制として、「不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である」との考え方が示されている（5. (2)本文）。具体的には、a) 学内規程について、「また、これらの職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルール作成・公表が望まれる」（5. (2)②）、b) 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口について、「支援の申出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署が中心となり、学内の専門部署や障害のある学生の所属部局・担当教員が連携して支援を行なう。障害のある学生への支援を主な職務とする教職員（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等の専門知識や技術を有する者）を配置する</p>	<p>図表1-ア-③（再掲）</p> <p>図表1-ア-④（再掲）</p> <p>図表2-(1)-ア-②（再掲）</p> <p>図表1-ア-⑤（再掲）</p>

ことが望ましい」(5.(2)③ii)とされている。また、障害のある学生への支援を行う人材の育成・配置について、「組織的な支援を適切に行なうためには、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別の場面において支援を行なうカウンセラー、手話通訳者、アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材(以下「支援人材」という。)の養成・配置が不可欠である。これらの支援人材は、障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在である。同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う。これらの支援人材の養成・確保について重要な点を以下に示す」とし、「支援人材の組織的な位置づけや専門職としての立場を明確にする」など4点挙げられている(6.(5))。さらに、紛争解決のための第三者組織について、a)「障害のある学生と大学等の中で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてはハラスメント防止委員会等が挙げられる」(5.(2)③iii)、b)「障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい」(5.(4))とされている。

さらに、第4次障害者基本計画において、「障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する」[9-(3)-2]とされている。

【調査結果】

入学者選抜試験(入試)に合格し、入学することとなる発達障害のある志望者にとって、その症状に応じた修学支援を受けることができると、安心して勉学に励むことができる。そのため、大学における支援体制の整備は必要不可欠である。

調査対象8国立大学法人の発達障害など障害のある学生に対する支援体制の整備状況等について調査した結果、次のような状況であった。

(ア) 障害のある学生の支援担当部署の設置状況

「障害学生支援室」など障害のある学生の支援を担当する部署(以下「支援担当部署」という。)の設置状況をみると、①支援担当部署を設置しているもの6大学(茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学)、②障害のある学生の支援を専門に担当する部署まで設置せず、広く在学生からの様々な相談に応じる部署(なんでも相談室、学生相談室)で対応しているもの2大学(埼玉大学、千葉大学)となっている。横浜国立大学は、「障がい学生支援室」と「保健管理センター」を支援担当部署としている。

(イ) 教職員の配置状況

これら支援担当部署や広く在学生からの相談に応じる部署の教職員の配置状

図表1-ア-⑥(再掲)

図表3-(3)-ア-①

<p>況をみると、①専任の教職員を配置しているもの7大学（茨城大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）、②専任の教職員を配置せず、「兼務」で対応しているもの1大学（宇都宮大学）となっている。</p> <p>また、調査対象8国立大学法人のいずれも、臨床心理士等の専門知識を有する教職員を配置している。</p> <p>茨城大学は、専任1人及び専任以外の6人全員が臨床心理士やその有資格者である。なお、茨城大学及び宇都宮大学は、これら教職員以外に、保健管理センターの医師等も必要に応じて、相談に対応することとしている。</p> <p>千葉大学は、専任5人（臨床心理士等の有資格者）及び学生支援課職員3人の体制で対応している。</p> <p>群馬大学は、専任6人（教員1人（室長）、専門支援者5人（うち非常勤フルタイム2人、パートタイム3人））のほか、障害学生支援室員（健康支援総合センター教員及び各学部教員が兼務する非専任の教職員）も配置する体制で、支援のプロセスや関係部署との連携の再構築など、障害のある学生（診断書のない者を含む。）の支援等の充実に取り組んでいる。</p> <p>横浜国立大学は、上記（ア）のとおり、①障がい学生支援室（専任1人（臨床心理士の有資格者）、兼務教員2人、兼務職員1人）、②保健管理センター（専任10人（医師5人（うち精神科医3人（非常勤）、講師1人（臨床心理士）、看護師2人、カウンセラー2人（臨床心理士、非常勤））、専任以外1人（障がい学生支援室と兼任の講師））が連携して、発達障害のある学生（診断書のない者を含む。）の支援等を行っている。</p>	<p>図表3-(3)-ア-①（再掲）</p>
<p>(ウ) 支援担当部署等の設置に関する規程の整備状況</p> <p>これら部署の設置に関する規程の整備状況をみると、①支援担当部署の設置に関する規程を制定しているもの3大学（宇都宮大学、群馬大学、横浜国立大学）、②全学教育機構、保健センター、教育学生支援機構など、上位の組織に関する規程で、支援担当部署についても定めているもの3大学（茨城大学、一橋大学、新潟大学）、③国等職員対応要領の規定を受けて、相談窓口に関する規程を制定しているもの1大学（埼玉大学）、④大学の事務組織規程に基づき、学生支援課に「学生相談等支援室」を設置しているもの1大学（千葉大学）となっている。</p>	<p>図表3-(3)-ア-①（再掲）</p>
<p>(エ) 学生への周知状況</p> <p>これら支援や相談に当たる部署について、在学生への周知状況をみると、8大学いずれも、在学生向けにページを開設して、業務の説明、支援内容の例示、申請書の様式や添付書類、支援担当部署のメンバーの紹介、連絡先など掲載するなどして、周知している。</p> <p>これらには、①支援の申請から振り返り等までの一連の流れを具体的に示しているもの6大学（茨城大学、宇都宮大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）、②規程類として、障害のある学生等の支援に関する基本方針を独自に策定し、掲載しているもの3大学（茨城大学、横浜国立大学、新潟大学）もみられる。</p> <p>茨城大学は、ホームページのほか、新入生に配布している「いばだいガイドブ</p>	<p>図表3-(3)-ア-①（再掲）</p>

ック」にも、障害等のある学生の相談等を行うバリアフリー推進室について掲載しており、障害別の支援例も具体的に紹介している。

一橋大学は、支援を受けるまでの流れについて、表形式で整理し、手順ごとに、連絡先のメールアドレスを明示し、必要な書類の様式も直接ダウンロードできるよう設定されている。「障害学生特別措置申請書」等も、学生がそのまま転用できるよう、「Word」や「Excel」の様式で掲載している。

新潟大学は、障がい学生支援部門による「障がい学生支援に関する基本方針」（平成28年4月策定、令和元年7月一部修正。）を掲載している。同指針には、12事項の基本的な考え方、取組姿勢等に加えて、「支援内容の決定までの流れ」の図示も含まれている。

(f) 支援担当部署の設置における独自の工夫等

支援担当部署を設置している6大学には、①障害のある学生の把握・支援について、当初、学部ごとに実施していたものを、障害者差別解消法の成立（平成25年6月）を踏まえ、その均一化等を図るためバリアフリー推進室を新設した例（茨城大学）、②発達障害のある学生の支援に当たり、精神科医との情報共有を円滑にするため、障害学生支援室を保健センターの下に移した例（一橋大学）もある。

また、関連で調査した8公立大学・私立大学には、発達障害のある学生が多いことが明らかになってきた現状等を踏まえ、障がい学生支援室に、「発達障がい部門」を設置し対応している例（早稲田大学）もみられる。

(g) 発達障害のある学生も利用できる相談室の開設状況

発達障害のある学生は、視覚や聴覚の感覚が過敏であるため体調不良になりやすい体質であったり、症状によっては服薬の必要があったりするため、その状況に応じて、「個室」の相談室、休憩室などの「居場所」があると、安心して修学できるものとみられる。

当局が調査対象8国立大学法人のキャンパスに出向き、実地に調査したところ、いずれも、発達障害など障害のある学生の支援を行う部署に、相談室や相談ブース、個室スペース等（以下これらを総称して「相談室」という。）を設置している。

これらには、①複数の相談室を設置しているもの2大学（茨城大学、群馬大学）②学生相談室等の一部を活用して、相談室を設置しているもの5大学（宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学）、③専任教員の研究室を「個室の相談室」としても活用しているもの1大学（新潟大学）となっている。なお、群馬大学の相談室3室のうち1室は、障害学生支援室長の研究室を「個室の相談室」としても活用している。

また、①発達障害等のある学生の症状に配慮した機器等（感覚過敏がある学生向けの防音、防臭設備）も配備しているものが1大学（一橋大学）、②発達障害のある学生が空き時間等を過ごす「居場所」を用意しているものが3大学（茨城大学、一橋大学、新潟大学）もみられる。

茨城大学は、設置している休憩スペースに、座る際に膝を曲げる角度が90度になることにこだわりがある者を想定した椅子を設置するなど、学生の特性に配慮

図表3-(3)-ア-
②

図表3-(3)-ア-
③

図表3-(3)-ア-
④

図表3-(3)-ア-
⑤

図表3-(3)-ア-
⑥、⑦

<p>した取組を行っている。</p> <p>新潟大学は、障害のある学生同士の交流を図るため、障害学生支援担当教員を交えて昼食会を行うスペースを確保している。</p> <p>関連で調査した8公立大学・私立大学には、①障害学生への支援を行う部署に、防音設備のある個室を設けており、別室で試験を受ける場合や休憩時に学生が利用可能としている例（首都大学東京）、②学生であれば誰でも利用できるスケジュールサロン（臨床心理士が常駐）を設置している例（明星大学）もみられる。</p> <p>(キ) 主治医、学外の支援機関との連携状況</p> <p>主治医、学外の支援機関との連携状況をみると、調査対象8国立大学法人いずれも、学生の了解を得るなどして、必要に応じて、主治医から意見を聴取するなど、これら機関と連携を行っている。①学生的主治医等から学生生活や修学上の支援に関する意見等を聴取しているもの4大学（茨城大学、埼玉大学、一橋大学、横浜国立大学）、②必要に応じて学生の出身学校と支援情報の共有を行っているもの2大学（宇都宮大学、一橋大学）、③学内の保健管理部署やカウンセラーと支援情報の共有を行っているもの5大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、千葉大学、横浜国立大学）、④ハローワークなど、外部の就労支援機関と連携して就職支援を行っているもの2大学（横浜国立大学、新潟大学）、⑤他大学の障害学生支援関連部署と連携しているもの1大学（一橋大学）、⑥学内の健康支援総合センター、障害学生サポートルームと精神科及び心療内科三者が連携する体制を整えているもの1大学（群馬大学）となっている。</p> <p>(ク) 発達障害のある学生の支援体制に関する大学の意見</p> <p>調査対象国立大学法人には、発達障害のある学生の支援体制の課題等について、次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害のある学生の支援について、取りまとめ課（「バリアフリー推進室」等）を設けた方が行きやすい。取りまとめ課の設置後、発達障害のある学生の把握数が増加している。学生も取りまとめ課があった方が声を上げやすいのではないかと。相談窓口について、学生の身近にあった方が利用しやすく、各学部等複数箇所に設け、取りまとめ課と連携する体制がよい」（茨城大学） ○ 「発達障害のある学生の把握について、多様な窓口による相談体制と支援する中核的な組織との連携体制を整備することが重要」（群馬大学） ○ 「今後、発達障害を含めた障害学生に対するよりきめ細やかな防災支援体制の構築が課題」（一橋大学） ○ 「発達障害のある学生にとって、学内のどこかに自身の症状を理解している人がいること、何らかの症状が生じた時に落ち着ける場所、逃げられる場所が用意されていることが重要」（横浜国立大学） ○ 「発達障害等が疑われる学生に対して、授業担当教員が障がい学生支援部門での面談を促す際に、「障害」の文言があると、言いづらくなるのが懸念。学内には、サポートルーム以外にも、学生支援相談ルームなど複数の相談窓口があるものの、専門部署に繋げるまでに別の窓口を介することで、面談ができなくなる（埋もれてしまう）学生も出てくるおそれがある」（新潟大学） 	<p>図表3-(3)-ア-⑦の参考</p> <p>図表3-(3)-ア-⑧</p> <p>図表3-(3)-ア-⑨</p>
---	---

(ケ) 発達障害のある学生の意見等

「障害のある学生に対する意識調査」によると、「困った時（支援が必要と思うとき）、大学に相談できる窓口がありますか」との設問に対して、回答者全員（26人）が「はい」としている。また、「実際に相談窓口に支援を申出たことがありますか」との設問に対しても、「はい」25人、「いいえ」1人としている。

いずれの大学か特定できないものの、調査対象8国立大学法人及び関連で調査した8公立大学・私立大学の発達障害のある学生で、当局の意識調査に回答してくれた26人には、障害学生支援室等の支援担当部署が知られており、実際にも活用されている状況にある。

（大学の支援等に対する感謝の表明：26人全員）

また、「これまで、大学から受けた支援・配慮で助かった、ありがたかった、よかったと思う点があれば自由にご記入ください」とした欄には、26人全員から感謝を表明する回答があった。①「自分では卒業に必要な条件など把握は難しかったので、一緒に確認をしてくれてありがたかった」（国立大学、ASDの学生）、②「大学から受ける支援については役に立っていると感じている」（国立大学、SLD及びADHDの学生）、③「相談に乗ってもらったこと。試験の延長、PCの使用をしたことが役に立った。テキストをもらえて助かった」（国立大学、ASDの学生）、④「自分の特徴を認め、自分が努力した時に大いにほめてもらった。そのような環境のもとで一生懸命学修することができた」（国立大学、ASDの学生）、⑤「PC利用試験をさせてもらったこと、その後の支援についてもメールで素早く相談に応じてもらえ、支援の体制を作り上げてくださったことなどです」（公立大学、重複の学生）、⑥「悩み事の相談、授業に関する相談がありがたかった」（公立大学、ASDの学生）、⑦「支援とは違うかもしれないが、大学の支援室が企画した「他の学生と交流できる会」のおかげで大学の知り合いが増えたことがありがたかった」（私立大学、ADHDの学生）、⑧「支援室の存在に救われました（親との間に入ってくれたこと、サポート（社会的）を紹介してくれたこと、色々な人とつながってくれたこと。）。人生が楽しいです。本当にありがとうございます」（私立大学、ADHD及びASDの学生）、⑨「定期的なサポートを受けられたこと。特に、上京して一人暮らし、アルバイトなどが必要な状況下では、どうしても孤立しやすいため、精神的な助けになりました。親との関係も手助けしてもらったので、とても感謝している」（私立大学、ADHDの学生）、⑩「課題の内容や期限を直接教えてくださったのは嬉しい限りでした」（私立大学、ASDの学生）など。各大学の障害学生支援室等の支援担当部署が、発達障害のある学生の大きな支えとなっている。

（相談したこと：25人から回答）

さらに、「（支援に関する相談窓口で）どのようなことを相談しましたか」との設問には、25人から回答があった。①「生活のリズムが整えられない。提出物の締切が守れない。授業のスピードに付いていけない。感覚過敏がある。進路についての悩み」（国立大学、ASDの学生）、②「試験時間の延長ができるか、邪魔のない環境で試験を受けられるか、試験中にノートパソコンを使用することがで

図表3-(3)-ア-
⑩

図表3-(3)-ア-
⑩（再掲）

きるか、講義のノートをもらうことができるか」(国立大学、SLD及びADHDの学生)、③「必修科目の登録のため。忘れ物の相談」(国立大学、ADHDの学生)、④「耳からの情報を理解できないことがある。朝起きられない」(国立大学、ADHDの学生)、⑤「授業での合理的配慮(情報の視覚化、計算用紙の用意、スライドの撮影)など」(国立大学、重複の学生)、⑥「学習意識の低下。テストやレポートが重なると優先順位がつけられない。進められない」(国立大学、ADHDの学生)、⑦「登校支援のための駐車スペースの貸し出し、教科書購入の支援、履修や学内システム利用に関する相談、個々の授業における感覚過敏等に起因する問題の相談などを行いました」(公立大学、重複の学生)、⑧「字が上手くかけない」(公立大学、重複の学生)、⑨「授業の内容により他人と関わる場面があること。人間関係のこと」(公立大学、ASDの学生)、⑩「自分の学校生活のストレスについて。不安なことや悩み事など」(公立大学、ASDの学生)、⑪「学部への配慮の依頼。課題や生活などについての相談」(私立大学、ADHDの学生)、⑫「授業の形式に適應するのが難しい(講義中に集中が幾度も途切れる。)」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑬「生活や学業の改善。継続的な支援。特に授業に出席するために事前に担当講師と交渉する機会を得たかった」(私立大学、ADHDの学生)、⑭「試験時間の調整及び課題提出期限の配慮の相談」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑮「授業中、ペアワークで相手の学生とうまく話せなかった。教室に入るのに抵抗がある」(私立大学、ASDの学生)など、発達障害の特性による悩みや配慮の要望など、支援担当部署等に、率直に申し出ている。

図表1-エ-①のとおり、平成27年度以降の推移をみても、調査対象8国立大学法人に在籍する障害のある学生数は、27年度188人から30年度380人へ192人増加(この4年間で2倍強)、うち発達障害のある学生数も48人から121人へ73人増加(2.5倍強)していることから、障害のある学生数の更なる増加が見込まれる。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、発達障害など障害のある学生に対する支援の一層の充実を図る観点から、他の大学の取組や発達障害のある学生の意見も参考として、支援担当部署の明確化、障害のある学生数の増加やニーズ等に応じた配置職員の専任化、学内外の関係部署や関係機関との効果的な連携などについて、検討する必要がある。

図表1-エ-①(再掲)

図表3-(3)-ア-① 発達障害のある学生の支援体制（8国立大学法人）

[茨城大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況
<p>【支援担当部署】 バリアフリー推進室</p> <p>【配置人員】 <専任>1人（臨床心理士の資格を持つ講師） <専任以外>6人（いずれも臨床心理士） （注）さらに、①保健管理センターの医師2人（うち精神科医1人）・看護師4人・非常勤講師18人・非常勤教員1人、 ②なんでも相談室の派遣職員1人、③キャリアセンターの准教授（労働法専門）1人・キャリアカウンセラー3 人が、必要に応じ、相談に対応</p> <p>【根拠規程】 「茨城大学全学教育機構学生支援部門細則」（平成29年細則第9号） （趣旨） 第1条 この細則は、茨城大学全学教育機構規程（平成28年規程第46号。以下「機構規程」という。） 第4条第2項の規定に基づき、茨城大学全学教育機構（以下「機構」という。）に置く学生支援部門 （以下「部門」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。 （業務） 第2条 部門は、次に掲げる業務を行う。 (1) 学生の生活及び学修を一体化した総合的な修学支援の推進に関すること。 (2) 経済支援、生活支援及び心身の健康支援に関すること。 (3) 就職支援及びキャリア教育の推進に関すること。 (4) 障害学生の修学支援に関すること。 (5) 学生相談窓口の運営に関すること。 (6) その他機構規程第2条の目的を達成するために必要な業務 （組織） 第3条 部門は、次の職員をもって構成する。 (1) 部門長 (2) 機構の専任教員 (3) 機構の兼務教員 (4) 学生相談カウンセラー (5) キャリアカウンセラー (6) その他必要な職員 （部門長） 第4条 部門長は、機構規程第5条第1項第2号に掲げる副機構長のうちから、機構長が指名した者を もって充てる。 2 部門長は、部門の業務を掌理する。 （学生相談カウンセラー等） 第5条 学生相談カウンセラーは、学生相談窓口において学生の修学・生活上及び心理・医療に係る 相談の受付並びにカウンセリングを行うとともに、その内容に応じて第7条第1項に規定する学生 支援協力員又は関係部局等に引き継ぐ業務を行う。 2 前項の学生相談窓口として、なんでも相談室を本学の水戸地区、日立地区及び阿見地区に置く。 （キャリアカウンセラー）</p>

第6条 キャリアカウンセラーは、学生の就職及びキャリア形成において必要な指導・助言を行うとともに、第7条第1項第2号に規定する就職・キャリアコーディネータと協働して関係する企画等を立案・実施する業務を行う。

(学生支援協力員)

第7条 機構長は、第2条に掲げる部門の業務を全学として推進するため、本学の職員を次に掲げる学生支援協力員として指名する。

- (1) 学生相談員
- (2) 就職・キャリアコーディネータ
- (3) 障害学生修学支援員

2 前項に掲げる者の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(学生相談員)

第8条 学生相談員は、修学・生活上及び心理・医療に係る相談並びに学生の総合的な修学支援に係る業務を担い、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部長から推薦された教員 各1人
- (2) 学生相談に関する知識を有する教員 若干人
- (3) 機構の専任教員 若干人
- (4) 保健管理センター職員 若干人
- (5) 学務部事務系職員 若干人
- (6) 各学部事務部の学務担当事務系職員 各1人

(就職・キャリアコーディネータ)

第9条 就職・キャリアコーディネータは、学生の就職支援及びキャリア教育の推進に係る業務を担い、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部長から推薦された教員 各1人
- (2) 機構の専任教員及び兼務教員 若干人
- (3) 学務部事務系職員 若干人
- (4) 各学部事務部の学務担当事務系職員 各1人

(障害学生修学支援員)

第10条 障害学生修学支援員は、障害のある学生の入学前の就学相談、修学・生活上及び心理・医療に係る相談並びに障害学生の修学支援に係る業務を担い、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部長から推薦された教員 各1人
- (2) 障害学生支援に関する知識を有する教員 若干人
- (3) 機構の専任教員 1人
- (4) アドミッションセンター職員 1人
- (5) 保健管理センター教員 1人
- (6) 学務部事務系職員 若干人
- (7) 各学部事務部の学務担当事務系職員 各1人

(専門部会)

第11条 部門に、学生支援の企画及び学生の総合的な修学支援を行うため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 学生生活支援部会
- (2) 就職支援・キャリア教育推進部会

2 学生生活支援部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 経済的支援の方策の策定・実施に関すること。
- (2) 生活支援及び心身の健康支援に係る方策の策定・実施に関すること。
- (3) 学外学修や課外活動等に係る支援に関すること。
- (4) 修学・生活上の指導・相談に関すること。
- (5) 学生相談窓口の運営に関すること。
- (6) その他学生の生活支援及び厚生補導に関すること。

- 3 就職支援・キャリア教育推進部会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 進路選択、就業支援及びキャリア形成のための方策の策定・実施に関すること。
 - (2) 就職支援及びインターンシップの企画・実施及び情報の収集・提供に関すること。
 - (3) 就職及びキャリア形成に係る指導・相談に関すること。
 - (4) 就職及びキャリア教育に係る調査・分析に関すること。
 - (5) その他学生の就職支援及びキャリア教育の推進に関すること。
- 4 各部会に部会員を置き、第3条並びに第7条第1項第1号及び第2号に規定する者のうちから、機構長が任命する。
- 5 部会に部会長を置き、部会員のうちから、機構長が指名する。
- 6 部会長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 部会長は、部会の業務について総括する。
(バリアフリー推進室)

第12条 部門に、障害学生の修学支援を推進するために、バリアフリー推進室(以下「推進室」という。)を置く。

- 2 推進室は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 障害学生の入学から卒業までの修学支援及びその連携に関すること。
 - (2) 障害学生の修学支援及び合理的配慮の具体的方策の策定・実施に関すること。
 - (3) 障害学生に対する不当な差別的取扱いによる権利利益侵害の防止策の策定・実施に関すること。
 - (4) 障害学生に関する実態把握及び情報共有に関すること。
 - (5) その他障害学生の支援に関すること。
- 3 推進室に室員を置き、第3条第1号から第4号まで及び第6号並びに第7条第1項第3号に規定する者のうちから、機構長が任命する。
- 4 推進室に室長を置き、部門長をもって充てる。
- 5 室長は、推進室の業務について総括する。
(部門会議)

第13条 部門の運営に関する事項を審議するため、部門会議を置く。

- 2 部門会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる職員
 - (2) 各学部の学生委員会(これに相当する委員会を含む。)の委員長
 - (3) その他部門長が必要と認めた者
- 3 前項第3号に掲げる者の任期は1年以内とし、部門長が任命する。
- 4 部門長は、会議を招集し、議長となる。
- 5 議長に事故があるときは、あらかじめ部門長が指名する構成員がその職務を代行する。
- 6 部門会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 部門会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 部門会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。
- 9 部門長は、部門会議の審議結果を機構長に報告するものとする。
(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、部門の運営に関し必要な事項は、全学教育機構会議の審議を経て、別に定める。

【学生への周知】

「障がい学生のサポート」のページ(下記の「検索手順」及び「アドレス」の①)に、「茨城大学

は障害のある学生をサポートします」の見出しで、差別の解消の推進に関する対応規程の紹介（同規程も掲載）に続いて、「また、障害のある学生に対する学修や研究等の支援に関し基本となる事項を、障害者基本法の理念に則り定め、本学のバリアフリー推進に資することを目的とした基本方針を定めています。上記対応規程や基本方針に則り、障害のある学生の受験に際しての事前相談や入学試験時の対応、入学後における修学上等の支援を各学部及び学生支援センターで行っています。障害の有無や程度に関わらず、支援を希望したい、少し困ったことがある、という方はお気軽にご相談ください。学生、保護者及び大学関係者一体となって考え、合意形成を図りたいと思います」と記載（下線は当局）。

障害のある学生のためのバリアフリー推進に関する基本方針（平成30年3月20日）も掲載。同基本方針では、「理念」として、「茨城大学は、障害のある学生が、学修や研究等を行なうことに困難を感じる時、単に疾患や機能障害があるということだけで困難が生じるのではなく、環境（人的・物的含む）が整備されていないことにより生じる障壁（バリア）などとの複雑な相互作用で、困難が生じると考える。よって本学は、障害を生み出す物理的・社会的・制度的・心理的な障壁を取り除く（バリアフリー）とともに、すべての学生が安全・安心に学修や研究等が行えるよう、誰にとっても利用しやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）の環境づくりを推進する。それらにより本学は、すべての学生が相互関係の中で多様性に触れ、共に過ごしやすい環境への気づきや理解を促進できるような関係性の構築を目指す」（下線は当局）とし、具体的な「基本方針」が定められている。

基本方針では、「支援体制」について、「教職員及び学生並びに学外機関等が積極的に連携協力することにより、障害のある学生のためのバリアフリー推進を目指す。また、バリアフリー推進室は、障害のある学生のためのバリアフリー推進に関する専門的な助言、調整等を学内及び学外機関等に対し行う」（2.）とされている（下線は当局）。

また、「入学後の修学相談」の見出しで、「障害等により、授業の受講に支障をきたす場合、又は、日常生活のことや今後の就職のことについて困っていること、相談したいことがありましたら、お気軽に所属学部・研究科の学務係にお尋ねください。入学後（又は在学中）に支援した内容の一部を紹介いたします。下の表にない支援につきましても、できる範囲内の支援は行いますので、お問い合わせください。なお、障害の程度や内容により、必ずしも希望する支援が受けられるとは限りません。

視覚・聴覚障害、肢体不自由、病弱、あるいは発達障害などの事由や状況により、次のような支援を講じています」と記載。

修学上の支援内容

- ・ 拡大鏡の使用
- ・ 健康スポーツ（実技）の配慮
- ・ 車椅子専用機の設置
- ・ 車椅子専用駐車場の設置
- ・ 授業担当教員への病状等の通知 等

新入生に配布している「いばだいガイドブック」（下記の「検索手順」及び「アドレス」の②）でも、以下の情報を掲載。

- i) 「学生対応窓口の連絡先」「相談内容」の一覧（ガイドブック15ページ）
バリアフリー推進室：障害等のある学生からの相談（修学・学生生活等）
- ii) 諸手続（16ページ）
《学生の相談関係》

○ バリアフリー推進室

バリアフリー推進室では、障害等のある学生の皆様に合理的配慮の提供を行っています。学生生活を送る上で困難や社会的障壁などを感じる場合は、お気軽にご相談ください。※バリアフリー推進室の詳細はP. 25 ～ 26

iii) 「バリアフリー推進室に相談してみよう」(25ページ)

「こんなことで困ったら」→「まずは相談：なんでも相談室」→「バリアフリー推進室」の流れを図示。

「こんなことで困ったら」の例として、「合理的配慮について詳しく知りたい」、「障害について相談したい」、「相手の言いたいことが分からない」、「レポートの書き方が分からない」、「課題が重なるとうまくこなせない」、「人間関係がうまくいかない」、「集団野中にいると疲れる」、「板書を写せない」を掲載

iv) 「バリアフリー推進室のご案内」(26ページ)

「茨城大学では、障害のある学生の皆様に合理的配慮の提供を行っています」とし、障害別の「支援例」を掲載。

「発達障害」について、「イヤーマフの使用許可」、「履修登録やスケジュール管理の支援等」を例示。

また、「バリアフリー推進室」のページ(下記の「検索手順」及び「アドレス」の③)では、「茨城大学では、障害のある学生が学修や研究を展開していく際に、障害を理由とする不利益が生じないようにするため、ハード・ソフト両面から適切に対応し、日常生活に感じる不便を少しでも軽減できるよう努めています。また、すべての学生が安心・安全に学生生活が送れるよう、誰にとっても利用しやすいデザインの環境づくりを推進しています。この目的のために設置されているバリアフリー推進室では、専任教員が常駐し、バリアフリーに関するさまざまな相談に応じています。」とし、障害等のある学生への支援の流れ(下記参照)を公開。

(参考) 「障害等のある学生への支援の流れ」

1. 入学が決定したら

入学が決定しましたら、修学上支援が必要な方は、入学する部局(学部、大学院等)または、バリアフリー推進室に申し出ていただくことができます。これらの情報は、必要に応じて入学希望者の同意のもと、各部局で共有します。

2. 合理的配慮の希望があったら

合理的配慮の申請希望のある学生は、部局の支援実施担当者もしくはバリアフリー推進室に「支援申込書」を提出します。

3. 初回面談の実施

部局の支援実施担当者、バリアフリー推進室等が、学生や保護者等と初回面談を行います。面談後、その他関係者ととも、合理的配慮申請学生の支援の内容と方法について協議します。

4. 支援内容が決定したら

支援の決定内容を、合理的配慮申請学生が、部局の支援実施担当者もしくはバリアフリー推進室とともに確認します。

5. 支援開始

支援開始後は、学期ごとに必要に応じて関係者で面談を行い、支援状況の確認や支援の再調整を行います。

6. 試験時の支援に関する面談の実施

必要に応じて、各定期試験前に関係者で面談を行い、試験時に必要な支援について確認します。

7. 新学期の支援に関する面談の実施

学期開始前に、必要に応じて新学期の支援に関する確認を行います。面談では、合理的配慮申請学生、部局の支援実施担当者、バリアフリー推進室、その他関係者で支援状況の確認や支援の継続の有無、再調整を行います。

(検索手順) ①トップページ→「教育」→「学生支援」→「障がい学生のサポート」(再掲)
②トップページ→「在学生向け情報」→「いばだいガイドブック」(再掲)
③トップページ→「図書館・センター等」→「全学教育機構」→「学生支援センターのホームページ」→「バリアフリー推進室」

(アドレス) ①<https://www.ibaraki.ac.jp/education/studentssupport/shougai/>(再掲)
②<https://www.ibaraki.ac.jp/student/guidebook/>(再掲)
③<http://ssc.lae.ibaraki.ac.jp/counselling/barrier-free/>

[宇都宮大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署】

障がい学生支援室

【配置人員】

<専任>配置なし

<専任以外>4人(室長、副室長、室員2人)

(注)さらに、学生の健康管理を行う保健管理センターの精神科医師1人(常勤)、精神科の学校医師1人(非常勤)、カウンセラー5人(非常勤)が、必要に応じ、相談に対応

(専任の教職員を配置していない理由)

支援を必要とする学生が少なく(平成29年度以降では、31年度(令和元年度)の1人のみ)、また、現状の体制で対応できていることや予算措置が難しいこと等から、必要に応じ、保健管理センターの精神科医師1人(常勤)、精神科の学校医師1人(非常勤)、カウンセラー5人(非常勤)に相談するなどし、対応している。

【根拠規程】

「国立大学法人宇都宮大学障がい学生支援室要項」(平成28年4月1日学長裁定、最終改正:平成31年4月1日)

(設置)

第1条 国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)に、障がい学生が学生生活を送る際に適切な支援を推進するため、学長の下に宇都宮大学障がい学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(業務)

第2条 支援室は、障がい学生の支援に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学に関すること。
- (2) 修学に関すること。

- (3) 学生生活に関すること。
- (4) 施設整備に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(職員)

第3条 支援室に次の者を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 室長は、理事の中から学長が指名する者をもって充て、支援室の業務を掌理する。
- 3 副室長は、保健管理センター所長及び学務部長をもって充て、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 室員は、修学支援課長、学生支援課長、アドミッションセンター事務室長をもって充てる。
- (個別支援チーム)

第4条 障がい学生の支援を円滑に実施するため、支援室に個別支援チーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。

- 2 チームは、障がい学生の支援に係る次に掲げる業務を行う。
- (1) 当該学生の支援のための具体的事項に関すること。
 - (2) 関連する学内委員会等への意見具申に関すること。
 - (3) その他当該学生の支援のために必要な事項
- 3 チームは、前条第1項第二号から第四号及び次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 当該学生の学科長(教育学部にあつては、系の幹事)
 - (2) 当該学生の指導教員 1名以上
 - (3) 当該学生の学部事務部職員 1名以上
 - (4) その他室長が必要と認める者
- 4 チームにチームリーダーを置き、前項第一号の構成員をもって充てる。
- 5 チームリーダーは、必要に応じてチームを招集する。
- 6 チームは、必要に応じて構成員以外から、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 支援室に関する庶務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

【学生への周知】

「障害のある学生への学修支援体制」のページで、「在学生の方へ」として、「現在在学中の方で学修支援を必要とされる方には、保健管理センターと学生なんでも相談窓口がその対応にあっております。日程を決めてからの相談となりますので、まずは窓口へ直接お越しいただくか、下記の連絡先へお電話ください。ご相談の内容に応じて、本学にて可能な最善の支援体制等を検討し、対応して参ります。どうぞ、お気軽にご相談下さい」と案内。連絡先は、保健管理センター（峰キャンパス、陽東キャンパスの別）、学生なんでも相談窓口 障がい学生支援室（同）、アドミッションセンター事務室。

別途、①宇都宮大学障害学生支援の流れ（下記参照）、宇都宮大学障害学生支援申請書、②学生なんでも相談室、③授業等における支援体制（運動障害をお持ちの方に、車椅子用機の配置及び専用席の確保、負担軽減のため講義室を1階に変更するなどの対応も可能。視覚障害をお持ちの方については、蛍光スタンドの貸与などの対応も可能。写真も掲載）、④大学構内における施設面でのバリアフリーについて、資料を掲載。

宇都宮大学は、保健管理センターと学生なんでも相談窓口を案内している理由として、これら2つの部署が学内で最も利用されている相談窓口であること、発達障害の疑いのある学生に対して、当初から障がい学生支援室を案内しづらいことを挙げている。このため、これらの窓口において、広く学生からの相談を受け、発達障害など障害のある学生については、障がい学生支援室につなぐこととしている。

なお、必ずこれらの窓口を経由しなければ支援を受けられないということはなく、直接、障がい学生支援室に支援申請を行うことも可能であるとしている。

(参考)「宇都宮大学障害学生支援の流れ」

本学において、障害のある学生から修学等に必要な合理的配慮やサポートの申し出があったときは、以下の手順で対応するものとする。

1 申請

大学生活において配慮・支援を必要とする場合、障害者手帳(写)・診断書(原本)・その他参考資料(写)を添えて宇都宮大学障害学生支援申請書を障がい学生支援室に提出する。

2 面談

指導教員(担任)・保健管理センター教員・障がい学生支援室は、申請書に基づき、本人及び保護者から障害の内容(症状及び障害の状態等)・出身校等で提供されていた配慮・支援の内容及び希望する配慮・支援の内容等を聴取するため面談を行う。

3 協議及び決定

障がい学生支援室は、申請書等及び面談の内容に基づき支援内容について協議を行い、合理的配慮を決定する。

4 依頼

障がい学生支援室は、決定した合理的配慮に基づき、本人了承の下、所属する学部の長、指導教員(担任)及び各授業担当教員へ合理的配慮の協力依頼を行う。

5 確認

障がい学生支援室は、合理的配慮の実施後2週間を目途に適切に支援が実施されているか本人に確認する。

6 相談

学期(前期・後期)初めに、本人と障がい学生支援室で当該学期の支援内容について相談し、本人から新たな支援の要望があった場合は、再度同支援室において協議を行う。

[当局検討]

上記のとおり、「障がいのある学生への学修支援体制」のページに、「学生なんでも相談室」のページへのリンクが設定されている。

同相談室のページには、「行動指針」(「1 学生一人ひとりの立場で考え行動します」～「5 職員間で情報を共有し、対応の質を向上させます」の5事項)に続いて、「学生相談について」として、「修学・履修、留学や進路・就職について誰に聞けばいい」、「日常生活をおくるうえで活力を得たい」など9つの例示。添付の「宇都宮大学 学生相談について」で図示。ただし、障害のある学生の支援に関する例示や「障がい学生支援室」の記載はない。

このため、「障がいのある学生への学修支援体制」のページを閲覧した在学生は、学生なんでも相談室が障害のある学生の支援の窓口であることは分かる一方で、「学生なんでも相談室」のページのみを閲覧した場合、学生なんでも相談室が障害学生の支援の窓口であるかどうかは明らかでない。

(検索手順:再掲) トップページ→「在学生の方」→「学生生活便利帳」→「学生生活」の「障がいのある学生への学修支援体制」

(アドレス:再掲) <https://www.utsunomiya.ac.jp/convenient/campuslife/support.php>

[群馬大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署】

障害学生支援室（障害学生サポートルーム）

【配置人員】

＜専任＞専任教員1人、専門支援者5人（非常勤フルタイム2人、パートタイム3人）

＜専任以外＞障害学生支援室員25人（健康支援総合センター教員及び各学部の教員が兼務）

他大学で障害学生支援に携わっていた教員の赴任に伴い、障害学生支援室長として配置。教員を中心として、支援のプロセスや関係部署との連携を再構築するなど、障害学生（診断書のない学生を含む。）の支援等の充実に取り組んでいる。

【根拠規程】

「群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室設置要綱」（平成25年12月10日学長裁定、最終改正：平成30年4月1日）

（趣 旨）

第1 障害のある学生（以下「障害学生」という。）がその年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じて十分な教育を受け、学生生活を円滑に送ることができるようにするため、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）に、障害学生支援室（以下「支援室」という。）を置く。

（業 務）

第2 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害のある入学志願者等との事前相談等に関すること。
- (2) 障害学生との面談等に関すること。
- (3) 障害学生に対する支援計画の立案及び支援内容の検討に関すること。
- (4) 障害学生に対する支援の実施に関すること。
- (5) 障害学生への支援に係る専門的技能等を持った職員の確保に関すること。
- (6) 障害学生の支援者の養成計画等の立案及び養成に関すること。
- (7) 障害学生の支援者との支援に係る連絡調整及び支援実績の管理に関すること。
- (8) 障害学生に対する支援に係る啓発活動に関すること。
- (9) その他障害学生に対する支援に関し必要な事項

（組 織）

第3 支援室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 学生支援センターの主任等を命じられた教員 1人
- (4) 専門的知見を有する支援室の担当を命ぜられた教員 若干人
- (5) 学生支援センター運営委員会内規第3条第5号の委員
- (6) 専門支援者
- (7) 学生支援課副課長 1人
- (8) 学学部等事務部の学生支援担当職員 各1人
- (9) その他学生支援センター長が必要と認める者 若干人
(室長等)

第4 室長は、学生支援センター副センター長をもって充て、副室長は、第3の第4号の室員のうちから学生支援センター長が指名する室員をもって充てる。

2 室長は支援室の業務を掌理し、副室長は室長を補佐するとともに、室長に事故あるときはその職務を代行する。

（任 期）

第5 第3の第4号及び第9号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 支援室の円滑な運営を図るため、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター障害学生支援室会議（以下「支援室会議」という。）を置く。

2 支援室会議は、第2の各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 支援室会議は、室員をもって組織する。

4 支援室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、室員以外の者を支援室会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部門)

第7 支援室に、障害種別に課題を抽出し問題解決を図るため、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) 視覚障害部門

(2) 聴覚障害部門

(3) 肢体不自由・その他障害（内部障害・高次脳機能障害等）部門

(4) 発達障害・メンタルヘルス不調部門

2 各部門に部門長を置き、第3の第4号の室員うちから学生支援センター長が指名する室員をもって充てる。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8 支援室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、大学教育・学生支援機構長が別に定める。

【学生への周知】

「群馬大学障害学生サポートルーム」（専用ページ）の「ルームの概要」のページから、①「障害学生サポートルームについて」、②「メンバー」（専任教員1人、専門支援者4人、障害種別専門委員6人（うち発達障害担当1人））、③「関連する規定等」（教職員対応要領、同留意事項）へ接続。

「障害学生サポートルームについて」のページには、次の記載。

- ・さまざまな障害のある学生が、修学上、不利な立場におかれることのないよう学習環境を調整し、一人ひとりの学生がその個性と能力を発揮できるようにサポートを行います。
- ・専任のスタッフを配置し、学生が所属する学部・研究科や、学内外の関係組織と連携をしながら、群馬大学のすべてのキャンパスに通う学生を対象にサポートを提供しています。また、障害のある学生への対応に関する教職員からの相談も受けています。
- ・障害学生サポートルームでは、以下のような業務に取り組んでいます。
 - 障害のある学生の学生生活上の困りごと等に対する個別相談・支援
 - 障害のある学生をサポートする支援者の養成・派遣
 - 支援に関連する部局や教職員との連携
 - 支援に必要な機器等の管理や貸出
 - 障害のある学生へのサポートに関する情報の蓄積・提供
 - 障害のある学生に関する研修・講座等の実施
 - 障害学生支援の推進に関する全学的な体制の構築
 - 障害学生支援の推進に関する研究・試行的取組

また、「メンバー」のページに掲載の「障害職種別専門教員」（聴覚障害担当、発達障害担当、肢体

不自由担当、視覚障害担当、内部障害担当、メンタルヘルス不調担当) について、「ご自身の障害に関する、より専門的な意見を聞きたい場合や、サポートルームにおける支援の調整や相談対応などに疑義がある場合などには、障害種別専門教員を活用してください。障害学生サポートルームと障害種別専門教員の間で、相談者本人の許可なく情報交換することはありませんので、安心してご相談ください」と紹介されている。

しかし、図表3-(1)-ア-①のとおり、「新着情報」で「2019年3月28日 群馬大学障害学生サポートルームホームページをリニューアルしました。随時、内容を更新していきます」とされているものの、半年以上経過した11月の時点でも、メニューバー「支援を利用する」、「支援事例を見る」、「支援者になる」、「知る・学ぶ」、「独創的な取組」が設定されているものの、それぞれ具体的な内容が掲載されていない。群馬大学は、在籍する障害のある学生に対する支援に優先して取り組んでいることから、ホームページの更新が遅れているとしており、今後、「障害種別の支援事例」、「支援機器・ツールの活用」、「学外実習等での支援」など具体的内容を掲載する予定としている。

(検索手順：再掲) トップページ→「教育・学生生活」→「相談窓口」の「障害のある学生へ」→「群馬大学障害学生サポートルーム」のページへ (専用ページ)

(アドレス：再掲) <https://syougai.hess.gunma-u.ac.jp/>

[埼玉大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署】

学生支援課学生生活支援担当係 (なんでも相談室)

【配置人員】

<専任> 相談窓口担当事務職員2人、臨床心理士2人 (非常勤)

【根拠規程】

「国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別に関する相談窓口の設置に関する要項」

(平成28年3月17日制定、最終改正：令和元年9月11日)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則 (以下「規則」という。) 第9条第2項の規定に基づく相談窓口の設置等に関する必要な事項を定める

(相談窓口)

第2条 最高管理責任者は、別表のとおり相談窓口を指定する。

(役割)

第3条 相談窓口の教職員は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるよう努めなければならない。

(相談窓口の業務)

第4条 相談窓口の教職員は、相談者のプライバシー等の尊重に留意し、人権の侵害にならないよう十分配慮しつつ、次に掲げる業務を行う

(1) 相談者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等 (以下「相談等」という。) があった場合は、迅速に状況を確認する。

(2) 監督者に前号の相談等について報告するとともに、その指示に従い、必要に応じて関係部局と連携して、迅速かつ適切に対処する。

(3) 障害者差別紛争防止等委員会に第1号の相談等について報告する。

(総括監督責任者への報告)

第5条 監督責任者は、規則第5条第2項の報告等の内容について、総括監督責任者に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表

最高管理責任者が指定する相談窓口一覧（第2条関係）

各学部等支援室
学務部教育企画課教務担当係
学務部学生支援課学生生活支援担当係（なんでも相談室）
学務部学生支援課就職支援担当係（就職相談室）
学務部学生支援課教員免許更新講習担当係
アドミッションセンター（学務部入試課入学試験実施担当係）
保健センター
研究機構（研究協力部研究推進課）
図書館（研究協力部図書情報課）
情報メディア基盤センター（研究協力部情報基盤課）
国際室留学交流担当係（留学生相談室）
各附属学校事務室
財務部施設管理課企画係
総務部総務課総務係

(障害学生支援の専門部署を設置していない理由)

規則第9条第2項「相談窓口に関する事項は別に定める」の規定を受け、上記要領を制定。要領第2条の規定に基づき、具体的な相談窓口を指定（別表）。従来から設置している全ての学生を対象に相談を受け付けている窓口で、障害のある学生からの相談にも対応

【学生への周知】

(なんでも相談室)

「なんでも相談室」のページに、「なんでも相談室は、埼玉大学の「総合相談窓口です。学生生活がより充実したものになるように、さまざまな質問や相談に応じています」とし、①開室時間（月～金：9時～17時）※なるべく16時半までに来室してください。職員と臨床心理士（女性）が在室しています」の記載）、②「もくじ」から、i)「場所（地図）」（教育機構棟1階）、ii)「道案内」、iii)「主な相談例」、iv)「支援の流れ」を掲載。

上記「主な相談例」では、「原則、予約の必要はありません。気軽に来室してください。解決するための方法を一緒に考えます。相談内容により、関係部署、および学外の相談・医療機関等への橋渡しを行います。どこに相談していいかわからない時は「なんでも相談室」を訪ねてみてください」とし、「勉強に身が入らない」、「授業についていけない」、「論文・レポートが書けない」、「教員との関係がうまくいかない」、「食欲がない、眠れない」、「ハラスメントではないかと悩んでいる」など、16事例を掲載。「支援の流れ」では、なんでも相談室を中心とした連絡先部署等が図示されている。

埼玉大学における支援の流れ



(注) 埼玉大学ホームページ「なんでも相談室」から転載

しかし、この図から、発達障害など障害のある学生には、どこで支援を行ってもらえるか、担当部署が明確でない。

また、なんでも相談室のリーフレットも作成され、学生に配布されているものの、発達障害のある学生が修学上の配慮申請を行う場合の支援体制について、明確に分からない。

(検索手順) トップページ→「在学生の方」→「学生相談体制：なんでも相談室」
(アドレス) <http://www.saitama-u.ac.jp/support/seikatsu/spot21/index.html>

(障がい学生支援)

「埼玉大学における障がい学生支援」のページにある「在学生の方」を選択すると、図表3-(1)-ア-①のとおり、①「入学後の修学上の配慮、支援」、②「在学中に障がいの診断を受けられた場合」、③「修学上の配慮の例」等が掲載。相談先は、「なんでも相談室」と「保健センター」。

(検索手順) トップページ→「在学生の方」→「学生相談体制」→「埼玉大学における障がい学生支援 (在学生の方)」
(アドレス：再掲) http://park.saitama-u.ac.jp/~kyodo-sankaku/stu_person_support/

[千葉大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署】

学生支援課学生相談等支援室

【配置人員】

<専任>5人（臨床心理士等の有資格者）、1人（学生相談等支援室長）、2人（非常勤事務職員）

【根拠規程】

「国立大学法人千葉大学事務組織規程」(平成16年4月1日、最終改正：平成31年4月1日)

(注) 学生相談等支援室について、第4条第1項の規定に基づき、学生支援課に設置

第2条 事務局に、次の部を置く。

学務部

5 学務部に、次の課及びスーパーグローバル大学事業推進事務室を置く。

学生支援課

第4条 課及び事務部に、室を置くことができる。

4 前3項に定める室、係及びグループの名称並びに分掌については、事務局長がこれを指定する。

第22条 学生支援課は、次の事務をつかさどる。

七 学生相談に関すること。

九 学生の健康管理に関すること。

一二 その他学生支援に関すること。

【学生への周知】

「障害学生支援についてのご案内」のページで、「障害や疾患のある学生が他の学生と同様に学ぶことができるよう様々なサポートをしています。サポートの内容は支援を希望する学生との話し合いを通じて決めていきます。可能な限り対応いたしますので、ご相談ください」とし、①「サポートの流れ」、②「関連資料」(「障害等にかかる支援・配慮申請書」、「学生の方へのご案内」(リーフレットの添付)、「教職員へのお願い」(リーフレット「ご存じですか？平成28年4月から『障害者差別解消法』が施行されています!」の添付)、「多目的トイレマップ(西千葉キャンパス)」)、③連絡先(学務部学生支援課学生相談室障害学生相談担当)を掲載。

「サポートの流れ」について、次のとおりとされている(下線は当局)。

1. 支援を希望する場合は『障害等にかかる支援・配慮申請書』を学部・研究科等の学務係、または学生相談室に提出してください。

・『障害等にかかる支援・配慮申請書』は、学部・研究科等の学務係、学生相談室、総合安全衛生管理機構でも配布しています。また、下記関係資料内の『障害等にかかる支援・配慮申請書』から入手していただくことも可能です。

・申請書の書き方などで、分からないことがありましたら、学生相談室で相談できます。

また、ご記入はボールペン(黒又は青)でお願いします。(消せるボールペンは使用不可)

2. 申請書が提出されると、学生相談室障害学生相談担当者が本人に連絡を取り、そこで面談の日時を決めます。

3. 面談の中で必要な支援について話し合います。

◎修学支援は、学部・研究科等、総合安全衛生管理機構、その他関連部署と連携をとりながら行っています。なお、個人にかかわる相談内容等の秘密は厳守していますので、安心してご来室ください。支援の内容によっては、他部署との情報共有が必要になる場合もありますが、その場合には事前にご本人の了承をいただいています。

(検索手順：再掲) トップページ→「学生生活」→「在校生の方や進学希望の方へ」の「学生サポート」→「障害学生支援についてのご案内」

(アドレス：再掲) <http://www.chiba-u.ac.jp/campus-life/support/shogaisoudan.html>

[一橋大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署】

障害学生支援室

【配置人員】

<専任>障害学生支援室教員（特任准教授。臨床心理士）1人、障害学生支援員2人（臨床心理士等の資格を有する）

<専任以外>障害学生支援室長（兼務）

【根拠規程】

「一橋大学保健センター規則」（平成16年規則第163号、最終改正：令和元年5月8日）

（趣旨）

第1条 この規則は、一橋大学保健センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、保健管理に関する専門的業務を行い、一橋大学（以下「本学」という。）の学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 健康診断に関する事項
 - 二 要養護者の管理に関する事項
 - 三 健康相談及び健康指導に関する事項
 - 四 応急処置に関する事項
 - 五 予防衛生に関する事項
 - 六 環境衛生に関する事項
 - 七 一橋大学障害学生への支援に関する規則（平成17年規則第66号）第2条に定める障害学生（以下「障害学生」という。）への支援に関する事項
 - 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務に関する事項
- （障害学生支援室）

第4条 センターに、障害学生支援室を置く。

2 障害学生支援室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害学生の授業における情報保障及び学生生活に係る支援・相談に関すること。
- 二 支援に関連する部局や教職員との連携に関すること。
- 三 障害学生を支援する学生の養成及び派遣に関すること。
- 四 支援のノウハウ及び情報の蓄積に関すること。
- 五 その他障害学生に必要な業務に関すること。

（職員）

第5条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 障害学生支援室長
- 三 教授、准教授及び専任講師
- 四 学校医
- 五 その他必要な職員

（センター長）

第6条 センター長は、本学の教授又は准教授のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が選考する。

2 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(障害学生支援室長)

第7条 障害学生支援室長は、本学の教授又は准教授のうちから、学生担当副学長及びセンター長の意見を聴いて学長が選考する。

2 室長は、室の業務を掌理する。

3 室長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(分室)

第8条 センターに、分室を置くことができる。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学務部学生支援課が行う。

【学生への周知】

「障害学生支援室」のページで、「障害学生支援室は、障害のある学生の修学に関する相談に応じ、他の学生と平等な教育を受ける機会を提供するための支援調整を行う部門です。修学に関係する部署や教職員が、障害のある学生に対し、直接・間接の支援提供を行えるよう、学内外での連携・協働を行っております。障害学生としての支援を希望される在学生の方、障害学生へのサポートをしたいという方は、お気軽に障害学生支援室までお問合せください」とし、「※「障害学生」には、身体に障害がある学生の他、発達障害、その他の精神障害などの学生も含まれます。」の脚注を付し、案内している。

また、図表3-(1)-ア-④のとおり、「支援を希望される在学生の方へ」など、各利用者向けの情報提供が行われている。

「支援を希望される在学生の方へ」には、①支援を受けるまでの流れ（表形式で、「1.相談の申込み」～「9.振り返り」）、②支援申請に必要な書類一覧等が掲載されている。手順ごとに記載されるとともに、連絡先のメールアドレスの明示、また必要な書類の様式も直接ダウンロードできるよう設定されている。

(参考)「支援の流れについて」

初めての場合

支援の申し込みから支援開始までに、聞き取りを行い、必要書類の準備をし、障害学生支援委員会に諮るなどのプロセスを経ます。

必要書類の提出後、支援開始までに1～2か月程度（特に長期休業期間中は障害学生支援委員会の開催が困難になることもあります）お時間を要することもありますので、支援を検討されている方は、早めにご相談にいらしてください。

1. 相談の申し込み	障害支援を希望する学生、支援について話を聞きたい学生は、障害学生支援室に面談の申し込みをしてください。※メールか電話でご予約をお取りください。 E-mail : stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp 電話 : 042-580-8927
2. 事前の相談	障害学生支援室のコーディネーターが面談をし、受けられる支援、支援の流れ、手続きなどについて説明をします。 ※障害者手帳や診断書があれば原本もしくはコピーをお持ちください。

	※障害に由来する困りごと、希望する支援内容について聞き取りをいたします。
3. 支援申請	<p>支援を希望する方は、障害者手帳写しもしくは診断書や標準化された心理検査結果とそれに基づく所見などの根拠資料とともに、「障害学生特別措置申出書」に必要事項を記入し、障害学生支援室に提出してください。</p> <p>「障害学生特別措置申出書」はこちらからダウンロードできます。</p> <p>診断書は大学所定の「診断書・意見書」もしくは診断書・意見書の項目に沿った診断書を提出してください。情報が不足している場合は、再度診断書の提出をお願いする場合がございます。</p> <p>「診断書・意見書」はこちらからダウンロードできます。(テキスト入力可能なPDFファイルとなっています。)</p>
4. 初回面談	<p>障害の程度や状態、困りごと、過去に受けていた支援、希望する支援内容についての聞き取りを行います。希望する支援内容が固まったら、「障害学生特別措置要望書」に履修希望科目(支援を受けながら受講する科目)、希望する支援内容を記入し、障害学生支援室に提出してください。</p> <p>「障害学生特別措置要望書」はこちらからダウンロードできます。</p> <p>※2回程度、聞き取り面談のために来室していただきます。</p>
5. 障害学生としての承認(障害学生支援委員会の開催)	合理的配慮の必要性について障害学生支援委員会で審議します。承認により支援提供対象として認定されます。
6. 具体的支援内容の検討(個別支援会議の開催)	<p>障害学生支援委員会で支援提供対象学生として認定を受けた後、個別支援会議にて所属する学部の学士課程教育専門委員、ゼミ教員らにより障害学生支援委員会の決定に則して具体的な支援内容の合理性について協議を行い、履修指導を受けることができます。</p> <p>学生は自身で障害特性や状態、履修計画、希望する支援内容について説明をし、一緒に履修計画を練ります。</p> <p>※ 障害学生支援委員会の方針に基づかない新たな支援要望がある場合にはあらためて障害学生支援委員会にて審議をおこないます。</p>
7. 教員への配慮願い(挨拶)	学期開始前後には、学生本人が「配慮依頼確認書」文書を持参し、科目担当教員に直接必要な支援を説明し、依頼内容を一緒に確認、具体的な手段などを話し合っ、支援についての合意形成を行い、支援開始となります。
8. 定期面談	学期開始後、定期的(週1回もしくは隔週に1回)に障害学生支援室で面談を行い、支援状況を確認します。必要に応じて支援の再調整をします。
9. 振り返り	学期末には面談時に振り返りを行い、支援内容を見直します。

支援継続の場合

履修登録の1か月程度前より翌学期の支援について検討開始することを推奨します。

履修登録については、大学が方法や日時を定めており変更できませんので、期日に確実に間に合うよう履修科目の検討などの準備を早めにするをおすすめします。

さらに、図表3-(1)-ア-④のとおり、「申請に必要な書類一覧」には、「障害学生特別措置申請書」、「診断書・意見書」、「障害学生特別措置要望書(授業関係)」、「定期試験における特別措置申請書」の4種類の申請書等を掲載。医師の「診断書・意見書」以外、学生がそのまま転用できるよう、「Word」や「Excel」の様式。

(検索手順:再掲) トップページ→「在学生の方へ」(「相談窓口」の「障害学生支援室」)→障害学生支援室

(アドレス:再掲) <http://www.hit.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaishien.html>

[横浜国立大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署①】

障がい学生支援室

【配置人員】

<専任>1人（臨床心理士の資格を持つ講師）

<専任以外>兼務教員2人、兼務職員1人

【根拠規程】

「横浜国立大学障がい学生支援室規則」（平成28年規則第46号、最終改正：平成31年3月11日）

（設置）

第1条 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（平成16年規則第5号。以下「組織運営規則」という。）

第18条の2の規定に基づき、横浜国立大学障がい学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 支援室は学内の関係部局等と連携を図りながら障がい学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この規則において「障がい学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（障がい学生にとって教育を受ける上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に相当な制限を受ける状態にある者で、横浜国立大学に入学を希望する者及び在籍する学生をいう。

（所掌業務）

第4条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生の受入方針に関すること。
- (2) 障がい学生のための支援方法等の提案及び調整に関すること。
- (3) 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- (4) 支援情報等の公開に関すること。
- (5) 障がい学生への支援の啓発に関すること。
- (6) 施設・設備のバリアフリー化に関すること。
- (7) 障がい学生からの相談に関すること。
- (8) その他第2条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

（組織）

第5条 支援室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 支援室の専任教職員
- (3) なんでも相談室員
- (4) 学務部長
- (5) 学長が指名する者 若干人
- (6) 支援室長が指名する者 若干人

2 前項第5号及び第6号に定める構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

（室長）

第6条 支援室に室長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 室長は、支援室の業務を総括する。

3 室長に事故があるときは、室長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(運営委員会等)

第7条 支援室に、横浜国立大学学則(平成16年規則第201号)第12条第2項及び組織運営規則第12条第2項の規定に基づく教授会として、次に掲げる委員会を置く。

(1) 横浜国立大学障がい学生支援室運営委員会(以下「運営委員会」という。)

(2) 横浜国立大学障がい学生支援室教員選考委員会

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調整会議)

第8条 支援室に、障がい学生に関する合理的配慮案の検討及び障がい学生に関する連絡調整を行うため、障がい学生支援室調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

(調整会議の構成)

第9条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 室長

(2) 支援室の専任教職員

(3) なんでも相談室長

(4) 学務部長

(5) 学務部学生支援課長

(6) 学務部教育企画課長

(7) 事務局関係課長

(8) 関係部局の障がい学生相談担当教職員

2 調整会議の議長は、室長をもって充てる。

3 調整会議の議長は、調整会議を招集する。

(構成員以外の出席)

第10条 調整会議の議長は、必要事項について関係教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(障がい学生相談担当)

第11条 次に掲げる者は、障がい学生からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応するために、相談担当教員及び相談担当職員を各部局毎に配置する。

(1) 各学部長

(2) 教育学研究科長及び各学府長

(3) 国際戦略推進機構長

(事務)

第12条 支援室の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

【学生への周知】

図表3-(1)-ア-④のとおり、「障がい学生支援室」の「障がい学生支援室について」のページで、①障がい学生支援室の業務(上記「障がい学生支援室規則」第4条第1号～第7号に対応)、②大学の障がい学生支援体制(図を添付)、③「障がい学生の教育支援に関する基本方針」(平成28年3月22日学長裁定)、④障がい学生支援室の支援機器等一覧(拡大読書機器など24の機器について、製品名・機能等、数量、設置等場所、対象(障がい)を一覧表で整理)

また、「支援について(在学生)」のページで、①支援の対象となる学生等、②支援申請方法、③支援決定までの流れ(フローチャート)、④支援例、⑤平成30年度障がい学生支援室支援学生数、⑥在学生向け就職関係情報を掲載。

さらに、「申請書類」のページには、「障がい学生支援申請書」(①入学決定後(別紙3)、②オープンキャンパス(別紙1)、③入試説明会(別紙6))等の様式も掲載。

(検索手順:再掲) トップページ→「在学生の方」の「相談窓口」→「障がい学生支援室」→「障がいのある学生への支援体制について」→「障がい学生支援室」

(アドレス:再掲) <http://www.shougai-support.ynu.ac.jp/>

【支援担当部署②】

保健管理センター(主として発達障害、精神障害のある学生を対象としたカウンセリングを実施)

【配置人員】

<専任> 医師5人(教授、准教授各1人、精神科医3人(非常勤))

講師1人(臨床心理士)

看護師2人

カウンセラー2人(臨床心理士、非常勤)

<専任以外> 講師(障がい学生支援室と兼任)

【根拠規程】

「横浜国立大学保健管理センター規則」(平成16年規則第581号、最終改正:平成28年3月30日)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国立大学学則(以下「学則」という。)第14条の規定に基づき、横浜国立大学保健管理センター(以下「保健管理センター」という。)の組織及び運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 保健管理センターは、学生及び教職員の健康の保持、増進を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断を行うこと。
- (2) 健康相談及び救急処置に関すること。
- (3) 健康診断の事後措置等健康の保持増進について必要な指導を行うこと。
- (4) 精神衛生に関すること。
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防について指導援助すること。
- (6) 学内保健計画の立案について指導援助すること。
- (7) 保健管理の充実向上のため調査研究を行うこと。
- (8) その他健康の保持増進について必要な専門的業務を行うこと。

(教職員)

第3条 保健管理センターに、次の教職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授、准教授又は講師
- (3) 保健管理医
- (4) カウンセラー
- (5) 看護師
- (6) その他の教職員

2 前項の教職員のほか、保健管理センターに、非常勤の医師及び看護師等を置くことができる。

(所長)

第4条 所長は、本学の副学長、教授又は准教授をもって充てる。

2 所長は、保健管理センターに関する事項を掌理する。

3 削除

4 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 所長が辞職その他の理由によって欠けた場合における後任の所長の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日をもって満了するものとする。

(運営委員会等)

第5条 保健管理センターに、学則第12条第2項及び国立大学法人横浜国立大学組織運営規則第12条第2項の規定に基づく教授会として、次に掲げる委員会を置く。

(1) 国立大学法人横浜国立大学保健管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)

(2) 国立大学法人横浜国立大学保健管理センター教員選考委員会

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理医等)

第6条 保健管理医、カウンセラー及び非常勤の医師は、所長の命を受け、保健管理に関する専門的業務に従事する。

2 保健管理医、カウンセラー及び非常勤の医師は、所長の推薦により学長が任命する。

(分室)

第7条 保健管理センターに、必要に応じて分室を置くことができる。

(事務)

第8条 保健管理センターに関する事務は、学務部学生支援課で処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定める。

【学生への周知】

「保健管理センターのご案内」のページで、「大学のキャンパスでは原則として4年間（第二部では5年間）の学生生活を送ることになりますが、その教育が十分な成果をあげるためには、心身共に健康であることが条件になります。この健康の保持増進を図るために保健管理センターは設置されています」、「心身共に健康」であることは大切なことです。特に大学生時代は、色々なことを考え悩む時期であり、物事を感じやすい時期でもあります。しかし、悩みの解決ができないとき、保健管理センターを訪ねてください。保健管理センターでは、いつでも誰でも気軽に相談にのってあげられるようになっています。看護師さんでもよいでしょう。お医者さんでもよいでしょう。カウンセラーもいます。その悩みによって誰かが相談にのれます」と記載。

また、「様々な相談をしたい方へ」には、「大学時代は、自分の心理的な諸問題を解決する力を強化する場所でもあります。その多くは、自分の力に加え、友人や保護者、教職員などの協力によって解決していきます。もし、それができない時、不十分だと感じた時、さらによりよい解消の方法を得たい時には、心理専門家の支援が役立つことがあります。人との悩み、未来の悩み、目的を達成したい・・・、そのようなときに活用してください」と案内。

「保健管理センター専用ウェブサイト」には、トップページの最初に、「保健管理センター利用案内」があり、「本学の学生・教職員の心身の健康保持・増進を図るため、各種健康診断および事後措置、心身の健康相談、学内で発生したケガや急病に対する応急処置等を行っています。どうぞ、ご利用ください」として、開館時間、窓口利用時間、診療日、診療及びカウンセリング案内（リンク設定。i）内科・一般診療、ii）心療内科・精神科診療、iii）心理カウンセリングの別に、曜日ごと、時間帯ごとの担当表）、連絡先を明記。

また、サイドメニューには、①「スタッフ」（所長（医師）、准教授（医師）、講師（臨床心理士）、看護師2人、非常勤・精神科医師3人、非常勤・カウンセラー2人（臨床心理士。うち1人は、主に留学生からの相談を担当）、講師1人（臨床心理士、障がい学生支援室兼任）の氏名）、②「スタッフの一

言」(心理カウンセリングスタッフ4人(臨床心理士)、心療内科・精神科診療スタッフ3人(医師)、一般診療スタッフ2人(医師))も設定し、紹介。

(検索手順:再掲) トップページ→「教育・学生生活」→「健康管理」→「保健管理センターのご案内」→「保健管理センターのウェブサイト」

(アドレス:再掲) <https://www.hoken.ynu.ac.jp/index.html>

[新潟大学]

支援担当部署、配置人員、根拠規程、ホームページ等での周知状況

【支援担当部署】

障がい学生支援部門(特別修学サポートルーム)

【配置人員】

<専任>教員4人(常勤2人(障がい学生支援部門の特任教授及び特任助教)、非常勤2人:臨床心理士)、職員1人

<専任以外>兼任職員3人(常勤1人、非常勤2人)

障害者差別解消法の成立(平成25年6月)を踏まえ、26年度から特別支援学校での職務経験がある者を特任教授として採用するとともに、同年、学内に「障がい学生支援部門」を立ち上げ、「特別修学サポートルーム」として、障害学生(診断書のない学生を含む。)の支援等を行っている。

【根拠規程】

「新潟大学教育・学生支援機構学生支援センター規定」(平成22年3月31日規定第19号。最終改正平成29年3月31日)

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学教育・学生支援機構規則(平成22年規則第9号)第4条第1項の規定に基づき、新潟大学教育・学生支援機構学生支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、新潟大学(以下「本学」という。)の学生に対し、学部、研究科、保健管理・環境安全本部保健管理センター等と有機的に連携し、入学から卒業・修了まで一貫した日常かつ専門的な学生支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の生活支援の企画・立案に関すること。
- (2) ダブルホーム制の企画・実施、改善等に関すること。
- (3) 学生相談に関すること。
- (4) 障がいのある学生(本学への入学を希望する者を含む。)の修学支援等に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 学生支援部門
- (2) 学生相談部門
- (3) 障がい学生支援部門

- 2 学生支援部門は、前条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務を行う。
- 3 学生相談部門は、前条第3号及び第5号に掲げる業務を行う。
- 4 障がい学生支援部門は、前条第4号及び第5号に掲げる業務を行う。

(組織)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 学生支援センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 前条第1項に規定する部門の長(以下「部門長」という。)
- (3) 教育・学生支援機構専任教員のうちセンター担当を命ぜられた者
- (4) その他必要と認める職員

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 部門長は、センター長が指名し、部門の業務を掌理する。

4 部門には、副部門長を置くことができる。

(センター会議)

第6条 センターに、センターの業務に関する事項を協議するため、学生支援センター会議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議は、前条第1項に規定する者で組織する。

3 センター会議は、センター長が主宰する。

(部門会議)

第7条 各部門に、それぞれの業務について検討及び協議をするため、部門会議を置くことができる。

2 部門会議は、部門長が主宰する。

(専門委員会等)

第8条 センターに、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

【学生への周知】

「新潟大学教育・学生支援機構オリジナルサイト」からアクセスできる「特別修学サポートルーム」のページには、サイドメニューとして、①「特別修学サポートルーム」について、②「支援の概要」、③「利用案内」、④「五十嵐キャンパスユニバーサルデザインマップ」、⑤「旭町キャンパスユニバーサルデザインマップ」、⑥「障害学生支援に関する規程等」が設定。

「特別修学サポートルーム」のページには、「学生のみなさんのいろいろな悩みや困りごとについての相談に応じられるように、いくつかの相談窓口が設けられています。その中のひとつが「特別修学サポートルーム」です。障がいがあり、主に大学生活の中で様々な困難を抱えている学生のサポートをします」として、図表3-(1)-ア-①のとおり、発達障がいのある学生の特徴として、「友達との会話、友達づくり、先生との人間関係づくり等に困難さがある」など4点を例示し、「こういった困難さのある学生に対して(発達障がいの診断の有無にかかわらず)、共に考え、サポートしていきます。一人で悩まず、何でも相談に来てください。専門の相談員(「特別支援教育士スーパーバイザー」の資格を有する)も相談に応じます」と記載。

また、リーフレットも作成し、困りごとの例を記載し、特別修学サポートルームの所在・連絡先を案内している。

「支援の概要」のページには、「修学上の問題」として、「特別修学サポートルームで行っている障がい学生に対する支援の概要」を障害種別に具体的な支援内容を紹介（①自閉症スペクトラム障がい4事例、②ADHD不注意型3事例、③視覚障がい11事例、④聴覚障がい5事例、⑤肢体不自由3事例）。ADHD不注意型について、「レポート提出確認、教員へ締切延長依頼」「授業出席確認」「試験時間延長、別室受験」とされている。また、「対人関係の問題」、「メンタルヘルス」、「就労関係」（「卒業、修了、中退後の進路について」、「就労支援所紹介」、「就職活動への不安・適した仕事とは」、「キャリアセンター、ハローワークとの連携」）、「その他」（障害者手帳の取得方法等）も記載。

「利用案内」のページには、「担当者」として特任教授2人（うち1人は特別修学教育士スーパーバイザー）の氏名を明記、「Q&A」では「Q. どんな人が相談できるのですか」「A. 肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい・病弱・発達障がい等のある学生です。診断の有無は問いません」等も記載。

「障害学生支援に関する規程等」のページには、障害者差別解消の推進に関する規程、同留意事項のほか、「障がい学生等支援に関する基本方針」（平成28年4月障がい学生支援部門）を掲載。

同基本方針の前文で、「新潟大学では、この基本方針に基づき、心身の機能に障害がある学生等（身体障害、視覚障害、聴覚障害、病弱・虚弱、精神障害、発達障害、難病に起因する障害等がある学生等をいいます。以下「障がい学生等」といいます。）の修学支援等を行います。なお、この基本方針は、標準的な支援内容を記載したものであり、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生等と十分な協議を行い支援にあたります」（下線は当局）とし、12事項を列記している。

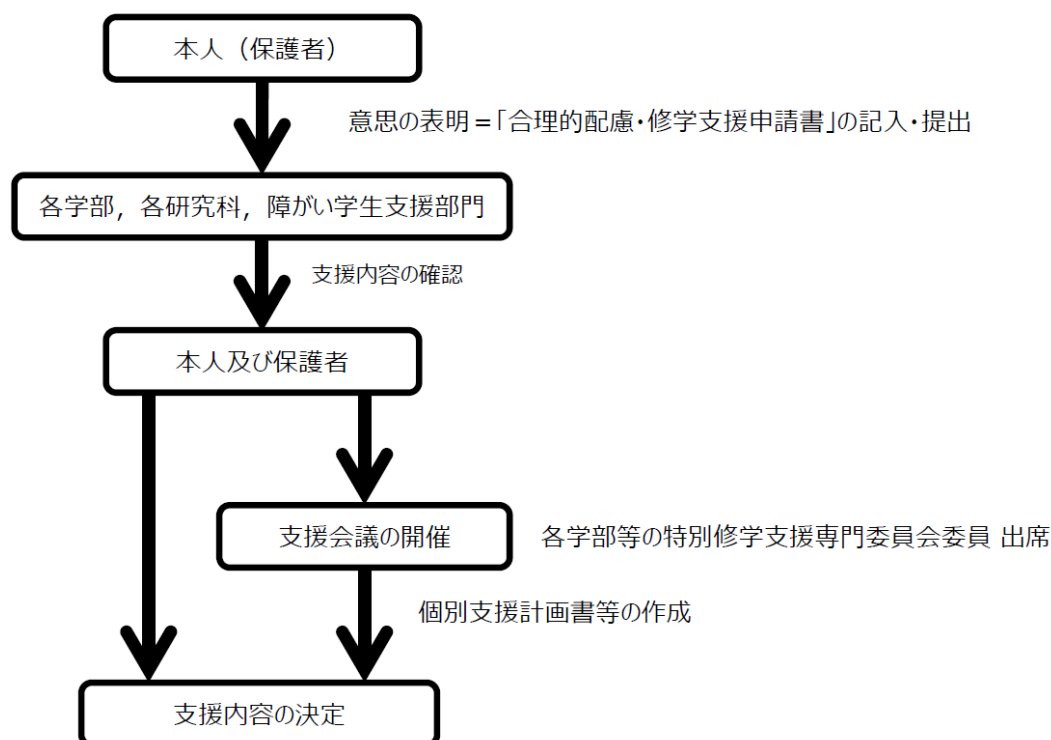
「障がい学生等の向学心を支えます」（1）、「医師の診断や障害者手帳の有無は問いません」（2）、「修学支援は、本人又は保護者（保証人を含みます。以下同じ。）からの意思の表明に基づき行います」（5）、「支援内容は、受験時、入学時、各学期開始時、学年変更時等に、各学部、各研究科、教育・学生支援機構学生支援センター障がい学生支援部門（以下「障がい学生支援部門」といいます。）、本人及び保護者が十分な合意形成及び共通理解を図った上で決定します」（6）、「修学支援に関する業務は、各学部、各研究科、関係事務部等が障がい学生支援部門と緊密に連携して、行います」（9）、「障がい学生支援部門は、本人、保護者、各学部、各研究科、関係事務部、外部機関等をコーディネートし、修学支援が円滑に進むよう調整するとともに、本人への継続的な相談業務を行います」（10）など、大学の基本的な考え方、取組姿勢等が明らかにされているほか、「支援内容の決定までの流れ」も図示されている。

（参考）新潟大学障がい学生等支援に関する基本方針

- 1 本学は、障がい学生等の向学心を支えます。
- 2 本学は、障がい及び社会的障壁により、障がい学生等が大学生活等の制限を受ける状態にある場合は、修学支援にあたります。この場合において、医師の診断や障害者手帳の有無は問いません。
- 3 修学支援は、本学における教育及び研究、その他の関連する活動全般が対象となります。ただし、障がい学生等の自主的な活動や日常生活上の支援については、対象外とします。
- 4 本学は、障がい学生等が健常な学生等と等しい条件のもとで、相互に人格と個性を尊重し合いながら大学生活等を送ることができるよう、合理的配慮を提供します。
- 5 修学支援は、本人又は保護者（保証人を含みます。以下同じ。）からの意思の表明に基づき行います。
- 6 支援内容は、受験時、入学時、各学期開始時、学年変更時等に、各学部、各研究科、教育・学生支援機構学生支援センター障がい学生支援部門（以下「障がい学生支援部門」といいます。）、本人及び保護者が十分な合意形成及び共通理解を図った上で決定します。また、必要に応じて本人、保護者、

学部又は研究科の教員及び障がい学生支援部門による支援会議を開催し、個別支援計画書等を作成します。

(支援内容の決定までの流れ)



- 7 成績評価に、「ダブル・スタンダード」は設けません。
- 8 支援内容の判断が困難な場合は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障がいのある学生の修学支援に関する検討報告（第一次まとめ）（平成24年12月21日文部科学省）を参考にします。
- 9 修学支援に関する業務は、各学部、各研究科、関係事務部等が障がい学生支援部門と緊密に連携して、行います。
- 10 障がい学生支援部門は、本人、保護者、各学部、各研究科、関係事務部、外部機関等をコーディネートし、修学支援が円滑に進むよう調整するとともに、本人への継続的な相談業務を行います。
- 11 第三者に本人の個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得ます。
- 12 学内の支援者間において、障がい学生等への修学支援を行うために本人の個人情報が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間で当該個人情報の共有を行うことができます。また、本人の同意を得た場合に限り、本人の特性と授業中における合理的配慮事項を授業担当者や周囲の学生に伝えることができます。

(検索手順：再掲) トップページ→「大学案内」→「附属施設」→「教育・学生支援機構」→「新潟大学教育・学生支援機構オリジナルサイト」→「機構内のセンター：学生支援センター」→「障がい学生支援部門 特別修学サポートルーム」

(アドレス：再掲) <http://www.iess.niigata-u.ac.jp/ssc/support.html>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-② 障害のある学生の支援内容を均一化するためバリアフリー推進室を設置した例（茨城大学）

障害のある学生の把握・支援について、当初、学部ごとに実施していた。障害者差別解消法の成立後（平成25年6月）、その把握や支援の内容の均一化等を図る観点から、28年、全学教育機構の下に、バリアフリー推進室を設置し（全学教育機構支援部門細則第12条第1項、図表3-(3)-ア-①）、29年以降、同室を中心に、障害のある学生を支援する体制を構築した。これにより、発達障害のある学生の把握数が増加している。

さらに、平成29年、同機構の下に「キャリアセンター」が設置されたことにより、障害のある学生に対する就職支援に当たり、バリアフリー推進室とキャリアセンターとの間で情報共有を円滑に行うことができることとなり、より迅速な意思決定も可能となっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-③ 精神科医との情報共有を円滑にするため、障害学生支援室を保健センターの下に移した例（一橋大学）

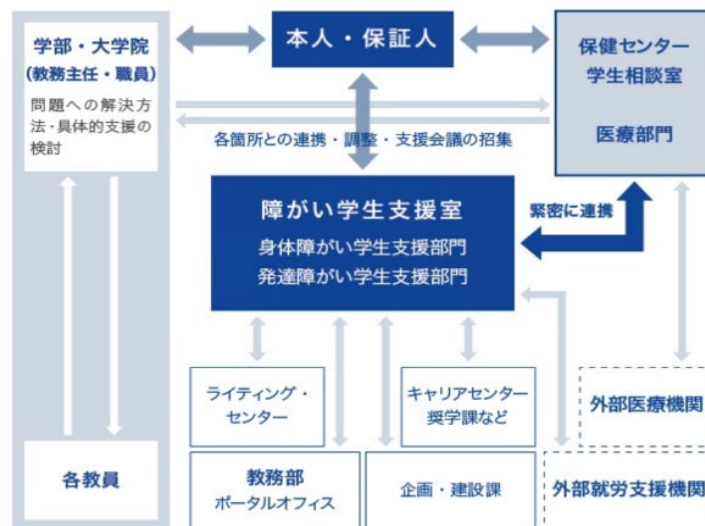
平成25年、「学生支援センター」の下に障害学生支援室を設置し、同室を中心に、障害のある学生の支援を実施してきたが、保健センターの精神科医とより連携がとれるよう、令和元年、「一橋大学保健センター規則」を改正して、同センターの下に障害学生支援室を置くこととした（第4条、図表3-(3)-ア-①）。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-④ 障がい学生支援室に「発達障がい部門」を設置している例（早稲田大学）

当初、「障がい学生支援室」として、主に身体障害のある学生の支援を行っていた。しかし、発達障害のある学生について、①次第に、多いことが明らかになってきたこと、②従来、学部それぞれ「手探り」で支援を行っていたことから、平成26年度、専門部署である「発達障がい部門」を設置している。

(図) 障がい学生支援室に「発達障がい学生支援部門」を設置



(注) 早稲田大学の資料から転載した。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-⑤ 発達障害のある学生も利用できる相談室の開設（8国立大学法人）

大学名	支援担当部署の相談室
茨城大学	<p>○複数の相談スペースを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー推進室面談室【個室】 ・なんでも相談室【個室】 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>・バリアフリー推進室【相談室】</p> 
宇都宮大学	<p>○学生相談室の相談スペースを活用【個室】</p> 
群馬大学	<p>○障害学生サポートルーム室内に相談用のオープンスペースを設置</p>  <p>○近接する障害学生支援室長の研究室を相談室として活用【個室】</p> 

○その他の相談室【個室】



埼玉大学

○なんでも相談室に相談スペースを設置【個室】



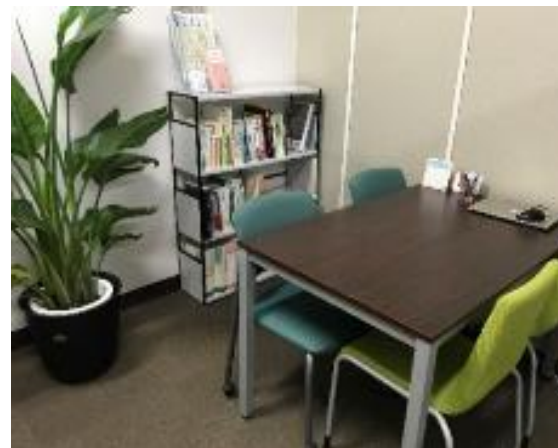
千葉大学

○学生相談室に相談スペースを設置【個室】



一橋大学

○障害学生支援室専用の相談スペースを設置【個室】



<p>横浜国立大学</p>	<p>○学生なんでも相談室兼障がい学生支援室に相談スペースを設置【個室】</p> 
<p>新潟大学</p>	<p>○特任教授の研究室を特別修学サポートルーム兼相談スペースとして活用【個室】</p> 

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-⑥ 発達障害等のある学生の症状に配慮した機器等も配備している例（一橋大学）

障害学生支援室に、専用の相談スペースを設置し、①面談中は原則、他の学生の入室を禁止、②感覚過敏がある学生に配慮して、防音、防臭設備を設置、③面談内容等を視覚化するため、ホワイトボード及びパソコンを配備等し、発達障害を含む障害のある学生が安心できる環境作りを行っている。

(写真) 障害の症状に配慮した機器等も配備



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-⑦ 発達障害のある学生が空き時間等を過ごす「居場所」を用意している例

[茨城大学]

なんでも相談室内に「休憩スペース」を確保し、以下の点に工夫している。

- 学生の特性に合わせて椅子を設置（例えば、座る際は膝を曲げる角度が90度になることにこだわりがある者を想定したものや、リラックスできるようソファを設置する等）
- グループアプローチ用スペースの設置
- 相談室の声が外に漏れないようにするための機器の設置



[一橋大学]

講義建物内に「休憩室」を整備し、以下の点に工夫している。

- 防音の完全個室
- リラックスできるようソファや折りたたみベッドを設置
- 感覚過敏がある学生に配慮し室内照明は明るすぎないものを設置



[新潟大学]

特別修学サポートルーム教員の研究室の前に、「フリースペース」を設置。週に一度、教員と障害のある学生による昼食会を行う場所として活用し、障害のある学生同士の交流の機会を設けている。



[参考：関連で調査した公立大学・私立大学の例]

[首都大学東京]

ダイバーシティ推進室（図書館に設置）内に、防音設備を施した部屋を設けており、別室で試験を受ける場合や休憩時に学生が利用可能としている。



[明星大学]

学内に誰でも利用可能なスチューデントサロンを設置している。（サロンには臨床心理士が常駐）



(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-⑧ 主治医、学外の支援機関との連携状況（8国立大学法人）

大学名	支援機関との連携内容
茨城大学	入学前や入学後において、必要に応じ、医療機関や学校医等と連携している。
宇都宮大学	入学前や入学後において、必要に応じ、保健管理センターの医師やカウンセラー、学生の出身高校と支援に係る情報共有を行うこととしている。
群馬大学	必要に応じ、学内の健康支援総合センターとの連携や、障害学生支援部署と精神科及び心療内科による三者が連携する体制を整えている。
埼玉大学	支援を受けていた学生に関する困り事（主として履修状況）について、本人の了解を得た上で、主治医から意見を聴取するなどして連携している。
千葉大学	必要に応じ、医療機関や学内の総合安全衛生管理機構医師と情報共有を行っている。
一橋大学	学生に了解を得たうえで、必要に応じて入学前の在籍校（高等教育機関等）や通院先の主治医と情報共有を実施している。また、東京大学 PHED をはじめとする他大学

	<p>障害学生支援関連機関・部署と、個人が特定できないよう十分配慮したうえで情報共有を実施している。</p> <p>(注)「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業」(Platform of Higher Education and Disability)。東京大学は、文部科学省から補助を受け、2017年(平成29年)から3年間のプログラムで取り組んでいる。</p>
横浜国立大学	<p>主に保健管理センターにおいて、医師の診断や助言、発達検査の結果をもとに、学習や学生生活の組み立て、就職準備に役立てている。具体的には、発達障害学生の二次障害への対応に関して、学生の主治医と書面による情報共有や就労移行支援事業所との情報交換などの連携を行っている。</p>
新潟大学	<p>ハローワーク・就労支援施設及び新潟市発達障がい支援センター(JOIN)と連携し、発達障害のある学生の就職支援を行っている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-⑨ 支援体制に関する大学の意見等

大学名	意見等の内容
茨城大学	<p>障害のある学生に対する支援体制については、取りまとめ課(「バリアフリー推進室」等)を設けた方が支援を行いやすいと考えられる。また、取りまとめ課設置後、学内における発達障害のある学生の把握数が増加していることから、学生としては取りまとめ課があった方が声を上げやすいのではないかと考えられる。</p> <p>他方、相談窓口については、学生の身近にあった方が学生にとって利用しやすいと考えられるため、各学部等複数箇所に設け、取りまとめ課と連携する体制の方がよいと考えられる。</p>
群馬大学	<p>発達障害のある学生の把握については、多様な窓口による相談体制と支援する実施する中核的な組織との連携体制を整備することが重要である。</p>
千葉大学	<p>支援体制としては障害のある学生の支援に特化した部署は設置しておらず、全学生を対象とした学生相談室や各学部の学務系の職員が受けた相談のうち、発達障害に関する専門的な知見が必要と思われるものについては、学生相談室のカウンセラーや総合安全衛生管理機構の医師と連携して対応しており、大学全体で支援を行っている。</p>
一橋大学	<p>今後、発達障害を含めた障害学生に対するよりきめ細やかな防災支援体制の構築が課題と考える。</p>
横浜国立大学	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制としては、障がい学生支援室のほか、保健管理センターを設置しており、修学上、合理的配慮を必要とする学生は支援室の担当となるが、発達障害の診断書を持っていても、保健管理センターで定期的なカウンセリングを受けている学生も一定数在籍している。 本学では、障がい学生支援室における合理的配慮の手続によらず、学生自身が障害の程度や希望する配慮事項について、担当教員と直接交渉を行うことで、配慮に繋げている場合もある。 発達障害のある学生にとっては、学内のどこかに自身の症状を理解している人がいること、何らかの症状が生じた時に落ち着ける場所、逃げられる場所が用意されていることが重要である。
新潟大学	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の成立を踏まえ、全学的に障害学生支援に取り組むため、平成

	<p>26年度に障がい学生支援部門（特別修学サポートルーム）を設置している。サポートルームでは、特別支援学校での勤務経験がある者を特任教授として採用し、当該教授を中心として、障害のある学生との日常的な面談や学内の教職員に対する合理的配慮に係る研修等を行っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別修学サポートルーム」という呼称は、必ずしも正式な診断がなくとも、相談には応じる趣旨を含んでおり、今後、“障がい”の文言の在り方を含めてパンフレットを作り直すことも検討している。また、発達障害等が疑われる学生に対して、授業担当教員が障がい学生支援部門での面談を促す際に、「障害」の文言があると、言いづらくなることも懸念されるため、現在の呼称を用いている。 ・ 学内には、サポートルーム以外にも、学生支援相談ルームや健康管理センターなど、複数の相談窓口があるものの、サポートルームに繋げるまでに別の窓口を介することで、面談ができなくなる（埋もれてしまう）学生も出てくるおそれがある。
--	---

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ア-⑩ 大学の支援に関する意識調査での意見（大学から受けた支援・配慮、相談窓口）

<p>【これまで、大学から受けた支援・配慮で助かった、ありがたかった、よかったと思う点があれば自由にご記入ください。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分では卒業に必要な条件など把握は難しかったので、一緒に確認をしてくれてありがたかった。また、先生へのメールの書き方など、基本的なことを考えてくださり、先生と面談できる機会も設けてくださったので、勉強の仕方等についてアドバイスをいただいた。他にも自分の特性を踏まえてどう勉強していくかスケジュールリングを手伝ってくださり、期日までに間に合わせる事ができた（自分の障害特性の理解が進み、それを踏まえてどう対処するかまで一緒に考えてくださった。）。困ったときに助けを求めていいこと、助けの求め方を教えてくださった。（国立大学、ASDの学生） ○ 前の大学で提供されていた支援が大幅に変わってしまうのではないかと心配していたが、問題はなかった。また、大学から受ける支援については役に立っていると感じている。（国立大学、SLD及びADHDの学生） ○ 相談に乗ってもらったこと。試験の延長、PCの使用をしたことが役に立った。テキストをもらえて助かった。（国立大学、ASDの学生） ○ 必修科目の登録と忘れ物の点（国立大学、ADHDの学生） ○ 資料を用意してもらったこと。先生たちに自分がADHDであることを認識してもらったこと。（国立大学、ADHDの学生） ○ パソコンの使い方等の支援があったのはよかった。（国立大学、ASDの学生） ○ 情報の視覚化、計算用紙の用意、わからないときに直接説明してもらえ、手順の明確化（実習等）、スライドの撮影など板書の簡素化（国立大学、重複の学生） ○ 自分の特徴を認め、自分が努力した時に大いにほめてもらった。そのような環境のもとで一生懸命学修することができた。（国立大学、ASDの学生） ○ 定期的に面談の機会を設けていただいた点と講義のレジュメを事前にわたしていただいた点（国立大学、ASDの学生） ○ レポート締切の延長など。（国立大学、ADHDの学生） ○ PC利用試験をさせてもらったこと、その後の支援についてもメールで素早く相談に応じてもらえ、支援の体制を作り上げてくださったことなどです。（公立大学、重複の学生）
--

- 相談によくのってもらえたこと（公立大学、重複の学生）
- ゼミの個別対応、テストの個別対応、授業など大学生活をすすめる上での相談にのってもらった。（公立大学、ASDの学生）
- 悩み事の相談、授業に関する相談がありがたかった。（公立大学、ASDの学生）
- 支援とは違うかもしれないが、大学の支援室が企画した「他の学生と交流できる会」のおかげで大学の知り合いが増えたことがありがたかった。（私立大学、ADHDの学生）
- 発表を免除してもらったことで授業に出られるようになった。（私立大学、ADHDの学生）
- 当事者同士の横のつながり（私立大学、ASDの学生）
- 支援室の存在に救われました（親との間に入ってくれたこと、サポート（社会的）を紹介してくれたこと、色々な人とつなげてくれたこと。）。人生が楽しいです。本当にありがとうございます。（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- 定期的なサポートを受けられたこと。特に、上京して一人暮らし、アルバイトなどが必要な状況下では、どうしても孤立しやすいため、精神的な助けになりました。親との関係も手助けしてもらったので、とても感謝している。（私立大学、ADHDの学生）
- 課題の内容や期限を直接教えてくださったのは嬉しい限りでした。（私立大学、ASDの学生）
- 履修登録の際、履修の組み方を相談したことで参考になった。（私立大学、ADHDの学生）
- 時間延長の相談にのっていただけただけの事はありがたかったです。（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- 困ったときに相談に足を運べる雰囲気と自習スペースの提供（私立大学、ADHDの学生）
- 何でも話を聞いてくれたことが何よりも嬉しかった。（私立大学の学生）
- 悩みを気兼ねなく話せる場所・相手を得られたこと。支援を受ける学生同士のコミュニティに加わることができ、交友関係が広がった。（私立大学、ASDの学生）
- 支援・配慮があることで安心感が生まれた。（私立大学、ASDの学生）

【（支援に関する相談窓口で）どのようなことを相談しましたか】

- 生活のリズムが整えられない。提出物の締切が守れない。授業のスピードに付いていけない。感覚過敏がある。進路についての悩み。（国立大学、ASDの学生）
- 試験時間の延長ができるか、邪魔のない環境で試験を受けられるか、試験中にノートパソコンを使用することができるか、講義のノートをもらうことができるか。（国立大学、SLD及びADHDの学生）
- 障害に対する配慮（国立大学、SLDの学生）
- 必修科目の登録のため。忘れ物の相談（国立大学、ADHDの学生）
- 耳からの情報を理解できないことがある。朝起きられない。（国立大学、ADHDの学生）
- 学校生活、人間関係など。（国立大学、ASDの学生）
- 授業での合理的配慮（情報の視覚化、計算用紙の用意、スライドの撮影）など。（国立大学、重複の学生）
- 教員間で自分の特徴に関する情報共有をお願いした。（国立大学、ASDの学生）
- 講義、サークル活動、大学生活、家での生活、近況報告（国立大学、ASDの学生）
- 学習意識の低下。テストやレポートが重なると優先順位がつけられない。進められない。（国立大学、ADHDの学生）
- 登校支援のための駐車スペースの貸し出し、教科書購入の支援、履修や学内システム利用に関する相談、個々の授業における感覚過敏等に起因する問題の相談などを行いました。（公立大学、重複

の学生)

- 字が上手くかけない (公立大学、重複の学生)
- 授業の内容により他人と関わる場面があること。人間関係のこと。(公立大学、ASDの学生)
- 自分の学校生活のストレスについて。不安なことや悩み事など (公立大学、ASDの学生)
- 学部への配慮の依頼。課題や生活などについての相談 (私立大学、ADHDの学生)
- 大学のゼミの課題について (私立大学、ADHDの学生)
- 授業、生活面、バイト等の仕事 (私立大学、ASDの学生)
- 授業の形式に適応するのが難しい (講義中に集中が幾度も途切れる。)(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- 生活や学業の改善。継続的な支援。特に授業に出席するために事前に担当講師と交渉する機会を得たかった。(私立大学、ADHDの学生)
- 課題提出期限のリマインド (私立大学、ASDの学生)
- 履修登録について (私立大学、ADHDの学生)
- 試験時間の調整及び課題提出期限の配慮の相談 (私立大学、ADHD及びASDの学生)
- 対人関係、勉強など (私立大学)
- 授業中、ペアワークで相手の学生とうまく話せなかった。教室に入るのに抵抗がある。(私立大学、ASDの学生)
- 学習上の相談等 (私立大学、ASDの学生)

(注) 当局の調査結果による。

イ 授業等における合理的配慮

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>障害のある学生に対する授業等における合理的配慮については、障害者差別解消法において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている（第7条第2項）。</p> <p>また、第一次まとめにおいて、①情報保障として、「大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行うことが重要である」、②コミュニケーション上の配慮として、「ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために必要なコミュニケーション上の配慮を行うことが重要である」、③教材の配慮として、「シラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるように配慮し、またその際の支援技術の活用についても配慮することが望まれる。あわせて、高等教育における学習においては、予習・復習・課題への対応等の自主学習が重要な役割を果たしていることに鑑み、自宅等での教材の利用が出来るよう促進することも望まれる」、「授業のために教員が使用する資料については、学生が受講する際、事前に一読したり、学生自身が読みやすい形式に変換するなどの作業が必要となる場合があることから、学生の障害の状態・特性等に応じ、事前に提供することが望まれる」とされている（5. (4)）。</p> <p>さらに、第3次障害者基本計画において、「大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する」とされている（Ⅲ3. (3)）。</p> <p>加えて、国立大学協会による「教職員対応要領（雛形）」において、合理的配慮の提供について、第7条に基本規定を設け、別紙留意事項の第2に、「物理的環境への配慮」、「意思疎通の配慮」及び「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」としてそれぞれ具体的に例示されている。</p> <p>また、第二次まとめにおいても、合理的配慮の内容の決定の手順について、「合理的配慮の内容を決定する際の主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。」（5. (3)）とされ、「① 障害のある学生からの申出」、「② 障害のある学生と大学等による建設的対話」、「③ 内容決定の際の留意事項」、「④ 決定された内容のモニタリング」などが定められている。また、授業等における合理的配慮について、a) 「授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取</p>	<p>図表1-ア-②(再掲)</p> <p>図表1-ア-③(再掲)</p> <p>図表1-ア-④(再掲)</p> <p>図表2-(1)-ア-②(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑤(再掲)</p>

りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行なう、コミュニケーション上の支援を行なうなどがあげられる」(6. (1)②)、b)「教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるように、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる」(6. (1)③)、c)「授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である」(6. (1)④) とされている。

合理的配慮について、2(1)アのとおり、国立大学協会から、「国等職員対応要領」雛形の作成について(送付)によりモデルが示されているほか、日本学生支援機構の「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」(平成30年3月)により、発達障害など障害の別に、「修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)」や「合理的配慮の例」なども具体的に示されている。

【調査結果】

発達障害を含む障害のある学生は、修学上の支援について、障害学生支援室など支援担当部署に相談し、申請書の提出など所定の手続を経て、個々の授業で具体的に合理的配慮を受けることとなるが、手続を行うに当たり、支援内容を検討する際に直接話を聞いてもらえるか、どのような手順でいつ決定されるのか、本当に希望どおりの授業等で対応をしてもらえるか、十分対応してもらえないなどの場合には相談にのってもらえるのかなど、様々な思いや不安もあるものとみられる。

今回、調査対象8国立大学法人について、授業等での合理的配慮の実施状況を調査した結果、次のような状況であった。

(ア) 合理的配慮の申請手続

合理的配慮の申請手続をみると、①各大学が定めている様式による「合理的配慮申請書」、「障害学生支援申請書」、「修学上の配慮申請書」等(以下これらを総称して「申請書等」という。)の他に、医師の診断書、障害者手帳等の写しを添付して提出することとしているもの6大学(茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学)、②申請書等のみを提出することとし、医師の診断書等の添付が不要のもの1大学(千葉大学)、③支援を希望する学生が口頭で申し出ることから手続を始めるとして、申請書はなく、医師の診断書等も不要であるもの1大学(群馬大学)となっている。

(申請書等)

様式を定めている7大学の申請書等については、記載内容や形式等はそれぞれ異なっている。特徴的なものは、次のとおりである。

図表2-(1)-ア-①(再掲)
図表3-(3)-イ-①

図表3-(3)-イ-②

図表3-(3)-イ-②(再掲)

- ① 申請書等の様式を定めているものの、大学のホームページには掲載しておらず、関係部署に出向いて入手し、所定の事項を記載する必要があるもの（茨城大学、埼玉大学、新潟大学）
- ② 「障害の種類」（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、その他の別）や「修学上希望する配慮」（「1. 物理的環境への配慮」、「2. 意思疎通の配慮」、「3. ルール・慣行の柔軟な変更」の別に、「教職員対応要領に関する規則における個別留意事項」の例示に対応）について、あらかじめ事項を列記し、それらから該当するものを選択させ、所定の事項にない場合、別途記載欄を設けているもの（埼玉大学）
- ③ 「希望する配慮内容」欄の「①情報伝達コミュニケーションに関する配慮」～「⑨その他の希望する配慮」9つそれぞれに☑欄を設けて選択させるとともに、対応する「詳細記入欄」にも自由記載させる形式としているもの（一橋大学）
- ④ 「障害学生支援申請書」に、学生本人及び保護者（それぞれ自署）の連名を求めているもの（宇都宮大学）
- ⑤ 「障害等にかかる支援・配慮申請書」の下段に、「同意書」の欄を設け、支援間での情報共有に同意する署名を求めているもの（千葉大学）

（医師の診断書以外の添付書類）

申請書等に添付させる書類としては、医師の診断書や障害者手帳（写し）が共通している。医師の診断書以外の添付書類について、特徴的な点は、次のとおりである。

- ① 添付書類を不要としているもの（群馬大学、千葉大学）。群馬大学は口頭での申し出、千葉大学は「障害等にかかる支援・配慮申請書」のみ提出
- ② 「学生証の写し」、「支援に関する情報共有確認書」（障害の状態等の情報共有に関する同意書）の添付を求めているもの（茨城大学）。ただし、「支援に関する情報共有確認書」については、「合理的配慮申請書」の「添付書類」欄には記載がなく、別途、提出を求めている。
- ③ 添付が必要な書類について、「障害学生特別措置申出書」の注意書きを丁寧に確認する必要があるもの（一橋大学）。例えば、i) 「障害者手帳」（注意書きで、「写し」を添付）、ii) 「診断書や心理検査結果」（同じく、「手帳をお持ちでない方は医師の診断書や意見書、心理検査結果書を添付」）、iii) 「心理検査結果書」について、大学所定の「診断書・意見書」の「心理検査や行動評価等」欄の「測定日」に、「測定日は原則1年以内もの」、「※検査結果報告書がございましたら別紙にて添付」とされている。
- ④ 「合理的配慮・修学支援申請書」の「添付書類」欄に掲載されている5種類について、「障害者手帳写し（取得済みの場合）」など、「写し」であることが明記されているもの。しかも、「取得済みの場合」などの要件も付記されている。（新潟大学）

図表3-(3)-イー
②（再掲）

<p>(添付を求める医師の診断書)</p> <p>前記3(2)ア(イ)のとおり、調査対象8国立大学法人は、受験上の配慮の事前相談において、医師の診断書の添付を求めるとともに、配慮申請書等に、入学後の「修学上の配慮」を希望する事項を記載する欄を設けている。これにより、事前相談の時点で、修学上の配慮が必要となる事実を知り得ている。</p> <p>そのような状況において、入学後にも、同様に、医師の診断書の提出を求められた場合、発達障害を含む障害のある学生にとって、負担になりかねない。</p> <p>このため、入学前と入学後で同一の添付書類を重複して提出することがないよう、受験上の配慮を受けて入学し、その後、修学上の配慮を申請する学生については、事前相談の際に提出した医師の診断書等の根拠資料の提出は不要である旨を明記するなどして、発達障害のある学生の負担軽減に配慮することが必要とみられる。</p> <p>医師の診断書の添付について、これまでに記載した内容も含めて、再整理すると、次のとおりである。</p> <p>① 修学上の支援の申請時には、医師の診断書の添付を求めているもの3大学（茨城大学、群馬大学、千葉大学）。なお、茨城大学は、「受験上等配慮申請書」の提出先を、入試課等でなく、バリアフリー推進室としている（群馬大学について、図表3-(3)-イ-⑤参照）。</p> <p>② 事前相談、修学上の支援申請とも、医師の診断書の添付を求めているもの4大学（宇都宮大学、埼玉大学、横浜国立大学、新潟大学）。これら4大学について、次のとおりである。</p> <p>i) 「診断書写し（診断が出ている場合）」として、要件も付記されており、分かりやすいもの（新潟大学）。診断を受けていない場合、添付は不要となる。</p> <p>ii) 「医師の診断書」の添付のみ求め、「発行後6ヶ月以内の原本（またはその写し）」として、具体的な有効期間を明記しているもの（埼玉大学）</p> <p>iii) 事前相談、修学上の支援申請とも、医師の診断書について、「原本」が必要なのか、「写し」でも可能なのか、明記されていないもの（横浜国立大学）</p> <p>iv) 医師の診断書を添付する場合、「原本」としているもの（宇都宮大学）。発達障害のある学生は、診断書の原本が必要となる。</p> <p>③ 発達障害のある学生の場合、「診断書」、「心理検査結果」が必要とみられるものの、両方「必須」なのか、また「診断書」は原本なのか、写しでも可能なのか、明確でないもの1大学（一橋大学）</p>	<p>図表 3-(2)-④ (再掲)</p> <p>図表3-(3)-イ-② (再掲)</p> <p>図表3-(3)-イ-③</p>
<p>(イ) 授業等の合理的配慮の決定等の手順</p> <p>調査対象8国立大学法人の授業等の合理的配慮の決定等の手順について、①「支援の流れ」、「障害学生への支援に関する規則」、フローチャート等を障害学生支援室等のページに掲載し、明確にしているもの6大学（茨城大学、宇都宮大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）、②手順が公表されておらず、障害学生支援担当部署等から説明されるもの2大学（群馬大学、埼玉大学。た</p>	<p>図表3-(3)-イ-④</p>

だし、群馬大学は、障害学生サポートルームの専用ページを更新中)。

また、修学支援の対象とする学生について、「医師の診断や障害手帳の有無は問わない」と明示しているもの(新潟大学)、修学上の配慮申請書や医師の診断書等の提出を求めず、「修学上の困り感」を基本としているもの(群馬大学)がある。これら大学は、医師の診断を受けていない、いわゆる「グレーゾーン」とされる学生も配慮の対象となる。

さらに、支援を申し出た学生本人の要望が反映されるよう、面談等について、①行うことを明確にしているもの5大学(茨城大学、群馬大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学)、②学生本人及び保護者との面談や合意形成を行うこととしているもの2大学(宇都宮大学、新潟大学)、③学生本人から説明を聴取するか、明確でないもの1大学(埼玉大学)となっている。

調査対象8国立大学法人のうち、群馬大学は、医師の診断書によらず、学生の「修学上の困り感」を基本として、本人を含む関係者で協議を進めながら、合理的配慮を検討しており、医師の診断を受けていない、いわゆる「グレーゾーン」とされる学生についても、配慮を可能としている。また、8国立大学法人のいずれも、合理的配慮が確実に行われているか、障害のある学生に確認(モニタリング)するとともに、配慮内容の変更・調整にも取り組むこととしている。

関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、障害者支援担当部署が一元的に対応し、学部間で配慮の内容に差が生じないよう取り組んでいる例(明星大学)もある。

(り) 授業等の合理的配慮の実績

上記の申請書内容の検討や学内の手順を経て決定された合理的配慮について、調査対象8国立大学法人の発達障害のある学生に対する合理的配慮の具体的な内容をみると、①「自閉スペクトラム症」の学生には、注意事項等の文書伝達、教室内座席配慮、講義に関する配慮(録音許可、板書撮影許可等)など、②「注意欠如多動症」の学生には、注意事項等の文書伝達、講義に関する配慮(録音許可、板書撮影許可等)、時間延長・別室受験、解答方法配慮など、③「限局性学習障害」の学生には、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、④「自閉スペクトラム症・注意欠如多動症」の学生には、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、教室内座席配慮、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、授業内容の代替・提出期限延長などが行われている。

また、関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、3年度(平成29年4月～令和元年7月)のいずれにおいても、発達障害のある学生に対する授業等の合理的配慮を行ったものが、5大学ある。合理的配慮の具体的な内容をみると、上記の国立大学法人と同様のものもみられ、①「自閉スペクトラム症」の学生には、教室内座席配慮、講義に関する配慮(録音許可、板書撮影許可等)、注意事項等の文書伝達など、②「注意欠如多動症」の学生には、注意事項等の文書伝達、講義に関

図表3-(3)-イ-⑤

図表3-(3)-イ-⑥

図表3-(3)-イ-⑦

図表3-(3)-イ-⑧

図表3-(3)-イ-⑧の参考

<p>する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、試験時間延長・別室受験、授業内容の代替・提出期限延長など、③「限局性学習障害」の学生には、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退席等）、授業内容の代替・提出期限延長など、④「重複」の学生には、授業内容の代替・提出期限延長、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、教材の拡大、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮などが行われている。</p> <p>なお、調査対象8国立大学法人の中には、支援の申出のあった障害のある学生の特性や希望を踏まえ、個別支援会議で検討し、履修登録の助言等を行っている例（一橋大学）がある。</p> <p>また、関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、シラバスの様式に「障害のある学生の対応」欄を設け、科目ごとに提供可能な合理的配慮が検討されている例（長野大学）もみられる。</p>	<p>図表3-(3)-イ-⑨</p> <p>図表3-(3)-イ-⑩</p>
<p>(エ) 発達障害のある学生の意見等</p> <p>大学の支援に関する意識調査では、「授業等を受ける際、大学から配慮をうけたことはありますか」との設問に対して、受けたことがあると回答した学生が21人いる。</p> <p>「どのような配慮を受けましたか」の設問について、「授業等を受ける際、大学から配慮を受けた」21人全員から回答があった。①「授業内容の撮影・録音。レポート課題を事前に公開してもらい。提出期限の延長。重要な情報をスライド等に明記してもらい。欠席時の資料の提供。進度を考えてもらい」（国立大学、ASDの学生）、②「コンピューターのノートテイキング、撮影の許可」（国立大学、ASDの学生）、③「発表の際の心の準備で先生に待っていただいた」（国立大学、ASDの学生）、④「レジュメ（パワーポイント等の）を書面でわたしていただいた」（国立大学、ASDの学生）、⑤「レポートの提出、締切期限の延長。レポートの書き方の指導。履修登録の相談」（国立大学、ADHDの学生）、⑥「iPadの使用許可、席の固定化、聴覚ストレス軽減のための授業中の途中退室許可、課題等のメール提出、黒板に回答を書く際の代筆など、その時々に必要な支援を話し合っていて決めています」（公立大学、重複の学生）、⑦「テストを個別に受ける。ゼミを個別にしてもらい」（公立大学、ASDの学生）、⑧「説明不足のところの質問対応」（私立大学、ASDの学生）、⑨「コミュニケーション（教授との）を必要とする授業で職員の方が仲介してくれた」（私立大学、ADHD及びASDの学生）、⑩「出席に関する配慮（生活リズムが安定しないなど）。聴覚処理に関する配慮（口頭での説明をとりこぼすことがある。）」（私立大学、ADHDの学生）、⑪「先生方への自身の特性の周知。ICレコーダーによる録音」（私立大学、ASDの学生）となっている。</p> <p>また、「授業等において大学の配慮を受けていない場合、その理由は何ですか」との設問について、「配慮を受けていない」5人のうち4人から回答があった。①「授業については問題がない」（国立大学、ADHDの学生）、②「特に問題なくやれており、友人がいる場合は相談しているから」（国立大学、ASDの学生）、</p>	<p>図表3-(3)-イ-⑪</p>

③「なんとかなっているから」(公立大学、重複の学生)、④「他の子と同じよう
に行動できるため必要ないと感じたから」(公立大学、ASDの学生)としてい
る。(3)ア、図表3-(3)-ア-⑩)。

「さらに必要だと思う配慮」について、6人から回答があり、①「教室の座席の
指定」(国立大学、ASDの学生)、②「試験時間の延長、試験かレポートか選択
できるようにしてほしい」(国立大学、ASDの学生)、③「レポート等の課題の
提出が間に合わないことが多々あるため、可能な限りでの期限延長」(私立大学、
ADHDの学生)、④「試験時間の延長、提出期限の延長」(私立大学、ASDの
学生)、⑤「音声の文字化や映像資料の字幕がデフォルトだと助かる」(私立大学、
ADHDの学生)、⑥「グループワークへの配慮」(私立大学、ASDの学生)と
されている。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、発達障害のある学生の修学上の配慮申請における
負担の軽減、手続の明確化等を推進する観点から、他の大学の取組や発達障害のあ
る学生の意見を参考に、次の措置を講じる必要がある。

- ① 授業等の合理的配慮の申請に必要な申請書等の様式について、学生の準備
等のため、支障のない限り、ホームページでの掲載を検討すること。
- ② 申請手続において、支障のない限り、学生側の負担軽減の配慮も検討すること。
この場合、合理的配慮の検討に必要な添付書類について、原本なのか、写しなの
か、提示したもの全て必要なのかなど、明確にすること。
- ③ 医師の診断書の添付について、事前相談に当たり、原本又は写しの提出を求め、
受験上の配慮申請書等に入学後の修学上の配慮の希望についても記載されてい
る状況を踏まえ、入学後の提出の必要性を検討すること。添付が必要な場合、「写
し」で対応できないか、併せて検討すること。「写し」で可能な場合、その旨、
修学上の配慮申請書等に、明記すること。
- ④ 授業等の合理的配慮の決定等の手順について、ホームページへの掲載など、明
確にするよう検討すること。

図表3-(3)-イ-① 「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」(2018年
(平成30年3月) 日本学生支援機構)(抜粋)

8 修学に当たって—主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法—

8-1 発達障害

【自閉スペクトラム症】(Autism Spectrum Disorder : ASD)

(2) 修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

- 教職員から言われたことを正確に理解できずに、指示どおりに行動できなかつたり、指示とは異なる行動をしてしまうことがあります。
- 会話の細部にこだわってしまい、本質から外れたやりとりをすることがあります。
- 良好な対人関係を構築できずに、同級生の集団から孤立してしまうことがあります。
- 休講や教室変更等予定外の出来事に対して、スムーズに行動を切り替えられないことがあります。
- 聴覚過敏により、周囲の学生の声や特定の機械音に対する苦痛を訴えて、通常の教室環境では受講できないことがあります。
- 他者の表情や感情等の読み取りが難しいために、場にそぐわない発言や周囲の人の気分を害する言動をしてしまうことがあります。
- 緊張や不安が高まった場合に、自分の感情をコントロールできずに、急に退室をしてしまうことがあります。

(3) 合理的配慮の例

(授業)

- 授業中の支援機器の使用を許可します(授業の録音、PC筆記、板書の写真撮影等)。
- 本人が受講しやすい座席を確保します。
- 途中入室・退出に関する明確なルールを決めるとともに、本人が途中入室・退出した場合は、その理由を確認します。
- グループディスカッションでは、挙手してから順番に発言するなどの基本的な(暗黙な)ルールを確認するとともに、必要に応じて発言内容を板書するなどの工夫を行ないます。
- 感覚過敏がある学生に、サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めます。
- 実験・実習授業において、本人と相談した上で、必要に応じて追加のマニュアル等を用意します。
- 学外実習授業等において、本人が事前に実習施設を見学する機会を設けます。

(その他)

- 会話において伝わりにくさを感じる場合、主語述語等を省略せずに、5W1Hを明確にした、より直接的な表現を使います。
- 口頭で伝わりにくい場合、文字や図を書いて説明します。
- 休講等予定が変更される場合に、本人が情報を確認しやすい手段をあらかじめ相談して決めます。
- 本人の希望に応じて、コミュニケーションスキルの支援を提供している学内の専門部署や学外の支援機関を紹介します。

【注意欠如多動症】(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : ADHD)

(2) 修学において起こりがちな困難さの例(制限・制約)

- レポートや試験における誤字脱字、計算間違い等のちょっとしたケアレスミスが他の学生よりも多いことがあります。メールについても宛先の間違いや添付ファイルの付け忘れ等が多く、本人も気を付けなければならないことは分かっていますが、注意を受けても、自分一人ではなかなか修正できないことが多く見られます。
- 学生証や提出すべき書類等、大事なものを頻繁に忘れてしまったり、紛失してしまったりすることがあります。
- 研究室の机の上やカバンの中等、整理整頓することや、きれいな状態を保つことが難しく、周囲からだらしない学生と誤解を受けることがあります。
- 時間の感覚を持ちづらく、見通しが甘くなりがちであったり、時間管理がうまくできなかつたりするため、授業に遅刻したり、約束の時間に間に合わないことがあります。特に慣れてきた頃に、それが頻繁に見られるようになります。
- やる気や集中力が続かない、あるいはすぐに飽きてしまい、根気よく続けることが難しいことがあります。特に興味の持てないものや、単調な繰り返し作業、長期間にわたって取り組む必要のあるものではそれが顕著に現れます。一方で、興味のあるものに対しては、過剰に集中し、やめられなくなってしまうこともあります（この状態を過集中と呼びます）。
- 取り組むべき課題等をつい先延ばしにしてしまい、締切りの前日等、ぎりぎりになってから取り組むために、締切りに間に合わないことや、不完全なまま提出してしまうことがあります。
- 複数の課題の管理が必要とされる場合に、どれも重要と考えてしまい、まだ重要なことが終わっていないのにもかかわらず、次のことを始めてしまうなど、重要度や進捗状況に合わせて優先順位を付けながら実行することが難しいことがあります。そのため、結果的に全ての作業が中途半端になってしまうことがあります。
- ディスカッションの時間等に、思わずしゃべりすぎてしまったり、人の話をさえぎってしまったり、言わなくてもよい余計な一言をうっかり言うてしまうことがあります。反対に、うまく説明しなければならない状況では、言いたいことや伝えたいことを整理して伝えることが難しいこともあります。
- どうすればよいかを十分に理解していても、自分の思ったとおりに行動することが難しく、同じ失敗を繰り返すため、注意されたり、叱責されたりする経験が多くなりがちで、自己効力感が低い学生が多く見られます。

上述の困りごとは、周囲からやる気がない、能力がないと誤解されてしまうことがあります。これは、いつも同じようにできないわけではなく、場合によってはうまくできることもあり、本当はできるのにわざとやらないのではないかと思われてしまうことがあるためです。このように、行動上のパフォーマンスにおけるムラ（例えば、レポートや試験の出来、1日の作業量、集中できる時間等が両極端な場合を指します）が大きいことは、本人が不全感を感じやすく、精神的な不安定さにつながりやすいため、特に周囲の理解が必要です。

(3) 合理的配慮の例

(授業)

- 注意集中が難しい場合の授業内容の保障として、授業の録音や板書の写真撮影のための支援機器（例えば、ICレコーダーやスマートペン、スマートフォンのカメラアプリ等）使用の許可が挙げられます。ただし、これらの支援機器は、本人のニーズに合っていれば使用される可能性が高い一方で、必ずしも全てのADHDのある学生に有効とは限りません

○レポート課題の内容や締切り等、重要なことや覚えていてもらいたいことは、配布資料など形に残るものの中にも記述しておくこと、本人が頭の中では忘れてしまっても、それを見ることで思い出すきっかけになることがあります。

○1日を通した集中講義等、長時間にわたって座って授業を聞く必要がある場合には、休憩をこまめにとる、あるいは、途中退席並びに途中参加しやすい環境を設定することで、授業に集中しやすくなる可能性があります。

○授業担当教員のオフィスアワーを活用するなどして、学生が授業中に曖昧になっている内容（授業の内容やテスト等の重要な情報）を質問したり、確認したりするための時間を提供することが望ましいでしょう。

(その他)

○授業の構成や資料の作成、事務連絡のための掲示版のレイアウト等において、ユニバーサルデザインに基づく対応を行なうことで、講義の中でADHDを含めた様々な特徴のある学生に対応することができる可能性があります。

○学外実習等で学外の担当者に配慮を求める必要がある場合には、本人の特性等に関する情報を誰にどの範囲まで伝えてもよいか、あらかじめ本人と相談しておくことが必要でしょう。

【限局性学習症】(Specific Learning Disorder : SLD)

(2) 修学において起こりがちな困難さの例 (制限・制約)

SLD 及び関連の障害は、大学等での学修全般に影響します。

○読むこと (読字・文章理解)

図1は、読み書きと学修の段階を表した模式図です。SLD では主に①と②の段階がうまくいかないため、学ぶことの本質である③以上の段階が成立しにくくなります。大学等では書籍や論文等、文字から情報を得る機会が多くありますし、評価の場面でも、試験では文字で書かれた問題文を読んで理解することが、学修成果を発揮する前提条件となっています。①や②がうまくいかないことを理由に学修が進みにくくなる状況、能力を評価してもらえない状況は避けなければなりません。

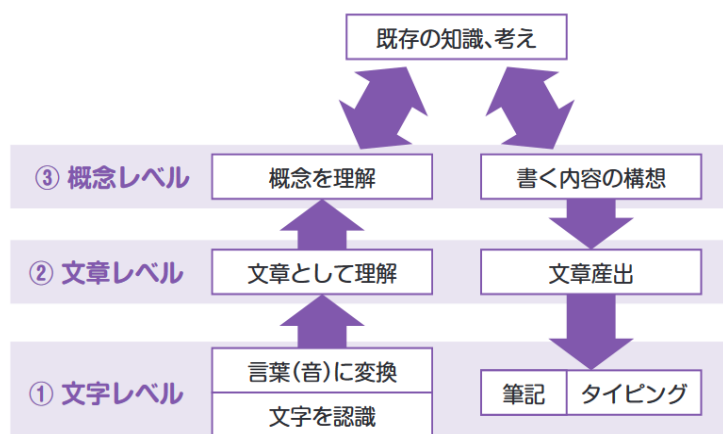


図1 読み書きと学修プロセス

○英語を読むこと

日本語を読むことに困難がなくても、英語で大きな困難が見られる場合もあり得ます。文字の表記システムの違いが、読み困難の現れ方にも影響するためです。大学等の専攻にもよりますが、

英語が教育の本質となっている専攻、専門領域の学修・研究を進めるためには英語論文や書籍を読むことが不可欠な専攻では、とりわけ制約が大きくなります。

○書くこと（書字・文章記述）

書くことには、手を動かして文字を書くという要素（図1の①の段階）と、文章を作成する（②）という要素があります。文字を書くことが不正確だったり、遅かったりすると、ノートを取ることが困難になりますし、文字をたくさん書かなければならない試験では、書くべき内容が分かっているにもかかわらず、時間が足りなくなるために正しく能力を評価してもらえなくなります。文章を作成することが困難な場合、十分な知識や良い考えを持っていても、それを他者に伝えることが難しくなります。大学等では、レポートや論文等、まとまった量の文章を作成する場面が多くあり、成績や単位認定に大きな影響が出ます。

○話すこと、聞くこと

近年、プレゼンテーションやディスカッションが重視されるアクティブラーニングの要素を含む授業が増えています。そのような授業では、話すこと、聞くことに困難があると授業への参加が難しくなります。また、講義の内容を理解することはもちろん、実習・実技では指示の理解が不十分で、やるべきことが正確にできなくなる場合もあります。

(3) 合理的配慮の例

（授業における合理的配慮）

○書籍の電子データ化

○授業資料の電子データ提供

○写真を撮って、文書を読み上げ可能な形式に変換するアプリの利用

読むことに困難がある場合、書籍、論文等の印刷物を音声化して、聞いて理解できるようにする必要があります。大学等で使用する教科書、参考図書は、新しいものであれば電子書籍、オーディオブックが利用できる可能性もあります。また、スタンドに設置されたスキャナーの下でページをめくっていくと、次々と電子ファイルに変換してくれるブックスキャナーもあります。支援部署で購入し、学生に使い方を指導し、自由に使えるようにしておくといよいでしょう。論文の場合、電子ファイルとしての入手が可能な状況なら、読み上げソフトが利用できます。教員が作成した授業資料なら、電子データを提供するといよいでしょう。

○録音許可（スマートペンの利用）

○板書の写真撮影

○講義資料の（事前）配付

書くことに困難がある場合、主に困るのはノートテイク（ノートの代筆）です。どのような配慮が効果的かは、授業の種類や、学生の書字に関する機能の状態を考慮する必要があります。例えば、「聞く」ことにも弱さがある場合、部分的に重要な点を聞き逃すということであれば、録音許可をすることで、聞き逃した点のみを確認できます。ICレコーダー等の録音機器でもよいのですが、録音機能のついたスマートペンなら、音声と手書きメモを同時に保存し、必要な部分を後から簡単に見つけることも可能です。

○授業の代替措置

海外では、学習障害がある場合に必修の外国語授業を関連の教養系科目で代替する配慮も見られます。機能障害の状況に加え、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシー、そしてそれぞれ

の授業の本質的な要求は何かを慎重に検討し、代替が妥当ということであれば、それも選択肢となります

図表3-(3)-イ-② 合理的配慮の申請手続等（8国立大学法人）

【茨城大学】

提出先、申請書様式、添付書類等

【提出先】

各学部の担任教員や研究室（ゼミ）の指導教員、各学部の相談窓口（学務係）、バリアフリー推進室に、「合理的配慮申請書」を提出

【申請書様式】

下記の様式（当局の調査で入手）

【添付書類】

学生証写し、障害者手帳写し（取得済みの場合のみ）、その他。別途、「支援に関する情報共有確認書」の提出が必要

（注）支援関係者間において、学生の障害の状態等について情報共有することについての同意書

平成 年 月 日	
合理的配慮申請書	
監督者 殿	
申請者 氏名：	
下記のとおり、合理的配慮を申請します。	
(フリガナ)	
支援対象者氏名	
学籍番号	
所属・学年	
住所	
電話番号/FAX	
緊急連絡先	
支援開始希望日 (変更希望日)	年 月 日 ~
支援が必要な理由と希望する支援の内容	<p>新規・変更（どちらかを○で囲んでください。） 支援が必要な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>希望する支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>（記入例：「専用駐車場の確保」、支援機器等貸与の場合は物品名）</p>
添付書類	<input type="checkbox"/> 学生証写し <input type="checkbox"/> 障害者手帳写し（取得済みの場合のみ） <input type="checkbox"/> その他（
連絡先 (茨城大学記入欄)	受付者所属氏名： 内線：
* 申込届は、支援のコーディネート目的に限り使用し、個人情報、正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。	

【宇都宮大学】

提出先、申請書様式、添付書類

【提出先】

障がい学生支援室に「宇都宮大学障害学生支援申請書」を提出。申請者は本人及び保護者の連名

【申請書様式】

下記の様式（ホームページに掲載、図表 3-（3）-ア-①参照）

【添付書類】

障害者手帳（写）、診断書（原本）、その他の参考資料（写）（該当するものに○印を付す）

宇都宮大学障害学生支援申請書

提出書類	障害者手帳(写)	診断書(原本)	その他参考資料(写)	○を付けてください。
ふりがな				
学生氏名				
学部・学科等				
学籍番号				
住所	〒			
電話(携帯)				
メールアドレス				
緊急連絡先	ふりがな	メールアドレス		
	保護者氏名	電話(携帯)		
障害の種別	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・発達障害・ その他()			
障害手帳の有無	有	無	障害の名称	種 級
支援を申請する理由及び希望する配慮・支援の内容	障害の内容(症状及び障害の状態等)			
	出身校等で提供されていた配慮・支援の内容			
	希望する配慮・支援の内容			

※本申請書により取得した個人情報は障害学生支援の目的に限り使用し、正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。

上記の理由により大学生活において配慮・支援を希望しますので、本人及び保護者連名で申請します。

申請日 令和 年 月 日

本人(自署) _____

保護者(自署) _____

【群馬大学】

申請方法、申請書様式、添付書類

【申請方法】

申請書様式の定めはなく、学生の口頭による申請。その後、障害学生支援室長が学生と面談（アセスメント）を行う。

【申請書様式】

なし（なお、図表3-(3)-イ-④参照）

【添付書類】

申請時は、特になし

（参考）

図表3-(1)-ア-①のとおり、「群馬大学障害学生サポートルーム」（専用ページ）について、「2019年3月28日」付けで、「リニューアルしました。随時、内容を更新していきます」とされたまま、「メニューバー」のそれぞれに対応するページには、具体的な内容が掲載されていない。

「障害学生サポートルームについて」のページには、「専任のスタッフを配置し、学生が所属する学部・研究科や、学内外の関係組織と連携をしながら、群馬大学のすべてのキャンパスに通う学生を対象にサポートを提供しています。また、障害のある学生への対応に関する教職員からの相談も受けています」とされているが、修学上の配慮の申請に関する具体的な手続等は、掲載されていない。

【埼玉大学】

提出先、申請書様式、添付書類

【提出先】

所属学部の学部係に、「修学上の配慮申請書（在学生用）」を提出

【申請書様式】

下記の様式（当局の調査結果。ただし、2ページ及び3ページは、「入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書」の3ページ及び4ページと同内容（3ページの添付書類が「医師の診断書」のみ）

【添付書類】

医師の診断書（障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの、発行後6ヶ月以内の原本またはその写し）

埼玉大学長 殿	令和 年 月 日	
申請者氏名(本人) _____	⑥	
修学上の配慮申請書(在学生用)		
下記のとおり、修学上の配慮を申請します。		
学籍番号		
ふりがな		
氏名		
連絡先	e-mail _____ 電話() _____	
在籍する 学部(研究科) ・学科・コース ・課程等		
区分	障 害 の 程 度	○をつける
視覚障害	点字による教育を受けている者	
	良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者	
	両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者	
	上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	
聴覚障害	右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが、60デシベル以上の者	
	上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	
肢体不自由	体幹の機能障害により座位を保つことが不可能、又は困難な者	
	両上肢の機能障害が著しい者	
	下肢の機能障害により歩行をすることが不可能、又は困難な者	
	上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	
病 弱	慢性的呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため特別な措置を必要とする者	
そ の 他	上記の区分以外の者で配慮を必要とする者	
症状及び障害の状態等を具体的に記入してください。		

区分	修学上希望する配慮	○をつける
1. 物理的環境への配慮	車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。	
	図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。	
	移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。	
	配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。	
	障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。	
	移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。	
	易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。	
	その他(具体的に記載してください)	
2. 意思疎通の配慮	授業や実習、研修、行事等の様々な機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。	
	ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。	
	シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。	
	聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。	
	授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。	
	事務手続の際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。	
	障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続や申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。	
	間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。	
	口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。	
	授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。	
	定期試験又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。	
その他(具体的に記載してください)		

3. ルール・慣行の柔軟な変更	定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
	成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
	外部の人々の立入りを禁止している施設等において、介助者等(盲導犬・聴導犬・介助犬等を含む)の立入りを認めること。
	大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
	移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入口に近い場所へ変更すること。
	教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
	教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
	外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
	障害のある学生等が参加している実践・実習等において、特別にティーチング・アシスタント等を配置すること。
	ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
	授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
	不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
	感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
	体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
	教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
	履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
	入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
	治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。	
視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続を認めること。	
その他(具体的に記載してください)	
4. その他	その他、学生生活上、気になる点がありましたら記入してください
添付書類	医師の診断書(障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの) 発行後6ヶ月以内の原本(またはその写し) 1部
備考	本学は、本申請書により入手した個人情報や、申請者への配慮を行うために必要な組織の間で共有させていただきますので、ご了承願います。なお、その他の目的には利用いたしません。

【千葉大学】

提出先、申請書様式、添付書類

【提出先】

学生相談室又は各学部・研究科等の学務係に、「障害等にかかる支援・配慮申請書」を提出

【申請書様式】

下記の様式（ホームページに掲載、図表 3-(3)-ア-①参照）

【添付書類】

なし

【取扱注意】

(おもて)

障害等にかかる支援・配慮申請書

申請日 年 月 日

長 殿

(所属学部・研究科等を記入)

下記のとおり、障害などの申し出をいたしますので、よろしくお願ひします。

ふりがな 氏名..... 性別 男・女..... 生年月日 年 月 日.....

学 部..... 学 科.....
研究科・学府..... 専攻..... 年 学生証番号.....
*新入生の方は受験番号を記入してください。

〒..... 連絡先..... 電話 (.....)

メール.....

緊急連絡先..... ふりがな 氏名..... 続柄(.....)..... 電話 (.....)

障害等の概要

【診断名】.....

【症状及び障害の状態に関して記入】.....

.....

.....

.....

.....

支援・配慮要望の有無(現時点であてはまる数字に○印をつけてください)

1. 障害等の申し出のみ(今後、学生生活を送る中で支援・配慮を希望する可能性あり)。
→1に○をつけた方は、今後、支援・配慮を希望する場合は改めて本申請書を提出していただきます。
2. 障害等の申し出と支援・配慮を希望
→2に○をつけた方は、うら面を記載してください。

【同意書】

私は障害等にかかる支援・配慮を受けるため、本申請書に記載した情報および、相談の過程で支援者が知り得た私に関わる情報について、必要に応じて情報の一部または全部を支援者間で共有することに同意します。

署名.....

原本は学部等にて保管。原本の写しを学生支援課学生相談室にて保管。

(うら)

障害等の支援・配慮の要望 *おもて面での支援・配慮要望の有無で2に○をつけた方のみ記載してください。
ご相談に際しての参考とさせていただきますので、記入できる範囲でお書きください。

・大学生活の中でどのようなことに困っていますか？また、どのような配慮や支援を必要としていますか？

・診断について、いつ頃・どちらの機関で診断を受けられましたか？

診断の時期

診断機関

・上記の診断について障害者手帳はお持ちですか？

持っている → 手帳の種類 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 その他
等級 級

持っていない → ・現時点では手帳を取得することを考えていない
・今後、手帳を取得することを検討中
・今後、手帳の取得が必要かどうか相談したい

・これまでに通われていた専門機関（医療機関や相談機関等）はありますか？

ある → 機関名 いつ頃？

ない

・現在、通われている専門機関（医療機関や相談機関等）はありますか？

ある → 機関名

ない

・現在、継続的に服薬しているお薬はありますか？

ある → 薬の種類

ない

・これまでにどのような配慮や支援を受けてこられましたか？

～学校場面で…～

～学校以外の場面で…～

・学内で利用された相談場所がある場合には○印をつけてください

学生相談室(西千葉) 松戸相談室 亥鼻相談室 総合安全衛生管理機構 就職支援課 その他()

2018.1

【一橋大学】

提出先、申請書様式、添付書類

【提出先】

障害学生支援室に「障害学生特別措置申出書」を提出

【申請書様式】

下記の様式（ホームページに掲載、図表 3-(3)-ア-①参照）

【添付書類】（下記の様式の「障害名」欄に、欄あり）

「障害者手帳、診断書、心理検査結果、その他（ ）」

（注）下記の様式の「障害名」欄に、「※」として、「「身体障害者手帳」の写しを添付してください。手帳をお持ちでない方は医師の診断書や意見書、心理検査結果書を添付してください」の記載。

また、大学所定の「診断書・意見書」の「心理検査や行動評価等」欄の「測定日」に「（測定日は原則1年以内のもの）をお願いいたします。」と、「※検査結果報告書がございましたら別紙にて添付いただきますようお願いいたします」と、それぞれ記載。

(1枚目)

支援が必要な年・学期	年 <input type="checkbox"/> 春夏 <input type="checkbox"/> 秋冬
申請日	年 月 日
氏名	

※申請日と氏名は自筆で記入してください。

障害学生支援委員会委員長 殿

障害学生特別措置申出書（新規・継続）

下記のとおり、一橋大学障害学生への支援に関する規則第3条第1項に基づく支援を申請いたします。

入学年度	年	学籍番号 (受験番号)	
所 属	<input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 研究科	年	指導教員又は クラス顧問
フリガナ			
氏 名			
連絡先	現住所: 〒 電話番号: Email:		
障害名	※「身体障害者手帳」の写しを添付してください。手帳をお持ちでない方は医師の診断書や意見書、心理検査結果書を添付してください。		
	【添付書類】 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 心理検査結果 <input type="checkbox"/> その他()		
具体的な症状 (医者の所見などあれば添付可)			
本学入学前に受けてきた支援内容			

(裏面もご記入ください)

一橋大学 障害学生支援室

(2枚目)

障害によって 困っていること・ 苦手なこと (別紙可)			
希望する 配慮内容 該当するものに ✓し、具体的に 記入してください	<input checked="" type="checkbox"/> 欄	内容	詳細記入欄
	<input type="checkbox"/>	①情報伝達・コミュニケーションに関する配慮 (例)手話通訳、要約筆記、文書伝達等	
	<input type="checkbox"/>	②教材に関する配慮 (例)拡大・電子データ化・点訳・字幕等	
	<input type="checkbox"/>	③移動・施設利用・設備利用に関する配慮 (例)駐車場の確保、休憩場所の確保、移動方法に関する支援等	
	<input type="checkbox"/>	④感覚過敏・アレルギー・体調に関する配慮 (例)座席指定、教室の配慮、講義時の薬の服用等	
	<input type="checkbox"/>	⑤講義時に関する配慮 (例)欠席時の資料配布等、講義の録音等	
	<input type="checkbox"/>	⑥定期試験・課題提出に関する配慮 (例)試験時間延長、別室受験、パソコンでの解答、課題期限の延長等	
	<input type="checkbox"/>	⑦福祉用具・支援機器利用に関する配慮 (例)専用機器の利用許可等	
	<input type="checkbox"/>	⑧制度に関する配慮 (例)性別や氏名の取り扱い等	
	<input type="checkbox"/>	⑨その他の希望する配慮	

<大学使用欄>

障害学生支援室	障害学生支援委員会	個別支援会議

一橋大学 障害学生支援室



一橋大学

【診断書・意見書】

※大学入試センター試験申請様式に準ずる

フリガナ		生年月日	年 月 日(歳)
氏名			
住所	〒	電話番号	

診断名	主診断名	※医学的診断基準(ICD-10またはDSM-5)に基づいた診断名もしくは状態像
	合併診断名	
症状経過 および 現在の状態	※上記障害診断の診断基準などにのみたしているのかを含め、初診日、症状経過、現在の状態についてのご記入をお願いします。	
心理検査や 行動評価等	<p>【検査】</p> <p>【測定日】 年 月 (測定日は原則1年以内のものでお願いいたします)</p> <p>※検査結果報告書がございましたら別紙にて添付いただけますようお願いいたします。</p>	
治療経過	※病名や症状の経過、治療内容(処方等)についてのご記入をお願いします。	

(オモテ面)



一橋大学

【 診 断 書 ・ 意 見 書 】

※大学入試センター試験申請様式に準ずる

※主診断、合併診断の障害・疾病の症状に関する事柄をご記入ください。また、留意点やアドバイスについて、主診断・合併診断の障害・疾病に直接関係しない内容についてはその旨明記してくださいようお願いいたします。

生活・修学上
の留意点
アドバイス

医療機関名

記入日

年

月

日

主治医名

印

(ウラ面)

【横浜国立大学】

提出先、申請書様式、添付書類

【提出先】

障がい学生支援室専任教員と面談の上、「障がい学生支援申請書」を提出

【申請書様式】

下記の様式（ホームページに掲載、図表 3-（3）-ア-①参照）

【添付書類】

診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料

別紙 3（入学決定後）

障がい学生支援申請書

令和 年 月 日

横浜国立大学長 殿

学 籍 番 号
ふ り が な
氏 年 月 日
生 住 所 〒

電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス
所 属 学 部 ・ 大 学 院
学 科 ・ コ ー ス ・ 専 攻
名

下記のとおり、修学等の支援について申請します。
記

1. 障がいの種類・程度
2. 修学等に際しての配慮を希望する事項（具体的に）
3. その他

※①支援希望については、案件により時間を要する場合やご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

②個人情報の取り扱いについて

本申請書に記載されている個人情報及び今後知りえた個人情報について、ご希望の配慮を検討等する際に本学関係者へ情報を提供することがありますので、ご了承願います。

※添付書類 診断書または障害者手帳（写）、その他参考資料

【新潟大学】

申請方法、申請書様式、添付書類

【申請方法】

特別修学サポートルームの特任教授と面談の上、「合理的配慮・修学支援申請書」を提出

【申請書様式】

下記の様式（当局の調査で入手）

【添付書類】（下記の様式の「添付書類」欄に、欄あり）

診断書写し（診断が出ている場合）、障害者手帳写し（取得済みの場合）、心理検査（知能検査等）の結果写し（実施した場合）、高等学校等で受けていた合理的配慮・修学支援の記録・個別の教育支援計画等、その他。「写し」と明記、「診断が出ている場合」など要件が明示。

令和 年 月 日	
新潟大学 「合理的配慮・修学支援申請書」	
新潟大学	
_____ 長 様 (所属学部・研究科等を記入)	
下記のとおり、合理的配慮・修学支援を申請しますので、よろしくお願ひします。	
(フリガナ) 学生氏名	
所属・学年	
在籍番号	
住所	
携帯電話番号	
大学メールアドレス	
緊急連絡先	(フリガナ) 氏 名 (本人との関係:) 電話番号
障がい等の概要	【 診断名 】 【 障がい及び病状の状態や、困難さの様子 】
希望する合理的配慮や修学支援 (具体的に記入のこと)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 診断書写し(診断が出ている場合) <input type="checkbox"/> 障害者手帳写し(取得済みの場合) <input type="checkbox"/> 心理検査(知能検査等)結果写し(実施した場合) <input type="checkbox"/> 高等学校等で受けていた合理的配慮・修学支援の記録・個別の教育支援計画等 <input type="checkbox"/> その他()

* 申請書は、合理的配慮・修学支援の目的に限り使用し、個人情報、正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。
ただし、必要に応じて情報の一部または全部を支援者間で共有する場合があります。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-③ 医師の診断書の添付

大学名	受験上の配慮の事前相談の申請時の添付	修学上の支援申請時の添付
茨城大学	<p>・「医師の診断書」（※診断書が発行されない場合はその旨を申出て下さい。）</p> <p>・大学入試センター試験の「受験上の配慮事項決定通知書」の写し</p> <p>期限：令和元年12月26日（木）まで</p> <p>提出先：バリアフリー推進室 （受験上等配慮申請書に「7. 修学上で希望する配慮内容及び理由」欄あり）</p>	<p><u>添付不要</u></p> <p>（「学生証写し」、「障害者手帳写し（取得済みの場合のみ）」、「その他」の区分）</p>
宇都宮大学	<p>医師の診断書を添えて</p> <p>（大学入試センター試験の「受験上の配慮決定通知書」がある場合は、写しを提出）</p> <p>期限：令和元年1月8日（木）まで</p> <p>提出先：入試課 （事前相談申請書（様式任意）に「⑤修学上特別の措置を希望する事項」あり）</p>	<p>診断書（原本）</p> <p>提出先：障がい学生支援室</p>
群馬大学	<p>（入学試験受験相談書の脚注）</p> <p>医師の診断書（写し可）及び大学入試センター試験受験の際の「受験上の配慮事項審査結果通知書」の写しを添付</p> <p>期限：2019年11月8日（金）。なるべく早い時期に相談</p> <p>提出先：学務部学生受入課 （入学試験受験相談書に「入学後に修学上又は通学上で希望する措置事項がある場合は記入してください」の欄あり）</p>	<p>口頭での申出で可（<u>申請書等不要</u>）</p>
埼玉大学	<p>医師の診断書（障がいの程度及び必要とする具体的措置を記載したもの）</p> <p>発行後6ヶ月以内の原本又はその写し1部（当該年度の大学入試センター試験において受験上の配慮の申請した者で、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しを提出してもかまいません）</p> <p>・大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」の写し</p> <p>期限：令和元年12月24日（火）</p> <p>提出先：学務部入試課 （入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書に「入学後に、修学上希望する配慮」欄あり）</p>	<p>医師の診断書（障害の程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの、発行後6ヶ月以内の原本またはその写し）</p> <p>提出先：所属学部の学部係</p>
千葉大学	<p>医師の診断書（障害の程度及び必要とする具体的措置を記載したもの）</p> <p>大学入試センター試験において受験上の配慮の申請をしていて、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに</p>	<p><u>添付不要</u>（添付書類なし）</p>

	<p>提出した医師の診断書の写しを提出してもかまいません。</p> <p>・大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」の写し</p> <p>期限：令和2年1月10日（金）（必着）</p> <p>提出先：学務部入試課 （身体等に障害のある入学志願者の事前相談申請書に「入学後に希望する配慮事項等（あれば具体的に記入してください）」欄あり）</p>	
一橋大学	<p>①医師の診断書</p> <p>②大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書（写）（大学入試センターに申請し通知書が手元にある場合）</p> <p>③身体障害者手帳（写）</p> <p>④その他相談する際に必要と考えられる参考資料</p> <p>期限：できるだけ早い時期（2019年12月6日（金）まで）</p> <p>提出先：入試課 （「入学試験に係る事前相談について」に「10 入学後配慮を希望する事項」欄あり）</p>	<p>「診断書・意見書」（所定様式）</p> <p>（「身体障害者手帳」の写しを添付してください。手帳をお持ちでない方は医師の診断書や意見書、心理検査結果書を添付してください）</p> <p>提出先：障害学生支援室</p>
横浜国立大学	<p>診断書（大学入試センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書・身体障害者手帳（写し））、その他参考資料</p> <p>期限：出願前まで</p> <p>提出先：学務部入試課 （「事前相談申請書様式例」に「4. 修学上配慮を希望する事項・内容」欄あり）</p>	<p>診断書（または障害者手帳（写））、その他参考資料</p> <p>提出先：障がい学生支援室 （なんでも相談室が相談を受付）</p>
新潟大学	<p>医師の診断書等必要書類</p> <p>期限：令和2年1月20日（月）まで</p> <p>提出先：学務部入試課 （「障がいを有する入学志願者の受験等希望する配慮の申請書」に、5「(2) 大学入学後、修学などに際して希望する配慮」欄あり）</p>	<p>診断書写し（診断が出ている場合）</p> <p>障害者手帳写し（取得済みの場合）</p> <p>心理検査（知能検査等）の結果写し（実施した場合）</p> <p>高等学校等で受けていた合理的配慮・修学支援の記録・個別の教育支援計画等</p> <p>その他</p> <p>提出先：特別修学サポートルーム</p>

（注）図表3-（2）-③、3-（2）-④、3-（3）-イ-②に基づき、再整理した。

図表3-(3)-イ-④ 授業等の合理的配慮の決定等の手順 (8国立大学法人)

大 学 名	具 体 的 な 手 順
茨 城 大 学	<p>「バリアフリー推進室」のページに、「障害等のある学生への支援の流れ」を記載（図表3-(3)-ア-①）。</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）> 「合理的配慮申請書」に、学生証写し、障害者手帳写し（取得済みの場合のみ）、支援に関する情報共有確認書及びその他の参考資料を添付して、各学部の担任教員、研究室（ゼミ）の指導教員、各学部の相談窓口（学務係）、バリアフリー推進室のいずれかに提出、受付。ただし、「支援に関する情報共有確認書」について、「合理的配慮申請書」の「添付書類」欄に記載されていない。</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話>、<合理的配慮の内容決定> 合理的配慮の申出内容に応じて、①申出を受けた教職員においてその場で合理的配慮内容を決定・実施する場合、②学部内で対応内容を協議し、合理的配慮を決定する。これらの場合、合理的配慮を提供した後、「合理的配慮提供報告書」を学生支援課に提出 （注）学生支援課：バリアフリー推進室等が属する全学教育機構学生支援部門の庶務を担当</p> <p>また、学部内で対応内容を協議した結果、対応が難しいと判断された場合は、バリアフリー推進室やバリアフリー推進会議内の合理的配慮検討ワーキンググループにおいて対応内容を検討</p> <p><決定した内容のモニタリング> 支援開始後は、学期ごとに必要に応じて関係者で面談を行い、支援状況の確認や支援の再調整を行う（「障害等のある学生への支援の流れ」5. 支援開始。図表3-(3)-ア-①参照）。</p>
宇 都 宮 大 学	<p>「障害のある学生の支援体制」のページに、「宇都宮大学障害学生支援の流れ」（以下この欄において「流れ」という。）へのリンクを設定（図表3-(3)-ア-①）。</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）> 障害者手帳（写）、診断書（写）及びその他の参考資料を添えて、「宇都宮大学障害学生支援申請書」を障がい学生支援室に提出、受付（「流れ」1）。なお、申請書は、学生本人と保護者それぞれ「自署」（図表3-(3)-ア-②）</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話> 指導教員（担任）、保健管理センター教員、障がい学生支援室は、申請内容に基づき、本人及び保護者から障害の内容（症状及び障害の状態等）、出身校等で提供された配慮・支援の内容及び希望する配慮・支援の内容等を聴取するための面談を実施（「流れ」2）</p>

	<p><合理的配慮の内容決定></p> <p>障がい学生支援室は、申請書等及び面談の内容に基づき支援内容について協議を行い、合理的配慮を決定（「流れ」3）。</p> <p>障がい学生支援室は、決定した合理的配慮に基づき、本人了解の下、所属する学部の長、指導教員（担任）及び各授業担当教員に対し、合理的配慮の協力を依頼（「流れ」4）</p> <p><決定した内容のモニタリング></p> <p>障がい学生支援室は、合理的配慮の実施後2週間を目途に支援が実施されているか本人に確認（「流れ」5）。</p> <p>学期（前期・後期）初めに、本人と障がい学生支援室で当該学期の支援内容について相談し、本人から新たな要望があった場合は、再度同支援室において協議（「流れ」6。図表3-(3)-イ-⑤参照）</p> <p>（参考）宇都宮大学障害学生支援の流れ（再掲）</p> <p>本学において、障害のある学生から修学等に必要な合理的配慮やサポートの申し出があったときは、以下の手順で対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請 大学生活において配慮・支援を必要とする場合、<u>障害者手帳（写）・診断書（原本）・その他参考資料（写）</u>を添えて宇都宮大学障害学生支援申請書を障がい学生支援室に提出する。 2 面談 指導教員（担任）・保健管理センター教員・障がい学生支援室は、申請書に基づき、<u>本人及び保護者から</u>障害の内容（症状及び障害の状態等）・出身校等で提供されていた配慮・支援の内容及び希望する配慮・支援の内容等を聴取するため面談を行う。 3 協議及び決定 <u>障がい学生支援室は、申請書等及び面談の内容に基づき支援内容について協議を行い、合理的配慮を決定する。</u> 4 依頼 障がい学生支援室は、決定した合理的配慮に基づき、<u>本人了承の下、所属する学部の長、指導教員（担任）及び各授業担当教員へ合理的配慮の協力依頼</u>を行う。 5 確認 障がい学生支援室は、<u>合理的配慮の実施後2週間を目途に適切に支援が実施されているか本人に確認する。</u> 6 相談 <u>学期（前期・後期）初めに、本人と障がい学生支援室で当該学期の支援内容について相談し、本人から新たな支援の要望があった場合は、再度同支援室において協議を行う。</u>
群馬大学	<p>「群馬大学障害学生サポートルーム」の専用ページについて、平成31年3月にリニューアルしたため、一部のメニューを除き、更新中であり、具体的な内容が掲載されていない（図表3-(1)-ア①、3-(3)-ア-①）。</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）></p> <p>学生から、「口頭」による申出（配慮申請書や医師の診断書等も不要）</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話></p> <p>学生と授業担当教員が互いに意見を出し合い（建設的対話）、障害学生支援室（障害学生サポートルーム）が調整し、配慮してほしい事項、配慮すべき内容の決定</p>

	<p><合理的配慮の内容決定></p> <p>教員への「配慮願い」については、授業開始時からのスムーズな支援開始と、建設的対話に基づく配慮内容の決定を両立させるため、授業開始時点で配布する「暫定版」と、学生・授業担当者間の調整を踏まえて授業開始後に作成する「確定版」の2段階方式を採用</p> <p><決定した内容のモニタリング></p> <p>半期授業終了後、実施状況をモニタリングし、必要に応じて配慮内容を見直す（図表3－(3)－イ－⑤参照）。</p>
埼玉大学	<p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）></p> <p>「修学上の配慮申請書」を所属学部の学部係に提出、受付</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話></p> <p>「国立大学埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則」（平成28年規則第62号）及び同規則第9条第2項の規程に基づく「国立大学埼玉大学における障害を理由とする差別に関する相談窓口に関する要項」（平成28年3月17日制定、図表3－(3)－ア－①）の規定により、所属学部等の監督責任者（上記規則第5条及び別表。学部長など部局長）が、対応を検討</p> <p><合理的配慮の内容決定></p> <p>総括監督責任者（教学・学生担当理事、上記規則第4条第2号）が、必要に応じて、学部関係者に意見聴取し、合理的配慮を決定</p> <p>教育企画課が配慮決定通知書を作成し、所属学部へ通知。所属学部長から授業担当教員へ配慮依頼を通知</p> <p><決定した内容のモニタリング></p> <p>半期ごとに学生と面談を行い、配慮内容の変更・調整を実施する。</p>
千葉大学	<p>「障害学生支援についてのご案内」のページに、「サポートの流れ」を記載（図表3－(3)－ア－①）。また、同ページには、関連資料として、修学支援を希望する場合の手順を記載したリーフレット「学生の方へのご案内」も掲載。</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）、障害のある学生と大学等による建設的対話></p> <p>「障害等にかかる支援・配慮申請書」を、学生相談室又は各学部の学務係に提出。同申請書を基に、学生相談室のカウンセラー、学務係の職員及び申請者本人が協議して、配慮内容の案を作成</p> <p><合理的配慮の内容決定></p> <p>申請者が所属する学部の担当部局で決裁し、部局長名で、授業担当職員に配慮依頼文書を送付</p>

	<p><決定した内容のモニタリング></p> <p>定期的に面談を行い、配慮について実施されているか確認をしている。</p>
一橋大学	<p>「障害学生支援室」のページに、「支援に関する規則」として、「一橋大学障害学生への支援に関する規則」（平成17年規則第66号、最終改正：令和元年5月8日。以下この欄において「支援規則」という。）へのリンクを設定。また、同ページには、「支援の流れについて」（以下この欄において「支援の流れについて」という。）へのリンクも設定（図表3-（3）-ア-①）</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）></p> <p>支援を希望する学生や支援について話を聞きたい学生は、障害学生支援室に面談の申込み（「支援の流れについて」の「初めての場合」の「1. 相談の申込み」）。同室のコーディネーターが面談し、受けられる支援、支援の流れ、手続等について説明（同「2. 事前の相談」）。</p> <p>支援を希望する場合、障害者手帳または所定の診断書を添付の上、「障害学生特別措置申出書」を障害学生支援室に提出（障害学生支援委員会委員長あて。支援規則第3条第1項）（支援の流れについて「3. 支援申請」）。</p> <p>（注）支援規則第2条において、「この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう」とされている。</p> <p>支援の対象となる障害学生は、①障害者手帳を有する者又は②それに準ずる障害あることを示す診断書を有する者が要件の一つとされる。「<u>障害者手帳を保有しておらず、診断書のない者</u>」は、支援の対象とならない。</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話></p> <p>同申出書の受理後、障害の程度や状態、困りごと、過去に受けていた支援、希望する支援内容についての聞き取り（2回程度の「聞き取り面談」）。</p> <p>希望する支援内容が固まったら、「障害学生特別措置要望書（授業関係）」（ワード文書）に、履修希望科目（支援を受けながら受講する科目）、希望する支援内容を記入し、障害学生支援室に提出（支援の流れについて「4. 初回面談」）。</p> <p>（注）定期試験時に特別措置を希望する場合、「定期試験における特別申請書」（エクセルシート）に必要事項を入力し、担当科目教員に署名してもらい、試験日の3週間前までに、学生支援課に提出することとされている（様式は、「支援申請に必要な書類一覧」のページに掲載）。</p> <p>障害学生支援委員会（支援規則第4条第1項。「学長が指名する副学長（理事）」（同委員会の委員長（同条第5項））等で構成。障害学生支援室長もメンバー（同条第3項））で、i）支援の実施、ii）支援内容の概要を決定（「障害学生の支援のための具体的方策」（同条第2項第2号））（支援の流れについて「5. 障害学生としての承認（障害学生支援委員会の開催）」）</p> <p><合理的配慮の内容決定></p> <p>個別支援会議（支援規則第5条第1項。障害学生支援室長が議長（同条第3項第1号、同条第4項）、障害学生支援室の支援員（教員、職員。同条第3項第2号）支援を申し出</p>

た学生が所属する学部のゼミ担当教員等で構成（同条同項第3号）は、障害学生支援委員会の決定に則して、具体的な支援内容の妥当性について審議。また、同委員会において支援提供が承認された障害学生に対し、履修指導を行う（第5条第2項）（支援の流れについて「6. 具合的支援内容の検討（個別支援会議の開催）」）。

学期開始前後に、学生本人が「配慮依頼確認書」を持参し、受講する科目担当教員に直接必要な支援を説明。依頼内容について共に確認し、具体的な手段などを話し合っ、支援についての合意形成（支援の流れについて「7. 教員への配慮願い（挨拶）」）

<決定した内容のモニタリング>

学期開始後、定期的（週1回もしくは隔週に1回）に障害学生支援室で面談を行い、支援状況を確認。必要に応じて支援の再調整（支援の流れについて「8. 定期面談」）。

学期末には、面接時に振り返りを行い、支援内容を見直し（同「9. 振り返り」）

（参考）「一橋大学障害学生への支援に関する規則」

（趣旨）

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）に入学あるいは在学する身体等に障害のある学生（以下「障害学生」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

（支援の申出）

第3条 支援を受けることの希望は、障害学生本人から随時申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、国際教育交流センター、保健センター、学生支援センター、学務部教務課、学生支援課及び各研究科事務部とする。

（障害学生支援委員会）

第4条 障害学生の支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- 二 障害学生の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 障害学生の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 障害学生に係る施設整備に関すること。
- 五 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他障害学生の支援に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長（理事）
- 二 全学共通教育センター長
- 三 学長が指名する役員補佐
- 四 障害学生支援室長
- 五 各学部の学士課程教育専門委員会委員各1人
- 六 言語社会研究科の大学院教育専門委員会委員1人
- 七 学生支援センター教員2人
- 八 保健センター教員2人
- 九 学生委員会から選出された者1人
- 十 学務部長
- 十一 その他学長が指名する者若干人

	<p>4 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員会に委員長を置くこととし、第3項第1号の委員をもって充てる。</p> <p>6 委員長は、委員会を主宰する。</p> <p>7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる（個別支援会議）</p> <p>第5条 <u>委員会に個別支援会議を置く。</u></p> <p>2 <u>個別支援会議は、委員会において支援提供が承認された障害学生に対し、履修指導を行うとともに、支援内容の妥当性について審議を行う。</u></p> <p>3 個別支援会議は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>一 <u>障害学生支援室長</u></p> <p>二 <u>障害学生支援室教員及び職員</u></p> <p>三 障害学生の所属する学部の学士課程教育専門委員会委員又は障害学生の所属する研究科の大学院教育専門委員会委員</p> <p>4 個別支援会議に議長を置くこととし、<u>前項第1号に掲げる者</u>をもって充てる。</p> <p>5 議長は、個別支援会議を主宰する。</p> <p>6 議長に事故があるときは、第3項第2号又は第3号に掲げる者のうちから議長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。</p> <p>7 議長が必要と認めるときは、第3項各号に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 <u>障害学生への支援に関する事務は、学務部学生支援課が行う。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。</p>
横浜国立大学	<p>「横浜国立大学障がい学生支援室規則」（平成28年規則第46号。以下この欄において「支援室規則」という。）。</p> <p>「障がい学生支援室」の「障がい学生支援室について」のページに「横浜国立大学障がい学生支援体制」の図示、「支援について（在学生）」のページに、「支援決定までの流れ」の図示（図表3-（3）-ア-①）。</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）></p> <p>支援相談窓口（なんでも相談室）が、障がい学生や保護者から相談を受ける。その後、「障がい学生支援室」の専任教員が面談。また、必要に応じて、担当教員と面談。現在の状況、必要な支援について聞き取り。</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話></p> <p>「障がい学生支援申請書」の提出を求め、申請書の内容に基づいて、障がい学生支援室が、配慮内容の案を作成</p> <p><合理的配慮の内容決定></p> <p>障がい学生支援室調整会議（支援室規則第8条）に諮り、配慮事項を決定。決定内容に基づき、障がい学生支援室が配慮依頼文を作成。学生が履修する科目の学部・教員に文書を手交し、配慮を依頼</p> <p>(注) 障がい学生支援室調整会議について、「障がい学生に関する合理的配慮案の検討及び障がい学生に関する連絡調整を行う」ため、設置（支援室規則第8条）。障がい学生支援室長（学長が指名する副学長（第6条第1項）、会議の議長（第9条第2項）、支援室の専任教職員、なんでも</p>

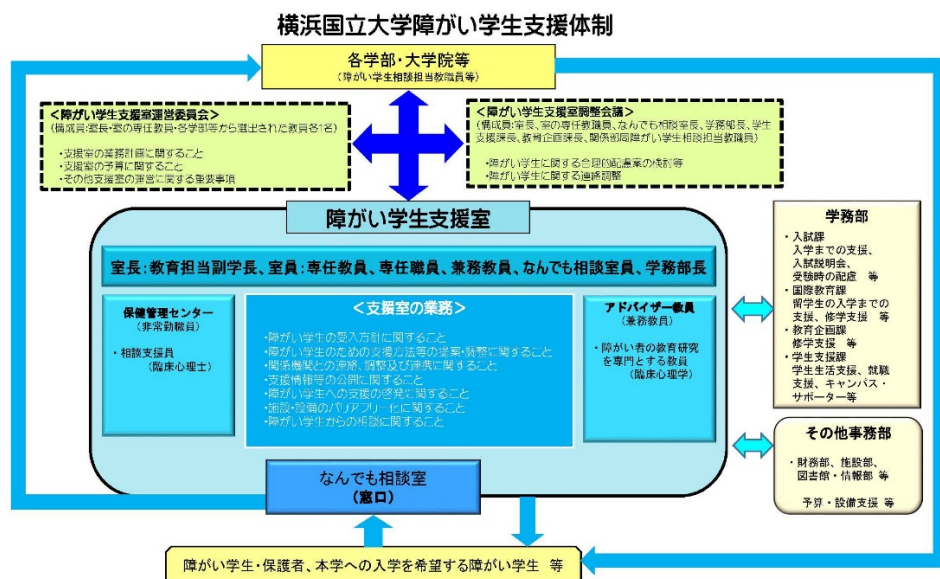
相談室長、学務部長、学務部学生支援課長、同部教育企画課長、事務局関係課長、関係部局の障がい学生相談担当教職員で構成（第9条第1項各号）

決定した支援の内容を通知。希望の支援を全て実施できない場合、大学で行うことができる代案を提案することあり。申請した学生と支援の内容について合意できれば、支援を開始。合意できない場合、再度、障がい学生支援室が検討（参考2「支援決定までの流れ」参照）

<決定した内容のモニタリング>

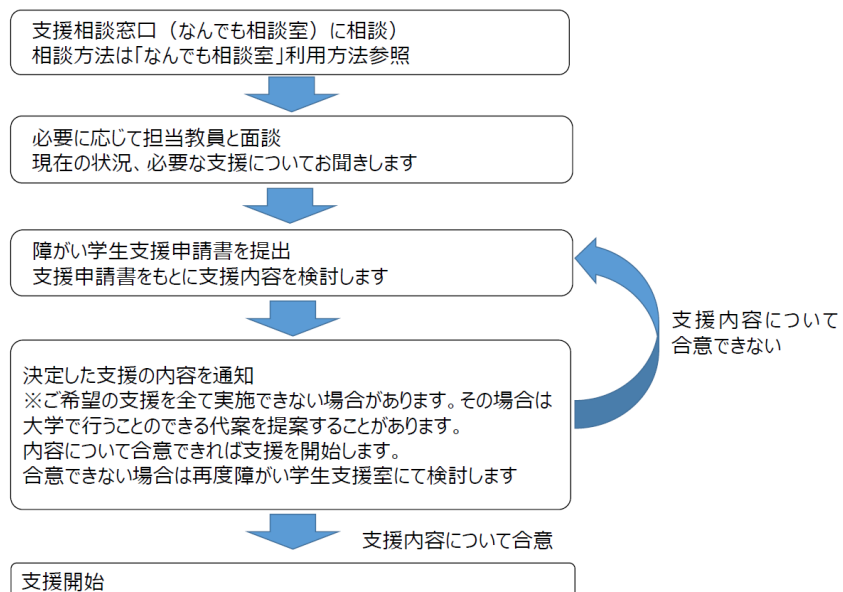
学期の始期と終期のタイミングで、支援を受けている学生と面談を行い、支援内容の確認を行う。

(参考1) 横浜国立大学障がい学生支援体制



(注)「障がい学生支援室について」のページから転記した。

(参考2) 支援決定までの流れ



(注)「支援について (在学生)」のページから転記した。

<p>新潟大学</p>	<p>「新潟大学障がい学生等支援に関する基本方針」（平成28年4月障がい学生支援部門。以下この欄において「支援基本方針」という。）に、「支援内容の決定までの流れ」のフローチャートも掲載（図表3-（3）-ア-①）</p> <p><障害のある学生からの申出・受付（意思の表明）></p> <p>特別修学サポートルームが学生本人又は保護者（保証人を含む。）と面談。「合理的配慮・修学支援申請書」の記入、提出</p> <p>（注）支援基本方針において、「本学は、障がい及び社会的障壁により、障がい学生等が大学生活等の制限を受ける状態にある場合は、修学支援にあたります。この場合において、<u>医師の診断や障害手帳の有無は問いません</u>」（2）とされており、支援対象の学生の範囲が比較的広い。</p> <p>また、「<u>修学支援は、本人又は保護者（保証人を含みます。以下同じ。）からの意思の表明に基づき行います</u>」（5）とされている。</p> <p><障害のある学生と大学等による建設的対話></p> <p>提出された申請書に基づいて、各学部・研究科、障がい学生支援部門、学生本人及び保護者が十分な合意形成を行い、支援内容を決定。</p> <p>その際、学部・研究科の教員（特別修学支援専門委員会委員を含む。以下同じ。）と障がい学生支援部門の教員による事前支援会議を開催し、必要に応じて、本人から障がいの状況や希望する支援内容について聞き取り、協議</p> <p><合理的配慮の内容決定></p> <p>学生本人、保護者、学部・研究科の教員及び障がい学生支援部門の教員からなる支援会議を開催し、個別支援計画書を作成し、確認（計画書に障がい学生支援部門長、学部長及び学生本人が押印）</p> <p>教育・学生支援機構学生支援センター長と学部長の連名で配慮依頼文書を作成し、所属学部から授業担当教員に通知</p> <p>（注）支援基本方針において、「支援内容は、<u>受験時、入学時、各学期開始時、学年変更時等に、各学部、各研究科、教育・学生支援機構学生支援センター障がい学生支援部門（以下「障がい学生支援部門」といいます。）</u>、本人及び保護者が十分な合意形成及び共通理解を図った上で決定します。また、<u>必要に応じて本人、保護者、学部又は研究科の教員及び障がい学生支援部門による支援会議を開催し、個別支援計画書等を作成します</u>」（6）とされている。</p> <p><決定した内容のモニタリング></p> <p>特別修学サポートルームにおける定期面談の中で、支援の履行状況等を確認し、必要に応じて、支援内容の変更・調整を行う。</p>
-------------	---

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-⑤ 医師の診断書によらず、学生の「修学上の困り感」を基本として、本人を含む関係者で協議を進めながら、合理的配慮を検討している例（群馬大学）

他の大学の例と異なり、特に、修学上の配慮申請書等の様式を定めず、学生の口頭による申請が起点となる（下記の「合理的配慮の決定プロセスフロー図」）。学生、授業担当教員及び障害学生支援室（障害学生サポートルーム）の三者で協議を進め、配慮してほしい事項を確認し、検討しながら、配慮すべき内容の決定が行われる。

申請に当たり、他の大学のように、医師の診断書の提出を求めている。このため、①支援を申し出る障害のある学生の負担が軽減されるとともに、②医師の診断を受けていない、いわゆる「グレーゾーン」の学生についても、配慮の検討を可能としている。

この理由について、「障害と非障害との境界にゆらぎがあることを前提に、医師の診断でなく、学生本人の修学上の困り感を基本として、支援を検討し、必要な配慮を行う」としている。

合理的配慮の決定プロセスのフロー図

```

graph LR
    A[障害学生支援室への申請（口頭）] --> B[根拠資料の提出・アセスメント]
    B --> C[配慮願（暫定版）作成]
    C --> D[学生・授業担当者間の調整]
    D --> E[配慮願（確定版）発行]
    E --> F[実施状況のモニタリング]
    
```

1週間~1か月 1か月 半期授業終了後

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-⑥ 合理的配慮が確実に行われているか、障害のある学生に確認するとともに、更なる充実にも取り組んでいる例（宇都宮大学、一橋大学、新潟大学）

（宇都宮大学）

「宇都宮大学障害学生支援の流れ」の「5 確認」で、「障がい学生支援室は、合理的配慮の実施後2週間を目途に適切に支援が実施されているか本人に確認する」とし、「6 相談」で、「学期（前期・後期）初めに、本人と障がい学生支援室で当該学期の支援内容について相談し、本人から新たな支援の要望があった場合は、再度同支援室において協議を行う」など明記されている。

時期を定めて、障害のある学生にモニタリング（確認）を行うとともに、学生との定期面談を通じて、支援内容の更なる充実に取り組んでいる。支援に係るP（Plan）D（Do）C（Check）A（Act（ion））サイクルが明確にされている。

（一橋大学）

「支援の流れについて」のページで、「1. 相談の申し込み」～「9. 振り返り」まで、表形式で、手順ごとに、また、手続に必要な書類の様式も直接ダウンロードできるよう設定されている。学期開始前

後に、障害のある学生が「配慮依頼確認書」を持参し、科目担当教員に直接説明し、依頼内容を一緒に確認、具体的な手段などを話し合っ、支援について合意形成を行った上で、支援が開始される。

支援内容について、確実に実施されているかどうか、上記「支援の流れについて」の「8. 定期面談」で、「学期開始後、定期的（週1回もしくは隔週に1回）に障害学生支援室で面談を行い、支援状況を確認。必要に応じて支援の再調整をします」とし、「9. 振り返り」では、「学期末には、面接時に振り返りを行い、支援内容を見直します」として、時期を定めて障害のある学生にモニタリング（確認）を行うとともに、学生との面接時に「振り返り」を行い、支援内容を見直すこととしている。支援に係るPDCAサイクルが明確にされている。

（新潟大学）

文書に明記等されているものではないが、特別修学サポートルームにおける定期面談の中で、支援の履行状況等を確認し、必要に応じて、支援内容の変更・調整を行う運営としている。支援内容の確実な履行、障害のある学生の要望を踏まえて、更なる充実に取り組んでいる。

「新潟大学障がい学生等の支援に関する基本方針」でも、「9 修学支援に関する業務は、各学部、各研究科、関係事務部等が障がい学生支援部門と緊密に連携して、行います」、「10 障がい学生支援部門は、本人、保護者、各学部、各研究科、関係事務部、外部機関等をコーディネートし、修学支援が円滑に進むよう調整するとともに、本人への継続的な相談業務を行います」とされている。学内での緊密な連携、障害のある学生本人への継続的な相談を明記している。

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-⑦ 障害者支援担当部署が一元的に対応し、学部間で配慮の内容に差が生じないよう取り組んでいる例（明星大学）

一般的に、学部単位で配慮の内容を検討することが多い大学の中にあって、明星大学は、学部間の配慮の内容に差が生じることなく、均一の配慮を提供するため、障害者支援担当部署であるユニバーサルデザインセンター（略称「UDセンター」、平成27年4月設置）は、①支援の可否及び内容の検討、②各学部に対する説明、③支援内容の決定後、最終的に担当教員に通知する「配慮依頼書」の作成を一元的に行っている。

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-⑧ 授業等での合理的配慮（8国立大学法人）（平成29年4月～令和元年7月）

大 学 名	主 な 配 慮 事 項
茨 城 大 学	<p>（3年度いずれも、配慮の実績あり）</p> <p>【自閉スペクトラム症】 注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、授業内容の代替・提出期限延長等、その他（ノイズキャンセリング機能付きヘッドホンの使用許可、グループワークでの配慮、必要時に他学生への配慮情報提供など）</p> <p>【注意欠如多動症】 注意事項等文書伝達、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、その他（ノイズキャンセリング機能付きヘッドホンの使用許可、必要時に他学生への配慮情報提供など）</p>

宇都宮大学	<p>(令和元年度、配慮の実績あり)</p> <p>【注意欠如多動症】</p> <p>履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、その他（提出物がある旨についての教員からの注意喚起）</p>
群馬大学	<p>(3年度いずれも、配慮の実績あり)</p> <p>【自閉スペクトラム症】</p> <p>注意事項等文書伝達、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、その他（教員の側から声をかけて確認、具体的な表現による伝達（5W1Hを明確に伝える）、本人のペースに合わせた会話など）</p> <p>【注意欠如多動症】</p> <p>講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、授業内容の代替・提出期限延長等</p>
埼玉大学	<p>(3年度いずれも、配慮の実績あり)</p> <p>【自閉スペクトラム症】</p> <p>注意事項等文書伝達、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、その他（授業に先立ってのレジメ配付、可能な限りゆっくりとした口調、個別に声かけなど）</p>
千葉大学	<p>(3年度いずれも、配慮の実績あり)</p> <p>【自閉スペクトラム症】</p> <p>配慮依頼文書の配布、授業内容の代替・提出期限延長等、その他（グループワークでの配慮、わかりやすい言葉での課題提示など）</p> <p>【注意欠陥多動症】</p> <p>注意事項等文書伝達、配慮依頼文書の配布、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、その他（イヤホンの使用許可、あいまいな表現での指示を避けるなど）</p> <p>【重複】</p> <p>配慮依頼文書の配布、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退席等）、学外実習・フィールドワーク配慮）、その他（サングラスの使用許可、イヤーマフの使用許可、課題の事前提示など）</p>
一橋大学	<p>(3年度いずれも、配慮の実績あり)</p> <p>【自閉スペクトラム症】</p> <p>試験時間延長・別室受験、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、授業内容の代替・提出期限延長等、その他（欠席時情報保障、福祉用具の使用など）</p> <p>【注意欠如多動症】</p> <p>試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、業内容の代替、提出期限延長等、その他（欠席時情報保障、課題の早期提示）</p> <p>【限局性学習障害】</p> <p>ノートテイク、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可</p>
横浜国立大学	<p>(3年度いずれも、配慮の実績あり)</p> <p>【自閉スペクトラム症・注意欠如多動症】</p> <p>試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、教室内座席配慮、授業内容の代替・提出期限延長等、その他（講義資料の事前配付、グループワークでの配慮など）</p>

新潟大学	(3年度いずれも、配慮の実績あり) 【自閉スペクトラム症・注意欠如多動症】 チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、授業内容の代替・提出期限延長等、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、その他（グループワークでの配慮、実習先に特別修学サポートルーム教員の付添いを許可など）
------	---

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「主な配慮事項」欄は、日本学生支援機構の「障害学生修学支援実態調査」の用語の例による。

(参考) 授業等で合理的配慮を行った公立大学・私立大学の例（平成29年4月～令和元年7月のいずれの年度も実績のあるもの）

大学名	主な配慮事項
横浜市立大学	【注意欠如多動症】 注意事項等文書伝達、講義に関する配慮、試験時間延長・別室受験、その他（耳栓の使用許可、授業の資料の事前配付、グループワークでの配慮、補助具（リーディングトラッカー）の使用許可など）
法政大学	【自閉スペクトラム症】 教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、その他（資料の追加配付、書字苦手への配慮、グループワークでの配慮、コミュニケーション困難への配慮など） 【注意欠如多動症】 教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、授業内容の代替・提出期限延長等、その他（ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可、グループワークでの配慮など） 【限局性学習障害】 出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、授業内容の代替・提出期限延長等
明星大学	【症状：不明】 教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、その他（補助器具（ルーペ・補聴器・その他）の使用許可など）
明治大学	【自閉スペクトラム症】 講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、その他（視覚的、具体的な指示など） 【注意欠如多動症】 授業内容の代替・提出期限延長等 【重複】 授業内容の代替・提出期限延長等、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、その他（課題提出の窓口、担当教員一覧の作成など）
早稲田大学	【自閉スペクトラム症】 試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、出席に関する

	<p>配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、授業内容の代替・提出期限延長等、学外実習・フィールドワーク配慮、その他（グループワークでの配慮、ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可、発言・発表時の準備時間の確保など）</p> <p>【注意欠如多動症】</p> <p>注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、授業内容の代替・提出期限延長等、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、学外実習・フィールドワーク配慮、その他（ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可、発表を欠席した場合の挽回の機会提供など）</p> <p>【限局性学習障害】</p> <p>試験時間延長・別室受験、授業内容の代替・提出期限延長等</p> <p>【重複】</p> <p>教材の拡大、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、授業内容の代替・提出期限延長等、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）</p>
--	--

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「主な配慮事項」欄は、日本学生支援機構の「障害学生修学支援実態調査」の用語の例による。

図表3-(3)-イ-⑨ 支援の申出のあった障害のある学生の特性や希望を踏まえ、個別支援会議で検討し、履修登録の助言等を行っている例（一橋大学）

修学上の支援を申し出た全ての学生に対して、履修登録に係る支援も必要か否かを確認している。学生から支援の申出がある場合、同学生が所属する学部のゼミ担当教員等や障害学生支援室支援員などで構成する「個別支援会議」において、学生の特性や希望を踏まえ、どの科目を履修した方がよいか検討する。その結果を踏まえ、同学生に対して助言等を行っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-⑩ シラバスの様式に「障害のある学生の対応」欄を設け、提供可能な合理的配慮が検討されている例（長野大学）

教員が学生に示す講義・授業の授業計画であるシラバスは、全ての学生にとって、記載されている情報は授業を選択・履修する重要な情報となっている。取り分け、障害のある学生にとっては、授業の内容等はもちろん、どのような方法で授業が行われるか、また、使用教材等についてもより詳しく知っておくことで、授業を選択する際の重要な参考情報となる。

長野大学は、シラバスに、「障害のある学生の対応」欄を設け、発達障害を含む障害者に対してどのような配慮が行えるのかといった情報を提供している。シラバスの作成段階から、授業担当教員は、障害のある学生が受講する意識を持って、提供可能な合理的配慮を検討している。

＜例＞「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」のシラバス（抜粋）

障害のある学生の対応	<p>はじめての講義前後に情報保障に課題がある学生は、必ず申し出ること。</p> <p>視覚障害のある学生には点字資料・拡大資料・テキストデータを用意する。なお指定教科書はテキストデータ提供でき事前に申し出ること。聴覚に障害のある学生にはビデオ教材のテキストデータを提供する。</p>
-------------------	--

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-イ-⑪ 大学の支援に関する意識調査での意見（授業等における配慮）

【どのような配慮を受けましたか】（「授業等を受ける際、大学から配慮を受けた」21人全員が回答）

- 授業内容の撮影・録音。レポート課題を事前に公開してもらう。提出期限の延長。重要な情報をスライド等に明記してもらう。欠席時の資料の提供。進度を考えてもらう。（国立大学、ASDの学生）
- 試験の配慮について（※実際はほとんど試験がなかった。）。（国立大学、SLD及びADHDの学生）
- コンピューターのノートテイキング、撮影の許可（国立大学、ASDの学生）
- 授業の資料を用意してもらう。黒板の写真撮影の許可。途中退室の許可（国立大学、ADHDの学生）
- 情報の視覚化、計算用紙の用意、スライドの撮影など。（国立大学、重複の学生）
- 発表の際の心の準備で先生に待っていただいた。（国立大学、ASDの学生）
- レジューメ（パワーポイント等の）を書面でわたしていただいた。（国立大学、ASDの学生）
- レポートの提出、締切期限の延長。レポートの書き方の指導。履修登録の相談（国立大学、ADHDの学生）
- iPadの使用許可、席の固定化、聴覚ストレス軽減のための授業中の途中退室許可、課題等のメール提出、黒板に回答を書く際の代筆など、その時々で必要な支援を話し合っていて決めています。（公立大学、重複の学生）
- テストを個別に受ける。ゼミを個別にしてもらう。（公立大学、ASDの学生）
- 板書や講師の発言を記録するためのノートパソコン（Word）の利用の許可（私立大学、ADHDの学生）
- ゼミ・他授業での発表が免除になった。（私立大学、ADHDの学生）
- 説明不足のところの質問対応（私立大学、ASDの学生）
- コミュニケーション（教授との）を必要とする授業で職員の方が仲介してくれた。（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- 出席に関する配慮（生活リズムが安定しないなど）。聴覚処理に関する配慮（口頭での説明をとりこぼすことがある。）（私立大学、ADHDの学生）
- 課題内容の個別的な伝達（私立大学、ASDの学生）
- 授業で分からないことを質問したら答えてほしい。他の生徒と同じように接してほしい。（私立大学、ADHDの学生）
- 授業中のボイスレコーダーの使用許可（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- 質問を受け付けてもらうなど。（私立大学の学生）
- 先生方への自身の特性の周知。ICレコーダーによる録音（私立大学、ASDの学生）
- レポートの提出期限の延長等（私立大学、ASDの学生）

【授業等において大学の配慮を受けていない場合、その理由は何ですか。】（「配慮を受けていない」5人のうち4人が回答）

- 授業については問題がない。（国立大学、ADHDの学生）
- 特に問題なくやれており、友人がいる場合は相談しているから。（国立大学、ASDの学生）
- なんとかなっているから（公立大学、重複の学生）

- 他の子と同じように行動できるため必要ないと感じたから。(公立大学、ASDの学生)

【さらに必要だと思う配慮】

- 教室の座席の指定 (国立大学、ASDの学生)
- 試験時間の延長、試験かレポートか選択できるようにしてほしい。(国立大学、ASDの学生)
- レポート等の課題の提出が間に合わないことが多々あるため、可能な限りでの期限延長 (私立大学、ADHDの学生)
- 試験時間の延長、提出期限の延長 (私立大学、ASDの学生)
- 音声の文字化や映像資料の字幕がデフォルトだと助かる。(私立大学、ADHDの学生)
- グループワークへの配慮 (私立大学、ASDの学生)

(注) 当局の調査結果による。

ウ 教職員に対する研修及び啓発

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>第一次まとめにおいて、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた学生、教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮として、「障害により、日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発を図る。また、障害のある学生の集団参加の方法について、障害のない学生や教職員が考え実践する機会や、障害のある学生自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定することが望まれる」(5. (5)) とされている。</p> <p>また、第3次障害者基本計画において、「障害のある学生の支援について理解促進、普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る」とされている(Ⅲ3. (3))。</p> <p>国立大学協会による「教職員対応要領(雛形)」において、教職員への研修・啓発については、第10条本文で、「本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のと通りの研修・啓発を行うものとする」とし、①「新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修」、②「新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修」、③「その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発」の各号が示されている。</p> <p>さらに、第二次まとめにおいても、教職員の研修・理解促進として、「障害のある学生への支援を進めるに当たっては、全ての関係者の障害者差別の解消に向けた意識の向上が重要である。障害のある学生へのハラスメントは、障害や関連の制度への理解不足から生じるといふことの意識の徹底、そのための研修や理解促進のための取組が必要である。なお、これらの研修等は機構、大学等、関連の学協会等が実施しているものも活用し、多くの教職員に受講の機会を積極的に提供することが重要である」(6. (6)①) とされている。</p> <p>なお、第4次障害者基本計画においても同様に、「障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る」とされている。[9-(3)-5]</p>	<p>図表1-ア-③(再掲)</p> <p>図表1-ア-④(再掲)</p> <p>図表2-(1)-ア-②(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑤(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑥(再掲)</p>
<p>【調査結果】</p> <p>調査対象8国立大学法人における障害を理由とする差別の解消の推進に向けた教職員に対する研修・啓発活動の実施状況を調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>(ア) 研修等に関する規定</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、国立大学法人協会の「雛形」に準じて、国等職員対応要領に、障害者差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、研修・啓発を行う旨の規定を設けている。</p> <p>また、これら規定に基づき、①具体的に研修計画等を策定しているもの2大学</p>	<p>図表3-(3)-ウ-①</p> <p>図表3-(3)-ウ-</p>

<p>(一橋大学、横浜国立大学)、②特に策定していないもの6大学(茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、新潟大学)ある。なお、群馬大学は、「次年度から全学レベルの研修計画に、実務的な障害学生支援に関する研修を組み込む予定」としている。</p> <p>具体的な研修計画等を策定している2大学について、一橋大学は、毎年度策定する「職員研修計画」に、①職員力アップ研修、②自己啓発支援、③基本スキルアップ研修、④階層別研修、⑤分野別研修を体系的に実施することとしている。「基本スキルアップ研修」について、「大学職員が当然持つべき基礎知識を習得する」ものであり、その内容の一つとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修」を明記している。</p> <p>横浜国立大学は、「職員能力開発プログラム(研修等体系)実施計画」、「職員能力開発プログラム(研修等体系図)」及び「研修等カリキュラムマップ」を策定している。同実施計画には、「知識・技術向上研修(事務全般)」の一つに「ユニバーサルマナー研修」を掲げ、その「目的・実施理由」について、「周囲のサポートを必要とする障がいのある方に対して、配慮のある接し方や対応マナーのスキルを修得するとともに、「障害者差別解消法」を理解し、対応力を向上することを目的」とされている。なお、平成31年度・令和元年度の「研修等カリキュラムマップ」には、学内の研修に加えて、日本学生支援機構が主催する障害学生支援実務者研修に参加させることが明記されている。</p> <p>なお、関連で調査した8公立大学・私立大学には、発達障害のある学生の支援に特化した研修計画策定し、毎年度研修を実施しているもの(首都大学東京)や、平成31年度の年度計画に、「障がいのある学生の多様なニーズに対応できるよう教職員への研修等を実施」(第2の1(3)ウ)の旨、明記しているもの(長野大学)がある。</p>	<p>②</p> <p>図表3-(3)-ウ-</p> <p>③</p> <p>図表3-(3)-ウ-</p> <p>④</p> <p>図表3-(3)-ウ-</p> <p>⑤、⑭</p>
<p>(イ) 研修等の内容</p> <p>調査対象8国立大学法人のいずれも、障害者差別解消の推進を図るための研修を実施している。これらのうち、発達障害のある学生の支援についても研修内容としているものは4大学(茨城大学、宇都宮大学、一橋大学、横浜国立大学)ある。</p> <p>具体的には、①工学部教職員(平成30年度、77人参加)を対象に、障害等のある学生への対応と、学内学生支援機関との連携について、発達障害を含む具体的な事例を参考とした検討等(茨城大学)、②全教職員(同、19人参加)を対象に、発達障害を抱える学生への支援を中心としたディスカッション(宇都宮大学)、③経営管理研究科教授会メンバー(同、58人参加)を対象に、自閉スペクトラム障害の特徴と合理的配慮をテーマとした座学研修(一橋大学)、④理工学部教務厚生委員(学生や保護者からの修学上の様々な相談に対応。29年度、15人参加)を対象に、学生の不適応(発達障害、精神障害など)に関する全般的な理解を伝え、教員の支援・対応の在り方、保健管理センターとの連携の流れやポイントなどをテーマとした座学研修(横浜国立大学)が行われている。</p>	<p>図表3-(3)-ウ-</p> <p>⑥</p>

これらの研修を実施することとした経緯について、茨城大学及び横浜国立大学は、特定の学部に発達障害のある学生が多く在籍しており、当該学部に所属する教職員からも実施の要望があったためとしている。

宇都宮大学は、発達障害のある学生の支援に関心のある学内教員からの発案があったとするなど、当事者の意見を踏まえて研修を実施している。

また、一橋大学は、障害者差別解消法が施行されてから2年経過したことを踏まえ、障害のある学生に対する合理的配慮の提供に当たり、よりスムーズかつ適切な措置を講じてもらうためとしている。

なお、関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、①外部講師を活用して発達障害をテーマとした研修を実施している例（首都大学東京）、②独自に行った発達障害傾向のある学生に関する調査結果を基に、支援の在り方について研修を実施し、教職員の具体的な相談を促すきっかけとなった例（法政大学）、③教員からの相談を契機として開催した発達障害等のある学生の支援に関する説明・相談会の終了後、個別に相談を受け、支援の充実に結びついた実績のある例（明治大学）、④オンデマンドコンテンツを活用して、教職員がいつでも研修を受講できる環境を整備している例（早稲田大学）もみられる。

図表3-(3)-ウ-
⑦～⑩

(ウ) 研修の効果

調査対象とした国立大学法人では、研修の具体的な効果について、①研修を受講した工学部教授から、「学生支援機関と連携する必要があると感じた」など、学生の支援に係る相談を複数持ちかけられた（茨城大学）、②グループディスカッションを通じて、発達障害のある学生が抱える問題点やその改善点等を意識する場となった（宇都宮大学）、③受講者アンケートから、「障害者差別解消法」を理解するとともに、実際に接遇の体験がなくても、ロールプレイにより心構えが得られ、不安解消につながることを認識した（横浜国立大学）としている。

図表3-(3)-ウ-
⑥（再掲）

また、関連で調査した8公立大学・私立大学でも、教職員に対する研修により、①教員が相談にくることや、教員が学生を連れてくるケースが増加した例（首都大学東京）、②参加した職員から「対応方法を相談したい」との依頼を受け、相談を受け付けるなど、教職員に対して、発達障害のある学生又はいわゆる「グレーゾーン」の学生に関する相談を促すきっかけとなった例（法政大学）、③「研修により、精神障害及び発達障害の特性や支援内容についての理解を深めることができた」との声や、学部のみで支援を受けていた発達障害のある学生についての相談を受け、協議した結果、支援の充実に結び付いた例（明治大学）がある。

図表3-(3)-ウ-
⑦～⑨（再掲）

(エ) 教職員に対する障害特性の理解促進、障害学生の対応のマニュアル等の作成

上記(ウ)のとおり、調査対象8国立大学法人は、国立大学法人協会の「雛形」の「その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発」（第10条第3号）に準じて、国等職員対応要領に規定を設けている（新潟大学は、「必要なマニュアル等」ではなく、「必要な研修等」（同大学の障害を理由とする差別の解消の推進に関する規

図表3-(3)-ウ-
①（再掲）

程第15条第3号)と規定)。

これら規定に基づく教職員に対する意識の啓発について、具体的なマニュアルの作成等の状況をみると、①独自にマニュアルや「Q&A」、教職員向け研修資料を作成しているもの4大学(宇都宮大学(マニュアル)、千葉大学(Q&A)、横浜国立大学(研修資料)、新潟大学(Q&A))、②「障害学生支援室」のウェブサイトに「教職員向け」ページを設け、合理的配慮や社会的障壁の解釈、支援や配慮の例等を掲載しているもの1大学(一橋大学)、③マニュアル等を作成していないもの3大学(茨城大学、群馬大学、埼玉大学)となっている。

独自にマニュアル等を作成している大学には、①教職員に配布して周知しているもの(新潟大学)、②新規採用の教職員に配布するとともに、職員用ホームページにも掲載しているもの(宇都宮大学)がある。

また、①障害学生支援室のウェブサイトに教職員向けの区分を設け、障害別に、支援を行う側の留意点・配慮例も明示しているもの(一橋大学)、②独自に作成の教職員用マニュアルに、発達障害が疑われる学生を特別修学サポートルームにつなぐ具体的な手順を示しているもの(新潟大学)もみられる。

関連で調査した8公立大学・私立大学には、独自のマニュアル等を作成しているものがあり(4大学)、①障害のある学生の支援に関する基本的な情報を掲載したパンフレットを全教職員に配布するとともに、研修にも活用している例(長野大学)、②全教職員に配布しているハンドブックに、発達障害のある学生への配慮内容や気にかけるべき例示も掲載している例(法政大学)、③学内における支援内容を統一化し全体での支援体制を構築するため、教職員向けハンドブックを作成し、全教職員に配布している例(明治大学)、④配慮依頼文書に併せて、障害のある学生が受講する科目の担当教員に、独自作成の教員ガイドも直接配布している例(早稲田大学)がみられた。

教職員向けの障害のある学生支援の対応マニュアル等を独自に作成している5大学に、そのメリットについて尋ねたところ、①「初期情報であれば、指導教員がマニュアルを参考に学生の相談に対応できるようにしており、相談の都度、各部署に問合せを行う手間を省くことができる」(宇都宮大学)、②「発達障害のある学生等への対応についても記載があり、新任教員ガイダンスで配布することにより、Q&Aで対応できている」(千葉大学)、③「ホームページを手段とすることで、情報の追加・更新が容易となり、教員にとっても身近なインターネットで情報を得ることができるため、利便性が高い。また、障害学生支援の主体は学生であり、どのように教員に周知がされているのかをホームページに掲載することにより、学生の知る権利を尊重することにもつながると考えている」(一橋大学)、④「マニュアルの作成により、一定程度、障がい学生支援の必要性が周知され、また、精神・発達障害の状態像について周知できたという点で、メリットがあったと考えている」(横浜国立大学)、⑤「マニュアルの作成により、気になる学生や障害のある学生等に対する教職員の知識・理解を深めることができた」(新潟大学)としている。

図表3-(3)-ウ-
⑪

図表3-(3)-ウ-
⑫、⑬

図表3-(3)-ウ-
⑭(再掲)～⑰

図表3-(3)-ウ-
⑱

なお、マニュアル等がない大学には、①「現在、タスクフォースを設置して、本年度中の完成に向けて障害学生支援ガイドブックを作成中である」（茨城大学）、②「現在、全学的な研修の実施と合わせて、教職員用の対応マニュアルについて、冊子の作成、ホームページ等での掲載の検討を進めている」（群馬大学）とするものもある。

【改善所見】

国立大学法人は、障害のある学生に対する支援の一層の充実を図る観点から、他の大学の取組も参考に、次の措置を講じる必要がある。

- ① 国等職員対応要領に定める教職員の研修について、体系的、計画的な実施を検討すること。研修の内容には、教職員のニーズも踏まえ、発達障害を含むこと。
- ② 研修の終了後、効果の検証や必要な見直し等に活用するため、参加者にアンケート等を行うこと。
- ③ 国等職員対応要領に定める教職員向けの障害のある学生への対応マニュアル等の作成を検討すること。

図表3-(3)-ウ-① 教職員の研修等に係る規定（8国立大学法人）

大学名	規定の内容
茨城大学	<p>「国立大学法人茨城大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」 （教職員への研修・啓発）</p> <p>第10条 学長は、障害者差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、次に掲げる研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに教職員となった者に対して、障害者差別に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害者差別の解消に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発</p>
宇都宮大学	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」 （教職員への研修・啓発）</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
群馬大学	<p>「国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」 （教職員への研修・啓発）</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
埼玉大学	<p>「国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則」 （教職員への研修・啓発）</p> <p>第10条 防止委員会は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p>

	<p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
千葉大学	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領」 (職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、次のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>一 新たに職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>二 新たに監督者となった職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p> <p>三 その他職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
一橋大学	<p>「国立大学法人一橋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」 (教職員への研修及び啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>一 新たに教職員となった者に対する障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>二 新たに監督者となった者に対する障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修</p> <p>三 その他教職員に対する障害特性を理解する、及び障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等の提供及びこれによる意識の啓発</p>
横浜国立大学	<p>「国立大学法人横浜国立大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則」 (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに教職員となった者に対して、障がいを理由とする差別の解消等に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p> <p>(3) その他教職員に対し、障がい特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
新潟大学	<p>「国立大学法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」 (職員への研修・啓発)</p> <p>第15条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、次の各号に掲げる研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修等</p> <p>(2) 新たに監督者となった職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修等</p>

	(3) その他、職員に対して、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要な研修等
--	--

(注) 1 当局の調査結果による。

2 国立大学法人協会の「雛形」では、次のとおりとされている。

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

図表3-(3)-ウ-② 障害のある学生の支援に係る研修計画等の策定状況 (8国立大学法人)

大 学 名	研 修 計 画 の 内 容 等
茨 城 大 学	<p>(策定していない)</p> <p>【理由】</p> <p>2017年度(平成29年度)にバリアフリー推進室が全学教育機構下に配置され本格始動した際に、教職員に対して障害のある学生への対応について理解してもらうため、FD/SDを各部局単位毎に全学的に行い、ほぼ全教員が参加する形をとり、実際に本課題における教職員の認知及び対応についてベースアップすることができた。</p> <p>2018年度(平成30年度)以降は要請のあった部局に対して必要なテーマで研修を行う形をとっており、新任の教職員において、研修の機会を欠く可能性が考えられたため、2019年度(平成31年度、令和元年度)においては、新任者研修に障害のある学生への対応を新たに採り入れた。</p> <p>内容の認知を広め深めるための研修について、「発展模索」の段階にあったことから、障害者差別解消法に関する研修を実施する旨、研修計画に明記していない。</p>
宇 都 宮 大 学	<p>(策定していない)</p> <p>【理由】</p> <p>本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」第10条により、障害者差別解消の推進を図るための教職員に対する研修・啓発について定めているため(図表3-(3)-ウ-①)、研修計画の策定はしていない。</p>
群 馬 大 学	<p>(策定していない。令和2年度から、全学レベルの研修計画に組み込む予定)</p> <p>【理由】</p> <p>障害者差別解消法の教職員の理解促進のための研修について、通常の研修計画でなく、別途実施してきた。障害者差別解消法施行前には学部等毎に、また、施行後は主に学部等(委員会レベルの研修も含む。)の依頼により、実施している。専任教員の配置後、支援体制や全学の共通ルールの整備、事例の蓄積を行っており、次年度からそれらの内容を踏まえて全学レベルの研修計画において、実務的な障害学生支援に関する研修を組み込む予定である。</p>
埼 玉 大 学	<p>(策定していない)</p> <p>【理由】</p>

	<p>障害者差別解消法が制定された際に全構成員に対して研修会を開催済みであり、その後、採用者に対して、採用時に研修会を行っていること、全教職員向けの研修については、制度の理解促進を図るため、今後、定期的な開催（5年ごと程度）を計画する予定であることから、策定していない。</p>
千葉大学	<p>(策定していない)</p> <p>【理由】</p> <p>実施計画は一覧にすぎず、いずれの研修も詳細は規定していないが、各研修の開催通知等で詳細を通知している。障害者差別解消法の理解に係る内容の研修「ユニバーサルマナー研修」においても同様に開催通知等で、詳細を通知している。</p>
一橋大学	<p>「平成31年度一橋大学職員研修計画」</p> <p>【研修計画の内容】</p> <p>2 研修体系</p> <p>○基本スキルアップ研修（大学職員が当然持つべき基礎知識を習得する）</p> <p>救急救命講習会、メンタルヘルス研修、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修</u>、キャンパス・ハラスメント防止研修、公文書管理研修、「一般職員評価」被評価者研修、職員PC研修（東京外国語大学主催）（詳細は図表3-(3)-ウ-③参照）</p>
横浜国立大学	<p>「横浜国立大学職員能力開発プログラム（研修等体系）実施計画」</p> <p>「職員能力開発プログラム（研修等体系図）」</p> <p>「研修等カリキュラムマップ」</p> <p style="text-align: right;">（注）いずれも、平成31年・令和元年度の計画</p> <p>【研修計画の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜国立大学職員能力開発プログラム（研修等体系）実施計画」 <p>障がいのある方に対して配慮のある接し方や対応マナーのスキルを習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修等カリキュラムマップ」 <p>職員に求められる役割、その役割を果たすために職員が身につけるべき能力等を定めている。</p> <p>（詳細は図表3-(3)-ウ-④参照）</p>
新潟大学	<p>(策定していない)</p> <p>【理由】</p> <p>障がい学生支援部門で、ファカルティ・ディベロプメント（FD）を毎年1回、また、各学部の教授会前に合理的配慮の説明会を2年に1回、それぞれ開催することとしている。教授会の開催時期が学部ごとに異なり不定期となるため、研修計画上、明確に規定していない。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(3)-ウ-③ 職員研修計画に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修」を明記している例（一橋大学）

<p>毎年度策定する「一橋大学職員研修計画」に、職員に求められる①業務管理、②業務改革、③専門知識、④職場管理・部下指導育成の機能を強化するため、各研修を体系付けている。</p> <p>大学職員が当然持つべき基礎知識を習得する「基本スキルアップ研修」の一つに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修」を明記している。</p> <p>（参考）「平成31年度一橋大学職員研修計画」（抜粋）</p> <p>2. 研修体系</p> <p>職員に求められる下記の①～④の機能を強化するため、職員力アップ研修、自己啓発支援、基本スキルアップ研修、階層別研修、分野別専門研修を体系的に実施する。なお、本学主催の研修については、原則として講義のみではなくグループワーク、ロールプレイ等の参加型手法を取り入れて実施する。 ※アンダーラインは本学主催</p>
<p>①業務管理（計画力、実行力、リスク対応力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な計画を立て、業務を遂行する。 ・計画の達成状況をチェックし、トラブル等があれば適切に対処する。 <p>②業務改革（分析力、問題発見・解決力、説得・交渉力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のやり方を分析し、問題点があればこれを明確にし、解決する。 ・より良い方法、新しい業務の進め方を創出して実行する。 <p>③専門知識（担当業務ごとの専門知識等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務分野ごとに求められる専門知識を深め、それぞれの専門分野における中核的役割を担う。 <p>④職場管理・部下指導育成（リーダーシップ、マネジメント力、コミュニケーション力、教育・指導力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場の相互信頼関係の構築や士気の維持・向上を図る。また、阻害要因の排除等を行う。 ・より良い職場環境を構築し、部下の行動習慣を改善する。
<p>○基本スキルアップ研修（大学職員が当然持つべき基礎知識を習得する）</p> <p><u>救急救命講習会</u>、<u>メンタルヘルス研修</u>、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修</u>、<u>キャンパス・ハラスメント防止研修</u>、<u>公文書管理研修</u>、<u>「一般職員評価」被評価者研修</u>、職員PC研修（東京外国語大学主催）</p>

（注） 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-④ 研修実施計画に併せて研修等体系図及びカリキュラムマップも策定している例（横浜国立大学）

「横浜国立大学職員能力開発プログラム（研修等体系）実施計画」（以下、本図表において「実施計画」という。）、「職員能力開発プログラム（研修等体系図）」及び「研修等カリキュラムマップ」を策定している。

実施計画には、「階層別研修」、「知識・技術向上研修（事務全般）」、「同（人事）」、「同（財務）」、「同（学務）」、「同（情報）」、「同（研究推進）」、「海外研修」、「自己啓発支援・その他」の区分ごとに、各研修等が掲載されている。「知識・技術向上研修（事務全般）」の「ユニバーサルマナー研修」について、「目的・実施理由」欄に、「障害者差別解消法」を理解し、対応力を向上する」とされている（研修の効果について、図表3-(3)-ウ-⑥参照）。

また、「研修等カリキュラムマップ」には、平成24年度の作成当初から「講演会（メンタルヘルス、発達障害など）」を掲載しており、「当時から、メンタル面で不調を抱える学生や発達障害のある学生に関する相談の増加、それに伴う支援の必要性を認識していたことによる」としている。

実施計画等に、障害者差別解消法の理解等に係る研修を明記している理由について、「障害者差別解消について、大学の全部署（教職員）で取り組んでいくことが必要である。障害のある人から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、どの部署（教職員）が対応しても内容が変わることがないように、基本的事項について理解する必要がある。「障害者差別解消法の理解に関する研修」を実施計画に加え、教職員に十分浸透するよう、継続的に研修を受講させるため」としている。

なお、「横浜国立大学障がい学生等の教育支援に関する基本方針」（平成28年3月22日学長裁定）には、「障がいを理由とする差別の解消について本学の構成員全員の関心と理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする」（Ⅶ）とされている（下線は当局）。

（参考）

○ 「実施計画」（抜粋）

知識・技術向上研修（事務全般）

名 称	ユニバーサルマナー研修
目的・実施理由	周囲のサポートを必要とする障がいのある方に対して、配慮のある接し方や対応マナーのスキルを習得するとともに、「 <u>障害者差別解消法</u> 」を理解し、 <u>対応力を向上すること</u> を目的とする。
対象者	事務職員・技術職員
定 員	30名程度
期間・場所	○月○日、本部棟会議室
内 容	外部派遣講師による講演

（注）下線は当局が付した。

○ 「研修等カリキュラムマップ（H31年度）【財務系・学務系・図書館・研究推進系職員】」（抜粋）
 2. 【学務系（国際、企画を含む）】

職員に求められる役割	②多様な学生からの様々な問合せや相談に対応し、必要に応じ学生への指導、支援を行う
------------	--



その役割を果たすために職員が身に付けるべき能力	多様な学生を支援し、相談を受けるために必要な基礎的知識及びカウンセリング等に関わる能力 また、学内外で発生する学生のトラブルに対する対応能力
-------------------------	---



その能力を身につけるための方法・研修等内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本学生支援機構」や「学生文化創造」など学外の専門機関による研修への派遣 ・「スチューデントコンサルタント」や「キャリアコンサルタント」などの専門資格の取得 ・外部専門家による講習会、講演会（メンタルヘルス、発達障害など）の開催
-----------------------	--

実施時期	実施（予定）内容
平成30年度 （実績）	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本学生支援機構」、「学生文化創造」による研修への派遣受講 ・「スチューデントコンサルタント」資格取得研修への派遣 ・障がい学生支援実務者研修への派遣 ・メンタルヘルス研修への参加
平成31年度 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルマナー研修への参加 ・障がい学生支援実務者研修への派遣

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑤ 発達障害のある学生の支援に特化した研修を実施している例（首都大学東京）

次のとおり、発達障害のある学生の支援に特化した研修計画を策定し、実施している。

平成31年4月1日

令和元年度 発達障害学生支援研修計画

学生サポートセンター
健康支援センター 学生相談室

- 1 ダイバーシティ推進室と共催で10月から12月を目処に、発達障害学生支援に関する研修会を実施する。
- 2 対象は本学教職員とする。
- 3 テーマを決め、そのテーマに相応しい講師を招聘し、年一回実施する。

上記研修に係る最近の実績をみると、次のとおりである。

- ① 「2018（平成30）年度事業報告書」（ダイバーシティ推進室）の06の「2. 研修の連携」によると、「2018年度学生支援・対応研修」（対象：教職員）として、学生相談室主催、ダイバーシティ推進室共催で、「発達障がいのある学生の理解と合理的配慮」を実施している（同年12月12日、講師：高橋知音教授（信州大学学術研究院教育系）。「概要」について、「発達障がい学生支援の理解啓発のため、基礎的な知識から対応事例とその考え方について講演」とされている。
- ② 同様に、「2017（平成29）年度事業報告書」（06の2.）にも、「本学における発達障がい学生支援について」（同年12月1日、講師：渡部人文科学研究科教授・学生相談室専任カウンセラー）を実施した旨記載されている。「概要」について、「発達障がい学生についての関係法令や特性など基本情報を確認し、本学での支援について入学から卒業までの各ステージにおける課題や対応のヒントが紹介」とされている。

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑥ 発達障害のある学生の支援に係る研修の内容等（8国立大学法人）

大 学 名	研 修 の 内 容 等
茨 城 大 学	<p>＜特定学部の教職員を対象とする研修＞</p> <p>○テーマ「平成30年度 工学部研修会 工学部学生支援の協業について」</p> <p>【目的】</p> <p>障害等の理解、障害者差別解消の対応及び学内学生支援機関との連携等について、教職員の理解を深めるために実施。なお、本研修は、<u>当該学部において、発達障害の学生が多く、在籍する教職員から研修の要望があったため、実施した。</u></p> <p>【実施時期】</p> <p>平成30年7月18日</p> <p>【内容】</p> <p>工学部教職員を対象に、障害等のある学生への対応と、学内学生支援機関との連携について、<u>発達障害を含む具体的な事例を参考に検討及び共有を行った。</u></p> <p>【対象者】</p> <p>工学部教職員（参加人数：77人）</p> <p>【研修の効果】</p> <p>講習の効果を測るための取組は実施していないが、本研修後、研修を受講した工学部教授から、学生支援機関と連携する必要があると感じたとして、学生の支援に係る相談を複数持ちかけられた。</p> <p>＜新たに教職員となった者に対する研修＞</p> <p>○テーマ「平成31年度 茨城大学新任教職員オリエンテーション」</p> <p>【目的】</p> <p>発達障害の社会的認知が進み、診断あり又は疑いのある学生の増加が見られている状況を踏まえ、大学新任教職員においては、これらの学生の傾向をよく知り、多様な問題を抱えた学生のフォローアップが修学目的達成のために非常に重要であることに鑑み、障害者差別解消法をはじめとする制度等の理解を深めるため。</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成31年4月2日</p>

	<p>【内容】 平成31年度に新しく採用された教職員を対象に、茨城大学の概要説明、セキュリティーポリシーを含む事務的事項、学生対応に関する事項の3部立てでオリエンテーションを実施。このうち、学生対応に関する事項において、合理的配慮等の多様な学生への対応について学生面談のケースワーク対応などのアクティブラーニングを取り入れ周知を図った。<u>当該ケースワークの中に、発達障害にみられる特性を踏まえたものも含まれていた。</u></p> <p>【対象者】 新任教職員（参加人数：47人）</p> <p>【研修の効果】 講習の効果を測るための取組は実施していないが、研修後に参加者のうちの数名から、学生面談の注意点や近年の学生への対応事例などについて質問を受けて対応したことから、参観者の関心が高まったことを実感した。</p>
<p>宇都宮大学</p>	<p><全教職員を対象とする研修> ○テーマ「宇都宮大学Udai教育セミナー第1回大学における学生相談その3」</p> <p>【目的】 発達障害は、学生支援を行う上で課題となっていたため、教職員が各自の取組や課題などを共有し、よりよい学生支援を行うために実施。なお、本研修は、<u>発達障害のある学生の支援に関心のある教職員からの発案により実施に至ったものである。</u></p> <p>【実施時期】 平成30年7月23日</p> <p>【内容】 <u>発達障害を抱える学生への支援を中心としたディスカッション</u></p> <p>【対象者】 全教職員（参加人数：19人）</p> <p>【研修の効果】 グループディスカッションを通じて、発達障害のある学生が抱える問題点やその改善点等を意識する場となった。</p>
<p>群馬大学</p>	<p><新たに監督者となった教職員に対する研修> ○テーマ「障害学生サポートルームの役割と利用の方法」</p> <p>【目的】 教職員に対して障害学生サポートルームを周知し、学内の障害学生の支援体制について理解を深めるために実施。</p> <p>【実施時期】 i) 平成30年4月4日、ii) 同年7月2日</p> <p>【内容】 ①学生支援センターの組織、②相談窓口（教職員用）、③障害学生支援室の役割、④配慮願いについて、⑤今後の取り組み（予定）</p>

	<p>【対象者】</p> <p>i) 理工学部学生支援担当教員（参加人数：20人） ii) 各学部の学生支援責任者（参加人数：20人）</p> <p>【研修の効果】</p> <p>連絡窓口が明確になったとの感想が多数聞かれ、学生支援担当教員や担任教員を通じての問合せが増加した。</p>
埼玉大学	<p><新たに教職員となった者に対する研修></p> <p>○テーマ「新任教職員研修」</p> <p>【目的】</p> <p>新任教職員に対し、本学教職員としての役割を認識させ、意識の高揚を図るために実施。</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成30年4月3日、31年4月1日（年1回実施）</p> <p>【内容】</p> <p>総務課長が、独立行政法人日本学生支援機構作成の「はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって」を教材として、20分の講義を行った。</p> <p>【対象者】</p> <p>新規採用教職員（参加人数：平成30年度32人、31年度23人）</p> <p>【研修の効果】</p> <p>新任教職員の意識高揚を目的とした研修のため、効果の測定は実施していない。</p>
千葉大学	<p><全教職員を対象とする研修></p> <p>○テーマ「ユニバーサルマナー研修」</p> <p>【目的】</p> <p>本学策定の「国立大学法人千葉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領」第10条に基づき、障害者差別解消の推進を図るために実施。</p> <p>【実施時期】</p> <p>令和元年9月13日</p> <p>【対象者】</p> <p>全教職員（参加人数：43人）</p> <p>【内容】</p> <p>障害者差別解消法概要と千葉大学における障害学生支援等</p> <p>【研修の効果】</p> <p>研修後のアンケートによると、千葉大学における支援に係る取組の内容や、実際の対応方法についての理解を深めることができた。</p>
一橋大学	<p><学生を対象とする研修></p> <p>①テーマ「新入生ガイダンス 障害学生支援室紹介」</p> <p>【目的】</p> <p>新入生に対して障害学生支援室の業務を周知するために実施。</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成30年4月2日</p>

【内容】

障害学生支援室の業務についての紹介、発達障害を含め、障害の種類や症状等についての説明

【対象者】

学部新生（参加人数：1,019人）

②テーマ「法学部新生ガイダンス」

【目的】

学生に障害の理解を深めてもらうため。

【実施時期】

平成30年4月3日

【内容】

ディスレクシア（発達障害の一つ）の症状等についての説明

【対象者】

法学部の新生（参加人数：170人）

<教授会メンバーの教員を対象とする研修>

【目的】

障害者差別解消法が施行され、2年経過したことを踏まえ、障害学生に対する合理的配慮の提供に当たり、よりスムーズで適切な措置を講じてもらうことを目的として実施。

①テーマ「FD：神経発達症／神経発達障害群（通称：発達障害）」

【実施時期】

平成30年4月11日

【内容】

自閉スペクトラム障害の特徴と合理的配慮

【対象者】

経営管理研究科教授会メンバー（参加人数：58人）

②テーマ「FDトウレット症候群 トウレット症／トウレット障害」

【実施時期】

平成30年4月11日

【内容】

トウレット症候群理解、支援要望内容と対応

【対象者】

経済学部・経済学研究科教授会メンバー（参加人数：41人）

③テーマ「FD：本学の障害学生支援における実施状況と課題説明」

【実施時期】

①平成30年11月14日、②平成30年12月12日、③平成31年1月16日、

④平成31年2月13日、⑤平成31年3月13日

【内容】

本学の障害学生状況（発達障害を含む。）、合理的配慮や支援に係る手続き等

【対象者】

- ①経営管理研究科教授会メンバー（参加人数：74人）
- ②経済学研究科・経済研究所教授会メンバー（参加人数：48人）
- ③法学研究科教授会メンバー（参加人数：60人）
- ④社会学研究科教授会メンバー（参加人数：63人）
- ⑤言語社会研究科教授会メンバー（参加人数：10人）

<新たに教職員となった者に対する研修>

○テーマ「平成30年度新任教員オリエンテーション 障害者差別解消～国立大学が負う義務～」

【目的】

障害を理由とする差別に関する基本的な事項についての理解の促進及び障害者に対して適切に対応するための意識を啓発すること

【実施時期】

平成30年4月25日

【内容】

障害学生支援と本学における支援手続き（ディスレクシアの症状等についての説明も実施）

【対象者】

新任教職員（参加人数：14人）

<全教職員を対象とする研修>

○テーマ「平成30年度障害者差別解消の推進にかかる研修」

【目的】

障害を理由とする差別に関する基本的な事項についての理解の促進及び障害者に対して適切に対応するための意識を啓発すること

【実施時期】

①平成30年8月23日、②8月29日

【内容】

障害を理由とする差別に関する基本的な事項についての理解の促進及び障害者へ適切に対応するための意識の啓発

【対象者】

全教職員（参加者は、1回目は93人、2回目は83人）

【研修の効果】

研修に対するアンケート評価を実施。5点満点で平均4.3程度の評価があり、研修異議は理解されたと解釈できた。学生にも同様の研修を実施すべきなどのフィードバックがあり、必要性和その意義が伝わったと解釈できる。

<p>横浜国立大学</p>	<p><全教員を対象とする研修></p> <p>○テーマ「障がい学生支援に関する啓蒙研修」</p> <p>【目的】 障がい学生支援に関する啓蒙</p> <p>【実施時期】 平成30年4月～11月（1年かけて全学部を巡回）</p> <p>【対象者】 全部局教授会構成員（参加人数：329人）</p> <p>【内容】 障害者差別解消法による修学支援、<u>発達障がいを含む障がい学生の推移</u>、メンタルヘルスに関する支援</p> <p>【研修の効果】 効果の測定は実施していないが、研修後にメールなどの相談は実感としては増えている。</p> <p><事務系職員を対象とする研修></p> <p>○テーマ「ユニバーサルマナー研修」</p> <p>【目的】 周囲のサポートを必要とする障がいのある方に対して、配慮のある接し方や応対マナーのスキルを習得するとともに、「障害者差別解消法」を理解し、対応力を向上すること。</p> <p>【実施時期】 平成29年6月（隔年実施） ※ 知識・技能向上を目的に、過去の研修実績や人事異動による対象者数等を勘案し、研修の実施頻度等を決定。</p> <p>【対象者】 事務系職員（参加人数：10人）</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身の周りにおける「配慮を必要とする人」（発達障がいのある人を含む）を考える 2. 接遇の基本心構え 3. 障害者差別解消法とは 4. 障がいを持つ人への対応に困ったら 5. ケーススタディ <p>【研修の効果】 「障害者差別解消法」を理解するとともに、実際に接遇の体験が無くても、ロールプレイにより心構えが得られ、不安解消につながることを認識した。（受講者アンケートによるまとめ）</p> <p><全教職員を対象とする研修></p> <p>○テーマ「ダイバーシティレポートによる啓発」</p> <p>【目的】 ダイバーシティの現状と課題を全学的に知らせること。</p>
---------------	---

	<p>【実施時期】 平成29年7月</p> <p>【対象者】 全教職員（参加人数：29人）</p> <p>【内容】 ダイバーシティレポート（文化的多様性を持つ構成員に関しての取り組み、障がい学生支援室の取り組み（<u>発達障がいのある学生の教育と実際の支援</u>）、ワークライフバランスの現状と取り組み、男女共同参画の現状と取り組み、相談体制の現状と課題、キャンパスの環境整備の取り組みと実情など）について、検討会にて意見交換を実施</p> <p>【研修の効果】 権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を行うことを重要視することが必要であるとのコメントがあり、今後は異なる分野の相談体制を結びつける機会を持ち、教育・研究にダイバーシティの観点を明確に取り入れることとした。</p> <p><特定学部の教職員を対象とする研修> ○テーマ「学生の不適応ー保健管理センターとの連携」</p> <p>【目的】 学生の不適応（発達障がい、精神疾患など）に関する全般的な理解の促進を図ること。本研修は、<u>当該学部において、不適応の学生が多く、対応する教職員からも研修実施の要望があったことから実施した。</u></p> <p>【実施時期】 平成29年3月</p> <p>【対象者】 理工学部教務厚生委員（参加人数：15人）</p> <p>【内容】 学生や保護者からの修学上の様々な相談を受ける理工学部教務厚生委員に対し、<u>学生の不適応（発達障がい、精神疾患など）に関する全般的な理解を伝え、教員の支援・対応の在り方、保健管理センターとの連携の流れやポイントなどを紹介</u></p> <p>【研修の効果】 小規模の研修会のため、形式に沿った効果測定は行っていない。ただし、参加した教員から個別の感想を受けたり、翌年度の学生支援における保健管理センターとの連携がスムーズになった。</p>
新潟大学	<p><監督者となった教職員等を対象とする研修> ○テーマ「障がい学生支援部門FD～障がい学生の声・ボランティア学生の声・授業担当教員の声を聴く～」</p> <p>【目的】 本学の障がいのある学生に対する取り組み状況及びその取り組みについて、障がい学生、ボランティア学生、授業担当教員からの声を聴き、本学の現状と合理的配慮の理解を深める。</p>

	<p>【実施時期】 平成30年11月29日（年1回、テーマを変えて実施）</p> <p>【対象者】 学部長、研究科長、学科長、学務委員会委員長、授業担当教員、参加を希望する本学教職員（参加人数：60人）</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演：障害者差別解消法と合理的配慮 ・ 講演：新潟大学の障がい学資支援～聴覚障がい学生への支援を中心に～ ・ PCノートテイクの実演 <p>【研修の効果】 研修後のアンケートでは、講演について、参考になった、大変参考になったとの回答が参加者の9割を超えた。</p> <p><全学部・研究科の教授会を対象とする合理的配慮の説明会></p> <p>【目的】 障害者差別解消法と合理的配慮の在り方について、広く周知を行うため、隔年で個別に各学部・研究科を回り、合理的配慮に関する説明会を計画的に実施</p> <p>【実施時期】 平成30年11月～令和元年11月（2年に1回の頻度で実施）</p> <p>【対象者】 全学部・研究科（計13学部）の教員</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい学生支援部門の活動実績（支援を行った学生の人数、相談件数等） ・ 学部別の支援学生の人数の紹介 ・ 特別修学サポートルームの役割 ・ 学内で行っている合理的配慮の例 ・ 特別修学サポートルームで行っている教育的な支援の例 ・ 特別修学サポートルームに学生をつなげる手順 ・ 合理的配慮を提供するまでの流れ
--	--

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成30年度を中心に、その前後の年度も含む研修実績を記載している。

図表3-(3)-ウ-⑦ 外部講師を活用して発達障害をテーマとした研修を実施している例（首都大学東京）

<p>【研修テーマ】発達障害の診断と治療—適切な支援を行うために—</p> <p>近年、発達障害の傾向を持つ学生が在籍していることに伴い、教職員が対応する機会が増えていることや、合理的配慮の提供等に関して、学内コンセンサスを得る必要があることから、臨床心理学、教育学（特別支援教育）、精神医学を専門とする他大学の教員を講師として、平成24年度以降、年1回の頻度で、発達障害を中心としたテーマの研修を実施している。</p> <p>平成30年度に実施した研修では、学生相談室の精神医学アドバイザー（他大学教員）に講演を依頼して、発達障害の歴史的推移と現代の最新の知見を紹介し、<u>発達障害のある学生への効果的な対応方法について研修を行っている。</u></p>
--

同研修は全教職員を対象とし、43人参加した。研修会実施後の効果として、「教員が相談にくることや、教員が学生を連れてくるケースが増加した」。外部講師に依頼することにより、他大学の対応や事例を聞くこと、本学における対応の参考になることも多い。研修を複数回受講する教職員にあっては、様々な発達障害の専門家の講義を聞くことにより、発達障害が持つ多様性への理解が深まり、合理的配慮への理解がより深まっている」としている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑧ 独自に行った発達障害傾向のある学生に関する調査結果を基に、支援の在り方について研修を実施し、教職員の具体的な相談を促すきっかけとなった例（法政大学）

【研修テーマ】教職員対象研修会「発達障がい及び顕著に苦手な分野がある学生への支援を考える」

学生相談室は、平成30年10月及び12月に「発達障がい及び顕著に苦手な分野がある学生への支援を考える」と題し、研修を実施している。

同研修では、①大規模私立大学文系学部の学生の特徴を踏まえての支援について考えること、及び②学生期の医学モデルではなく教育モデルでの支援について考えることを目的として、大学が独自に行った発達障害傾向のある学生に関する調査の結果を基に、その傾向のある学生に対しての支援の在り方について講演を行っている。

同研修には、約50人（2回の合計人数）が参加し、研修会実施後に、参加した職員から「関わっている学生が発達障害の傾向があるようなので、対応方法について相談したい」という依頼があり、実際に、後日相談を受付けた実績もみられるなど、教職員に対して、発達障害のある学生又はいわゆる「グレーゾーン」の学生に関する相談を促すきっかけとなっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑨ 教員からの相談を契機として開催した発達障害等のある学生支援に関する説明・相談会の終了後、個別に相談を受け、支援の充実に結びついた実績のある例（明治大学）

【研修テーマ】障がい学生支援（主に精神・発達）に関する説明・相談会

障がい学生支援室は、学内における障がいのある学生に対する支援の流れや障がいの特性等の理解を促進することを目的として、主に精神障害・発達障害のある学生に関する説明・相談会を開催している。

この研修は、発達障害のある学生等に対する支援に関する教員からの相談を契機として開催したものであり、全教職員を対象として、①令和元年7月3日、②同月11日、③同月12日の3回（障がい学生支援室が所在しているキャンパスを除く、3キャンパスにおいて各1回）実施している。

同研修では、以下の内容について講演を行い、3回の研修の合計で、34人の教職員が参加している。

- ① 明治大学の障がい学生支援について（基本方針、定義など）
- ② 支援の流れ（問合せから支援実施、フィードバックの流れまで）
- ③ 精神及び発達障害の特性
- ④ 個別相談会

研修の実施後、「本研修により、精神障害及び発達障害の特性や支援内容についての理解を深めることができた」との声が聞かれた。また、個別相談会において、当初、学部のみで支援を受けていた発達障害のある学生についての相談を受け、対応を協議した結果、当該学生に対する支援の充実に結びついた事例もあり、教職員研修及び相談会の具体的な効果が確認された」としている。

(参考)「明治大学障がい学生支援基本方針」(2018年11月29日)(抜粋)

1 基本理念

2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を明示しています。

明治大学(大学院及び専門職大学院を含む。以下これらを「本大学」という。)は、教育研究機関の社会的使命として、当該法律、関係法令等を遵守するとともに、本大学の建学の精神(「権利自由・独立自治」)に基づき、明治大学障がい学生支援基本方針(以下「本方針」という。)を策定します。

本大学は、本方針に基づき、教職員及び学生が同心協力し、障がいのある学生の修学支援を推進することにより、すべての学生が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、キャンパスのあらゆる場において平等に教育研究その他の活動(以下「教育研究活動」という。)の機会が得られ、尊重され、個々の能力を活かすことのできる「ダイバーシティフレンドリーキャンパス」の実現を目指します。

2 基本方針

(7) 理解促進・意識啓発

教職員及び学生の障がいに対する理解を深めるとともに、障がい者支援に関する意識向上を図ることにより、障がいのある学生に対して開かれた大学を目指します。

(注) 下線は当局が付した。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑩ オンデマンドコンテンツを活用して、教職員がいつでも研修を受講できる環境を整備している例(早稲田大学)

【研修テーマ】障がい学生への修学支援(①本学の支援体制、②身体障がい、③発達障がいの構成)

2016年(平成28年)4月に障害者差別解消法及び早稲田大学障がい学生支援に関する基本方針が施行されたことに伴い、大学における合理的配慮、本学の支援体制と支援の流れ、教職員の責務についての研修・啓発を全教職員に対して実施するため、2017年(29年)から、学内における障害のある学生の修学支援に関する研修教材として、オンデマンドコンテンツを作成し、教職員がいつでも任意に研修を受講できる体制を整えている。

研修の内容としては、

- ① 本学の支援体制(早稲田大学障がい学生支援に関する基本方針、本学の修学支援体制、修学支援(合理的配慮提供))
- ② 身体障がい学生への配慮(視覚障がい、肢体不自由学生、聴覚障がいのある学生への配慮)
- ③ 発達障がい学生への配慮

としている。発達障害については、発達障害者支援法での定義、発達障がいの捉え方をはじめとして、発達障害の代表的な特性を紹介し、それぞれについて、修学上の困難の表れ方と配慮の例を説明する内容となっている。

また、最後には、「配慮・支援のポイント」として、以下のとおり、説明を行っている。

配慮・支援のポイント(抜粋)

- ◇「何に困っているのか?」、「どこにつまずいているのか?」について検討する
- ◇何をどこまで配慮・支援するのかを明確にする
- ◇自分自身で努力する部分を明確にする
- ◇社会的障壁の表れかたは個人ごとに異なる

研修資料では、「何をどこまで配慮・支援するのか明確にする」ことについて、「困りごとをゼロに

することが配慮・支援ではないこと」、「本人の意向を確認しつつ、配慮・支援できることを検討しながら、難しい部分については代替手段を検討すること」が望ましいとの説明がなされている。

また、「自分自身で努力する部分を明確にする」ことについて、「できないことを本人にかかわって周囲が行うことが配慮・支援ではないこと」、「本人の努力を前提とした上で、どのような工夫や調整が可能なのかを検討すること」が重要であるとの説明がなされている。

なお、本研修は全教職員を対象としているが、新たに教職員となった者は必ず受講することとされている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑪ 教職員向け障害のある学生への対応マニュアル等 (8国立大学法人)

大学名	教職員向けマニュアル等の内容
茨城大学	<p>(作成していない)</p> <p>(再掲) 「国立大学法人茨城大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」 (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 学長は、障害者差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、次に掲げる研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発</p>
宇都宮大学	<p>「教職員のための学生指導マニュアル」</p> <p>発達障害とは何か、アスペルガー症候群の特性及び対応方法について説明。新規採用の教職員に配布するとともに、職員用ホームページにも掲載</p> <p>(再掲) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」 (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとりの研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
群馬大学	<p>(作成していない)</p> <p>(再掲) 「国立大学法人群馬大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」 (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとりの研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
埼玉大学	<p>(作成していない)</p> <p>(再掲) 「国立大学法人埼玉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則」 (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 防止委員会は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとりの研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>

千 葉 大 学	<p>「気になる学生・困ったときのQ&A～学生相談室の窓口から～」</p> <p>教員が発達障害のある学生から配慮を求められた場合の対応方法について、Q&A形式で記載している。対応部署について、学生相談室及びメンタルヘルス相談室を案内するとともに、「自閉症」、「高機能自閉症」、「学習障害」(LD)及び「注意欠陥／多動性障害」(ADHD)の症状等を記載し、合理的配慮の説明や考え方について、障害者権利条約を引用して解説。本冊子は、新任教員ガイダンスで配布している。</p> <p>(再掲)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領」 (職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、次のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>三 その他職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
一 橋 大 学	<p>「障害学生支援室」のウェブサイト、「教職員向け」ページを設定</p> <p>「教職員の皆様へ」において、①合理的配慮や社会的障壁の解釈、②障害別の支援・配慮依頼例や配慮時の留意点、③支援の流れ等を掲載(詳細は図表3-(3)-ウ-⑫参照)</p> <p>(再掲)「国立大学法人一橋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」 (教職員への研修及び啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>三 その他教職員に対する障害特性を理解する、及び障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等の提供及びこれによる意識の啓発</p>
横 浜 国 立 大 学	<p>「本学における障がい学生支援について」</p> <p>教職員向けに障がい学生支援室及び保健管理センターが作成した内部資料であり、教職員の理解促進に係る研修にも活用している。</p> <p>その内容は、①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について、「定義」、「対象範囲と対象者」、「不当な差別的取扱いの禁止」(具体例あり)、「合理的配慮の提供」(具体例あり)、「支援の流れ」(図示)、②「統合失調症」(経過と症状)、「気分障がい(うつ病)」、「その他の精神障がい」、「精神障がいに関する合理的配慮」(具体例あり)、③発達障がいについて、「概念図」、「広汎性発達障がい」(PDD)、「注意欠陥・多動性障がい」(ADHD)、「学習障がい」(LD)、「発達障がいに関する合理的配慮」(具体例あり)の簡潔な説明となっている。それぞれ図示や具体例が示され、障害のある学生の支援に係る基本的な情報を理解することができるものとなっている。</p> <p>(再掲)「国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則」 (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(3) その他教職員に対し、障がい特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p>
新 潟 大 学	<p>「教職員のための学生対応Q&A～学生と向き合うために～」(平成25年3月発行、28年3月第2版発行)</p>

	<p>困りごとを抱えた学生と適切に向き合うことを目的としてマニュアルを作成し、教職員に配布している。マニュアルでは、相談の種類ごとに学内の窓口を整理して掲載するとともに、心構えや対応のポイントをまとめている。</p> <p>障害者差別解消法が施行されたことも踏まえ、平成28年度からは、障がいのある学生への支援に関するQ&Aを追加しており、発達障害（広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害）等に関するミニレクチャーも含んでいる。（詳細は図表3-(3)-ウ-⑬参照）</p> <p>（再掲）「国立大学法人新潟大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」（職員への研修・啓発）</p> <p>第15条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、次の各号に掲げる研修・啓発を行うものとする。</p> <p>(3) その他、職員に対して、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要な研修等</p>
--	--

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑫ 障害学生支援室のウェブサイトには教職員向けの区分を設け、障害別に、支援を行う側の留意点・配慮例も明示している例（一橋大学）

	<p>一橋大学では、障害学生支援室のウェブサイトに、「教職員の皆様へ」として、①「支援を行うにあたって」（「合理的配慮とは」、「社会的保障とは」）、②「障害別の支援・配慮依頼例」（発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、限局性学習障害）、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害の別）、③「支援の流れ」（合理的配慮の必要性の検討、授業における教員からの合理的配慮の提供）、④「Q&A」（学生からの相談があった場合の対応等）のリンクを設定している。</p> <p>発達障害については、上記の3つの障害それぞれの特性別に、「よくある困りごと」、「支援を受ける方：実際の配慮例」、「支援を行う方：留意点・配慮例」が、簡潔に示されており、分かりやすい。</p> <p>（アドレス） https://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaiishien.html</p> <p>例えば、「自閉症スペクトラム」をみると、具体的には、次の記載となっている（「よくある困りごと」及び「支援を行う方：留意点・配慮例」を抜粋）。</p> <p>よくある困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他人との意思や情緒の疎通が苦手 <ul style="list-style-type: none"> 「一緒に食べるとおいしいね」と言われてもピンと来ない。食事は誰と食べても味は変わらないし、人と話すと疲れるからゼミのコンパや飲み会に参加したくない。 ○同じ状況や決められたことへのこだわりが強い <ul style="list-style-type: none"> いつも座っている座席に座られてしまって、どこに座ったらいいのかわからなくなって欠席した。 ○柔軟な対応ができない <ul style="list-style-type: none"> 素早い状況への対応が弱く、指名されて発言しなければいけない講義が苦手。 ○行間を読んだり、暗黙の了解が理解し辛い <ul style="list-style-type: none"> 講義で、「自由に3人組になって」と言われると、誰と組んでいいかわからずいつも余ってしまう。 ○感覚異常がある <ul style="list-style-type: none"> 聴覚過敏：大教室で授業中のヒソヒソ声が先生の声と混ざってうまく聞き取れない。
--	---

感覚鈍麻：季節に関わらず同じ服を着ている。

○認知機能の偏りがある

視覚優位：教科書や資料の理解は問題なく、小テストではいい点数が取れるが、ディスカッションになるとついていけない。

聴覚優位：本に書いてあったことは理解できなかつたり理解するのに時間がかかたりするが、先生に直接質問して教えてもらえれば理解できる。

支援を行う方：留意点・配慮例

○詳細なシラバス

どのような形式で講義を行い（グループワークがあるのか、プレゼンやスピーチがあるのか、指名されるのか、板書が多いかなど）、どのように成績評価を行うのか（評価基準や評価方法）、学生が自分に合った履修計画や支援計画立てるために必要な情報です。可能な限り具体的に記述をお願いします。

○受講ルールの明確化

一般的な暗黙のルールがわからない場合があります。例えば、一人の学生が個人の関心や疑問について多くの質問を繰り返す等により、授業の進行が著しく制限されたり、他の受講生の学習に支障が出たりするような状況であれば、質問の時間や回数に制限を設けることを、直接伝えるなど、ルールを設置し明確化することが必要な場合があります。

○指示や質問の明確化

「どう思う？」などの漠然とした質問や、「簡単にまとめる」などの曖昧な表現を理解できない可能性があります。「AとBではどちらが優れていると思うか、理由を挙げてください」「○○字以内でまとめる」など、より具体的な形に指示を置き換えることで、学生が答えやすくなる場合があります。

○教示方法の支援

見る／聞く／話す／書くなど、得意なことと不得意なことの差が著しい場合があります。学生の苦手さ（症状の程度）に応じて、複数の情報源があるように（例えば、口頭で言うだけでなくプリントも配布する、板書だけでなく読み上げて頂く、など）、調整して頂く必要がある場合があります。

（注）当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑬ 独自に作成の教職員用マニュアルに、発達障害が疑われる学生を特別修学サポートルームにつなぐ具体的な手順を示している例（新潟大学）

平成25年、困りごとを抱えた学生と適切に向き合うことを目的として、「教職員のための学生対応Q&A～学生と向き合うために～」を作成した。同マニュアルには、相談の種類ごとに学内の窓口を整理して掲載するとともに、学生対応のポイントがまとめられている。

平成28年度に障害者差別解消法が施行されたことも踏まえ、教員が障がいのある学生を支援部署（特別修学サポートルーム）につなぐための手順等を記載している。「発達障害の疑われる学生」（Q21）を例に取り上げ、「症状」とみられる行動や態度などに触れながら、相談の仕方を問い掛け、それに対する答えとして、①特別修学サポートルームの役割、②行動や態度から推測される病名、③学生本人が特別修学サポートルームに来てくれた場合の具体的な手順が挙げられており、分かりやすい。

(参考)「教職員のための学生対応Q&A～学生と向き合うために～」(抜粋)

●Q21:特別修学サポートルームに学生をつなぐための手順

研究室に、発達障がいではないかと思われる学生がいます。周りの学生と人間関係を築くことができず、孤立しています。研究レポートの締め切りが近づいても、まったく焦る様子がなく、計画も立てられず、結局、提出できないことが多々あります。実習中、不器用なせいか、道具を落とし、正確な計測ができません。いつも不安そうな表情をしているので、論ずことに躊躇してしまいます。このまま研究室に来られなくなるのではと心配です。

そこで、特別修学サポートルームで支援をお願いしたいと思うのですが、どうすればいいのでしょうか。私から特別修学サポートルームを勧めると、本人に障がいがあると認識しているように思われるので、困っています。

A. 特別修学サポートルームは、障がいのある学生に対して単位取得に関する対応と自立に向けた生活のための支援を行うところです。本人の支援希望表明がなく、診断されているかどうか分からない場合、教員が直接、特別修学サポートルームに行くことを勧めるのでは、おっしゃるように、障がいを疑っているのではないかと思われてしまいます。

本人の困難さは、下記によるものと推測します。

- アスペルガー症候群の傾向(人間関係を築けない、社会性のなさ)
- ADHD(不注意優勢)の傾向(計画性のなさ、実行力欠如)
- 発達性協調運動障害の傾向(手先の不器用さ)
- 精神疾患の可能性(いつも不安そうな表情をしている)

特別修学サポートルームに本人が来てくれると、そこから支援がスタートできると考えます。その手順は、

- ①担当教員がサポートルームへ相談に行き、本人の様子を伝え、今後の方針を協議する。
- ②担当教員が専門の支援窓口(学生相談ルーム・保健管理センター)でカウンセリングを受けることを本人に勧めてみる。「いつも不安そうな表情をしていて、気になっています。一度、専門の支援窓口(学生相談ルーム・保健管理センター)でカウンセリングを受けてみたらどうですか?」と、まず病気を心配する。
- ③学生相談ルームや保健管理センターのカウンセラーが、特別修学サポートルームに行くことを勧める。特別修学サポートルームは、学生相談ルームや保健管理センターと学生の情報を共有し、連携して支援に当たる。

こういう手順で、本人が特別修学サポートルームとつながることができると思います。いかがでしょうか。

(注)当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑭ 障害のある学生の支援に関する基本的な情報を掲載したパンフレットを全教職員に配布するとともに、研修にも活用している例(長野大学)

パンフレット「長野大学 障害学生支援制度 バリアフリーキャンパスを目指して」について、大学のホームページに掲載(図表3-(1)-ア-⑥参照)するとともに、全教職員にも配布し、教職員の研修にも活用している。

同パンフレットには、①「基本姿勢」、「障害学生支援体制概要」(図示)、②「バリアフリーの実現に向けた長野大学の歩み」(障害学生支援に関わる沿革、障害のある学生の在籍人数の推移等)、③「支

援内容」(主な支援内容として19例、用語解説)、④「支援利用の基本的な流れ」(図示、「しょうがい」の漢字表記について)、⑤「相談窓口の案内」(学務グループ学生支援担当、保健室、学生相談室、キャンパスソーシャルワーカー(学生支援担当)、アドバイザー教員のそれぞれについて簡潔な説明)、⑥「地域の支援機関の案内」、⑦「長野大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び同要領における留意事項の全文、⑧「キャンパスガイドマップ」など、障害のある学生の支援に関する基本的な情報が掲載されており、非常に分かりやすい内容となっている。

なお、大学の平成31年度計画には、「障がいのある学生の多様なニーズに対応できるよう教職員への研修等を実施」の旨、明記されている。

(参考)「公立大学法人長野大学平成31年度計画」(抜粋)

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ウ 障がいのある学生支援

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律で定められている合理的配慮や、障がいのある学生の多様なニーズに対応できるよう教職員への研修等を実施し、支援体制のさらなる充実を図る。

(注) 同大学の「第1期中期計画」の期間は、平成29年4月～平成35年3月である。上記のような「教職員への研修等の実施」について、平成29年度及び30年度の「年度計画」には記載されていない。

なお、中期計画では、障がいのある学生支援について、「障がいのある学生に対するノートテイク等による情報保障に加え、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき適切な運用を行う。また、「障がいのある学生との懇談会」を年2回開催し、そこで出された支援内容や施設設備(バリアフリー)に対しての意見や要望を吸いあげ、学生支援体制の充実を図る」(第2の1(3)ウ)とされている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑮ 独自に作成の教職員用ハンドブックに、発達障害のある学生への配慮内容や気にかけるべき事項の例示も掲載している例(法政大学)

平成22年、多くの職員に、障害のある学生への対応方法を理解してもらうため、「教職員のためのハンドブック」を独自に作成した(障害者差別解消法の施行等により29年改訂)。

同ハンドブックは全教職員に配布されており、「ちょっと変わった言動がある」、「被害妄想がある」など、想定される学生の状況に応じて、「学生に起きていること」及び対応方法について整理されている。

発達障害のある学生についても、①「発達障がいのある学生に対する主な配慮内容」(3点)、②「発達障がいのある学生への対応で気にかけてほしいこと」(発達障がいに現れやすい特徴として、13の例示)が掲載されている。最後に、発達障害の特性に応じ、「ただし、他の学生の前で特別な声かけはしないでください」との留意点も示されている。

(参考)「教職員のためのハンドブック」(抜粋)

① 発達障がいのある学生に対する主な配慮内容

◆発達障がいは、どこまでが障がいでどこからが本人の個性や能力なのか区別がつきにくく、困難の現れ方は一人ひとり違います。

◆学生本人や保護者から修学上の困難を聞き取り、障がい学生支援室、学生相談室、所属学部教職員

とで連携しつつ、必要な配慮が何かについては、本人と関係者で合意形成をしていきます。
◆二次的な障がいが生じて精神疾患を併発した場合は、学生相談室と協働しサポートします。

2 発達障がいのある学生への対応で気にかけてほしいこと

本人の特徴を理解し、苦手な部分を補うような教育的対応が本人の負担減少につながります。
発達障がいに現れやすい特徴として次のようなものがあります。

- 講義を聴きながらノートをとるのが苦手。聴覚での情報が苦手。
- 自分の思いを言葉で表現することが苦手。
- 言葉を正確に使用とするあまり、様々な除法を整理してレポートを書くのが苦手。
- 誠実さがある一方で、気を使いすぎて浮いてしまう。
- 生真面目にルールを守れる一方、作業や課題の指示にあいまいな部分があると行動できない。
- ユニークな発想の持ち主であり、時に常識が足りないことがある。譲れないこだわりがある。
- いつもと違うと状況に合わせられない。考え方のリセットが苦手。
- 日付や数などを正確に話したり、熟語や専門用語に関心が高い。
- スケジュール管理が苦手。
- 貴重品や提出物を頻繁になくす。
- グループ学習、ゼミ形式が苦手。
- 実験・実習での行動が不器用。
- 過度な緊張または弛緩。

ただし、他の学生の前で特別な声かけはしないでください。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑬ 学内における支援内容を統一化し全体での支援体制を構築するため、教職員向けハンドブックを作成している例 (明治大学)

(経緯)

「2018年度明治大学学習支援報告書」(学習支援推進委員会)の「障がい学生支援室2018年度活動報告(障がいのある学生への学習支援体制の充実を目指して)」によると、従来、視覚・聴覚・肢体不自由等、身体の機能に障がいのある学生や精神や発達に関わる障がい等のある学生に対して、入学試験から入学後の授業等学習に関する支援を、入学センター事務室や障がい学生が所属する学部等の担当教職員・支援スタッフ学生・友人が主体となって行ってきた。これらの支援は、所属学部等がそれぞれ実施しているため、学内で共通した内容で支援することができず、支援者の負担増や支援実績に関するノウハウが学内に一元的に蓄積されないなどの課題があった。

このような学習支援体制のあり方を見直し、身体の機能に障がいのある学生の支援に対しては、学内で共通化できる部分については共通化し、それを安定的・継続的に実施する必要があると考え、学習支援推進委員会の下、教務事務室の所管として「障がい学生学習支援チーム」を組織し、学習支援活動のサポートと経験やノウハウの蓄積を開始するに至った。

その後、さらなる障がい学生支援体制の充実を目指し、「明治大学障がい学生支援に関する規程」(2018年(平成30年)11月28日制定、2018年度規程第26号)及び「明治大学障がい学生支援基本方針」(同年同月29日)を制定した。それに伴い、「障がい学生学習支援チーム」から「障がい学生支援室」へと名称の変更を行った。

(教職員向け障害学生支援のハンドブックの作成)

学内における支援内容を統一化し、上記規程の制定や障がい学生支援室への名称変更を通じて、学内全体での支援体制を構築するため、2018年(平成30年)年度、「明治大学教職員のための障がい学生支援ハンドブック」も作成した。同ハンドブックには、支援の流れや発達障害を含む各障害の特性等がまとめられており、全教職員に1,200部以上配布されている。

発達障害についても、次のとおり、「発達障がいの特徴」、「大学生生活上での困難と支援例」が具体的に記載されており、分かりやすい。

発達障がいの特徴

- 発達の順序が一樣ではない。
- 日常生活での困りごとが多い(本人・周囲)。
- 二次障がいを併存しやすい(例:周囲とのコミュニケーションがうまく取れず、いじめられ、不登校や引きこもりになる)。
- 障がいの(特徴の)「ある」「なし」ではなく、連続体(スペクトラム)と考えられています。障がいの特徴の濃度が「濃い」「薄い」かの問題で、基本的に誰でもこのような特徴・傾向はある。
- ASD、ADHD、SLDが重複している人もいる。高校までに課題・問題となっていたことと、大学生になると表面に出てくる問題とが変化してくることもある。

大学生生活上での困難と支援例

- (ASD)ゼミで他の学生の意見を聞くことが難しく、自分の意見は制限時間を超えても気にせず
に発言を続けてしまう
(支援例)発表や討論のやり方のルールを決める。
- (ADHD)レポートの提出期限が守れない
(支援例)手帳などを利用して、1か月、1週間、1日単位のスケジュールを書き出して、確認したり、
携帯電話のスケジュール機能やアラーム機能を利用し、通知する設定を勧める。提出期限・
方法を明確に提示する。提出期限の延長を認める。
- (SLD)文字を書くことが難しい
(支援例)パソコンの持ち込みを認める。板書の撮影を認める。

(注)当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑰ 授業担当教員に、配慮依頼文書に併せて、発達障害のある学生への配慮方法も掲載している教員ガイドも配布している例(早稲田大学)

障害のある学生を初めて担当する教員向けに、授業を行う際の配慮、支援者(支援学生、学外支援者)との連携方法などを知ってもらい、障害のある学生の授業への参加を実現するため、2010年(平成22年)に「障がい学生のための教員ガイド」(以下この図表において「教員ガイド」という。)を作成した。教員ガイドには、2014年(平成26年)以降、発達障害のある学生への配慮に関する内容が採り入れられており、「1. 発達障害の症状の紹介」、「2. 配慮の方法」、「3. 支援の流れ」、「4. 試験・評価」の記載がある。

教員に配慮依頼文書を配布する際、教員ガイドも併せて配布している。また、大学ホームページにも公開している。同ガイドには、「発達障がい学生への配慮方法(授業・演習・実験等)」についても、

「講義型の授業」、「グループワークの場面」などそれぞれの場面ごとに、具体的な支援内容も記載されている。

本ガイドを作成したことによるメリットとして、「障がい学生に関する基本方針、支援体制、支援の流れ、各障害の具体的な配慮方法、支援者との連携方法等が網羅されており、特に初めて支援を担当する教職員の一助となっている」としている。

(参考)「教員ガイド」(抜粋)

2. 発達障がい学生への配慮方法 (授業・演習・実験等)

発達障がい学生への支援は、診断がある場合は、支援室から依頼された「合理的配慮」に基づいて実施してください。配慮例には以下のようなものがあります。また、発達障がいの傾向は見えても診断がない学生に気付くことがあると思いますので、P13のコラムを参照し対応方法について「学生相談室」や「障がい学生支援室発達障がい学生支援部門」にお気軽にご相談ください。

講義型の授業では

聴覚情報を聞き取るのが難しい場合があるため、視覚情報(スライド等)を併用し、資料を配付しておくことで学びやすさが高まります。また、講義の録音や配布されないスライドの撮影許可を求められることがあります。

グループワークの場面では

指定された人数でグループを組む場面などでは、極度に緊張してグループに入れず、授業から足が遠のいてしまう人もいます、グループが組んでいるかの確認や、個人での取り組みも認める等の対応が求められることがあります。

手書きの課題を求める場面では

書字困難がある場合には、パソコンでの作成を許可したり、口頭試問に変えたりします。

ディスカッション場面では

話すことに苦手さがある場合、事前に課題を予告して準備を促すと共に、書面や映像によるプレゼンテーションや討議への参加など、方法を変更することも考えられます。

実験やデータ処理場面では

本人の特性を理解したメンバーでグループを組み、安全に実験やデータ処理ができるよう役割分担や注意事項を可視化します。必要で可能な場合には、TAをつけることも考えます。

フィールドワーク、インターン

活動目的を理解し、「合理的配慮」ができる派遣先を探します。学生は、活動遂行に必要な知識や安全管理上のスキルを習得した上で、学生・担当教員・派遣先(受け入れ先)担当者と十分な打ち合わせをした上で実施します。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-ウ-⑩ 教職員向け障害のある学生への対応マニュアルの作成等に関する意見等（8国立大学法人）

大 学 名	マニュアルの作成等のメリット、作成していない理由
茨 城 大 学	<p>（作成していない。令和元年度中の完成に向けて作成中）</p> <p>【理由】</p> <p>これまで、日本学生支援機構が作成・公表している合理的配慮ハンドブックを参考にしてきた。しかし、大学によって事情が異なるため、本学のニーズに合わせた独自のマニュアルを整備することとし、現在、タスクフォースを設置して、本年度中の完成に向けて障害学生支援ガイドブックを作成中である。</p>
宇 都 宮 大 学	<p>【メリット】</p> <p>指導教員等が適切に学生をサポートできるように独自に「教職員のための学生指導マニュアル」を作成した。</p> <p>マニュアルには、学生生活支援や学生相談体制、経済支援や福利厚生関係など、学生からの質問が多い情報及び担当部署を掲載している。初期情報であれば、指導教員がマニュアルを参考に学生の相談に対応できるようにしており、相談の都度、各部署に問合せを行う手間を省くことができる。</p>
群 馬 大 学	<p>（作成していない。冊子の作成、ホームページでの検討を進めている）</p> <p>【理由】</p> <p>これまで、手話通訳が入る講義等を対象にした独自のマニュアルを作成してきたほか、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生支援ガイド」を教職員に配布したこともあった。しかし、本学の実情に合わせた仕組み作りが途上であったこともあり、十分活用されていなかった。このため、専任教員着任後の支援体制整備の結果を踏まえ、現在、全学的な研修の実施と合わせて、教職員用の対応マニュアルについて、冊子の作成、ホームページ等での掲載の検討を進めている。</p>
埼 玉 大 学	<p>（作成していない）</p> <p>【理由】</p> <p>現時点では、支援対象となる学生が少ないこともあり、日本学生支援機構が作成している既存のマニュアルで対応可能であると判断しており、独自に作成していない。</p>
千 葉 大 学	<p>【メリット】</p> <p>職員向けの対応マニュアルに類する独自の冊子として、「気になる学生・困ったときのQ&A～学生相談室の窓口から～」を作成している。発達障害のある学生等への対応についても記載があり、新任教員ガイダンスで配布することにより、Q&Aで対応できている。</p>
一 橋 大 学	<p>【メリット】</p> <p>障害のある学生に対する支援について、FD（ファカルティ・ディベロプメント）等で教員からの質問を受け付けている。研究科ごとにFD活動を実施しているため、それぞれのFDで受けた質問の回答について、学内全体に広く周知するため、ホームページに、教職員向けのページを設けている。</p> <p>ホームページを手段とすることで、情報の追加・更新が容易となり、教員にとっても身近なインターネットで情報を得ることができるため、利便性が高い。また、障害</p>

	<p>学生支援の主体は学生であり、どのように教員に周知がされているのかをホームページに掲載することにより、学生の知る権利を尊重することにもつながると考えている。</p>
横浜国立大学	<p>【メリット】</p> <p>マニュアルについて、教職員に、障がい学生支援の必要性を認識してもらうため作成した。外から一見しただけでは分かりにくい精神・発達障害について、特に具体的に記載している。マニュアルの作成により、一定程度、障がい学生支援の必要性が周知され、また、精神・発達障害の状態像について周知できたという点で、メリットがあったと考えている。</p>
新潟大学	<p>【メリット】</p> <p>教職員から、学生への対応に困惑する場合の対処方法について教えてほしいという、教職員の声があったため、教職員用の対応マニュアルを作成した。</p> <p>マニュアルの作成により、気になる学生や障害のある学生等に対する教職員の知識・理解を深めることができた。</p>

(注) 当局の調査結果による。

(4) 就労支援

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>第4次障害者基本計画において、「障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する」(9-(3)-4)とされている。</p> <p>また、第一次まとめにおいて、「中・長期的課題」の一つとして、「特に、発達障害のある学生については、学生個々の障害の程度や本人の希望により、一般の雇用と障害者雇用のいずれが望ましいか、慎重に検討することが必要であることから、その具体的な支援方策等について、今後検討を進めていく必要がある」(6.(2)⑥)とされている。</p> <p>さらに、第二次まとめにおいて、「大学等からの就労への移行(就職)」とのタイトルで、「障害のある学生の就職においては、一般的な採用方式と障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があること、卒業後の就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があることなど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行なうことが難しい。また、学内において担当教員、障害学生支援室、就職課等の関係者が多岐にわたることに加えて、学外の支援機関や受入れ企業との連携が必要になる場合もある。このため、大学等においては、対話の中で障害のある学生の意向をつかみながら、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行なうとともに、以下のような就職支援のための取組や関係機関間でのネットワークづくりを促進することが重要である」(6.(3)本文)との認識が示されている。具体的な就職支援の取組等として、「職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識と理解に資するプログラムの提供、障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行なうための支援」(6.(3)①)、「障害のある学生には、一般の学生と異なる多様な就業・就労形態があることや、一般的な採用方式で雇用された場合においても、雇用主に合理的配慮等を求めることができることなどを伝える。また、大学等在籍時から相談できる地域の関係機関や、障害者雇用促進に関する諸制度、それらの活用方法についての情報提供を行なう」(6.(3)②)、関連して、「これらの支援や情報提供を行なうことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大学等のみでは困難であると考えられることから、以下のような関係部署・機関間の連携を強化する」(6.(3)③)とし、「学内における、修学支援担当部署と就職支援担当部署、障害のある学生への支援を行なう部署等との間の連携」(6.(3)③i)等が列記されている。</p> <p>なお、学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」(27年3月。以下「修学支援ガイド」という。)では、障害の種別ごとにもそれぞれの特性、場面一覧(入学、学習支援、学生生活支援、就職支援、災害時の支援)や具体的な支援例に加え、随所に「支援のポイント」も簡潔に整理されており、分かりやすい内容となっている。発達障害のある学生の場合、「就職支援」の項目</p>	<p>図表1-ア-⑥(再掲)</p> <p>図表1-ア-③(再掲)</p> <p>図表1-ア-⑤(再掲)</p> <p>図表3-(4)-①</p>

で、「学生が示す困難の例」として、「自分がどのような職業に就きたいかはっきりしない」「自分の適性が分からず、現実的でない職業を選択する」「就職に対する意欲はあっても難度も面接試験で失敗するため、落ち込んでしまいやる気をなくしてしまう」「就職活動の手順がわからない」「履歴書が書けない」などがあります」と列記されている。これらも踏まえた「就職に向けた支援の例」や「自己理解に必要なスキルへの対応」等も記載されている(63IV.)。なお、「本ガイドに掲載している内容は、今後、ある程度の期間をおいて見直しを行なう予定です」(「本ガイドをご利用になる前に」とされている。平成21年度の刊行後、23年度及び26年度に改訂されてきた。

【調査結果】

希望を持って入学した、発達障害など障害のある学生は、これまでの項目で記載してきたように、障害学生支援室等が中心となった「修学上の支援」を受けながら、安心して勉学に励むことができる。当局の「大学の支援に関する意識調査」に協力いただいた26人の発達障害のある学生全員から、修学上の支援について感謝を表明する回答があった(図表3-(3)-ア-⑩)。これら障害のある学生は、大学を卒業後、更に研究に取り組むため大学院へ進学、企業等へ就職、自ら起業など、様々な方面に進む。

この細目では、上記第二次まとめの「大学等からの就労への移行(就職)」も踏まえ、就労支援について取り上げる。調査対象8国立大学法人における発達障害のある学生に対する就労支援の実施状況を調査した結果、次のような状況であった。

なお、後述オ(発達障害のある学生の意見等)に記載するとおり、当局の意識調査(回答者26人)で、「就職について、大学から支援を受けたことがありますか」との設問に、「はい」11人(42.3%)、「いいえ」15人(57.7%)の回答であった。これら26人に限られるものの、6割近くが「大学から支援を受けたことがない」としている点に注意を要する。

ア 発達障害のある学生の就労支援に係る規程やマニュアル等

調査対象8国立大学法人いずれも、発達障害のある学生の就労支援に関する規程を定めておらず、マニュアル等も作成していない。

図表3-(4)-②

ただし、茨城大学は、「障害のある学生のためのバリアフリー推進に関する基本方針」(平成30年3月20日)で、「就労支援」として、「学内の資源を十分に活用するとともに学外機関等との連携も含めて必要な方策を講ずる」(8.)と定めている。

図表3-(3)-ア-①(再掲)

関連で調査した8公立大学・私立大学には、「障害学生等の支援に関する規程」(平成28年4月1日)に、障害学生等支援体制として、バリアフリー支援室を設置するとともに、キャリア支援担当など学内関係部署との「連携により、障害学生等の支援を行う」旨規定している例(横浜市立大学)がある。

図表3-(4)-③

イ 発達障害のある学生に対する就労支援の実施

発達障害など障害のある学生の支援体制について、バリアフリー推進室、障害学生支援室等が担当部署となっている。これらの根拠規程により、担当業務をみ

ると、「障害学生の修学支援に関すること」、「入学に関すること」、「修学に関すること」、「学生生活に関すること」、「施設整備に関すること」、「障害学生との面談等に関すること」等であり、「就労支援に関すること」などの定めはない。就職活動の支援について、バリアフリー推進室等ではなく、別の専門部署（就職支援課、キャリアセンター等）が、一般の学生と併せて行うことが通例とみられる。障害のある学生の立場からは、修学上の支援までは、通い慣れた障害学生支援室等が対応してくれたものの、「就職活動」については、一般の学生に交じって、就職担当部署に出向くこととなる。ただし、就職活動等で悩みや困りごとなどが生じた場合、障害学生支援室等も相談などに応じてくれるものとみられる。

発達障害のある学生の特性として、修学支援ガイドの例示のとおり、コミュニケーションの困難さ(抽象的な表現が分かりにくい、一方的に無関係の話をしてしまうといったこと)や自己理解の困難さ等の傾向から、就職活動で苦慮するおそれがある。そのため、発達障害のある学生の特性に応じた具体的な就労支援を行うことが有益と考えられる。

調査対象8国立大学法人の発達障害のある学生に対する就労支援の実施状況を見ると、次のとおりである。

(ア) 就労に関する情報提供

就労に関する情報提供に関連して、後述オの意識調査でも、大学の支援を受けていないとする発達障害のある学生からの回答に、「もう少し障害者雇用に関する情報を提供してほしい」、「障害者枠（特に発達障害）向けの就職支援を充実させてほしい」、「一般就職と障害者就職のどちらが良いか」等の記載が見受けられる。なお、大学の支援を受けたとする学生への「さらに必要な支援は何か」との設問に対して、「具体的な職場の紹介」、「より詳しい情報」などの記載もある。

調査対象8国立大学法人は、発達障害のある学生向け就労に関する情報提供を行っている。

また、障害のある学生向けの就労に関する情報を提供している8大学について、①修学上の支援にはかかわっていないキャリアセンターなど就職支援部門が提供しているもの6大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、横浜国立大学、新潟大学）、②障害学生支援部門及び就職支援部門において提供しているもの2大学（千葉大学、一橋大学）となっている。茨城大学は、独自のポータルサイト「茨大キャリアナビ」により、「障がい者雇用実績あり」を条件として求人票を検索できる仕組みを構築している。

これらに加え、①学生相談室の入口に、障害のある学生向けインターンシップ等の情報を掲示しているもの（千葉大学）、②発達障害のある学生の就労支援として、キャリアガイダンスや障害者雇用支援事業者との意見交換を行っているもの（横浜国立大学）もある。横浜国立大学のキャリアガイダンスの講演内容には、「障がい者雇用制度と雇用率の現状」や「障がい者採用について」

（「一般採用と障がい者採用」）も含まれている。ただし、同ガイダンスについて、「障がい者手帳を持つ方と取得を検討している方が対象」との要件となっており、参加者は、平成29年度5人、30年度2人となっている。せっかくの機会であり、対象者の範囲を拡大すると、より参加しやすくなると考えられる。

図表3-(4)-④

図表3-(4)-⑤

図表3-(4)-⑥

(イ) 面接やエントリーシートの記載に関する指導

発達障害のある学生が就職活動時に困難を示すとされる面接やエントリーシートの記載について、その特性を踏まえた指導が行われることが重要である。後述オの意識調査でも、①大学の支援を受けたとする発達障害のある学生が「さらに必要な支援は何か」との設問に対して、「志望理由書や手紙の失礼のない書き方。(配置など)を教わる。ビジネスマナーについて教えていただくと助かります」との記載、②また、大学の支援を受けていないとする学生の回答にも、「面接が苦手な人のために練習できる機会を設けたらよいと考える」、「履歴書の書き方、面接の練習など」等の記載が見受けられる。

調査対象8国立大学法人は、発達障害のある学生に対する面接やエントリーシートの記載に関する指導について、① i)「面接指導」では、障がい学生支援室からキャリア・サポートルームに配慮すべき事項の情報が提供されており、個人の特性に応じた指導が行われ、ii)「エントリーシートの記載指導」では、キャリア・サポートルームの指導とは別に、障がい学生支援室でも学生個々に文章のチェックや本人の伝えたいことの確認等を行っているもの1大学(横浜国立大学)、②「エントリーシートの記載指導」で、設問ごとに、答え方のパターンを持たせるように指導しているもの1大学(茨城大学)、③「発達障害のある学生に有効な指導方法が不明」、「学生が発達障害であるか否かが不明」などの理由により、発達障害の特性に配慮せず、一般の学生と同様の指導を行っているもの6大学(宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、新潟大学)となっている。

なお、横浜国立大学では、平成30年度、発達障害の傾向のある学生2人が「一般雇用」で就職している。

関連で調査した8公立大学・私立大学には、発達障害の特性に配慮した、熱心で戦略的な面接指導により、就職に結び付いている例(法政大学)がある。具体的には、①面接相談で、笑顔の作り方、所作などを中心に指導、②模擬面接の様子を撮影し、映像を見せながら、表情や受け答え等を学生に認識させ改善指導、③これら指導の理解を深めるため、面接のロジック等について資料も用いて説明している。このような発達障害の特性に配慮した指導の結果、平成30年度の実績として、発達障害のある学生3人(うち一般雇用2人)、その疑いのある学生8人が就職している。

(ウ) その他の就労支援

上記(ア)「就労に関する情報提供」や(イ)「面接やエントリーシートの記載に関する指導」のほか、独自の就労支援として、①アルバイト経験のない発達障害のある学生に、障害学生サポートルーム内での事務補助を通じて、労働体験、作業遂行能力の自己評価の機会を提供している例(群馬大学)、②障害のある学生向けに個別就職相談会を実施している例(千葉大学)、③4年間で卒業できなかった学生への就労支援(精神障害者保健福祉手帳の取得、障害者雇用での支援)や卒業生に対する就職後の支援(就職先から職員研修の講師依頼を大学が引受けたもの)を行っている例(新潟大学)も見受けられる。

関連で調査した8公立大学・私立大学には、3年生を対象とした求職登録のた

図表3-(4)-⑦

図表3-(4)-⑧

図表3-(4)-⑨

図表3-(4)-⑩

めのガイダンスで、①障害者手帳の所有の有無、②個別相談で、就労支援や支援情報の提供を受けるかなど聞き取り、以後の支援に結びつけている例（明治大学）もある。

ウ 学内他部署との連携

第二次まとめで、「障害のある学生の支援や情報提供を行なうことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大学等のみでは困難であると考えられることから、関係部署・機関間の連携を強化する」（6. (3)③）とし、「学内における、修学支援担当部署と就職支援担当部署、障害のある学生への支援を行なう部署等との間の連携」（6. (3)③ i）等が列記されている。

発達障害など障害のある学生に対する就労支援について、障害学生支援室等だけでなく、学内の関係者が多岐にわたることが通例であり、効果的な就労支援を行うためには、これら関係者、関係部署が連携して取り組む必要があるものと考ええる。

調査対象8国立大学法人は、障害のある学生の就労支援に係る関係部署・機関間の連携について、①障害学生支援室等と就職担当のキャリアセンター等とが連携して対応しているもの3大学（茨城大学、群馬大学、横浜国立大学）、②修学支援を行っている学生に、必要に応じて障害学生支援室等の担当者が同行して、キャリアセンター等で就職に関する相談を行うもの2大学（千葉大学、一橋大学）、③現状は連携を必要とする相談がないなどとするもの2大学（宇都宮大学、埼玉大学）、④学生支援センターとキャリアセンターとで、定期的に連絡会議を開催しているもの1大学（新潟大学）となっている。

また、障害学生支援部署と就職支援担当など学内他部署との連携に当たり、障害のある学生に関する情報の取扱いをみると、いずれも、発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。

ただし、発達障害のある学生からの要請がない場合であっても、①キャリアアドバイザーとの面談で、発達障害の傾向が見られた場合など、支援が必要とみられる学生について、関係部署間で情報を共有しているもの2大学（千葉大学、横浜国立大学）、②関係部署間で連絡会（キャリア、学生相談、障がい学生連絡会議）を開催し、各担当職員の気付き、学生の状況、相談内容等について、個人情報保護の観点から必要な情報に限り、共有しているもの1大学（新潟大学）ある。これらは、事後の有効な支援に結び付けるための対応と考えられる。

横浜国立大学は、上記に加えて、学生本人と障がい学生支援室や保健管理センターの支援担当者、キャリア・サポートルームの担当者による三者での面談も必要に応じて実施し、就労対策を検討している。

また、関連で調査した8公立大学・私立大学の中には、発達障害のある学生からの要請に基づき、就労支援担当部署と学生相談担当部署、障害学生支援担当部署との間で、当該学生の情報を共有しており、これに加えて、発達障害の傾向が見られる学生など、支援が必要とみられる学生についても、関係部署間で情報を共有している例（明治大学）がある。

図表1-ア-⑤（再掲）

図表3-(4)-②（再掲）

図表3-(4)-⑪

図表3-(4)-⑫

図表3-(4)-⑬

<p>エ 大学の意見</p> <p>発達障害のある学生の就労支援について、調査対象8国立大学法人から、次のような意見があった。</p> <p>[就労支援全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャリア教育を授業に採り入れるなど、自己理解や就労も含めたライフデザインの設計を支援する取組を、早い年次から始めることとしている（茨城大学） ○ 発達障害のある学生に職務の内容やマッチング等をイメージさせるため、実際に職場体験の機会を取り入れることが望ましい（茨城大学） ○ 大学として、どこまで就労支援を行うか悩ましい（群馬大学） ○ IT分野は、理解しやすい内容・文脈で仕事が割り振られてくることが多く、発達障害のある学生にとって比較的働きやすいのではないかと考えられる（横浜国立大学） ○ 発達障害であっても、就職活動を途中で断念しなければ、内定は出ているので、いかに途中で諦めないか、ということが重要となる（横浜国立大学） <p>[雇用枠（障害者雇用、一般雇用）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害の「グレーゾーン」の学生が障害者手帳を取得し、「障害者雇用」で就職をした例は少ないと思われる（千葉大学） ○ 障害者雇用を本人が望まない限りは、「一般雇用」での就労支援をすることが基本となる（新潟大学） ○ 当初、「一般雇用」での就職を希望していたものの、状況が厳しくなるにつれて、障害者手帳の取得による就職活動に切り替える学生が多い（新潟大学） <p>[個人情報保護（「学内他部署との連携」とも関連）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報が守られることが前提としてあるため、学内の部署でカウンセリング等の支援を受けている学生に対して、就労支援のための連携を行うには、まず学生からの要請が必要であると考えている（茨城大学） ○ 本人からの申告がない限り、発達障害であることについて、キャリア教育・就職支援センターが把握することができないため、支援が難しい（宇都宮大学） ○ 受け答えやエントリーシートの書き方から、グレーゾーンではないかと思われる者がいたとしても、明確な根拠資料はなく、あくまで推測に過ぎないことや、個人情報に配慮する観点から、学生支援課と連携するのは難しい（宇都宮大学） ○ 障害のある学生の状況等は、「要配慮個人情報」に該当するため、学生の要請なしに、職員の判断で他部署・他機関に提供することができない（群馬大学） <p>[学内他部署との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャリアセンターとバリアフリー推進室が共働りし、相互の専門性で補い合うことや情報の共有、意思決定の統一を図っている（茨城大学） ○ 発達障害のある学生から相談があれば、希望に配慮した対応や他部署との連携を行う用意はある（埼玉大学） ○ 個別に就職相談を実施していく中で、発達障害の傾向にカウンセラーが気づき、今後の相談に結びつくことがある（千葉大学） 	<p>図表3-(4)-⑭</p>
---	------------------

- 障害学生支援室の支援を受ける学生には、キャリア支援室との連携によるメリット等を事前に伝えた上で、学生の意思を尊重し、本人が主体的に他部署との連携必要性を判断することとしている（一橋大学）
- 臨床心理士など障害に知識のある者が、就労支援にも関与することは有効な手段の一つであると考えている（横浜国立大学）
- 就職活動時期（3、4年次）に、キャリアセンターを訪ねてくる学生と面談を行う中で、発達障害の傾向が明らかになる者も多い。1年次の情報など、早期から得ることができれば、より支援が行いやすい（新潟大学）

[学外の関係機関との連携]

- 発達障害のある学生は、社会スキルからの支援が必要な場合が多く、学外の就労支援組織（就労移行支援事業所、ハローワーク）につなぐことも重要であると考えている。労働体験が必要であり、インターンシップも良い手法である。理工系の学生は、特異な能力があると、教授等の紹介により、就職が決まることが多い（群馬大学）
- 就労支援に関して、企業の採用担当者と情報や知見を共有しながら進めていきたいと考えている（一橋大学）
- 発達障害のある学生が所属する研究室の教員から、「学生の就職先を何とかしてほしい」との相談を保健管理センターで受けたことがある。その学生は、教員からは能力が高いと評価されていたものの、障害の程度からすぐに就職することは難しく、外部の支援も必要と判断したため、カウンセラーが外部の支援施設に同行し、本人の特徴などについて説明を行ったことがあった（横浜国立大学）

[就労相談の窓口]

- 就労に関する相談をする窓口は、バリアフリー支援室とキャリアセンターの両者にそれぞれ設け、学生がより頼りやすい方を選んで利用してもらうようにしている（茨城大学）

また、関連で調査した8公立大学・私立大学では、次のような意見があった。

- 発達障害のある学生に対しては早い段階から就労支援をし、就職に対する意識を持たせることが重要と考える。また、キャリアセンターと障害学生支援室との連携においても、早くから始め、情報共有をしておくことが望ましい。その際、学生生活に苦戦している学生がより負担に感じることをないように配慮することが好ましい（法政大学）
- 早い段階から他部署と連携し、発達障害のある学生の情報共有をした上で支援ができることが望ましいが、学生が必ずしも情報共有を望んでいるとは限らず、学生の同意を得ることが重要と考えている（明治大学）
- 発達障害のある学生の就労支援に当たっては、支援室からキャリアセンターにつなぐこととしており、初回の面談時には支援室担当が同席する場合もある（早稲田大学）
- 障害の有無等については、事前に情報提供がなければ、障害の内容に関する

話を聞くだけで面談が終わってしまうこともあり、また、担当が毎回変わると、その都度、学生から話を聞き直す必要が生じるため、キャリアセンターの面談担当は固定化するように工夫している（早稲田大学）

- 発達障害のある学生は、日頃からカウンセラーとの面談の場において、自己理解を深めていくことが重要と考えている（長野大学）
- 発達障害のある学生は、場面ごとの質問の意図を理解することや、適切な応答、表情等を判断することが難しいので、具体的な例を挙げながら指導していくことが望ましい（法政大学）
- 発達障害のある学生は、一度に多くの話を理解することが難しく、助言をする際は内容を限定するようにしている（明治大学）
- 学生生活全般に関しての相談の窓口は主にユニバーサルデザインセンターが担当しているが、就労相談の場合には主にキャリアセンターが担当している。部署間で都度共有を行っているため、学生と面談を行う際には、ユニバーサルデザインセンターの職員や、臨床心理士が同席する場合もある（明星大学）
- 一般の学生同様、個別面談を行い、学生の希望を確認し、インターンシップや求人情報の紹介・添削や模擬面接を行う（明星大学）
- 障害者手帳を持っていても、「一般雇用」での就職活動を希望する学生もいる。学生にとって正しい情報を提供するため、「一般雇用」と「障害者雇用」の情報を提供することとしている（横浜市立大学）
- 個別面談を通して、「一般雇用」と「障害者雇用」のどちらを希望するか、希望する仕事や必要な配慮について確認し、意向に沿って支援するようにしている（明治大学）

オ 発達障害のある学生の意見等

「大学の支援に関する意識調査」によると、「就職について、大学から支援を受けたことがありますか」との設問に対して、「はい」11人、「いいえ」15人となっている。

「はい」と回答した学生からは、「就職についてどのような支援をうけましたか」との設問に対して、①「公務員関係の書籍の貸出し、インターンシップの届出提出」（国立大学、ASDの学生）、②「就職について相談できる窓口がある」（国立大学、ASDの学生）、「職業見学、相談会、シェイクなどへの同行」（公立大学、ASDの学生）、③「自己分析の補助をしてもらった」（私立大学、ADHDの学生）、④「インターンやセミナーの紹介」（私立大学、ASDの学生）、⑤「相談、事務所、エージェントの紹介など」（私立大学、ADHD及びASDの学生）、⑥「インターンの紹介、自己分析、説明会の紹介（同行）」（私立大学、ADHDの学生）、⑦「人材マッチング」（私立大学、ADHDの学生）、⑧「障害者向けの就労移行支援事業所の見学・紹介」（私立大学、ASDの学生）、⑨「面談による相談」（私立大学、ASDの学生）などとしている。

同様に、「さらに必要な支援は何ですか」との設問に対して、①「志望理由書や手紙の失礼のない書き方。（配置など）を教わる。ビジネスマナーについて教え

図表3-(4)-⑮

ていただけると助かります」(国立大学、ASDの学生)、②「具体的な職場の紹介」(公立大学、重複の学生)、③「キャリア相談」(私立大学、ADHDの学生)、④「ファッションや清潔感について教える。「(どうしたらもてるか)などをモチベにして)」(私立大学、ADHDの学生)、⑤「より詳しい情報」(私立大学、ASDの学生) などとしている。

また、「大学からの支援を受けたことがない」とする学生からは、「就職についてどのような支援が必要だと思いますか」との設問に対して、①「もう少し障害者雇用に関する情報を提供してほしい。また、ビジネスにおけるマナーなど具体的なことが身につけられる機会があるとありがたい(メールの書き方や身だしなみについて)」(国立大学、ASDの学生)、②「面接が苦手な人のために練習できる機会を設けたらよいと考える」(国立大学、重複の学生)、③「障害者枠(特に発達障害)向けの就職支援を充実させてほしい」(国立大学、ASDの学生)、④「一般就職と障害者就職のどちらが良いか」(国立大学、ADHDの学生)、⑤「履歴書の書き方、面接の練習など」(私立大学、ADHDの学生)、⑥「就職活動ですべきことの説明や助言」(私立大学、ASDの学生)、⑦「就職活動のスケジュールの立て方等の相談」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑧「バイトなどに関する相談(障害の特性上、どのバイトに自分は適しているかなど)」(私立大学) などとしている。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、発達障害など障害のある学生について、4年間の修学上の支援の先に就職がある前提で、関係部門や関係者が一体的に取り組む必要があることを再確認するとともに、その就労支援の推進を図る観点から、他の大学の取組や発達障害のある学生の意見も参考にして、次の措置を講じる必要がある。

- ① 障害学生支援室等の障害学生支援担当部門とキャリアセンター等の就職支援担当部門との連携、協力について、ルール化を検討し、障害のある学生等にも公開すること。
- ② 障害学生支援担当部門が行う障害のある学生との面談では、卒業後の進路希望についても、確認すること。
- ③ 障害のある学生が就職を希望している場合、就職支援担当部門に伝えるとともに、個人情報と同部門と共有することについて、本人の同意を得ること。
- ④ 障害のある学生の就職活動が出遅れることのないよう、就労支援について、3年次まで待つことなく、可能な限り、早期の開始を検討すること(この場合、修学上の支援と就労支援とが、同時期に重複して行われることとなる。)
- ⑤ 障害支援担当部門は、障害のある学生との面談を通じて、授業での配慮だけでなく、就職活動についても関心を持ち、就職支援担当部門と意見交換など行うこと。同様に、就職支援担当部門も、合理的配慮に関する教職員研修等に参加するなど、障害のある学生の特性の理解を深めること。

また、両部門での連絡会など、定期的な情報交換の場を設けること。

- ⑥ 障害のある学生のニーズ等も踏まえ、その特性に応じた、模擬面接、エントリーシートの書き方等を通じて、指導や助言等を行うこと。

⑦ 障害のある学生向けのセミナー等を開催するとともに、多数参加できるよう対象範囲を検討すること。	
--	--

図表3-(4)-① 修学支援ガイド（抜粋）

6. 発達障害

③ 支援例

IV. 就職支援（就職への支援）

○学生が示す困難の例

発達障害のある学生が就職活動時に示す困難の例として、「自分がどのような職業に就きたいかはっきりしない」「自分の適性がわからず、現実的でない職業を希望する」「就職に対する意欲はあっても何度も面接試験で失敗するため、落ち込んでしまいやる気をなくしてしまう」「就職活動の手順がわからない」「履歴書が書けない」などがあります。

○就職に向けた支援の例

大学での支援の例としては、履歴書、願書の作成の仕方を教えたり、面接の事前練習を通常よりも丁寧に何度も行なったりすることなどがあります。障害について自己認識がある場合には、学内の図書館やパソコン関連の外注業者など学内で実施するインターンシップを提供したり、特例子会社（障害のある人を採用している子会社であるが、一定の要件を満たして親会社に雇用されているとみなされ、親会社の実雇用率として算定できるようになっている会社）におけるインターンシップの機会を提供したりする例もあります。このようなインターンシップの機会に加えて経験したことを振り返る機会をもつことは、本人が働くということを意識したり、自分の向き不向きを判断したりすることができる重要な機会となります。

その他にも大学在学中のアルバイト経験を、社会に出る前の準備として活用することがあります。ただし、学生によっては接客が苦手であったり、手順が複雑な作業やいくつもの作業を同時にこなすことが要求される職種が苦手なこともあり、どのような仕事を通して働くことを体験するのかいうことを考慮して、学生の特性を考えたアルバイトの内容を選ぶことが必要となります。アルバイトを続けること、トラブルがあった場合やアルバイトを通して気づいたことなどを一緒に整理しながら、自分に合った職業を考えるような相談も必要になるでしょう。

対人関係であまりトラブルを起こすことがない場合には、家庭教師や塾の講師のアルバイトをすることによって、自分と同じような特性をもつ子どもたちを担当し、子どもたちにわかりやすい教え方を考える過程で自分自身の特性に気づき、前向きになる例もあります。重要なことは、自分の特性を理解し、それを受け入れ、特性に合った職業選択を行なうことができるように支援することです。

○自己理解や必要なスキルへの対応

本人への就職への意識付けや自分の適性などに関する課題については、就職が現実的なものとして意識される4年生から始めても遅いと考えられます。大学等、もしくはそれ以前の段階から、将来の社会での自立を踏まえた取組が必要です。なお、基本的な公共のマナーや、年齢や立場に応じたコミュニケーションの仕方、自分の苦手なことや得意なこと、また苦手なことに対する対処スキルを学んだりすることを通して、自身の障害についての理解を深め、自分に必要な支援を説明することなどは、働くことを考えたときに必要となります。また、周りの人が不快に思わない程度のおしゃれや、身だしなみも大事な要素になります。このような内容については、在学中の早い段階から学生相談等の相談の過程を通して取り組んでおくことが必要でしょう。

（注）下線は当局が付した。

図表3-(4)-② 障害のある学生に対する就労支援に関する規程等や支援体制（8国立大学法人）

大 学 名	就労支援に関する規程やマニュアル等、支援体制の内容
茨 城 大 学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】 なし。ただし、次のとおり、「茨城大学における障害のある学生のためのバリアフリー推進に関する基本方針」（平成30年3月20日）に、「就労支援」について明記。</p> <p>8. 就労支援 障害のある学生への就労支援を行うため、学内の資源を十分に活用するとともに学外機関等との連携も含めて必要な方策を講ずる。</p> <p>【障害のある学生の就労支援】 平成29年から、学生所属学部及び担当教員、バリアフリー推進室及びバリアフリー専任教員、キャリアセンター及びキャリアセンター専任教員が連携して、支援を実施（参考）茨城大学全学教育機構規程（平成28年規程第46号）（抜粋） （部門） 第4条 機構に次の各号に掲げる部門を置き、前条の業務のうち当該各号に定める業務を行う。 （1）、（2）（略） （3）<u>学生支援部門 学修、生活、心身の健康、就職等のトータルなサポートによる学生の成長を促す学生支援に関すること。</u> （4）（略） 2 前項の部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。 （センター） 第4条の2 機構に、次の各号に掲げるセンターを設け、当該各号に定める業務に係る窓口として、学生等にサービスを提供する。 （1）共通教育センター 全学の共通教育及び学修支援等に関する業務 （2）学生支援センター 学生生活支援及び厚生等に関する業務 （3）<u>キャリアセンター 就職支援及びキャリア教育の推進に関する業務</u> （4）グローバル教育センター 留学生の受入、学生の海外派遣留学及び国際教育に関する業務 （注）1 バリアフリー推進室は、全学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき制定された「茨城大学全学教育機構学生支援部門細則」第12条第1項の規定に基づき、学生支援部門に設置（<u>障害学生の修学支援を推進するため。図表3-(3)-ア-①参照</u>） 2 下線は当局が付した。</p>
宇 都 宮 大 学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】 なし</p> <p>【障害のある学生の就労支援】 <u>個別対応。</u>障がい学生支援室が保健管理センターと連携して、学生の状況に応じた対応をとっている。 現状、就職活動を行うに至るまでの発達障害のある学生が在籍していない（発達障害のある学生について、平成29年4月以降では、令和元年度に授業等での合理的配慮の実績あり（図表3-(3)-イ-⑧参照）</p>
群 馬 大 学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】なし</p> <p>【障害のある学生の就労支援】 キャリアサポート室と障害学生支援室とが連携（両室とも、大学教育・学生支援機構の「学生支援センター」に設置）</p>
埼 玉 大 学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】なし</p>

	<p>【障害のある学生の就労支援】</p> <p>個別対応。平成30年4月1日以降では、連携を必要とする相談なし。保健センター、なんでも相談室と連携して、支援する体制を整えている。</p>
千葉大学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】 なし</p> <p>【障害のある学生の就労支援】</p> <p>個別対応。学生相談室を利用する障害のある学生から、就職についての相談があった場合、同室相談員は、①学生に就職支援課の利用を促したり、②学生に同行して就職支援課を利用するなどの支援</p>
一橋大学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】 なし</p> <p>【障害のある学生の就労支援】</p> <p>個別対応。修学支援を行っている学生に、必要に応じて障害学生支援室支援担当者が同行し、キャリア支援室を往訪。就労支援担当者に就職相談</p>
横浜国立大学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】 なし</p> <p>【障害のある学生の就労支援】</p> <p>全学的な就職支援を行うキャリア・サポートルームと、障がい学生支援室及び保健管理センターとの間で、随時、連携を図り対応</p>
新潟大学	<p>【障害のある学生の就労支援に関する規程やマニュアル等】 なし</p> <p>【障害のある学生の就労支援】</p> <p>個別対応。なお、学生支援センター（学生支援相談ルーム及び特別修学サポートルーム）とキャリアセンターとで、定期的に連絡会を開催</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-③ 障害学生等の支援に関する規程に、バリアフリー支援室がキャリア支援担当等と連携して支援を行う旨定めている例（横浜市立大学）

<p>「公立大学法人横浜市立大学障害学生等の支援に関する規程」（平成28年4月1日）で、障害学生等支援体制として、バリアフリー支援室を設置するとともに、キャリア支援担当など学内関係部署との「連携により、障害学生等の支援を行うものとする」と定められている（第3条。下線は当局）。</p> <p>（支援体制）</p> <p>第3条 本学にバリアフリー支援室を置き、アドミッション課、各キャンパス教務担当・学生担当、キャリア支援担当、各キャンパス施設担当、ボランティア支援室、学術企画担当、保健管理課、人事課等の関係所管及び学部、研究科との連携により、障害学生等の支援を行うものとする。</p>
--

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-④ 発達障害のある学生に対する就労に関する情報提供（8国立大学法人）

大学名	情報提供の内容
茨城大学	<p>（就職支援システムの活用、キャリアセンター）</p> <p>独自のポータルサイト「茨大キャリアナビ」により、「障がい者採用実績あり」を条件として求人票を検索できる仕組みを構築。</p> <p>また、キャリアセンターの資料コーナーにも、障害のある学生向けの情報を提供</p>
宇都宮大学	<p>（キャリア教育・就職支援センター）</p> <p>同センターで、資料を常設。障害のある学生向けの情報を提供</p>

群馬大学	(キャリアサポート室) 書架に、障害のある学生向けの情報を提供
埼玉大学	(キャリアセンター) 書架に、障害のある学生向けの情報を提供
千葉大学	(就職支援課、学生相談等支援室) カウンセラー（専任5人）が障害のある学生向けのナビゲーションサイトから得た情報や、就職支援課に企業等から提供のあった情報を、個別に提供。学生相談室の入口の壁面に、障害のある学生向けの情報を掲示（写真とも、詳細は図表3-(4)-⑤参照）。
一橋大学	(障害学生支援室) 障害のある学生向けの情報を掲示。必要に応じて、個別に情報提供 (キャリア支援室) 資料コーナーにて障害学生向けの情報を提供
横浜国立大学	(キャリア・サポートルーム) 障害のある学生向けの情報を個別に提供。 障害のある学生向けのキャリアガイダンス（障害者専門の就職支援会社による講演と個別相談）や障害者雇用専門の企業との情報交換により、障害者雇用に関する情報収集及び学生に対する情報提供の充実（詳細は図表3-(4)-⑥参照）。 [当局検討] 上記の取組は、今回の他の調査対象大学にみられない、積極的なものである。 ただし、平成29年度から開始したキャリアガイダンスについて、「全学年障がい学生対象」とあるものの、実際には、「障がい者手帳を持つ方と取得を検討している方が対象」との要件あり。参加者は、29年度5人（発達障害のある学生を含む。）、30年度2人（うち1人は発達障害のある学生）に減少。 専門の事業者による講演等であり、「手帳の保有」という制限的な要件でなく、「修学上の支援を受けている障がい学生（全学年）」まで拡大すると、より参加しやすくなるのではないか。
新潟大学	(キャリアセンター) 書架に、障害のある学生向けの情報を提供

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑤ 学生相談室の入口に、発達障害のある学生向けインターンシップ等の情報を掲示している例（千葉大学）

学生相談室の入口横の壁面に、障害のある学生向けインターンシップ、企業の説明会、セミナー（写真1）、発達障害のある学生を対象としたサポートプログラム（写真2）の案内を掲載している。

（写真1）障害のある学生向けの案内



（写真2）発達障害のある学生向けの案内



（注）当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑥ 発達障害のある学生の就労支援として、キャリアガイダンスや障害者雇用支援事業者との意見交換も行っている例（横浜国立大学）

キャリア・サポートルームは、発達障害のある学生に対する就労支援に当たり、次のとおり、キャリアガイダンスや障害者雇用支援事業者との情報交換を通じて、就職活動で注意すべき点等の情報提供を行っている。

① 障害のある学生（全学年）を対象とする「キャリアガイダンス」

2017年（平成29年）から、障害者専門の就職支援会社の協力により、障害者手帳を取得している学生又は取得を検討している学生（全学年）を対象として、「障がい学生のためのキャリアガイダンス」を開催。障害者雇用制度や就職活動に関する講演とこれからの就活について個別にアドバイス（個別相談、一人10～20分）を行っている。

平成30年10月23日の「ガイダンス」では、i) 障がい者雇用制度と雇用率の現状（30年4月から法定雇用率の引上げ（民間企業：2.0%→2.2%、国、地方公共団体等：2.3%→2.5%）等）、ii) 就職活動について（活動スケジュール等）、iii) 活動方法について（自己分析（自分の「強み」）、企業研究）、iv) 障がい者採用について（「一般採用と障がい者採用」）、v) 障がいの説明について（障がい内容の伝え方、質問に対する対応の準備、具体的な伝え方）、vi) 障がいの配慮について（企業の雇用上の配慮）、vii) 就活ツール（ウェブサイト）について、講演。なお、大学の授業に影響の生じないよう、「12時～13時」（ガイダンス）、「13時～15時」（個別相談）を行っている。

キャリアガイダンスの参加者は、i) 平成29年5人（発達障害のある学生を含む。）、ii) 30年2人（うち発達障害のある学生1人）。

② 障害者雇用支援事業者との情報交換

障害者雇用を専門とする民間企業と連携し、求人情報を共有するなど情報交換を行っており、発達障害のある学生の就労支援に役立てている。

（注）当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑦ 発達障害のある学生に対する面接指導及びエントリーシート記載指導（8国立大学法人）

大学名	指導の内容
茨城大学	<p>【エントリーシート記載指導】</p> <p>発達障害のある学生が、就労に対する具体的なイメージを持って、就職活動に取り組めるように就労支援をしている。エントリーシート記載指導について、発達障害のある学生には、設問ごとに、答え方のパターンを持たせるようにしている。</p>
宇都宮大学	一般学生と同様に指導
群馬大学	一般学生と同様に指導
埼玉大学	一般学生と同様に指導
千葉大学	一般学生と同様に指導
一橋大学	一般学生と同様に指導
横浜国立大学	<p>【面接指導】</p> <p>キャリア・サポートルームが、「姿勢、声の大きさ、滑舌、話の迂遠さ」などの基礎的なコミュニケーションスキルの改善について支援を行っている。その際、障がい学生支援室から、当該学生に対して配慮すべき事項について情報提供がなされることがあり、個人の特性に応じた指導を行うことができる。</p> <p>【エントリーシート記載指導】</p> <p>キャリア・サポートルームが行うエントリーシートの指導とは別に、障がい学生支援室でも文章のチェックや本人の伝えたいことの確認等を行っている。</p> <p>【指導の結果】</p> <p>以上のような発達障害の特性に配慮した指導の結果、発達障害の傾向のある学生2人が、一般雇用で就職している（平成30年度）。</p>
新潟大学	<p>一般学生と同様に指導</p> <p>（参考）平成29年度に発達障害のある学生（大学院生）が「精神障がい者枠」で県内市役所正職員として採用された。「教育・学生支援機構年報 自律と創生第12号」（平成30年12月）によると、「障がい者雇用率の引き上げにより、精神障がい者手帳のある学生を正規職員として募集する役所が増えた。本学院生が募集に応募し、採用された。今後、このような就職の仕方があるという情報を伝えていきたい」（「学生支援センター 障がい学生支援部門」2④、3(2)⑤）とされている。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑧ 発達障害の特性に配慮した、熱心で戦略的な面接指導により、就職に結び付いている例（法政大学）

<p>発達障害（グレーゾーンを含む。）のある学生に対し、面接相談において、笑顔の作り方、所作などを中心に指導している。</p> <p>また、模擬面接の様子を撮影し、映像を見せながら表情や受け答えの様子等を本人に認識させた上で、改善指導を実施している。</p> <p>さらに、指導に係る理解を深めるため、面接のロジック等について、言葉で説明するだけでなく、資料を用いて説明している。</p> <p>このような発達障害の特性に配慮した、熱心で戦略的な指導の結果、法政大学では、発達障害のある学生3人（一般雇用2人、障害者雇用1人）と、発達障害の疑いのある学生8人が就職している（平成30年度）。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑨ 独自の就労支援を行っている例（群馬大学、千葉大学、新潟大学）

<p>○ 障害学生サポートルーム内での事務補助を通じて、労働体験、作業遂行能力の自己評価の機会を提供（群馬大学）</p> <p>アルバイト経験のない発達障害のある学生を対象に、障害学生サポートルーム内での事務補助作業を依頼して、就職前に労働を体験し、自らの作業遂行能力を評価することのできる機会を提供している。</p>
<p>○ 障害のある学生向けに個別就職説明会を実施（千葉大学）</p> <p>平成30年12月に総合安全衛生管理機構のカウンセラーの助言により、障害のある学生向けの「個別就職相談会」を実施した。発達障害の可能性のある学生1人を含む参加者は、「障害者雇用」を含めた就労に関する相談ができた。</p>
<p>○ 4年間で卒業できなかった学生への就労支援や卒業生に対する就職後の支援（新潟大学）</p> <p>発達障害のある学生に対する支援として、次のとおり、①4年間で卒業できなかった者に、精神障害保健手帳を取得させ、「障害者雇用」で就労支援を行った例、②卒業生の就職先からの研修講師の依頼に協力（就職後の支援）した例がある。</p> <p>① 卒業できなかった発達障害のある学生に、精神障害保健手帳を取得させ、「障害者雇用」で就労支援</p> <p>4年間で卒業できなかった学生と面談を行い、医療機関での診断を勧めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得を促した。</p> <p>その後、学内で支援会議を開催するとともに、i) 新潟障害者職業センターでの「職業評価」の機会を提供、ii) 就労移行支援事業所で、就業体験の機会を設けたりするなどの支援を行った。</p> <p>② 就職後の支援として、発達障害のある学生の就職先からの講演依頼に協力</p> <p>発達障害のある学生が、行政機関のパート職員（障害者雇用）として採用された。同事務所の職員研修について、同人が講演の候補者として母校の特任教授を挙げた。大学に研修の依頼があったので、「就職後の支援」として引き受けることとし、特任教授が講師として同事務所に出向き、社会で必要とされる合理的配慮の在り方等について講演を行った。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑩ 就労支援の必要な障害のある学生を把握している例（明治大学）

<p>毎年10月、3年生を対象とした求職登録のためのガイダンスを実施し、その中で障害者手帳の所有の有無を確認している。所有している学生に対しては、個別面談で、就労支援や支援情報の提供を受けるか等を聞き取り、以後の支援に結びつけている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑪ 学内他部署との発達障害のある学生に関する情報共有（8国立大学法人）

大 学 名	連 携 の 内 容
茨 城 大 学	<p>発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。</p> <p>バリアフリー推進室、キャリアセンター及び保健管理センターとで、支援している学生について、随時、カウンセリングの内容等を共有している（水戸キャンパス）。</p> <p>月1回の情報共有・事例検討のための会議を開催している。知見の共有により、学生の支援に役立っているほか、学生と各部署の職員が参加する「ランチ会」を共催し、</p>

	<p>フランクな場を通じて、支援の必要と思われる学生の把握や、部署間の連携の深化を図っている（日立キャンパス）。</p> <p>なお、学生が合理的配慮を申請する際、「支援に関する情報共有確認書」の提出を求めており、関係部署間の連携について、早期に同意を得られるようにしている。</p>
宇都宮大学	<p>発達障害のある学生から要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。</p> <p>学生本人から、発達障害に係る障害者手帳の所持の申告を受けた場合、必要に応じて、保健管理センターと情報を共有する。</p>
群馬大学	<p>発達障害のある学生から要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。</p> <p>健康支援総合センター、障害学生サポートルームと連携し、支援している発達障害のある学生の状況や希望の進路、職種等の情報提供を行っている。</p>
埼玉大学	<p>発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。</p> <p>キャリアセンター、保健センター及びなんでも相談室が連携して、発達障害のある学生からの支援要請に対応する体制を整えている。</p>
千葉大学	<p>発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っているほか、要請がない場合も連携している（詳細は図表3-(4)-⑫参照）。</p>
一橋大学	<p>発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。</p> <p>キャリア支援室と障害学生支援室で当該学生の情報共有等を行っているほか、修学支援を受けている学生に障害学生支援室の支援担当者が同行し、キャリア支援室の就労支援担当者と三者での就職相談を行うことができる。</p>
横浜国立大学	<p>発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。要請がない場合も、個人情報に配慮しつつ、連携している（詳細は図表3-(4)-⑫参照）。</p>
新潟大学	<p>発達障害のある学生からの要請がある場合、情報共有等の連携を行っている。要請がない場合も、関係部署間での連絡会を開催し連携している（詳細は図表3-(4)-⑫参照）。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑫ 学生から要請がなくても、他部署との連携を実施することとしている例

<p>（千葉大学）</p> <p>学生相談室が支援している発達障害のある学生について、本人から要請があった場合、学生相談室と就職支援課との間で、学生の特性等の情報が共有される。</p> <p>ただし、キャリアアドバイザーとの面談で、学生に発達障害の傾向がみられた場合、支援要請がなくても、他部署から情報の収集、総合安全衛生管理機構の利用のあっせんを働きかけることがある。</p> <p>（横浜国立大学）</p> <p>発達障害のある学生の要請に応じて、キャリア・サポートルームと障がい学生支援室及び保健管理センターの間で、随時、障害のある学生向けの就職情報の共有を行っている。</p> <p>学生から要請がない場合でも、個人情報の取扱いに十分留意した上で、障がい学生支援室から、学生の特性や状況、相談内容などの情報の提供が行われている。個人情報に配慮し、キャリア・サポートルームを利用する学生には、相談内容などの情報の開示の同意を可能な限り得ることとしている。</p> <p>また、学生本人と障がい学生支援室や保健管理センターの支援担当者、キャリア・サポートルームの担当者による三者での面談も必要に応じて実施し、就労対策を検討している。</p>
--

(新潟大学)

学生支援相談ルーム、特別修学サポートルーム及びキャリアセンターによる連絡会（キャリア、学生相談、障がい学生連絡会議）を年4回程度開催しており、キャリアセンターで支援している発達障害のある学生が面談に突然来なくなった場合、同学生の情報を共有し、必要に応じて関係部署から本人に直接連絡を入れることとしている。

連絡会では、各担当職員の気付き、学生の状況、相談内容等について、個人情報の観点から必要な情報に限り、共有している。

(参考)「教育・学生支援機構年報自律と創生第12号」(平成30年12月)によると、「奇数月第3木曜日にキャリアセンター、学生相談部門と連絡会議を行っている」とされている(「学生支援センター 障がい学生支援部門」3(3)②)。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑬ 他部署との連携の機会を複数設けている例 (明治大学)

就職相談を通して学生に発達障害の傾向がみられた場合、必要に応じて、学生相談室と情報共有を行っている。

また、障がい学生支援室が把握している発達障害のある学生についても、本人からの要請に基づき、個別に情報共有を行っている。

令和元年7月から、学生相談室と障がい学生支援室を交えた情報共有の場を設け、部署間の連携強化を図っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑭ 就労支援に関する大学の意見等 (8国立大学法人)

大 学 名	意 見 等 の 内 容
茨 城 大 学	<ul style="list-style-type: none">・ キャリア教育を授業に採り入れるなど、自己理解や就労も含めたライフデザインの設計を支援する取組を、早い年次から始めることとしている。・ 個人情報を守られることが前提としてあるため、学内の部署でカウンセリング等の支援を受けている学生に対して、就労支援のための連携を行うには、まず学生からの要請が必要であると考えている。・ キャリアセンターとバリアフリー推進室が共働りし、相互の専門性で補い合うことや情報の共有、意思決定の統一を図っている。・ 就労に関する相談をする窓口は、バリアフリー支援室とキャリアセンターの両者にそれぞれ設け、学生がより頼りやすい方を選んで利用してもらうようにしている。・ 発達障害のある学生に職務の内容やマッチング等をイメージさせるため、実際に職場体験の機会を取り入れることが望ましい。
宇 都 宮 大 学	<ul style="list-style-type: none">・ 本人からの申告がない限り、発達障害であることについて、キャリア教育・就職支援センターが把握することができないため、支援が難しい。・ 受け答えやエントリーシートの書き方から、グレーゾーンではないかと思われる者がいたとしても、明確な根拠資料はなく、あくまで推測に過ぎないことや、個人情報に配慮する観点から、学生支援課と連携するのは難しい。
群 馬 大 学	<ul style="list-style-type: none">・ 大学として、どこまで就労支援を行うか悩ましい。・ 発達障害のある学生は、社会スキルからの支援が必要な場合が多く、学外の就労支援組織(就労移行支援事業所、ハローワーク)につなぐことも重要であると考え

	<p>ている。労働体験が必要であり、インターンシップも良い手法である。理工系の学生は、特異な能力があると、教授等の紹介により、就職が決まることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある学生の状況等は、「要配慮個人情報」に該当するため、学生の要請なしに、職員の判断で他部署・他機関に提供することができない。
埼玉大学	<p>発達障害のある学生から相談があれば、希望に配慮した対応や他部署との連携を行う用意はある。</p>
千葉大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の「グレーゾーン」の学生が障害者手帳を取得し、「障害者雇用」で就職をした例は少ないと思われる。 ・ 個別に就職相談を実施していく中で、発達障害の傾向にカウンセラーが気づき、今後の相談に結びつくことがある。
一橋大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援に関して、企業の採用担当者と情報や知見を共有しながら進めていきたいと考えている。 ・ 障害学生支援室の支援を受ける学生には、キャリア支援室との連携によるメリット等を事前に伝えた上で、学生の意思を尊重し、本人が主体的に他部署との連携必要性を判断することとしている。
横浜国立大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ IT分野は、理解しやすい内容・文脈で仕事が割り振られてくることが多く、発達障害のある学生にとって比較的働きやすいのではないかと考えられる。 ・ 発達障害のある学生が所属する研究室の教員から、「学生の就職先を何とかしてほしい」との相談を保健管理センターで受けたことがある。その学生は、教員からは能力が高いと評価されていたものの、障害の程度からすぐに就職することは難しく、外部の支援も必要と判断したため、カウンセラーが外部の支援施設に同行し、本人の特徴などについて説明を行ったことがあった。 ・ 臨床心理士など障害に知識のある者が、就労支援にも関与することは有効な手段の一つであると考えている。 ・ 発達障害であっても、就職活動を途中で断念しなければ内定は出ているので、いかに途中で諦めないか、ということが重要となる。
新潟大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用を本人が望まない限りは、「一般雇用」での就労支援をすることが基本となる。 ・ 当初、「一般雇用」での就職を希望していたものの、状況が厳しくなるにつれて、障害者手帳の取得による就職活動に切り替える学生が多い。 ・ 就職活動時期（3、4年次）に、キャリアセンターを訪ねてくる学生と面談を行う中で、発達障害の傾向が明らかになる者も多い。1年次の情報など、早期から得ることができれば、より支援が行いやすい。

(注) 当局の調査結果による。

(参考) 関連で調査した8公立大学・私立大学の主な意見等

<p>[早期の就労支援、学内他部署との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害のある学生に対しては早い段階から就労支援をし、就職に対する意識を持たせることが重要と考える。また、キャリアセンターと障害学生支援室との連携においても、早くから始め、情報共有をしておくことが望ましい。その際、学生生活に苦戦している学生がより負担に感じることをないように配慮することが好ましい（法政大学）。 ・ 早い段階から他部署と連携し、発達障害のある学生の情報共有をした上で支援ができることが
--

望ましいが、学生が必ずしも情報共有を望んでいるとは限らず、学生の同意を得ることが重要と考えている（明治大学）。

- ・ 発達障害のある学生の就労支援に当たっては、支援室からキャリアセンターにつなぐこととしており、初回の面談時には支援室担当が同席する場合もある（早稲田大学）。
- ・ 障害の有無等については、事前に情報提供がなければ、障害の内容に関する話を聞くだけで面談が終わってしまうこともあり、また、担当が毎回変わると、その都度、学生から話を聞き直す必要が生じるため、キャリアセンターの面談担当は固定化するように工夫している（早稲田大学）。
- ・ 学生生活とのバランスをとって、就職活動を行わせることが重要である（横浜市立大学）。

[自己理解]

- ・ 発達障害のある学生は、日頃からカウンセラーとの面談の場において、自己理解を深めていくことが重要と考えている（長野大学）。

[発達障害の特性に応じた助言、指導]

- ・ 発達障害のある学生は、場面ごとの質問の意図を理解することや、適切な応答、表情等を判断することが難しいので、具体的な例を挙げながら指導していくことが望ましい（法政大学）。
- ・ 発達障害のある学生は、一度に多くの話を理解することが難しく、助言をする際は内容を限定するようにしている（明治大学）。
- ・ 学生生活全般に関しての相談の窓口は主にユニバーサルデザインセンターが担当しているが、就労相談の場合には主にキャリアセンターが担当している。部署間で都度共有を行っているため、学生と面談を行う際には、ユニバーサルデザインセンターの職員や、臨床心理士が同席する場合もある（明星大学）。
- ・ 一般の学生同様、個別面談を行い、学生の希望を確認し、インターンシップや求人情報の紹介・添削や模擬面接を行う（明星大学）。

[雇用枠（障害者雇用、一般雇用）]

- ・ 障害者手帳を持っていても、「一般雇用」での就職活動を希望する学生もいる。学生にとって正しい情報を提供するため、「一般雇用」と「障害者雇用」の情報を提供することとしている（横浜市立大学）。
- ・ 個別面談を通して、「一般雇用」と「障害者雇用」のどちらを希望するか、希望する仕事や必要な配慮について確認し、意向に沿って支援するようにしている（明治大学）。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(4)-⑮ 大学の支援に関する意識調査の意見（就職の支援）

【就職についてどのような支援を受けましたか。】（対象：「支援を受けたことがある」11人）

- 公務員関係の書籍の貸出し、インターンシップの届出提出（国立大学、ASDの学生）
- 就職について相談できる窓口がある。（国立大学、ASDの学生）
- 相談。（公立大学、重複の学生）
- 職業見学、相談会、シェイクなどへの同行。（公立大学、ASDの学生）
- 自己分析の補助をしてもらった。（私立大学、ADHDの学生）
- インターンやセミナーの紹介（私立大学、ASDの学生）
- 相談、事務所、エージェントの紹介など。（私立大学、ADHD及びASDの学生）

- インターンの紹介、自己分析、説明会の紹介（同行）（私立大学、ADHDの学生）
- 人材マッチング（私立大学、ADHDの学生）
- 障害者向けの就労移行支援事業所の見学・紹介（私立大学、ASDの学生）
- 面談による相談（私立大学、ASDの学生）

【さらに必要な支援は何ですか。】（対象：「支援を受けたことがある」11人）

- 志望理由書や手紙の失礼のない書き方。（配置など）を教わる。ビジネスマナーについて教えていただけると助かります。（国立大学、ASDの学生）
- 就職はまだ本格化していないが、本格化した時期にまた相談したい。（国立大学、ASDの学生）
- 具体的な職場の紹介（公立大学、重複の学生）
- キャリア相談（私立大学、ADHDの学生）
- ファッションや清潔感について教える。（「どうしたらもてるか」などをモチベにして）（私立大学、ADHDの学生）
- より詳しい情報（私立大学、ASDの学生）

【就労についてどのような支援が必要だと思いますか。】（対象：「支援を受けていない」15人）

- もう少し障害者雇用に関する情報を提供してほしい。また、ビジネスにおけるマナーなど具体的なことが身につけられる機会があるとありがたい（メールの書き方や身だしなみについて）。（国立大学、ASDの学生）
- わからない。イメージがわからない。（国立大学、ASDの学生）
- 面接が苦手な人のために練習できる機会を設けたらよいと考える。（国立大学、重複の学生）
- 障害者枠（特に発達障害）向けの就職支援を充実させてほしい。（国立大学、ASDの学生）
- 一般就職と障害者就職のどちらが良いか。（国立大学、ADHDの学生）
- 就職についてまだ考えていないのでわかりませんが、就職先に支援の内容等を引き継いでいただければと思います。（公立大学、重複の学生）
- まだ考えたことがない。（公立大学、ASDの学生）
- 履歴書の書き方、面接の練習など。（私立大学、ADHDの学生）
- 就職活動ですべきことの説明や助言（私立大学、ASDの学生）
- 就職活動のスケジュールの立て方等の相談（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- バイトなどに関する相談（障害の特性上、どのバイトに自分は適しているかなど）（私立大学）

（注）当局の調査結果による。

4 災害時の支援

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>第一次まとめにおいて、「災害時等の対応について、学生の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっても、個々の障害の状態・特性等を考慮する」(5. (5)) とされている。</p> <p>しかし、第二次まとめには、災害時における対応等に関する記載がなく、個々の国立大学法人等が明確な意識を持たない限り、障害学生支援の取組において、いわゆる「空白地帯」ともなりかねない。</p> <p>学生支援機構は、「修学支援ガイド」を作成し、高等教育機関に26年度末に送付している(同機構のホームページにも全文掲載)。同ガイドで、災害時の支援について、「障害のある学生には災害時に一層の困難が生じることを認識し、普段から本人と対策を話し合っておくことが大切です。また、日常の支援を通して地域の役場、近隣の大学等や関係機関との間で構築される連携が、災害時に大きな助けとなると考えられます。各大学等の実状に合わせて、障害のある学生一人ひとりの特性に配慮した支援計画を立てておくことが重要です」とし、「確認事項」として、「学内支援体制」、「情報取得・配信」、「設備・訓練等」、「連絡先の確認」の区分ごとに掲載し、各事項ごとにチェックできるよう整理されている(1. (3))。「チェック・シート」としても活用できる。</p> <p>また、障がいの種別ごとに、「災害時の支援」も詳細に記載されている。「発達障害」について、まず「学生が示す困難例」として、「発達障害のある学生の多くが、予期せぬ事柄の理解と対応、緊急時に求められるとっさの判断、他者とのコミュニケーションが必要なパーソナルな情報へのアクセスなど、災害時に必要となる基本的な対応が苦手です。そのため、安全な場所に避難することが遅くなったり、安否の確認がとりにくい場合があります。それ以外にも、「直接的な被害を受けていなくても、災害の様子が頭から離れず、学業や日常生活に困難をきたす」「被災のストレスからこだわりが一層強くなり、行動上の問題が頻発する」「周囲が忙しくしていても、何度も同じ質問をするなどにより、周囲を苛立たせる」などの場合があります」とされている。</p> <p>次いで、「留意すべき事項」が紹介されており、「発達障害がある場合にはこのような状況にとっても敏感で、一層の混乱や、困惑が生じます。まずは、落ち着いて行動できるように、可能であれば安心感を与えること、これから何をするのかに対して見通しが持てるように説明すること、落ち着いて行動するように促すことが必要です」、「ASDのように、日頃から周囲とのコミュニケーションを円滑にはかれない場合には、適切な状況把握が難しく、どのように行動する必要があるのかを考えて実行することがとても困難になります。そのため、被災時の行動の仕方をあらかじめ決めておくこと、所在や安否、被災状況を確認するための体制を構築し、本人に手順を確認しておくことが重要になります」、「避難した後や直接被害に遭わなかった場合でも、強いストレスから普段以上に不適切な行動が多くなる、こだわりが強くなる、フラッ</p>	<p>図表1-ア-③ (再掲)</p> <p>図表4-①</p>

シュバックを起こすといった場合があります」、「発達障害、とりわけASDの特徴について理解することは大事だと思いますが、このような場合に「自閉症だからしょうがない」と片付けてしまうと、益々混乱させることになりかねません。安心できるように話を聞くことや見通しが持てるように説明することが必要です」、「集団の中で生活することが困難で落ち着けないということや、周囲の状況が理解できずに不適切な言動を行ない、周囲から迷惑がられて、所定の避難所を利用できない、あるいは利用しにくくなることがあるかもしれません。このような場合、自治体によっては福祉避難所を設置している場合があることを知っておくと良いでしょう」、「一斉メールなどでの問い合わせや連絡では情報が伝わっていないことがあります。このような際には、個別の電話連絡で伝える、もしくは電話連絡した際に送付したメールを確認するように促すことで解決することができるでしょう」などとされている。

これらの特性等を踏まえた対応が簡潔に、「災害時の支援のポイント」として整理されている。①「日頃から被災時の行動の仕方を確認しておくこと、所在や、安否、被災状況を確認したりするための体制を構築し、本人に手順を確認しておく」、②「落ち着いて行動できるように、安心感を与え、これからの見通しについて説明する」、③「ASDの特徴として片付けてしまわずに、被災のストレスによって混乱していることを理解し、話を聞いたり、丁寧に説明することを心がける」、④「福祉避難所の有無や場所について情報を得ておく」、⑤「親しい知り合いが避難している場所について情報を収集して本人に伝える」、⑥「個別に電話で伝える。もしくは電話連絡した際に送付したメールを確認するよう促す」とされている（以上、6のV.）。

【調査結果】

近年、我が国では、大規模な震災（東日本大震災（平成23年3月11日）、熊本地震（28年4月14日）、大阪北部地震（30年6月18日）、北海道胆振東部地震（30年9月6日）など）や記録的な豪雨（九州北部豪雨（29年7月5日～6日）、平成30年7月豪雨（同年6月28日～7月8日）など）、令和元年台風第15号（9月9日）及び第19号（同年10月12日～13日））等が発生し、多数の死傷者、建物の倒壊や家屋の浸水、停電、公共交通機関の運休など甚大な被害が生じている。特に、関東地方においては、上記の台風が連続して上陸し、前者は千葉県を中心に、後者は東北地方にまでも大きな被害をもたらした。

これらの災害は、特定の地方にだけ発生するものでなく、「いつ、どこでも発生する」、「災害時には、「想定外」の事態が生じる」前提で、避難計画や避難マニュアルの作成などの備えを充実し、繰り返し訓練を行って、その内容も見直すこと、また、どのような事態になっても、躊躇なく「身体が動いていく」ようにしておくことが重要である。

しかし、障害者や高齢者等について、災害時には、自力で避難することが困難であることから、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」は、「要配慮者」とされている。

また、発達障害のある学生についても、「修学支援ガイド」から引用したとおり、その多くが、「予期せぬ事柄の理解と対応、緊急時に求められるとっさの判断、他者とのコミュニケーションが必要なパーソナルな情報へのアクセスなど、災害時に必

図表4-②

要となる基本的な対応が苦手」とされる。災害に直面した際には、自力で対応できないことは、教職員や周囲の学生の力、援助も頼りながら、迅速かつ安全に避難することが適当と考えられる。また、発達障害のある学生の上記のような特性も考慮した被災時の行動、避難の手順に関する確認、避難マニュアル類の整備等を通じて、日頃から備えの充実を図っておくことが重要と考える。「普段できないことは、災害時にはできない」という前提で、備えることが基本となる。

調査対象8国立大学法人の災害時の発達障害のある学生に対する支援について調査した結果、次のような状況であった。

なお、後述オ（発達障害のある学生の意見等）に記載するとおり、当局の意識調査（回答者26人）で、「学校から災害が起きた時にどこに避難するか、誰が支援してくれるか、どこに連絡したらよいか等の対応について、大学から説明を受けたことはありますか」との設問に、「はい」8人、「いいえ」18人（69.2%。うち国立大学7人）の回答であった。項目3(4)と同様、これら26人に限られるものの、7割近くが「大学から説明を受けたことがない」としている点に注意を要する。

ア 防災関連マニュアル等の整備状況

調査対象8国立大学法人のいずれも、防災関係規程、消防計画、災害対策マニュアル等の規程類を整備している。しかし、①「危機管理マニュアル」に付随する資料として、「障がい学生の災害時の支援・避難方法」（令和元年8月1日）を作成しているもの1大学（新潟大学）、②発達障害のある学生の支援に関する内容がなく、また発達障害に特化した規程類もないもの7大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学）となっている。

これら7大学では、①「災害時に特別な配慮を必要とする発達障害のある学生が在籍したことがない」などとするもの3大学（宇都宮大学、千葉大学、一橋大学）、②「発達障害の特性は個々に異なり、学生ごとに個別に対応してきた。発達障害のある学生への共通した支援内容をようやく検討し始めたところである」などとするもの1大学（茨城大学）となっている。

新潟大学は、障害のある学生の避難について、「もともと懸案事項と考えていた」ことから、発達障害を含む障害種別（聴覚障がい、視覚障がい、発達障がい、肢体障がい、精神障がいの5つ）に、その特性や支援・避難方法をコンパクトに整理したとしている。また、同資料は、ホームページにも掲載（公開）されており、「発達障がい」について、i)「災害の状況に驚きパニックに陥る場合もあります。落ち着いて行動し危険から身を守るようにしてください」、ii)「説明の理解が難しい場合があるため、場所や経路などは具体的に短く伝えてください」、iii)「現状からショックで動けなくなったり、混乱して判断ができなくなることがありますので穏やかな口調で声をかけてあげてください」としている。なお、「支援方法については一般的な表現であり詳細については個々で違いますので本人へ確認して行ってください」との注意喚起もある。

なお、近畿管区局調査では、①「災害時等緊急時における障害のある学生の支援を教職員向けガイドラインに明記（大阪大学）」（調査結果報告書図表4-②、195ペ

図表4-③

図表4-④

図表4-⑤

ージ)、②「災害発生時の障害のある学生に対する支援を教職員向けガイドブックに明記するとともに、ホームページにも公開(和歌山大学)」(同図表4-③、196ページ、197ページ)している例もある。

イ 防災訓練及び避難訓練における発達障害のある学生に対する支援

避難誘導マニュアル等を策定していても、それに沿って、実際に行動(訓練)してみないと、規定どおりに対応できるかどうか分からない。また、その結果を踏まえ、必要な見直しを行い、改正などして充実させていくことが重要である。「大規模な災害が発生した」状況の下で、どのように行動し、避難していくか。繰り返し、「訓練」を実施する必要があるとの意見もある。

後述オのとおり、①「大学から説明を受けたことがある」(8人)とする学生には、「具体的に覚えていない」(私立大学)、②「大学から説明を受けたことがない」(18人)とする学生への「災害が発生したとき、あなたにとってどのような支援が必要だと思いますか」の設問に対して、「災害時の対処法について、全員参加の講習を行う等が必要」、「わかりやすくジェスチャー等で避難経路等を伝えること」(以上、国立大学)、「落ち着いていられる場所、指示の明文化」、「避難時の情報伝達」、「聞き漏らしが多いので、重要事項は事務室の人が声かけしていただくと有り難い」(以上、私立大学)などの回答があった。ただし、「特別な配慮は、特に必要ないと思う」など「支援は必要ない」旨の回答もある(4人(うち国立大学3人))。

大規模な災害の発生時に、発達障害のある学生のこのようなニーズに対応するなどして、確実に避難できるか、「実際に体験してみないことには、適切に対応できるか分からない」もの考える。

調査対象8国立大学法人の学生等を対象とした防災訓練や避難訓練の実施状況をみると、いずれも、毎年1回程度、実施している。しかし、これら訓練において、発達障害のある学生に対する支援を行っている例はない。

図表4-⑥

その理由について、①「発達障害のある学生は、目立つ扱いを受けることを嫌がる傾向にあり、学生本人から理解を得られず、訓練時の支援は困難」などとするもの3大学(茨城大学、千葉大学、一橋大学)、②「プライバシーの関係から、あらかじめ発達障害のある学生の存在を支援し得る教員や他の学生など訓練参加者に知らせることができない。避難誘導等の個別の支援は難しい状況となっている」とするもの1大学(宇都宮大学)、③「発達障害学生も周りの学生と同じ避難行動がとれると判断している。発達障害学生に特化した避難訓練を考えることより、発達障害のある学生に避難訓練への参加を促し、体感させることが重要と考える」とするもの1大学(群馬大学)、④「安否確認訓練については、訓練参加者自身のスマートフォンを用いて安否回答の操作を行うため、特段の配慮は必要なかった」とするもの1大学(横浜国立大学)、⑤「発達障害学生は、自力で「逃げられる」という前提があるため、考えが及ばないのが実情である。そのため、自分から「SOS」を出してもらわないと支援する側も気付くことができない。また、これまでの各種災害でも発達障害学生が困ったという事例がない」とするもの1大学(新潟大学)とな

<p>っている。</p> <p>なお、近畿管区局調査では、①「障害のある学生の状態・特性等にも配慮し、全学的な避難訓練を実施している例（桃山学院大学）」（調査結果報告書図表4-④、197ページ、198ページ）、②「障害のある学生も含めた全学的な防火・防災訓練を実施している例（龍谷大学）」（同図表4-⑤、198ページ）もある。</p>	<p>図表4-⑦</p>
<p>ウ 災害発生時の発達障害のある学生に対する支援</p> <p>調査対象8国立大学法人の災害発生時の発達障害のある学生に対する支援についてみると、①ゼミの担当教員などが個々の学生の発達障害の特性を把握しており、それぞれの特性に応じた避難誘導、安否確認等を行うこととしているもの1大学（茨城大学）、②発達障害のある学生を把握した際に、災害時に大学を担う責任の範囲を説明すると同時に、障害があることを災害時の支援担当教員にも伝えることに学生の了解を得ているもの1大学（一橋大学）、③発達障害のある学生について、防災訓練等における支援と同様、個人情報保護等の問題があることから、特段の支援は行わず、一般学生と同様に対応しているもの6大学（宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学）となっている。</p>	<p>図表4-⑧</p>
<p>茨城大学は、「災害時の発達障害のある学生への支援について、その特性から被災時の行動の仕方、安否確認の方法、適切なコミュニケーション等への支援が求められることから、必要である」との認識により、障害の開示の範囲を「担当教員に限る」など、あらかじめ学生と決めておき、これら教員等が学生個々の障害の特性に応じて、避難誘導、安否確認、学生とのコミュニケーションを研究室の一部で行っている。</p>	<p>図表4-⑨</p>
<p>一橋大学は、「支援は、本人の意思を尊重した上で行わなければならない。学生と話し合った上で、災害時対応を行う」との認識により、災害発生時に発達障害のある学生を支援するため、発達障害であることを把握した際、被災時に大学が担う責任の範囲を説明している。これら学生のうち、授業における支援に加えて、災害時の支援も申し出た者には、障害に関する情報について、災害発生時に支援を行うこととなる教員にも伝えることに同意を得ている。</p>	<p>図表4-⑩</p>
<p>関連で調査した8公立大学・私立大学には、授業の合理的配慮を行っている学生から、「災害発生時にパニックになる可能性があるので、見守ってほしい」との申し出を受け、授業担当教員にあらかじめ伝え、可能な範囲で、他の学生より気を配るよう要請した例（明治大学）がある。</p>	<p>図表4-⑪</p>
<p>エ 避難場所や避難経路等の周知</p> <p>避難場所や避難経路等について、発達障害のある学生が事前に知っておくと、混乱などなく、避難することが可能となるものとみられる。全学的又は学部ごとの避難訓練等において、周囲の学生について行くことで、問題なく行動できている場合であっても、大規模災害の発生時に、周囲の学生が混乱した行動をとるなどすると、誰に従って行けばよいのか分からなくなるおそれもある。定期的な面談に併せて、障害学生支援室等の担当者に同行してもらい、実際に避難経路を確認しながら</p>	

ら、避難場所まで行ってみることも有効でないかと考える。後述オのとおり、「大学から説明を受けたことがある」（8人）とする学生には、「避難場所を教えてもらい、自分で確認しに行った」（国立大学）とする自主性のあるものもみられる。

ただし、「大学から説明を受けたことがない」（18人（うち国立大学7人））とする学生への「災害が発生したとき、あなたにとってどのような支援が必要だと思いますか」の設問に対して、「避難場所の指示と誘導が第一だと思う」、「避難場所の指示」（いずれも私立大学）などの回答があった。これらの学生には、避難場所に関する情報が提供されていないか、本人が理解できていないか、不十分な状況にあるとみられる。

調査対象8国立大学法人の発達障害のある学生に対する避難場所や避難経路の周知状況についてみると、いずれの大学も、発達障害のある学生を含む全学生に、何らかの形で周知している。周知の方法や媒体をみると、①教室や学生掲示板など大学施設内に掲示しているもの4大学（茨城大学、群馬大学、千葉大学、一橋大学、新潟大学）、②避難場所や避難経路に関する情報も掲載した「学生生活の手引」やパンフレット等を配布しているもの4大学（群馬大学、埼玉大学、一橋大学、横浜国立大学）、③ホームページに掲載しているもの4大学（群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学）、④「教務システム」にも掲載しているもの1大学（群馬大学）、⑤総合防災訓練の実施通知に掲載しているもの1大学（宇都宮大学）、⑥入学時に携帯用の避難経路図を配布しているもの1大学（新潟大学）となっている。いずれの大学も、「分かりやすさ」、「日頃から確認できる」、「普段から目にする位置に掲示する」などを意識し周知している。

図表4-⑫

これらの調査結果と、下記オの発達障害のある学生に対する意識調査の回答（「大学から説明を受けたことがない」とする国立大学の学生7人）とに「食い違い」が生じている（ただし、うち3人は、「特別な配慮は、特に必要ないと思う」など、「支援は不要」の旨記載）。大学の行う避難訓練等に参加していない、配布された冊子やパンフレットの内容を確認していない、大学施設内の掲示を覚えていないなどのことから、一部の発達障害のある学生には、十分伝わっていない、記憶に残っていない、関心を持たれていない現状にあるものとみられる。

関連で調査した8公立大学・私立大学においても、避難場所や避難経路等について、大学施設内の掲示等のほか、常時手元で確認できるように、学生が携帯する、①災害時対応マニュアルに掲載している例（首都大学東京、横浜市立大学、法政大学）、②「学生手帳」に掲載している例（明星大学）、③キャンパスハンドブックに掲載している例（早稲田大学）もある。さらに、早稲田大学は、同様の内容をホームページにも掲載している。

図表4-⑬

オ 発達障害のある学生の意見等

発達障害のある学生を対象とした「大学の支援に関する意識調査」によると、「学校から災害が起きた時にどこに避難するか、誰が支援してくれるか、どこに連絡したらよいか等の対応について、大学から説明を受けたことはありますか」の設問に

図表4-⑭

対する回答は、「はい」8人、「いいえ」18人であった。

「大学から説明を受けたことがある」(8人)とした学生に、「あなたはどのような説明を受けましたか」とたずねたところ、①「講義で災害時にどこに連絡すればよいか等を聞いた」(国立大学、重複の学生)、②「避難場所を教えてもらい、自分で確認しに行った」(国立大学、ASDの学生)、③「安全なところに誘導して、保護者の対面引き渡しを待つ」と説明されました(公立大学、重複の学生)、④「具体的には覚えていない」(私立大学、ADHDの学生)、⑤「大学付近の公園に避難することについて説明された」(私立大学、ADHDの学生)、⑥「マップのようなもので避難する公園などを教授が説明してくれた」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑦「その場で待機し、教授や大学側の指示に従う」(私立大学、ASDの学生)、⑧「ホームページから「災害安否確認フォーム」にアクセスする」(私立大学、ASDの学生)との回答であった。

また、「大学から説明を受けたことがない」(18人)とした学生に、「災害が発生したとき、あなたにとってどのような支援が必要だと思いますか」とたずねたところ、①「発達障害のために服用している薬の提供を受けること」(国立大学、SLD及びADHDの学生)、②「災害時の情報を入手しやすくする」(国立大学、ADHDの学生)、③「災害時の対処法について、全員参加の講習を行う等が必要」(国立大学、重複の学生)、④「わかりやすくジェスチャー等で避難経路等を伝えること」(国立大学、ASDの学生)、⑤「ストレスケア」(公立大学、重複の学生)、⑥「災害の情報を知ることができればいい」(公立大学、ASDの学生)、⑦「避難場所の指示と誘導が第一だと思う」(私立大学、ADHDの学生)、⑧「落ち着いていられる場所、指示の明文化」(私立大学、ASDの学生)、⑨「生徒一人一人が持てるマップがあればいい」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑩「ノイズの多いアナウンスは聞き取れない場合が多いため、文字化するか、簡単に要約して伝えてほしいと思う。スマホの通知とか」(私立大学、ADHDの学生)、⑪「避難時の情報伝達」(私立大学、ASDの学生)、⑫「避難場所の指示」(私立大学、ADHDの学生)、⑬「聞き漏らしが多いので、重要事項は事務室の人が声かけしていただけると有り難い」(私立大学、ADHD及びASDの学生)、⑭「避難所の開放」(私立大学の学生)との回答であった。

なお、「特別な配慮は、特に必要ないと思う」(国立大学、ASDの学生)、「いらなないと思う」(国立大学、ASDの学生)、「必要ない」(国立大学、ADHDの学生)、「支援が必要とは思っていない」(私立大学、ASDの学生)とする学生(計4人)もみられた。

以上のように、災害時の支援について、「大学から説明を受けたことがない」(18人)学生には、様々なニーズがある(「支援は不要」の旨、回答した者もあり)が、調査対象8国立大学法人には、現時点で、具体的な支援を予定していないものがあり、その主たる要因として、発達障害のある学生の個人情報の保護を挙げている。

しかし、大規模な災害が発生した場合、「修学支援ガイド」の「学生が示す困難例」にもあるとおり、発達障害のある学生は、その特性ゆえに、「安全な場所に避難することが遅くなったり、安否の確認がとりにくい場合」などがあり、避難から「取り残される」おそれがある。結果的に、合理的配慮にも疑念が生じかねない。支援の有無が発達障害のある学生の生命に関わる可能性も否定できず、災害時対応における個人情報取り扱い等について、検討の余地があると考えられる。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、災害時における発達障害のある学生の安全な避難の確保を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 近年の大規模な災害の頻発も踏まえ、「いつでも発生する」前提で、発達障害のある学生を含む障害のある学生の支援を有効に行うことができるよう、マニュアル等の規程類を整備すること。併せて、修学支援ガイドも参考とし、障害のある学生一人ひとりの特性に配慮した支援計画の作成も検討すること。
- ② 災害に直面した際、適切かつ円滑に対応できるよう、発達障害を含む障害のある学生の避難誘導、安否確認等の手順の確認や課題を検証するため、防災訓練等を定期的実施すること。
- ③ 多数の学生が参加する訓練は苦手など、障害の特性に配慮し、修学上の支援の定期的な面談の中で、災害時の避難についても取り上げ、必要に応じて、避難場所や避難経路の確認等も行うなどし、関心を高める工夫も検討すること。この場合、学生から「支援は不要」との意思表示などあれば、適切に対応すること。
- ④ 災害時における支援の有無は、発達障害を含む障害のある学生の生命に関わるおそれもあることから、関係部署で支援に必要な障害者の情報を共有することについて検討すること。

図表4-① 「修学支援ガイド」(抜粋)

1. 共通

(3) 災害時の支援

障害のある学生には災害時に一層の困難が生じることを認識し、普段から本人と対策を話し合っておくことが大切です。また、日常の支援を通して地域の役場、近隣の大学等や関係機関との間で構築される連携が、災害時に大きな助けになると考えられます。各大学等の実状に合わせて、障害のある学生一人ひとりの特性に配慮した支援計画を立てておくことが重要です。

確 認 事 項		
学内 支 援 体 制	<input type="checkbox"/>	障害のある学生本人からの申告に基づき、災害時に必要な支援を把握した上で、必要な範囲で関係の教職員等に周知しておく。
	<input type="checkbox"/>	避難方法と経路、及び被災場面に応じた支援方法を決めておく。
	<input type="checkbox"/>	緊急時の所在や安否情報、被災状況等を確認するための体制を構築し、関係者間で連絡手順を確認しておく。
	<input type="checkbox"/>	障害のある学生本人の同意のもと、保健管理センター等と医療情報を共有しておく。
情 報 取 得 ・ 配 信	<input type="checkbox"/>	大学等が、緊急の情報をリアルタイムで受信できるシステムを構築する。
	<input type="checkbox"/>	障害のある学生と大学等で、連絡手段となるツールを相談しておく。
	<input type="checkbox"/>	インターネット等を活用して、学生への情報発信に努める。
設 備 ・ 訓 練 等	<input type="checkbox"/>	避難時に必要な設備・機材を適切な場所に配置し、使用方法を周知した上でシミュレーションをしておく。
	<input type="checkbox"/>	障害のある学生の避難方法や経路を確認するための避難訓練を実施する。
	<input type="checkbox"/>	教職員や周囲の学生を対象とした理解啓発講座や、障害のある学生自身の防災・減災意識を高めるための防災教育を実施する。
	<input type="checkbox"/>	緊急時に、必要な支援の要望を周囲に適切に伝えることができるよう、本人の主体性を育てると共に具体的な方法を確認しておく。
連 絡 先 の 確 認	<input type="checkbox"/>	避難や支援等に関わる情報の入手先や、医療機関・支援機関等の連絡先を確認しておく。
		<input type="checkbox"/> 市区町村役場 (防災担当課)
		<input type="checkbox"/> 災害時拠点病院
		<input type="checkbox"/> 周辺医療機関
		<input type="checkbox"/> 近隣の大学等
		<input type="checkbox"/> 支援団体

6. 発達障害

(3) 支援例

V. 災害時の支援

○ 学生が示す困難例

発達障害のある学生の多くが、予期せぬ事柄の理解と対応、緊急時に求められるとっさの判断、他者とのコミュニケーションが必要なパーソナルな情報へのアクセスなど、災害時に必要となる基本的な対応が苦手です。そのため、安全な場所に避難することが遅くなったり、安否の確認がとりにくい場合があります。それ以外にも、「直接的な被害を受けていなくても、災害の様子が頭から離れず、学業や日常生活に困難をきたす」「被災のストレスからこだわりが一層強くなり、行動上の問題が頻発する」「周囲が忙しくしていても、何度も同じ質問をするなどにより、周囲を苛立たせる」などの場合があります。

○ 留意すべき事項

発達障害があってもなくても、災害などで見通しが持てなくなったり、周囲全体が落ち着かなくなったりした場合には、心理的ストレスを感じ、イライラし、パニックになりやすくなります。発達障害がある場合にはこのような状況にとっても敏感で、一層の混乱や、困惑が生じます。まずは、落ち着いて行動できるように、可能であれば安心感を与えること、これから何をするのかに対して見通しが持てるように説明すること、落ち着いて行動するように促すことが必要です。

ASDのように、日頃から周囲とのコミュニケーションを円滑にはかれない場合には、適切な状況把握が難しく、どのように行動する必要があるのかを考えて実行することがとても困難になります。そのため、被災時の行動の仕方をあらかじめ決めておくこと、所在や安否、被災状況を確認するための体制を構築し、本人に手順を確認しておくことが重要になります。

また、避難した後や直接被害に遭わなかった場合でも、強いストレスから普段以上に不適切な行動が多くなる、こだわりが強くなる、フラッシュバックを起こすといった場合があります。このようなストレスに対する反応は、一般の学生よりも顕著にみられます。

発達障害、とりわけASDの特徴について理解することは大事だと思いますが、このような場合に「自閉症だからしょうがない」と片付けてしまうと、益々混乱させることになりかねません。安心できるように話を聞くことや見通しが持てるように説明することが必要です。

その他にも、集団の中で生活することが困難で落ち着けないということや、周囲の状況が理解できずに不適切な言動を行ない、周囲から迷惑がられて、所定の避難所を利用できない、あるいは利用しにくくなることがあるかもしれません。このような場合、自治体によっては福祉避難所を設置している場合があることを知っておくと良いでしょう。あらかじめそのような情報を収集しておけば、学生の状況に合わせて情報を提供することが可能です。

比較的親しい知り合いが避難している場所について情報を得ておき、状況を伝えて支援してもらえるように依頼し、了解が得られれば、「△△には〇〇くんたちも避難しているよ」などと伝えることによって、周囲の学生がそれとなく支援することが可能となると考えられます。

また、一斉メールなどでの問い合わせや連絡では情報が伝わっていないことがあります。このような際には、個別の電話連絡で伝える、もしくは電話連絡した際に送付したメールを確認するように促すことで解決することができるでしょう。

○災害時の支援のポイント

- ・ 日頃から被災時の行動の仕方を確認しておくこと、所在や、安否、被災状況を確認したりするための体制を構築し、本人に手順を確認しておく。
- ・ 落ち着いて行動できるように、安心感を与え、これからの見通しについて説明する。
- ・ ASDの特徴として片付けてしまわずに、被災のストレスによって混乱していることを理解し、話を聞いたり、丁寧に説明することを心がける。
- ・ 福祉避難所の有無や場所について情報を得ておく。
- ・ 親しい知り合いが避難している場所について情報を収集して本人に伝える。
- ・ 個別に電話で伝える。もしくは電話連絡した際に送付したメールを確認するよう促す。

(注) 下線は当局が付した。

図表4-② 災害対策基本法（抜粋）

<p>（施策における防災上の配慮等）</p> <p>第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項</p> <p>十六～十九 （略）</p>
--

図表4-③ 発達障害のある学生の災害時対応に係る規程の整備状況（8国立大学法人）

大 学 名	内 容	意 見 等
茨 城 大 学	<p>災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。</p> <p>また、いずれの規程にも発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。</p> <p>「国立大学茨城大学危機管理規程」 「消防計画」 「茨城大学リスクマネジメントシステム」</p>	<p>発達障害の特性は個々に異なり、学生ごとに個別に対応してきた。発達障害のある学生への共通した支援内容をようやく検討し始めたところである。</p> <p>このため、災害時の支援について、発達障害に特化した規程を策定しておらず、また、災害時対応に係る規程類に、発達障害のある学生について記載していない。</p>
宇 都 宮 大 学	<p>災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。</p> <p>また、いずれの規程にも発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。</p> <p>「宇都宮大学防災管理規程」 「宇都宮大学防火管理規程」 「国立大学宇都宮大学峰地区消防計画」 「国立大学宇都宮大学陽東地区消防計画」 「宇都宮大学危機管理マニュアル」</p>	<p>これまで、災害時に特別な配慮を必要とする発達障害のある学生が在籍したことがなく、規程類の整備について、そのような学生の在籍を確認してから検討すべきものとする。</p>
群 馬 大 学	<p>災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。</p> <p>また、いずれの規程にも発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関</p>	（特になし）

大 学 名	内 容	意 見 等
	<p>する記載はない。</p> <p>「国立大学法人群馬大学危機管理規則」</p> <p>「群馬大学荒牧地区消防計画」</p> <p>「群馬大学昭和キャンパス消防計画」</p> <p>「群馬大学理工学部消防計画」</p> <p>「国立大学法人群馬大学危機管理対応指針」</p> <p>「国立大学法人群馬大学業務継続計画（BCP）」</p>	
<p>埼 玉 大 学</p>	<p>災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。</p> <p>また、いずれの規程にも発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。</p> <p>「国立大学法人埼玉大学危機管理規則」</p> <p>「国立大学法人埼玉大学危機管理室細則」</p> <p>「国立大学法人埼玉大学大規模地震災害対策要項」</p> <p>「国立大学法人埼玉大学防災管理要項」</p> <p>「国立大学法人埼玉大学教職員労働安全衛生管理規則」</p> <p>「国立大学法人埼玉大学消防計画」</p> <p>「安全ガイドライン（国立大学法人埼玉大学安全衛生管理指針）」</p>	<p>（特になし）</p>
<p>千 葉 大 学</p>	<p>災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。</p> <p>また、いずれの規程にも発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。</p> <p>「国立大学千葉大学危機管理規程」</p> <p>「国立大学法人千葉大学災害対策規程」</p> <p>「千葉大学災害対策マニュアル」</p>	<p>発達障害の特性は個々に異なり、特性に合わせて個別に対応すべきものとする。</p> <p>なお、これまで、災害時に特別な配慮を必要とする学生が在籍したことはない。</p>
<p>一 橋 大 学</p>	<p>災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。</p> <p>また、いずれの規程にも発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。</p>	<p>必要があれば、個々の障害に応じた対応マニュアルを個別に作成する方が効果的であると考えており、全ての教職員や学生を対象とする全体マニュアルに記載する必要はないと判断している。</p>

大 学 名	内 容	意 見 等
	「防災関係規程（一橋大学防災管理規則）」 「消防計画（一橋大学防災管理規則）」 「災害対応マニュアル（地震防災対策マニュアル）」	なお、これまで、個別のマニュアルの作成が必要となる学生が在籍したことはない。
横浜国立大学	災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。 また、いずれの規程にも発達障害のある学生を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。 「国立大学横浜国立大学防災・防火規則」 「国立大学法人横浜国立大学消防計画」 「横浜国立大学災害対策マニュアル」 「国立大学法人横浜国立大学における危機管理に関する規則」 「横浜国立大学危機管理ガイドライン」	（特になし）
新潟大学	災害時対応に係るものとして、以下の規程を策定している。ただし、発達障害に特化した規程はない。 また、いずれの規程にも、発達障害のある学生の支援を含め、障害のある学生の支援に関する記載はない。 「新潟大学防災規程」 「新潟大学危機管理規則」 「新潟大学危機管理マニュアル」 独自の資料として、令和元年8月1日、「障がい学生の災害時の支援・避難方法」を作成し、ホームページに掲載。発達障害を含む障害種別に、特性や支援・避難方法がコンパクトに整理されている。「新潟大学危機管理マニュアル」と「併用して対応を行ってください」と明記されている（詳細は図表4-④参照）。	障害学生の避難は、もともと懸案事項と考えていたため、左記の「障がい学生の災害時の支援・避難方法」を作成した。

（注）当局の調査結果による。

図表4-④ 発達障害など障害のある学生の災害時の支援・避難方法を簡潔に整理した資料を作成し、ホームページでも公開している例（新潟大学）

障がい学生部門特別修学サポートルームは、令和元年8月1日、「障がい学生の災害時の支援・避難方法」を作成し、ホームページで公開している。「新潟大学危機管理マニュアル（地震・津波対応編）」（平成25年3月）と併用することとされている。

この資料は、両面のコンパクトなもので、「聴覚障がい」、「視覚障がい」、「発達障がい」、「肢体障がい」、「精神障がい」の種別に、その特性や支援方法等が簡潔に記載されている。なお、左下には、「支援方法については一般的な表現であり詳細については個々で違いますので本人へ確認して行ってください」との注意喚起もある。

（検索手順）教育・学生支援機構学生支援センター→「（特別修学サポートルーム）」→「障がい学生の災害時の支援・避難方法を掲載します（2019.08.01）」→「障がい学生の災害時の支援・避難方法」

（アドレス）<https://www.iess.niigata-u.ac.jp/ssc/detail.html?idx=253>

障がい学生の災害時の支援・避難方法



聴覚障がい

- * 口頭での説明では聞き取りにくいいため筆談や板書にて避難場所や状況を具体的に説明してください。
- * 身振りや、手のひらに書くなども有効的です。
- * サイレンや呼びかけには速やかに反応できない場合もありますので周囲の人に支援を呼び掛けてください。

視覚障がい

- * 状況把握が難しいため口頭にて具体的に説明し避難の誘導をしてください。
- * 落下物や段差等は随時説明を行ってください。また急な方向転換などはけがのもとになりますので声掛けをお願いします。
- * 避難後はトイレの場所や情報不足になりがちなので周囲の人に支援を呼び掛けてください。

発達障がい

- * 災害の状況に驚きパニックに陥る場合があります。落ち着いて行動し危険から身を守るようにしてください。
- * 説明の理解が難しい場合があるため、場所や経路などは具体的に短く伝えてください。
- * 現状からショックで動けなくなったり、混乱して判断ができなくなることがありますので穏やかな口調で声をかけてあげてください。

肢体障がい

- * 避難時は階段や落下物等がある場合があるため、基本的には2人以上で介助し移動するように支援をしてください。
- * その場から動けなくなった場合はブザーや笛などで音を出し助けを呼びましょう。

精神障がい

- * 不安、幻覚、妄想など症状が出た場合は、我慢せず近くの人に状況を説明し落ち着くようにしましょう。
- * 混乱している場合は自分だけで判断せずに周りに助けを求めましょう。
- * ストレスがかかり症状が悪化する場合があるため、かかりつけ医がいれば状況を伝えましょう。いない場合は近くの医療機関を受診しましょう。

新潟大学 危機管理マニュアルと併用し対応を行ってください。

また支援方法については一般的な表現であり詳細については個々で違いますので本人へ確認して行ってください。

総合教育研究棟C棟2F
学生玄関 階段脇に担架有

アンピックへの登録・返信も忘れずに！

普段からの備え

- * 自身の状態を把握し必要なものは持ち歩くようにしましょう。
- * 自宅では避難バッグやグッズを備えておくようにしましょう。
- * 必要があれば「ヘルプカード」を作成し持ち歩きましょう。
- * 災害時はなるべく落ち着いて行動し、周りの人に支援を求めましょう。
- * 緊急時の連絡手段や避難場所など家族や支援者と相談しておくよう備えましょう。



新潟県 ヘルプマーク・ヘルプカードについて

2019年3月29日

ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方や、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう東京都が作成したマークです。

新潟県では2019年7月配布開始となり、新潟市では2019年8月から配布予定です。

ヘルプマークを身に着けよう

【電車やバスの中で席をお譲りください】

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、吊革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。

また、外見からはわからないため優先席に座っていると不審な目で見られストレスを受けることがあります。

【駅や商業施設等で声をかけるなどの配慮をお願いします】

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

【災害時は安全に避難するための支援をお願いします】

視覚障がい者や聴覚障がい者等の状況把握が難しい方、肢体不自由等の自力で迅速な避難が困難な方がいます。

【配布場所】


新潟県 障害福祉課など

【お問い合わせ】

TEL 025-280-5211

FAX 025-283-2062



 ヘルプカード <small>あなたの支援が必要です。</small> <small>※必要に応じて本人記入してください。</small> <small>※記入欄は必ず記入してください。</small>	氏名 <input type="text"/> (男・女) 住所 <input type="text"/> 連絡先 <input type="text"/>
	生年月日 <input type="text"/> 血液型 <input type="text"/> 年 月 日 型 (Rh+/-)
【医療などの情報】 障害名 <input type="text"/> かかりつけ医療機関 <input type="text"/> 医師 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/> 病名 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/> (携帯) 緊急連絡先 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>	

(注) 新潟大学のホームページから転記した。

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑤ 近畿管区調査における障害のある学生に対応した防災関連マニュアル等の整備例

① 災害等緊急時における障害のある学生の支援を教職員向けガイドラインに明記（大阪大学）

「障害者差別解消法に基づく大阪大学の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」（以下この図表において、「対応ガイドライン」という。）に、「障がいのある学生への災害等緊急時の支援」（5-3）として、授業・ゼミ等を行っている最中に、災害等緊急事態が発生した場合の支援について、学生の障害の種別ごとに、具体的な手順や誘導の仕方等を記載している。

また、大阪大学は、車椅子を利用する学生が所属する部局の建物内に、避難介助器具として、「キャリダン」及び「イーバックチェア」（いずれも階段避難車、各2台）を配備しており、対応ガイドラインにも、両器具をそれぞれ図示している。

○「対応ガイドライン」（抜粋）

5-3 障がいのある学生への災害等緊急時の支援

授業・ゼミ等に災害等緊急事態が発生した場合は、授業担当教職員が避難指導者となります。まず、情報支援や誘導等の支援が必要な人がいるかどうかを確認してください。もし、支援が必要な人がいれば、支援者がそばにいるか確認し、支援者がいない場合は、その場で教職員もしくは学生が支援者になるよう指示してください。

1) 視覚障がいのある学生に対する支援

・支援者は、避難の手順、避難経路、周囲の状況等について、適切かつ簡潔に口頭で説明してください。その後、段差、亀裂、障害物等に注意しながら誘導してください。

2) 聴覚障がいのある学生に対する支援

・支援者は担当教員や校内放送等の音声情報を「ノートに書く」、「スマートフォンにテキスト入力する」等の方法を行い、聴覚障がいのある学生に適切に伝えてください。また、避難後も情報に漏れのないように、的確に情報伝達を行ってください。

3) 肢体不自由、内部障がい・慢性疾患のある学生に対する支援

・学生の実態に応じて、車いすのまま移動するか、車いすを利用せず背負って移動するかを判断してください。

・大阪大学には、「キャリダン」「イーバックチェア」という避難介助器具を設置しています。基本的には、車いすの学生が所属している部局の建物内に設置しています。設置場所や使用方法については普段から確認してください。障がい学生支援ユニットでは、使用方法等についての研修を行うことも可能です。



キャリダン



イーバックチェア

4) 発達障がい・精神障がいのある学生に対する支援

・避難経路や避難場所についての避難指示をする際、視覚情報を用いて、具体的に情報を伝えてください。また避難の手順を適切に説明してください。

また、対応ガイドライン（5-3の3）にあるとおり、障害学生支援ユニットは、「キャリダン」及び「イーバックチェア」の使用方法について、関係する教職員や学生に参加してもらい、「階段避難車講習会」を開催している。平成28年度に開催された講習会によると、①「キャリダン」の場合、2人1組で実際に体験してもらい、緊急時の使用方法についてメーカー職員との直接質疑応答を通じて理解を深めた、②「イーバックチェア」の場合、肢体不自由な学生が乗り、他の学生が押すなど、実際に体験してもらった。終了後、課題として、①「キャリダン」の講習会について、教職員だけの参加であったが、緊急時は学生が使用する可能性が高いため、学生向けの講習会を行う必要もあるのではないか、②「イーバックチェア」の講習会について、多くの学生に体験してもらったが、来年度はこれらの学生も進級や卒業して入れ替わるので、同講習会を継続して実施する必要があるのではないかと整理している。

- ② 災害発生時の障害のある学生に対する支援を教職員向けガイドに明記するとともに、ホームページにも公開（和歌山大学）

和歌山大学のホームページ及び「教職員向け障がい学生支援ガイド」（キャンパスライフサポートルーム）に、「災害が起こったときの対応について」の項目を設け、学生の障害の種別ごとに、授業担当教員及び指導教員が避難指導者となり、指定の場所まで誘導するよう示している（下記、ホームページの掲載内容を参照）。具体的な伝達の仕方、「支援者のひじの少し上を視覚障害学生に掴んでもらって歩く」など誘導における注意事項や誘導の手順等、非常に分かりやすく記載されている。特に、「残留者確認」までも示されている。

（検索手順）メニューバー「キャンパスライフ」→「キャンパスライフサポートルーム」→「教職員の方へ」の「災害が起こったときの対応について」

（アドレス）<http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/seminar.html>

- ホームページの掲載内容（抜粋）

■ 災害が起こったときの対応について

授業中及び学生の指導中に地震や火事などの災害が起こった場合は、授業等の担当教員及び指導教員が避難誘導者として指定の場所まで避難誘導を行ってください。単独で避難することが難しい障がい学生がいる場合には、通常とは別に避難の支援が必要となります。

以下に、各障害別に最低限必要だと考えられる災害時の対応について記載します。

（1）視覚障害

- ・ 避難の手順、避難経路、周囲の状況を口頭で伝達してください。
- ・ 段差、亀裂、障害物（足元、頭上、張り出し、ひび割れ）に注意しながら誘導してください。
- ・ 視覚障害学生を誘導の際には、支援者のひじの少し上を視覚障害学生に掴んでもらって歩か、視覚障害学生の前を支援者が歩いて誘導してください。

（2）聴覚障害

- ・ 授業等の担当教員、指導教員からの説明や校内放送等の音声情報を、聴覚障害学生に筆談、携帯やスマートフォンへのテキスト入力、板書、手のひらに書く、身振りなどを組み合わせ、

目に見える形で聴覚障害学生に情報を伝達してください。

(3) 肢体不自由

- ・全体に避難指示をする際、車椅子等の補助具を利用する肢体不自由の学生については、学生本人を背負って避難させてください。
- ・できるだけ2名以上の支援者が一緒に避難させるようにしてください。
- ・未経験者が車椅子に障がい学生を乗せたまま移動させることは、障がい学生、支援者の双方に危険を伴うため、行わないようにし、車椅子は別の支援者が畳んで運ぶようにしてください。無理なら運ばずに障がい学生本人の避難を優先してください。
- ・1階（フロア階）に担架等がある場合、担架等による移動を検討してください。

(4) 発達障害

全体に避難指示をする際、避難経路や避難場所について、視覚的な情報と口頭の指示によって、具体的に、かつ簡潔に伝えるようにしてください。

(5) 精神障害

パニック発作を起こす可能性や過度な不安や緊張から避難場所まで1人では避難できない場合が想定されますので、その場合は、周りの状況を確認しながら、学生が落ち着くのを待ち、一緒に付き添って避難をしてください。

※残留者確認

教職員は必ず建物内の残留者確認を行ってください。各フロアの教室、廊下、トイレや人の目につきにくい場所などに障がい学生や一般の学生が残っている可能性もあります。呼びかけや音への応答が難しい学生がいる場合も想定し、ライトの点滅を利用するなどの工夫が必要となることがあります。残留者がいた場合は、他の教職員などと協力し、できる限り速やかに残留者を避難させてください。

また、和歌山大学は、上記のホームページや教職員向けの支援ガイドにとどまらず、肢体不自由の学生について、入学時に、所属学部の教職員や施設整備課の職員と共に、障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）の職員が同行し、構内の施設や設備、バリアフリー化の状況など、実地に確認してもらいながら、案内している。その一環として、災害発生時の避難場所（野球場、体育館）へのルートも確認してもらっている。障害のある学生には、分かりやすく、丁寧な対応となっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑥ 防災訓練及び避難訓練における発達障害のある学生に対する支援（8国立大学法人）

大学名	防災訓練等の内容	意見等
茨城大学	<p>水戸キャンパスで、毎年11月、震度6強の地震に伴う火災を想定して、教職員を含めた防火防災訓練を実施。訓練時の授業を担当している教員が誘導し、第2グラウンドに避難。</p> <p>日立キャンパスでも、毎年10月、地震の発生を想定して、教職員を含めた防災訓練を実施。教職員が誘導し、グラウンドに避難。</p> <p>なお、点呼等を行っていないため、参加した学生数を始め、発達障害のある学生の参加状況は把握していない。</p>	<p>発達障害は外見から分かりにくく、訓練時に支援するためには、支援が必要であることを学生本人が認識した上で、支援をし得る周囲の訓練参加者（学生）にも当該学生に障害があることを周知しなければならない。</p> <p>しかし、発達障害のある学生は、目立つ扱いを受けることを嫌がる傾向にあり、学生本人から理解を得られず、訓練時の支援は困難と考える。</p> <p>このため、訓練の際は、一般学生と同じ扱いであり、これまで特別な配慮を必要とする学生が在籍したことはないと考えている。</p>
宇都宮大学	<p>峰及び陽東の両キャンパスで、毎年12月、教職員を含めた全学的な総合防災訓練を実施。</p> <p>各学部の持ち回りで火災発生を想定し、それぞれのキャンパスのグラウンドに避難。</p> <p>点呼等を行っていないため、参加した学生数を始め、発達障害のある学生の参加状況は把握していない。</p>	<p>プライバシーの関係から、防災訓練において、あらかじめ発達障害のある学生の存在を支援し得る教員や他の学生など訓練参加者に知らせることができない。避難誘導等の個別の支援は難しい状況となっている。</p> <p>なお、発達障害のある学生も同訓練に参加していると思われるが、点呼等を行っていないため、実態は不明である。</p>
群馬大学	<p>毎年10月に大規模地震を想定した避難訓練を実施しているが、発達障害学生の参加は確認していない。</p>	<p>発達障害学生も周りの学生と同じ避難行動がとれると判断している。</p> <p>発達障害学生に特化した避難訓練を考えることより、発達障害のある学生に避難訓練への参加を促し、体感させることが重要と考える。</p>
埼玉大学	<p>安否確認システムANPICによる安否確認。平成30年10月実施。2人参加。</p> <p>毎年10月に避難訓練を実施</p>	<p>（特になし）</p>
千葉大学	<p>毎年秋以降に、西千葉、亥鼻、松戸及び柏の葉の4キャンパスにおいて、教職員を含めた全学的な防災訓練を実施（平成30年度は悪天候のために中止）。</p> <p>大規模地震による火災発生を想定して、一次避難所に避難。</p>	<p>発達障害のある学生の存在について、修学時の支援を行っている教員は把握している。しかし、それ以外の教員や周囲の訓練参加者（学生）に情報を伝えることについて、発達障害のある学生からの了解が得られない。避難誘導などの個別の支援は、</p>

大 学 名	防 災 訓 練 等 の 内 容	意 見 等
	<p>教職員は約200人参加。しかし、点呼等を行っていないため、参加した学生数を始め、発達障害のある学生の参加状況は把握していない。</p>	<p>難しい状況となっている。</p> <p>なお、発達障害のある学生も一般学生と同様に訓練に参加していると思われるが、点呼等を行っていないため、実態は不明である。</p>
一 橋 大 学	<p>毎年の秋以降、国立キャンパスを東西に分けて、全学的に総合防災訓練（避難訓練等）を実施。</p> <p>大規模地震発生を想定し、陸上競技場（西キャンパス）、多目的グラウンド（東キャンパス）、に避難。</p> <p>また、避難場所で「一橋大学学生安否報告」の安否情報一斉メール（テスト）を送信し、現況について返信する安否確認や消化器による初期消火訓練、AEDの使用実習なども実施。</p> <p>点呼等を行っていないため、参加した学生数を始め、発達障害のある学生の参加状況は把握していない。</p>	<p>発達障害は外見から分かりにくく、訓練時に支援するためには、支援をし得る周囲の訓練参加者（学生）に、障害があることを周知しなければならない。</p> <p>しかし、発達障害のある学生は、目立つ扱いを受けることを嫌がる傾向にあり、学生本人から理解を得られず、訓練時の支援は困難と考える。このため、訓練の際は、一般学生と同じ扱いとなる。</p> <p>なお、本学の発達障害のある学生は、一般の学生と同様の対応ができていると認識しており、これまで訓練に特別な配慮が必要な特性のある学生はいなかったと考えている。</p>
横浜国立大学	<p>大規模災害時における学生及び教職員の安否を正確かつ迅速に把握するための訓練（平成30年6月4日及び令和元年5月31日の2回）を実施。</p> <p>また、学生及び教職員を対象とした安否確認システムの使用訓練及び指定された避難場所に避難する訓練（平成30年12月4日）を実施。</p> <p>これらの訓練に、発達障がいのある学生が3人参加した。</p>	<p>安否確認訓練については、訓練参加者自身のスマートフォンを用いて安否回答の操作を行うため、特段の配慮は必要なかった。</p>
新 潟 大 学	<p>（消防訓練）</p> <p>大学内のそれぞれの建物ごとに行う。昼休みに放送が入り、学生が外へ避難、消火訓練を行う。各授業の講師にも協力を依頼</p> <p>（安否確認訓練）</p> <p>安否確認システム（ANPIC）を使用</p>	<p>避難訓練等において、発達障害学生は、自力で「逃げられる」という前提があるため、考えが及ばないのが実情である。そのため、自分から「SOS」を出してもらわないと支援する側も気付くことができない。また、これまでの各種災害でも発達障害学生が困ったという事例がない。</p>

（注）当局の調査結果による。

図表4-⑦ 近畿管区調査における障害のある学生に対応した防災訓練及び避難訓練の実施例

① 障害のある学生の状態・特性等にも配慮し、全学的な避難訓練を実施している例（桃山学院大学）

桃山学院大学では、「施設災害対策要綱」（平成 14 年）の規定により、防災対策委員会が「防災訓練を実施する等防災意識の向上に努める」とされており、毎年、総務部総務課が作成する「避難訓練実施計画」に基づき、全学的な訓練に取り組んでいる。以下のとおり、障害のある学生の状態・特性等にも配慮した訓練内容となっている。

- 平成28年10月27日、消防計画等の定めに基づく教育・訓練の一部（避難誘導訓練）として実施した。訓練に当たり、障害のある学生も参加させている。この訓練について、「授業時間中に震度6強の地震が発生した」との想定により、施設内の学生を避難場所であるサブグラウンドへ避難させ、安否確認を行うこととされている。障がいのある学生については、避難場所である「チャペル前」（チャペル（聖救主礼拝堂）に災害対策本部を設置）に避難させ、安否確認を行う。
- 訓練対象者は、当日、授業を受けている学部生、授業を担当している教員、事務職員等である（障害のある学部生も含まれる）。
- 事前に、教室別、授業担当教員別に、履修者数と障害のある学生数（障害種別）を把握しており、教室別に、誘導担当者（事務職員）や「避難経路」、受講している障害のある学生に関する情報（障害種別及び人数）等を掲載した図が用意される。
- 「避難訓練シナリオ」（「地震発生の放送」から「訓練終了の放送」までは 30分間）が別に用意されており、「訓練中の事故を防ぐため車イスの学生は、エレベーターを使用してください。障がい学生の避難場所はチャペル前となります」と誘導のアナウンスを行うこととされている。
- 「車イスの介助方法」に関する資料も用意され、介助に当たっての注意点等の詳細な説明や写真が掲載されており、非常に分かりやすい。
- 避難訓練の当日、大きな混乱等为了避免するため、あらかじめ、教職員や障害のある学生に対し、避難経路の周知文書が配布される。これは、当日訓練だけでなく、緊急時の確認も兼ねる。
- 訓練の終了後、障害のある学生個々に、①障害種別、②通常移動手段、③当日の教室、④当日の担当教員、⑤避難の有無、⑥避難場所への到達時間、⑦教員の帯同状況等を整理し、以後の緊急時の対応に活用することとしている。

（注）当局の調査結果による。

② 障害のある学生も含めた全学的な防火・防災訓練を実施している例（龍谷大学）

龍谷大学は、毎年、全学的な防火・防災訓練を実施している。この訓練では、障害のある学生について、障がい学生支援室から各学部教務課に対応を要請し、各学部教務課では以下の手順で対応している。対応方法については事前に障がい学生支援室で集約し、各学部教務課と協議のうえ必要な場合は協力して対応する。

①障害のある学生の時間割及び教室を把握し、②障害のある学生への対応方法について確認し、③訓練の際には手助け（移動介助）が必要な学生に対し、事務職員等が誘導する。昨年度の訓練では、聴覚障害のある学生にノートテイクが放送内容を伝達して一緒に避難したケー

スもあった。

同訓練の結果、確認できた課題について、障がい学生支援室が集約し、以下のとおり、検討している。

訓練結果から得られた課題	課題の解決に向けた検討
<p>障害のある学生の対応は、普段から支援を行っている学生について、各学部が対応し、特に問題はなかった。</p> <p>しかし、普段支援していない学生への対応ができていないケースもあった。</p>	<p>要支援学生の特定、要支援学生の居場所を教務課で日々把握するほか、関係部署で（障がい学生支援室、総務課、守衛所など）で共有する必要がある。</p>
<p>エレベーターや廊下が非常に混雑することから、車椅子の学生1人での移動は非常に困難である。「安否確認カード」の受取も、混雑している状況では困難となっている。</p>	<p>災害時の対応について、本人と相談して対応方法について、各学部教務課、授業担当教員、障がい学生支援室で共有しておく。</p> <p>教室配当等の個別配慮をすることも検討する。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑧ 災害時の発達障害のある学生に対する支援（8国立大学法人）

大学名	内 容	意 見 等
茨 城 大 学	<p>ゼミの担当教員など教職員が個々の学生の発達障害の特性を把握し、災害時には、個々の障害の特性に応じた避難誘導、安否確認、適切なコミュニケーション等の支援を研究室の一部で行っている（詳細は図表4-⑨参照）。</p> <p>なお、教職員向けの他の障害を含めたガイドブックを作成する学内組織を立ち上げたところであり、学生に視覚的に分かり易く説明することなど、発達障害のある学生にどのような支援が必要かを示すことを検討している。</p>	<p>災害時の発達障害のある学生への支援は、その特性から被災時の行動の仕方、安否確認の方法、適切なコミュニケーション等への支援が求められることから、必要である。</p>
宇 都 宮 大 学	(特になし)	<p>発達障害がある学生を特定して周囲の者に知らせ、一般の学生と区別することについては、プライバシーの関係上、学生本人に合理的配慮への了解を得ることは困難であることから、災害時対応に係る取組は特に行うこととしていない。</p>
群 馬 大 学	(特になし)	<p>発達障害学生も周りの学生と同じ避難行動をとることができると判断している。</p>

大 学 名	内 容	意 見 等
埼 玉 大 学	(特になし)	(特になし)
千 葉 大 学	(特になし)	学生には、障害について担当教員など範囲を限定して伝えることとしており、プライバシーの関係上、関係部署等との情報共有が難しく、災害時対応に係る取組は特に行うこととしていない。
一 橋 大 学	発達障害のある学生を把握した際に、災害時に大学が担う責任の範囲を説明。同時に障害のあることを災害時に支援を行う教員に伝えることについて了解を得ている（詳細は図表4-⑥参照）。	支援は、本人の意思を尊重した上で行わねばならない。このため、左記のとおり、学生と話し合った上で災害時対応を行うこととしている。
横浜国立大学	(特になし)	(特になし)
新 潟 大 学	(特になし)	(特になし)

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑨ 個々の学生の発達障害の特性を把握している教職員がそれぞれの障害の特性に応じた避難誘導、安否確認等を行うこととしている例（茨城大学）

障害の開示の範囲を「担当教員に限る」とするなど、あらかじめ学生と決めておく。災害発生時に、決められた範囲の者が、個々の発達障害の特性に応じて、避難誘導、安否確認、学生とのコミュニケーションなど、研究室の一部で行うこととしている。

なお、上記のほか、発達障害を含む全ての学生を対象とする取組として、災害発生時の安否確認について、「茨城大学安全情報メール」を用いて行っている。学生生活全般について一冊にまとめた「いばだいガイドブック」の最初のページに、同電子メールの説明も掲載されている。同ガイドブックについて、毎年度、新入学生に配布されるとともに、大学ホームページにも掲載されている。

災害等の発生時の安否確認について

本学では、自然災害（地震、風水害等）、事件・事故（テロ、原子力事故等）等の発生時、学生の安否を迅速に確認するためマ・メール（茨城大学安全情報メール）を利用しております。

以下のメールアドレスで配信しておりますので、こちらからメールが来た場合は必ずご確認ください。

ibarakiuniv@mamail.jp

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑩ 発達障害のある学生の同意を得た上で、災害発生時の支援を行うこととしている例（一橋大学）

<p>災害発生時に発達障害のある学生を支援するため、発達障害であることを把握した際、同学生には、被災時に大学が担う責任の範囲を説明している。これら学生のうち、授業における支援に加えて、災害時の支援も申し出た者には、障害に関する情報について、災害発生時に支援を行うこととなる教員にも伝えることに同意を得ている。</p> <p>学生が履修する各科目の教員には、災害時に避難誘導をするため、i)発達障害の特性、ii)災害時の支援内容、iii)避難場所、避難経路の事前確認等とともに、「支援等について、本人同意済みである」旨記載した文書により、依頼を行う。</p>
--

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑪ 発達障害のある学生からの申し出に応じ、授業担当教員に災害時の支援を要請した例（明治大学）

<p>授業の合理的配慮を行っている学生から、「災害発生時にパニックになる可能性があるので、見守ってほしい」という申し出があった。授業担当教員にあらかじめ伝え、可能な範囲で、他の学生より気を配るよう要請した。</p> <p>なお、同学生及び保証人には、本件に限らず、関係する教員に自分のことを知ってもらうことについて、入学前（3月に面談）に了承を得ている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑫ 全学生に対する避難場所及び避難経路の周知状況（8国立大学法人）

大 学 名	避 難 場 所	避 難 経 路
茨 城 大 学	<p>[方法・内容] 案内板に掲示</p> <p>[意見等] 案内板等をシンプルで分かりやすくするよう心がけている。</p>	<p>[方法・内容] 同左</p> <p>[意見等] 同左</p>
宇 都 宮 大 学	<p>[方法・内容] 総合防災訓練の実施通知に掲載</p> <p>[意見等] 両キャンパスのグラウンドは、宇都宮市の「広域避難場所」にも指定され、地域に広く周知されている。</p>	<p>[方法・内容] 同左</p> <p>[意見等] 火災であれば、発生場所によって異なるため、毎年、訓練の際に周知</p>
群 馬 大 学	<p>[方法・内容] 教務システム、学生掲示板、学生便覧で周知</p> <p>[意見等]</p>	<p>[方法・内容] 教務システム、学生掲示板で周知</p> <p>[意見等] 同左</p>

大 学 名	避 難 場 所	避 難 経 路
	<p>情報の周知は複数の手段で行われており、分かりやすいものとなっていると理解している。</p>	
<p>埼 玉 大 学</p>	<p>[方法・内容] 「学生生活の手引」で周知。毎年作成するパンフレット「地震が発生したらSAFETY TIPS:EARTHQUAKES」にも掲載（いずれも、ホームページに掲載）</p> <p>[意見等] 建物ごとの避難場所と避難経路図を掲載しており、誰が見ても分かりやすいと理解している。</p>	<p>[方法・内容] 同左</p> <p>[意見等] 同左</p>
<p>千 葉 大 学</p>	<p>[方法・内容] 学部によって、教室ごとに掲示、または、施設内掲示板に掲示 ホームページ「お役立ちナビQuick Menu」の右下「防災危機対策」の「防災のしおり」「学内避難場所」に各学科等の避難場所の一覧表を掲載</p> <p>[意見等] 日頃より分かりやすく確認できるよう、大学ホームページや各学部の掲示板、教室等の各所に場所を示した地図等を掲示</p>	<p>[方法・内容] 学部によって、教室ごとに掲示、または、施設内掲示板に掲示</p> <p>[意見等] 同左</p>
<p>一 橋 大 学</p>	<p>[方法・内容] 各教室に掲示 学生に配布するリーフレット「大地震に遭遇したときは－危機回避の方法－」に掲載</p> <p>[意見等] 掲示は各教室の分かりやすい場所に掲示しており、日頃から把握しやすいものとなっている。</p>	<p>[方法・内容] 各教室に掲示</p> <p>[意見等] 同左</p>
<p>横浜国立大学</p>	<p>[方法・内容] 冊子配付のうえホームページに掲載し周知。避難訓練の実施通知でも周知。 なお、メインの常盤台キャンパスには100</p>	<p>[方法・内容] 同左</p>

大 学 名	避 難 場 所	避 難 経 路
	<p>を超える建物があり、一時的な避難場所を複数（9か所）設置し、自分がいる建物からどこの避難場所が最も近いのかを一目で分かるように掲載</p> <p>[意見等]</p> <p>大学ホームページに分かりやすく図示しており、理解できるものと認識</p>	<p>[意見等]</p> <p>同左</p>
新 潟 大 学	<p>[方法・内容]</p> <p>入学時に携帯用の避難経路図を配布。また、講義室・トイレ等に避難場所を掲示</p> <p>[意見等]</p> <p>講義室・トイレ等、普段から目にする位置に掲示しているので、分かりやすいものになっている。</p>	<p>[方法・内容]</p> <p>同左</p> <p>[意見等]</p> <p>同左</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表4-⑬ 発達障害のある学生にも避難場所及び避難経路を周知している例（首都大学東京、横浜市立大学、法政大学、明星大学、早稲田大学）

<p>（首都大学東京）</p> <p>学生が携帯するための「首都大学東京学生用災害時対応マニュアル」に、避難場所・避難経路についても掲載している。発達障害のある学生を含む全学生に災害時の学生向けの情報提供として配布している。冊子の配布に加え、学生ポータルサイトからも取得が可能である。災害時に、どの学生も落ち着いて自分のタイミングで確認することが可能である。</p> <p>マニュアルの内容について、避難場所マップなど視覚的な表現が多く、明確に分かるようにしている。また、地震発生後の学生の動きについても、「はい／いいえ」のフローチャートで表現することにより、具体的な指示となるようにしている。</p> <p>（横浜市立大学）</p> <p>学生が携帯するための「大地震対応マニュアル」を入学時に配布している。これに加えて、避難経路を掲示して視覚化をしている。このほか、障害特性によって個別対応をしている。</p> <p>（法政大学）</p> <p>小金井キャンパスで、入学時に「大規模地震マニュアル（小金井）」を配布し、常時携帯するよう指導している。</p> <p>（明星大学）</p> <p>学生が携帯する「学生手帳」に、避難場所、避難経路を掲載し、周知している。それぞれ分かりやすいよう、図示している。</p>
--

（早稲田大学）

新入生を対象に、「早稲田大学キャンパスハンドブック」（学生部）を配布している（最新版は、「2019年度」）。同ハンドブックには、「大地震対応マニュアル」も掲載されている。

2ページにわたって、①「日頃の準備」、②「緊急避難アイテム」（「日頃から携帯しておく便利な物」、「その他、非常時に必要なアイテム」それぞれに、「現金（小銭も）」など列記し、チェックマークを付して確認できる）、③「大学への安否報告方法」（「インターネットから報告の場合」、「はがきによる報告の場合」の別）、④「家族への連絡・確認方法」（「NTT災害用伝言板」、「NTT災害用伝言ダイヤル」の別に、操作手順を図示）、⑤「地震発生時の行動」（フローチャートで、「地震発生直後」→「揺れが収まったら」→「落ち着いたら①」→「落ち着いたら②」→「安全が確認されたら」、それぞれに行動等を簡潔に記載。併せて、「注意すべきポイント」も掲載）、⑥「大学での避難場所」（キャンパスごとに、掲載）が整理されている。

なお、同様の内容が、ホームページ「学生用大地震対応マニュアル」として掲載されている。

（検索手順）「早稲田大学について」→「大学紹介」→「組織」→「総務部総務課」→「早稲田大学の「安全」」→「地震対策（学生向けコンテンツ）」→「学生用大地震対応マニュアル」

（アドレス）<https://www.waseda.jp/top/about/work/organizations/general-affairs/safety/earthquakes/manual>

（注）当局の調査結果による。

図表4-14 大学の支援に関する意識調査での意見（災害時対応）

「学校から災害が起きた時にどこに避難するか、誰が支援してくれるか、どこに連絡したらよいか等の対応について、大学から説明を受けたことはありますか」

【あなたはどのような説明を受けましたか】（対象：「大学から説明を受けたことがある」8人）

- 講義で災害時にどこに連絡すればよいか等を聞いた。（国立大学、重複の学生）
- 避難場所を教えてもらい、自分で確認しに行った。（国立大学、ASDの学生）
- 「安全なところに誘導して、保護者の対面引き渡しを待つ」と説明されました。（公立大学、重複の学生）
- 具体的には覚えていない。（私立大学、ADHDの学生）
- 大学付近の公園に避難することについて説明された。（私立大学、ADHDの学生）
- マップのようなもので避難する公園などを教授が説明してくれた。（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- その場で待機し、教授や大学側の指示に従う。（私立大学、ASDの学生）
- ホームページから「災害安否確認フォーム」にアクセスする。（私立大学、ASDの学生）

【災害が発生したとき、あなたにとってどのような支援が必要だと思いますか】（対象：「大学から説明を受けたことがない」18人）

- 特別な配慮は、特に必要ないと思う。（国立大学、ASDの学生）
- 発達障害のために服用している薬の提供を受けること。（国立大学、SLD及びADHDの学生）
- いらないと思う。（国立大学、ASDの学生）
- 災害時の情報を入手しやすくする。（国立大学、ADHDの学生）
- 災害時の対処法について、全員参加の講習を行う等が必要（国立大学、重複の学生）
- わかりやすくジェスチャー等で避難経路等を伝えること。（国立大学、ASDの学生）

- 必要ない。(国立大学、ADHDの学生)
- ストレスケア (公立大学、重複の学生)
- 災害の情報を知らせることができればいい。(公立大学、ASDの学生)
- 避難場所の指示と誘導が第一だと思う。(私立大学、ADHDの学生)
- 落ち着いていられる場所、指示の明文化 (私立大学、ASDの学生)
- 生徒一人一人が持てるマップがあればいい。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- ノイズの多いアナウンスは聞き取れない場合が多いため、文字化するか、簡単に要約して伝えてほしいと思う。スマホの通知とか。(私立大学、ADHDの学生)
- 避難時の情報伝達 (私立大学、ASDの学生)
- 避難場所の指示 (私立大学、ADHDの学生)
- 聞き漏らしが多いので、重要事項は事務室の人が声かけしていただけると有り難い。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- 避難所の開放 (私立大学の学生)
- 支援が必要とは思っていない。(私立大学、ASDの学生)

(注) 当局の調査結果による。

第3 発達障害のある学生に対する意識調査

今回の調査においては、国立大学法人のみならず、在籍している発達障害のある学生がどのようなことに困っておられるか、どのような改善を求めておられるかなど、率直な御意見等（いわゆる「生の声」）を直接お聞かせいただく、意識調査を行った。入学を希望する大学を選定し選抜試験を受ける側、大学で教育を受ける側、校内施設や設備を利用する側、いわゆる「ユーザー」の立場からの生の声も把握したいと考えたことによる。

意識調査の実施に当たり、調査対象8国立大学法人及び協力を得られた8公立大学法人・私立大学の障害学生支援担当部門とも相談し、了解を得るとともに、これら学生の障害の症状等に応じた、適切な調査方法等の助言をいただいた。

上記大学を通じ、在籍する発達障害のある学生に御協力を申し入れ、26人から回答を得た。以下、意識調査の基になった調査表の様式に、それぞれの回答状況を整理した。選択肢によらない「自由筆記」欄について、可能な限り、回答内容をそのまま転記している。ただし、誤字脱字などは、誤解を招くことのないよう、修正させていただいた。

御協力いただいた学生の皆さんは、「発達障害を持つ後輩」が一人でも多く入学し、安心して学べるようにと、勇気を持ってお答えいただけたものと受け止めている。

（注）意識調査表における「障害種別」の用語は、次のとおりである（「平成30年度（2018年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（31年3月独立行政法人日本学生支援機構）の例による）。

S L D：限局性学習症／限局性学習障害

A D H D：注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害

A S D：自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害

大学の支援に関する意識調査表

※ あなたについてお答えください。(氏名等の個人情報は必要ありません。)

学校区分 (該当するものを○で囲む)	国立大学・公立大学・私立大学	学年	年生
入学種別 (該当するものを○で囲む)	一般入試・推薦入試・AO入試・その他		
障害種別 (該当するものを○で囲む)	SLD・ADHD・ASD・重複		

※ 以下の質問について、あなたのご意見、ご感想などをできる限り詳しく、具体的に記載してください。

1 大学選定時の状況

(1) 大学を選定する際、大学の支援情報を入手しましたか。

- ① はい (11人) ② いいえ (15人)

(2) 上記(1)で「①はい」と回答した方におたずねします。

支援情報を入手するために活用したツール(例:大学ホームページ、オープンキャンパス、入学事前相談など)は何ですか。また、そのとき入手できた情報とさらに必要な情報があれば教えてください。

大学を選定する際に活用したツール	<input type="radio"/> 大学のホームページ、E-mail (国立大学、SLD及びADHDの学生) <input type="radio"/> 入学時事前相談 (国立大学、SLDの学生) <input type="radio"/> 大学ホームページ、オープンキャンパス (2回) (国立大学、ASDの学生) <input type="radio"/> 大学のホームページ (国立大学、ASDの学生) <input type="radio"/> オープンキャンパス、入学事前説明会 (国立大学、ASDの学生) <input type="radio"/> 個別の受験相談 (公立大学、重複の学生) <input type="radio"/> 支援の人 (公立大学、重複の学生) <input type="radio"/> 大学のホームページ、入学事前相談 (私立大学、ASDの学生) <input type="radio"/> 大学のホームページ、オープンキャンパス、大学パンフレット (私立大学、ASDの学生) <input type="radio"/> オープンキャンパス、入学事前相談 (私立大学、ADHDの学生) <input type="radio"/> 入試事前相談 (私立大学、ADHD及びASDの学生)
入手できた情報	<input type="radio"/> 大学で受けられる具体的な支援の情報、服用している薬について

	<p>て（国内の法律に適合しているか否か。）（国立大学、SLD及びADHDの学生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援室のことで、手伝ってくれる人がいること。（国立大学、SLDの学生） ○ 障害者支援の体制について（国立大学、ASDの学生） ○ 障害者に向けての支援状況がわからなかった。（国立大学、ASDの学生） ○ 受験時の配慮と入学後の配慮について情報を得ました。（公立大学、重複の学生） ○ サポートしてくれる人がいる（公立大学、重複の学生） ○ 当事者の支援体制、居場所（私立大学、ASDの学生） ○ 大学生活、大学側で可能な支援（私立大学、ASDの学生） ○ 大学でどのように授業を受ければいいのか。困ったらどこに相談すればよいかなど。（私立大学、ADHDの学生） ○ 通常授業における教授への配慮申請（私立大学、ADHD及びASDの学生）
<p>さらに必要な情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ADHDのため、大学からのメールが非常に長く感じられ、要点をつかむことが難しかったので、配慮してほしい。（国立大学、SLD及びADHDの学生） ○ 各大学で相談の窓口がはっきりしなかったり、探しにくかったりすることがあったので、その点は改善が必要と感じます。（公立大学、重複の学生） ○ より具体的な支援情報（私立大学、ASDの学生）

(3) 上記(1)で「②いいえ」と回答した方におたずねします。
支援情報を入手していない場合、その理由は何ですか。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学入学前は、まだ障害があることがわからなかったため。（国立大学、ASDの学生） ○ その時は自分がADHDであることを知らなかったため。（国立大学、ADHDの学生） ○ 大学を選定する時点では、自分の障害を知らなかったため。（国立大学、重複の学生） ○ 知らなかったから（国立大学、ADHDの学生） ○ 自宅から通えるから。学校で行う活動に興味があったから。友人と行くと約束したから。（公立大学、ASDの学生） ○ 診断を受けたのは入学後のため。（私立大学、ADHDの学生） ○ 当時は支援が必要だと思っていなかったから。（私立大学、ADHDの学生） ○ 自覚がなかった。自分が人より劣っているのは努力不足故と思っていた。（私立大学、ADHD及びASDの学生） ○ 大学入学時は、自分の障害を分かっていたため。（私立大学、ADHDの学生） ○ 存在を知らなかったから。（私立大学の学生） ○ 高校まで特別な支援を必要としていなかったため、大学でも支援は必要ないだろうと考
--

えていたから。(私立大学、ASDの学生)

- 入学前は、支援について考えていなかったため。(私立大学、ASDの学生)

2 入学試験時の状況

(1) 入学試験の際、大学に配慮(例:時間延長、別室受験、座席配慮など)を申し込みましたか。

- ① はい(4人) ② いいえ(21人)

(2) 上記(1)で「①はい」と回答した方におたずねします。

どのような配慮がありましたか。また、さらに必要な配慮は何ですか。

配慮の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 時間延長、別室受験、コンピュータのノートテイキング(国立大学、SLDの学生)○ 試験時間の延長(国立大学、ASDの学生)○ 代筆回答(別室)、試験室入り口までの付添者の同伴、試験場への乗用車での入校、注意事項等の文書での伝達、数学の試験時間を1.3倍に延長、パソコンの使用、耳栓の持参使用、プリンターの使用、試験時間中の軽い運動、休憩時間中の別室(個室)の利用、リスニングにおいてイヤホンまたはヘッドホンの持参使用(公立大学、重複の学生)○ 別室受験、試験時間の延長(私立大学、ADHD及びASDの学生)
さらに必要な配慮	

(3) 上記(1)で「②いいえ」と回答した方におたずねします。

入学試験の際、どのような配慮があればいいと思いますか。

- 試験に関する配慮は必要ないと思う。(国立大学、ASDの学生)
- 一般入試では、特に配慮が自分には必要ないと思い、申し込まなかった。(国立大学、ASDの学生)
- 必要なし。(国立大学、ADHDの学生)
- 特になし。(公立大学、重複の学生)
- 特にない。(公立大学、ASDの学生)
- 自分のことをうまくしゃべれない子もいるので、そういう子への配慮(公立大学、重複の学生)
- 時間延長にせよ代筆にせよ座席等の配慮にせよ、配慮を必要とする受験生にある程度、ど

のような配慮を提供できうるかを提示するのも悪くないと思う。(私立大学、ADHDの学生)

- 耳栓(感覚過敏の方)、光の調整(視覚過敏の方)(私立大学、ASDの学生)
- 大勢の人が長時間座っている間、無言で座っているときにパニックになりそうになったので私より重度の人には配慮があってもいいと思う。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- リスニングはイヤホン以外にもヘッドホンなど耳を覆うタイプのオプションもあると安心する。また、長文読解のサポートツールを許可してほしいと思った。キングジムの定規型のものなど。(私立大学、ADHDの学生)
- 受験生によって配慮の要求は異なるので、一人一人に応じて丁寧に対応すればよいと思う。(私立大学、ADHDの学生)
- 個室受験(私立大学、ADHDの学生)
- 障害者本人が必要としている配慮。私の場合、入学試験で不都合を感じることはなく、配慮が必要だとは思わなかった。(私立大学、ASDの学生)
- 入試に配慮は必ずしも必要ないと思う。(私立大学、ASDの学生)

(4) 他の大学への入学を希望していたが、入学試験時の配慮が不十分で受験を断念した経験がありますか。

- ① はい(2人) ② いいえ(24人)

(5) 上記(4)で「①はい」と回答した方におたずねします。
受験を断念した経験について具体的に教えてください。

- 他大学のAO入試を受験したが、考察などに必要な時間が設けられなかった。説明がかけ足で聞きとれなかった。(国立大学、重複の学生)
- 受験相談に訪れた際の話し合いで「配慮はできない」と言われたため、受験を断念した大学が複数あります。(公立大学、重複の学生)

3 支援に関する相談窓口

(1) あなたが困ったとき(支援が必要と思うとき)、大学に相談できる窓口はありますか。

- ① はい(26人) ② いいえ(●人) ③知らない(●人)

(2) 上記(1)で「①はい」と回答した方におたずねします。
実際に相談窓口で支援を申し出たことはありますか。

- ① はい(25人) ② いいえ(1人)

- (3) 上記(2)で「①はい」と回答した方におたずねします。
どのようなことを相談しましたか。

- 生活のリズムが整えられない。提出物の締切が守れない。授業のスピードに付いていけない。感覚過敏がある。進路についての悩み。(国立大学、ASDの学生)
- 試験時間の延長ができるか、邪魔のない環境で試験を受けられるか、試験中にノートパソコンを使用することができるか、講義のノートをもらうことができるか。(国立大学、SLD及びADHDの学生)
- 障害に対する配慮(国立大学、SLDの学生)
- 必修科目の登録のため。忘れ物の相談(国立大学、ADHDの学生)
- 耳からの情報を理解できないことがある。朝起きられない。(国立大学、ADHDの学生)
- 学校生活、人間関係など。(国立大学、ASDの学生)
- 授業での合理的配慮(情報の視覚化、計算用紙の用意、スライドの撮影)など。(国立大学、重複の学生)
- 教員間で自分の特徴に関する情報共有をお願いした。(国立大学、ASDの学生)
- 講義、サークル活動、大学生活、家での生活、近況報告(国立大学、ASDの学生)
- 学習意識の低下。テストやレポートが重なると優先順位がつけられない。進められない。(国立大学、ADHDの学生)
- 登校支援のための駐車スペースの貸し出し、教科書購入の支援、履修や学内システム利用に関する相談、個々の授業における感覚過敏等に起因する問題の相談などを行いました。(公立大学、重複の学生)
- 字が上手くかけない(公立大学、重複の学生)
- 授業の内容により他人と関わる場面があること。人間関係のこと。(公立大学、ASDの学生)
- 自分の学校生活のストレスについて。不安なことや悩み事など(公立大学、ASDの学生)
- 学部への配慮の依頼。課題や生活などについての相談(私立大学、ADHDの学生)
- 大学のゼミの課題について(私立大学、ADHDの学生)
- 授業、生活面、バイト等の仕事(私立大学、ASDの学生)
- 授業の形式に適応するのが難しい(講義中に集中が幾度も途切れる。)(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- 生活や学業の改善。継続的な支援。特に授業に出席するために事前に担当講師と交渉する機会を得たかった。(私立大学、ADHDの学生)
- 課題提出期限のリマインド(私立大学、ASDの学生)
- 履修登録について(私立大学、ADHDの学生)
- 試験時間の調整及び課題提出期限の配慮の相談(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- 対人関係、勉強など(私立大学)
- 授業中、ペアワークで相手の学生とうまく話せなかった。教室に入るのに抵抗がある。

(私立大学、ASDの学生)

- 学習上の相談等 (私立大学、ASDの学生)

- (4) 上記(2)で「②いいえ」と回答した方におたずねします。
相談窓口を利用しない理由は何ですか。

4 授業等における配慮

- (1) 授業等を受ける際、大学から配慮を受けたことはありますか。

- ① はい (21人) ② いいえ (5人)

- (2) 上記(1)で「①はい」と回答した方におたずねします。
どのような配慮を受けましたか。また、さらに必要な支援・配慮は何ですか。

配慮の内容	<ul style="list-style-type: none">○ 授業内容の撮影・録音。レポート課題を事前に公開してもらう。提出期限の延長。重要な情報をスライド等に明記してもらう。欠席時の資料の提供。進度を考えてもらう。(国立大学、ASDの学生)○ 試験の配慮について (※実際はほとんど試験がなかった。)(国立大学、SLD及びADHDの学生)○ コンピューターのノートテイキング、撮影の許可 (国立大学、ASDの学生)○ 授業の資料を用意してもらう。黒板の写真撮影の許可。途中退室の許可 (国立大学、ADHDの学生)○ 情報の視覚化、計算用紙の用意、スライドの撮影など。(国立大学、重複の学生)○ 発表の際の心の準備で先生に待っていただいた。(国立大学、ASDの学生)○ レジューメ (パワーポイント等の) を書面でわたしていただいた。(国立大学、ASDの学生)○ レポートの提出、締切期限の延長。レポートの書き方の指導。履修登録の相談 (国立大学、ADHDの学生)○ iPadの使用許可、席の固定化、聴覚ストレス軽減のための授業中の途中退室許可、課題等のメール提出、黒板に回答を書く際の代筆など、その時々で必要な支援を話し合っていて決めています。(公立大学、重複の学生)
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ テストを個別に受ける。ゼミを個別にしてもらう。(公立大学、ASDの学生) ○ 板書や講師の発言を記録するためのノートパソコン (Word) の利用の許可 (私立大学、ADHDの学生) ○ ゼミ・他授業での発表が免除になった。(私立大学、ADHDの学生) ○ 説明不足のところの質問対応 (私立大学、ASDの学生) ○ コミュニケーション (教授との) を必要とする授業で職員の方が仲介してくれた。(私立大学、ADHD及びASDの学生) ○ 出席に関する配慮 (生活リズムが安定しないなど)。聴覚処理に関する配慮 (口頭での説明をとりこぼすことがある。)(私立大学、ADHDの学生) ○ 課題内容の個別的な伝達 (私立大学、ASDの学生) ○ 授業で分からないことを質問したら答えてほしい。他の生徒と同じように接してほしい。(私立大学、ADHDの学生) ○ 授業中のボイスレコーダーの使用許可 (私立大学、ADHD及びASDの学生) ○ 質問を受け付けてもらうなど。(私立大学の学生) ○ 先生方への自身の特性の周知。ICレコーダーによる録音 (私立大学、ASDの学生) ○ レポートの提出期限の延長等 (私立大学、ASDの学生)
<p>さらに必要だと思う配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室の座席の指定 (国立大学、ASDの学生) ○ 試験時間の延長、試験かレポートか選択できるようにしてほしい。(国立大学、ASDの学生) ○ レポート等の課題の提出が間に合わないことが多々あるため、可能な限りでの期限延長 (私立大学、ADHDの学生) ○ 試験時間の延長、提出期限の延長 (私立大学、ASDの学生) ○ 音声の文字化や映像資料の字幕がデフォルトだと助かる。(私立大学、ADHDの学生) ○ グループワークへの配慮 (私立大学、ASDの学生)

(3) 上記(1)で「②いいえ」と回答した方におたずねします。

授業等において大学の配慮を受けていない場合、その理由は何ですか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業については問題がない。(国立大学、ADHDの学生) ○ 特に問題なくやれており、友人がいる場合は相談しているから。(国立大学、ASDの学生) ○ なんとかこなしているから (公立大学、重複の学生) ○ 他の子と同じように行動できるため必要ないと感じたから。(公立大学、ASDの学生) |
|--|

5 就職の支援

(1) 就職について、大学から支援を受けたことがありますか。

- ① はい (11人) ② いいえ (15人)

(2) 上記(1)で「①はい」と回答した方におたずねします。

就職についてどのような支援を受けましたか。また、さらに必要な支援は何ですか。

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務員関係の書籍の貸出し、インターンシップの届出提出 (国立大学、ASDの学生) ○ 就職について相談できる窓口がある。(国立大学、ASDの学生) ○ 相談。(公立大学、重複の学生) ○ 職業見学、相談会、シェイクなどへの同行。(公立大学、ASDの学生) ○ 自己分析の補助をもらった。(私立大学、ADHDの学生) ○ インターンやセミナーの紹介 (私立大学、ASDの学生) ○ 相談、事務所、エージェントの紹介など。(私立大学、ADHD及びASDの学生) ○ インターンの紹介、自己分析、説明会の紹介 (同行) (私立大学、ADHDの学生) ○ 人材マッチング (私立大学、ADHDの学生) ○ 障害者向けの就労移行支援事業所の見学・紹介 (私立大学、ASDの学生) ○ 面談による相談 (私立大学、ASDの学生)
<p>さらに必要だと思う支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志望理由書や手紙の失礼のない書き方。(配置など)を教わる。ビジネスマナーについて教えていただけると助かります。(国立大学、ASDの学生) ○ 就職はまだ本格化していないが、本格化した時期にまた相談したい。(国立大学、ASDの学生) ○ 具体的な職場のしょう介 (公立大学、重複の学生) ○ キャリア相談 (私立大学、ADHDの学生) ○ ファッションや清潔感について教える。「(どうしたらもてるか)などをモチベにして」(私立大学、ADHDの学生) ○ より詳しい情報 (私立大学、ASDの学生)

(3) 上記(1)で「②いいえ」と回答した方におたずねします。

就職についてどのような支援が必要だと思いますか。

- もう少し障害者雇用に関する情報を提供してほしい。また、ビジネスにおけるマナー

など具体的なことが身につけられる機会があるとありがたい（メールの書き方や身だしなみについて）。（国立大学、ASDの学生）

- わからない。イメージがわからない。（国立大学、ASDの学生）
- 面接が苦手な人のために練習できる機会を設けたらよいと考える。（国立大学、重複の学生）
- 障害者枠（特に発達障害）向けの就職支援を充実させてほしい。（国立大学、ASDの学生）
- 一般就職と障害者就職のどちらが良いか。（国立大学、ADHDの学生）
- 就職についてまだ考えていないのでわかりませんが、就職先に支援の内容等を引き継いでいただければと思います。（公立大学、重複の学生）
- まだ考えたことがない。（公立大学、ASDの学生）
- 履歴書の書き方、面接の練習など。（私立大学、ADHDの学生）
- 就職活動すべきことの説明や助言（私立大学、ASDの学生）
- 就職活動のスケジュールの立て方等の相談（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- バイトなどに関する相談（障害の特性上、どのバイトに自分は適しているかなど）（私立大学）

6 災害時の対応

(1) 学校から災害が起きた時にどこに避難するか、誰が支援してくれるか、どこに連絡したらよいか等の対応について、大学から説明を受けたことはありますか。

- ① はい（8人） ② いいえ（18人）

(2) 上記(1)で「①はい」と回答した方におたずねします。

あなたはどのような説明を受けましたか。

- 講義で災害時にどこに連絡すればよいか等を聞いた。（国立大学、重複の学生）
- 避難場所を教えてもらい、自分で確認しに行った。（国立大学、ASDの学生）
- 「安全なところに誘導して、保護者の対面引き渡しを待つ」と説明されました。（公立大学、重複の学生）
- 具体的には覚えていない。（私立大学、ADHDの学生）
- 大学付近の公園に避難することについて説明された。（私立大学、ADHDの学生）
- マップのようなもので避難する公園などを教授が説明してくれた。（私立大学、ADHD及びASDの学生）
- その場で待機し、教授や大学側の指示に従う。（私立大学、ASDの学生）
- ホームページから「災害安否確認フォーム」にアクセスする。（私立大学、ASDの学生）

(3) 災害が発生したとき、あなたにとってどのような支援が必要だと思いますか。

- 特別な配慮は、特に必要ないと思う。(国立大学、ASDの学生)
- 発達障害のために服用している薬の提供を受けること。(国立大学、SLD及びADHDの学生)
- いらなと思う。(国立大学、ASDの学生)
- 災害時の情報を入手しやすくする。(国立大学、ADHDの学生)
- 災害時の対処法について、全員参加の講習を行う等が必要(国立大学、重複の学生)
- わかりやすくジェスチャー等で避難経路等を伝えること。(国立大学、ASDの学生)
- 必要ない。(国立大学、ADHDの学生)
- ストレスケア(公立大学、重複の学生)
- 災害の情報を知ることができればいい。(公立大学、ASDの学生)
- 避難場所の指示と誘導が第一だと思う。(私立大学、ADHDの学生)
- 落ち着いていられる場所、指示の明文化(私立大学、ASDの学生)
- 生徒一人一人が持てるマップがあればいい。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- ノイズの多いアナウンスは聞き取れない場合が多いため、文字化するか、簡単に要約して伝えてほしいと思う。スマホの通知とか。(私立大学、ADHDの学生)
- 避難時の情報伝達(私立大学、ASDの学生)
- 避難場所の指示(私立大学、ADHDの学生)
- 聞き漏らしが多いので、重要事項は事務室の人が声かけしていただくと有り難い。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
- 避難所の開放(私立大学の学生)
- 支援が必要とは思っていない。(私立大学、ASDの学生)

7 大学から受けた支援でよかったと思う点

これまで、大学から受けた支援・配慮で助かった、ありがたかった、よかったと思う点があれば自由にご記入ください。

- 自分では卒業に必要な条件など把握は難しかったので、一緒に確認をしてくれてありがたかった。また、先生へのメールの書き方など、基本的なことを考えてくださり、先生と面談できる機会も設けてくださったので、勉強の仕方等についてアドバイスをいただけた。他にも自分の特性を踏まえてどう勉強していくかスケジューリングを手伝ってくださり、期日までに間に合わせる事ができた(自分の障害特性の理解が進み、それを踏まえてどう対処するかまで一緒に考えてくださった。)。困ったときに助けを求めていること、助けの求め方を教えてくださった。(国立大学、ASDの学生)
- 前の大学で提供されていた支援が大幅に変わってしまうのではないかと心配していたが、問題はなかった。また、大学から受ける支援については役に立っていると感じている。(国立大学、SLD及びADHDの学生)
- 相談に乗ってもらったこと。試験の延長、PCの使用をしたことが役に立った。テキ

- ストをもらえて助かった。(国立大学、ASDの学生)
- 必修科目の登録と忘れ物の点 (国立大学、ADHDの学生)
 - 資料を用意してもらったこと。先生たちに自分がADHDであることを認識してもらったこと。(国立大学、ADHDの学生)
 - パソコンの使い方等の支援があったのはよかった。(国立大学、ASDの学生)
 - 情報の視覚化、計算用紙の用意、わからないときに直接説明してもらえること、手順の明確化(実習等)、スライドの撮影など板書の簡素化(国立大学、重複の学生)
 - 自分の特徴を認め、自分が努力した時に大いにほめてもらえた。そのような環境のもとで一生懸命学修することができた。(国立大学、ASDの学生)
 - 定期的に面談の機会を設けていただいた点と講義のレジュメを事前にわたしていただいた点(国立大学、ASDの学生)
 - レポート締切の延長など。(国立大学、ADHDの学生)
 - PC利用試験をさせてもらえたこと、その後の支援についてもメールで素早く相談に応じてもらえ、支援の体制を作り上げてくださったことなどです。(公立大学、重複の学生)
 - 相談によくのってもらえたこと(公立大学、重複の学生)
 - ゼミの個別対応、テストの個別対応、授業など大学生活をすすめる上での相談にのってもらった。(公立大学、ASDの学生)
 - 悩み事の相談、授業に関する相談がありがたかった。(公立大学、ASDの学生)
 - 支援とは違うかもしれないが、大学の支援室が企画した「他の学生と交流できる会」のおかげで大学の知り合いが増えたことがありがたかった。(私立大学、ADHDの学生)
 - 発表を免除してもらったことで授業に出られるようになった。(私立大学、ADHDの学生)
 - 当事者同士の横のつながり(私立大学、ASDの学生)
 - 支援室の存在に救われました(親との間に入ってくれたこと、サポート(社会的)を紹介してくれたこと、色々な人とつながってくれたこと)。人生が楽しいです。本当にありがとうございます。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
 - 定期的なサポートを受けられたこと。特に、上京して一人暮らし、アルバイトなどが必要な状況下では、どうしても孤立しやすいため、精神的な助けになりました。親との関係も手助けしてもらったので、とても感謝している。(私立大学、ADHDの学生)
 - 課題の内容や期限を直接教えてくださったのは嬉しい限りでした。(私立大学、ASDの学生)
 - 履修登録の際、履修の組み方を相談したことで参考になった。(私立大学、ADHDの学生)
 - 時間延長の相談にのっていただけた事はありがたかったです。(私立大学、ADHD及びASDの学生)
 - 困ったときに相談に足を運べる雰囲気と自習スペースの提供(私立大学、ADHDの学生)
 - 何でも話を聞いてくれたことが何よりも嬉しかった。(私立大学の学生)
 - 悩みを気兼ねなく話せる場所・相手を得られたこと。支援を受ける学生同士のコミュ

- ニティに加わることができ、交友関係が広がった。(私立大学、ASDの学生)
- 支援・配慮があることで安心感が生まれた。(私立大学、ASDの学生)

ご記入ありがとうございました。

いただいたご意見につきましては、個人が特定できる分析は行いません。

第4 有識者研究会による効果の検証等

今回の調査の実施に当たり、「地方の行政課題に係る情報収集体制等強化事業」により、外部有識者の知見を活用して、効果的かつ効率的な調査設計に結び付けるとともに、調査結果の検証等により、今後の地域計画調査の質の向上に資するため、関東管区行政評価局長主催の「障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査－発達障害を中心として－有識者研究会」を2回開催した。

第1回研究会（令和元年6月13日）については、調査の着手前に開催し、調査計画（案）及び調査の視点の検討等を行い、有益な御助言や御示唆等をいただいた。

また、第2回研究会（同年11月8日）においては、調査結果の検証等を行った。

有識者からの主な御指摘等は、次のとおりである。

【有識者からの主な御指摘等】

（調査に関する評価）

- 今回の調査結果によって、他の大学の取組を参考としながら、取組を進めてもらえれば幸いである。
- 具体的な好事例に効果があるかどうかは大学の環境や条件によって違うと思うが、実際に大学で行われている好事例を示して共有化していくことは改善に資することだと率直に思う。

（国等職員対応要領の策定・公表）

- 大学のホームページに公表されている国等職員対応要領を教職員ですら見付けることが難しいという状況はあり得ない。すべての人がアクセスしやすいように工夫が必要である。また、とりあえず整備したという大学もあると考えられるが、教職員の理解が進み、システムの整備状況が変われば、対応要領に掲載する内容も変わっていくべきである。
- 国等職員対応要領は、発達障害のある学生に限らず、他の障害のある受験希望者にとっても見付けにくいと思われるため、改善が必要との指摘は良い。
- 国等職員対応要領にアクセスしやすくするのは当然のことであると思うし、バージョンアップも怠らなく行うことが必要である。
- 国等職員対応要領を定めるに当たり、障害のある者から「意見を聞く」ためには、いろいろな方法があると思う。職員の中で障害のある方もいれば、障害のある学生本人から聞くということもある。現状では、全くシステム化されていないので、そこは大事な指摘である。
- 障害者差別解消法の合理的配慮は、取組がスタートしたばかりである。大学はとにかく合理的配慮を提供しなければならないという状況にある。その際、見直しの機会が十分に設定されていないところもあると思う。見直しの機会を設定している実例があれば具体的に示してもらえると、大学にとって参考になるのではないか。

（発達障害のある学生の把握・公表）

- 把握にあたり学生の状況を確認することが大事である。年度ごとの確認や、必要に応じて定期的な確認が必要な学生もいる。また、学部が発達障害のある学生を把握し、障害学生支援担当部署につないでいくというプロセスも良いと思う。

- 発達障害のある学生数、支援を受ける学生数等の数字を公表することについて、個人が特定される懸念があると対外的に言えるのか疑問がある。
- 受験生、受験を検討している当事者、在学している当事者にとって、発達障害者の学生数や支援の利用者数は、大学選びや相談するかどうかを検討する上で、大事な情報であると思われる。今回のような大学間の比較が可能な場合には、支援を受けている学生数を1-19名、20-50名・・・と範囲で選んでもらうと良いのではないかと。ただし、障害の診断がなくても、心配ならば／困っていれば相談してもよいと理解してもらふこと、特性を踏まえた学びが保障されることを理解されることが、これらの公表の真の狙いであるべき。用いる用語への配慮、相談に応じて支援が適切になされるようにすることは必須。
- 体制整備を初めて間もない時は、分からないが故にいろいろなことに過敏になり、当該学生が特定されうる可能性、想定外の発達障害学生の入学等に対する懸念を過度に抱くことも理解できる。他大学に気軽にアドバイスを求められるような、大学間の横のつながりや体制整備に関する大学へのコンサルテーションもあるとよい。明星大学のように弁護士の助言が受けられると、大学の教職員はとても心強いのではないかとと思われる。
- 把握・公表の項目には課題があると思う。一つは、学生本人が自分の障害の状態に気付いていないということである。把握ということは、大学側があぶり出して問題を察知していくということではなくて、学生本人に学習のしにくさや人間関係の持ちにくさに気付いてもらうというスタンスが大事なのではないかと。4年間の中で、学生本人が気付いて向き合っていくことを「大学は支援する」という姿勢がとても大事。
- 群馬大学で、必修科目として授業の場を活用し、把握の取組を行っているのは、その意図を十分に説明することは必要となるものの、必修科目の中で対応していただくというのは全体の把握の上で有効と考える。
- 公表は個人の特定の問題もあるが、規模感の問題もあると思う。例えば小規模の大学で、ある学年にいるということが分かれば、一概には言えないが、特定される可能性がある。
- なぜ公表するのかということについて、学生本人が気付きを得て、大学生活やその先で障害に向き合い、対応方法を考え、議論をしていくことができる素地を作るための支援をすることが大学の役割ではないかと思う。公表することにより、「自分も支援を申し出て良いのだ」という、全体の環境を作っていくことが大事だと思う。
- 個人的には、成績が思わしくない学生がいたときに発見につながるが一番多いと感じている。その際に問題なのは、教員の反応が鈍いことである。福祉系や医学系の教員であれば、アンテナに引っ掛かるが、そうでなければ怠慢と受け止めがちである。怠慢と受け止めてしまうことや、学生を放置しておくことは改善したいところである。
- 茨城大学のメンタルヘルススクリーニングの質問表は非常によく、参考になる部分が多く、採り入れていただきたい。質問表そのものを結果報告書に掲載してもらえると、なおよいと思う。
- 各大学は、個人情報保護等についてポリシーを持っている。個人情報保護の在り方について、条文まで踏み込んで、各大学の公表状況をチェックすべきである。
- 保護者も、「自分の子供は障害者でない」ということを言い続け、大学に行ってから発達障害であると分かると対応が遅れてしまう。早期から、発達障害であると分かるようにするのがよい。スクリーニングをすることは非常に重要。学生本人が障害を理解したうえで申出をし、どのような配慮をしてもらえるかということが最終的に就職でもよい結果につながる。個人情報保護にも配

慮しながら、全学で発達障害のある学生がいるという認識をするためにも、スクリーニングをすることが大事ではないか。

(合理的配慮)

(1) 入学前の支援

- 茨城大学のキャンパスエイド派遣の取組は良い例である。
- オープンキャンパスにおける支援については、入学後に発達障害に気が付くことが多いという状況を踏まえると、オープンキャンパス時には、むしろ特段の配慮は必要とせず入学試験を受けているというのが実態ではないか。
- 物理的な支障があると言う場合には、オープンキャンパス時又は受験時に支援を申出る動機付けにはなるが、発達障害の場合はそこまで至っておらず、大学には「言わない」で、何とか入試を乗り切って、入学後に問題が発覚することが多い。
- オープンキャンパスにおける特別感をなくし、修学してから気になることや高校での心配事、大学入学後に勉強したいことなど、障害を特別視せず、どのようなことでも並列に相談ができるような環境作り、動機付けをすることが、志望する学生にとって必要ではないかと思う。
- 民間事業者がオープンキャンパスの情報をまとめた「手帳」を作っており、受験生等は、それを使って訪問する大学のスケジュールを組んでいる。その手帳に、大学における配慮の実施の有無などの情報があってもよいのではないか。
- 障害のある方は、大学入学後や受験時にどのような配慮をしてもらえるのかということを知りたいし、非常に気になる点だと思う。そうすると、各大学はその情報を細かく提供する必要があり、少なくともオープンキャンパスの時にも配慮に関する情報を入手できるのかどうかが大変である。学生本人も実際に大学入学後の姿を想像しながら、どのようなことができるのかというイメージをつかむことができる。
- 障害のある方は、「できないことはできない」ので、学生本人としても、少しでも自分でできるように努力することも必要である。しかし、それを押し付けることはできず、学生本人の気持ちが無ければうまくいかない。その上で、周りがどれだけの配慮ができるか、大学として障害学生にどのような対応を行っているかということ、オープンキャンパスの場や学生募集要項において、しっかりと明記することが必要である。
- 高校までは、制度として特別支援教育があり、学級や学級担任が存在するので、本人が思う以上に、また、周りもナチュラルに支援をしていることがあり、それがなくなったときに大学で苦労している発達障害や他の障害のある(傾向を含む)学生に複数出会ってきた。オープンキャンパス時に対応を要請できる受験生はいるが、それほど多くないかもしれない。そこで、発達障害に特化せず、障害が確定していない受験生や、なんとなく不安のある受験生にも相談の間口を広げておくことは重要だと思われる。
- 一つの対応方法で、すべての発達障害(発達障害にかかわらず)のある受験生・志願者に対応することはできない。大事なことは、いろいろな段階で、複数のオプションがあり、学生が気付きや困りの度合いに応じて選べることだと考えられる。オープンキャンパスで、発達障害学生を含め、様々な困りに対応するシステムがあることを説明し、配布物にシンプルでわかりやすいQRコードや電話番号等を記しておくこともよいだろう。最近では、保護者同伴で参加する高校生も多いので、保護者が情報を把握し、子供をサポートできる場合もあると思われる。

(2) 入学試験における配慮

- 新潟大学の配慮申請方法について、受験生の公平性を担保する観点から、申請者名を高等学校長とする必要はないと考える。ただし、新潟大学の場合は、過去に何らかのトラブルがあり、このような仕組みとなっているのかもしれない。あるいは校長からの申請の方が、客観的で良いという意図があるのかもしれない。いずれにせよ、大学、学生本人、保護者が十分に本人のニーズや困りを共有していることが必要である。
- 発達障害のある受験生は、自分が行きたい大学を選択する際、この大学では、このような配慮を受けることができ、かつ配慮の申請期限も長いといった状況を加味して志望先を決定する。そのため、選択の幅、選択肢を広げていく姿勢が重要。
- アドミッション・ポリシーを原則として、どこまで配慮できるのかが重要であり、ポリシーを引っ込める対応は、違うのではないか。「ポリシーを曲げる必要はない」ということを、大学側は認識する必要があるのではないか。
- 入学試験で提供する配慮の内容は、「アドミッション・ポリシー」に関わるものである。例えば、「コミュニケーション能力」をポリシーとして標ぼうしているのであれば、大学入学後には、そのような対人接触やそれに関わる授業があることを学生に対して、事前に伝えなければならない。
- 上記2つの見解には強く賛同。合理的配慮は、入試であっても、授業でもあっても、目的が明確な場合にできることであり、目的が曖昧だと理に適った配慮は提供できない。どのような力を身に付けさせるか、どのような人材を輩出したいかが明確であれば、提供される配慮が当事者の申請どおりでないとしても、大学はその理由を明確に説明ができるし、本人も納得できるはずである。
- 学校教育法第93条では、学生の入学と卒業の際は学部等の意見を学長が聞くことになっており、学部が一定の権限を持っている。この調査結果に基づく指摘は、学部レベルで指摘をするのか、全学として対応を求めるのか。学部等に対して指摘するならば、各学部の教授会などで異論が出て、学部によって対応がバラバラになることも懸念される。今回は、大学として対応させるべき所見を考えてほしい。このようなレベル感も意識しつつ、結果報告書を作成していただくと、なおよいだろう。
- 今のタイミングでの入学試験における配慮の指摘は極めて重要である。大学入試共通テストの導入や、国公立大学の2次試験が大きく変化するところであり、かつ、電子申請も普及しているところである。たとえば受験の申込と併せて、入学試験の配慮も電子申請できると良いのはないか。
- 大学における合理的配慮の提供に関する情報が高校側に周知されているということが非常に重要ではないか。高校生が進路指導を受ける際に、その進路指導の担当の先生が合理的配慮の取組が進んでいる大学の情報を持っていれば、「受験してみよう」という話にもなるかもしれない。
- 民間事業者は、メールマガジン等を活用して、受験生に多くの情報を発信している。高校生は、こういった情報をよく見ているので、この中に、合理的配慮の提供に関する情報、対応している／していないなどの情報も含めて発信できたら良いかもしれない。
- 受験上の配慮を電子申請で行うという際のことだが、今後、システムのリニューアル時など、受験の出願と併せて、ワンストップで行うことができるようにしていただければ、受験生にとってありがたいのではないかと思います。
- 大学の選択に関して、学生本人は自分に合う大学を探したいという想いがあり、「大学はどのようなことを学生に求めている、学生本人もそれができるのか、できないのか、配慮があればできる

のか」ということを考える。しかし、その選択期間（配慮の申込期限）が前になればなるほど考える期間が短くなるので、センター試験後にするなど、学生本人の学力を踏まえて、合格する可能性がある大学を見つけ出せる方法があれば良い。その意味でも、受験の出願、電子申請の際に、受験上の配慮を申し込む仕組みを取り入れてもらえたら、受験生にとっても非常に有用ではないか。

(3) 修学支援

ア 発達障害のある学生に対する支援体制

- 長野大学のキャンパスソーシャルワーカー(CSW)を配置している例は良い例。発達障害のある学生に対する支援は、臨床心理士やカウンセラーだけでは対応できない。社会とつながりを持つ、必要な部署につなぐ等、かじ取りの役割を持つ者が必要である。CSWと同様の役割を持つ者として、社会福祉士が挙げられるが、これらCSWや社会福祉士が、相談を通じて必要な部署に発達障害のある学生を紹介していくのが良い。支援体制を構築するに当たっては、CSWや社会福祉士の必要性を感じている。
- 茨城大学が全学教育機構の下にバリアフリー推進室を設置した取組や一橋大学が保健センターの下に障害学生支援室を設置した取組は良い例。
- 発達障害のある学生を支援する契機として、発達障害に特化した窓口を設けることはスペシャルな扱いにもつながり、学生も抵抗がある。窓口は複数あるほうが良い。どの相談をどこにすれば良いか分かりやすいことも重要。その中で適切な部署につないでいく、あるいはその部署で発達障害のある学生を特化してみられる仕組み、配慮があると良いのではないかと。また、この点については、茨城大学が進んでおり、結果として発達障害のある学生の把握数が増えたことの原因となっているのではないかと。
- 障害学生支援担当部署に、精神科医がどのように関わっているのかが一つの大事な要素となるのではないかと。
- 埼玉大学には障害のある学生の支援を行う担当部署が設置されていないとのことであるが、一般学生も利用する「なんでも相談室」が設置されている大学において、発達障害のある学生からの相談が増加し、障害学生支援担当部署を設置するきっかけにもなったと聞いている。発達障害のある学生にとって、ニーズがあると言えるのではないかと。
- 先進的な事例として挙げている茨城大学の取組の結果として、発達障害のある学生数が増加したことは、実数の増加というよりも、教職員における発達障害に対する認識の高まりの結果として現れた可能性もある。
- 支援体制の充実に関する各大学への指摘は、体制の整備を図る上で、良いチャンスになると考える。内部からの声では、大学が動かないことがままあるからである。
- 支援体制に関しては、「環境作り」が大事。発達障害のある学生が支援担当部署で相談をして、必要な配慮を受けるといった仕組みは重要だが、発達障害の学生に特化した窓口を作るのはいかかかと思う。発達障害だけが目立つと、学生としては相談しにくいのではないかと。
- 発達障害の学生にも対応するという機能を認識しつつ、「バリアフリー推進室」や「ダイバーシティ推進室」などを設置して、ハード、ソフトの全体像を担って、その中で、発達障害の学生に対する修学支援を行っていくということが重要。
- 相談窓口を明確化することと、発達障害に特化した部署とすることで相談のハードルを上げてしまうことと、どのように折り合いを付けるかが大事になってくる。

- 発達障害のある学生が相談できる窓口を設けているかどうかよりも、学生は、いろいろな兆候をとらえていろいろなところにアクセスしていく上で、「自分は発達障害だ」と相談に行くのはハードルが高いので、指導を受けている教授等に個別に相談する。そこをどう繋いでいくのかというところがなかなか上手くいかない。この項目では「多元的窓口と情報の共有、あるいは統合」というところが指摘すべき部分かと思う。
- 広く何でも受ける、なんでも相談課のようなところがあり、そこが相談を受けた時に、この方々は実際こういう障害がありそうであるから支援の専門部署に回すという方法が、学生本人にとっても相談しやすいのかなと思う。
- 一つの対応方法で、すべての発達障害（発達障害にかかわらず）のある学生に対応することはできない。大事なのは、いろいろな段階で、複数のオプションがあることが学生に理解されるように周知することと、学生が困っている内容や特性に応じて、本人に合う方法を選んで、相談や支援にアクセスできることだと考えられる。障害に特化した窓口を利用したい学生がいれば、一般の窓口を利用したい学生もいる。面談を希望する学生もいれば、メール相談を好む学生もいる。これらは障害の有無にかかわらず、すべての学生に対して言えることであり、いくつかの経路・選択肢を設けられると良いと考える。
- 学生への周知に関しては、webサイトやリーフレット、紙の掲示物・配布物にQRコードでアクセスできるようにすることも良いのではないか。

イ 授業等における合理的配慮

- 授業等における配慮の決定プロセスについて、群馬大学の取組がかなり先進的である。
- 合理的配慮を検討する際に、「医師の診断書が出ていないため配慮ができない」との意見が出ることもあるが、学生との相談を重ねる中で、発達障害であると特定はできないまでも、「現に困っている」というところからスタートすることは非常に重要。単に努力不足なのか、学生本人の持つ特性、バックグラウンドによるものなのかについては、人と人との関係を重ねる中で、グレーゾーンであっても対応していく姿勢が重要である。
- 修学上の配慮の中で、実習先での配慮の在り方が大きな壁になっている。大学の中では、教職員が頑張れば対応すれば良いが、例えば、実習先には患者さんがいるということがあり、学外は難しく、「この学生は、実習には出せない」などの問題がある。
- 例えばインターンシップのプログラムがある大学など、学内の修学支援の先にあるものについて、基本的に配慮することが重要ではあるが、実習先の問題もあり、改善策をすぐに見付けることが難しい。学内の修学の先にあるものの認識を持つておくことが重要。
- 教員は公平に授業を行わなければならないという原則がある。したがって、医師の診断書や配慮依頼書等がないと、気になる学生がいたとしても特別対応ができない。そのところが大きな問題である。
- 最近は、授業等において「アクティブラーニング」が求められている。ところが、アクティブラーニングが合わない、あるいはプレゼンテーションは勘弁してもらいたいというタイプの学生も含まれている。そこにどのように対応するのか、アクティブラーニングという国策上の方策との兼ね合いでどう考えるかという論点が一つある。
- 学生をしっかり支援しなければいけないという思いがある一方で、他の学生から「ずるい」と言われる可能性がある。先生が他の学生に対して支援を行う理由を説明できる状態にしなければ

ならない。先生としては気になっている学生がいるけれども、気になっていることを行動として発動するためには「トリガー」がいる。そこを上手く支援担当部署につないでいく必要がある。

- 合理的配慮を行うに当たっては、医師から診断書を出してもらわないといけない。ところが医師には、コミットメントの濃淡がある。また、保護者が、クリニックに行くこと自体に反対し、診断書を求めることができないということもある。グレーゾーンの学生にどう対応するのか。この点をクリアしなければ、授業でのサポートにも踏み込んでいけない。
- 合理的配慮の決定は、学部単位で行うと話がまとまらないことがある。学部検討ではなく、障害学生支援担当部署が主体となって支援内容を検討している明星大学の取組は良い例。
- 合理的配慮を行うには、授業の目的や内容・方法が明確に示されていることが必要である。障害があれば、全ての要請が通るわけではないことを理解したり、何についてどのような配慮を申請したら良いかを考えたりしやすいシラバスの提示が必要だと考える。
- わかりやすい授業を提供する、学生の力を伸ばし、発揮を促す意識は、大学教員には乏しいことが多い。発達障害のある学生たちは、豊かな力も持っており、適した方法で学べば、将来、社会で活躍し、社会を支える人材を輩出することもできる。教員のマインドセットを変えることは、大学（に限らないが）が抱える大きな課題の一つだと思われる。

ウ 教職員に対する研修等

- 発達障害を理解しないどころか、かえって過剰に反応する教員もいる。細かい例は挙げられないが、対人接触が難しく、グループ演習が困難なので、それをしなくても単位認定する必要があるのではないかという意見もある。そこでは科目の教育目標の達成が大事なので、どう合理的配慮を提供するのかということが大事。過剰な反応もどうなのかと思うので、研修が肝になってくる。
- 大学の教員は、「特急」よりも「新幹線」、「普通」よりも「急行」というテンションを上げていく教え方を好む。それに付いてこられない学生を、どう軌道に乗せていくのか。そこでは、コミュニケーションが非常に大事になってくる。このような観点からも、教員に対する研修が重要である。
- 教員には温度差がある。教員に対するコンサルタントが実は必要である。教員のコンサルテーションにも乗ってあげる必要がある。しかし、その体制がない。学生に対する支援は支援体制の項目の中に含まれているが、「対教員サービス」は手薄である。もし、そのような取組をしているところがあれば紹介しても良いと思う。

(4) 就労支援

- 就労支援については、学生本人の自分が発達障害であることの認知の準備もあると思うので、手伝っていくことが重要。障害者手帳を取得し、障害者雇用で就職するなど、うまくいったということもある。
- 学生本人にどのような選択をすればよいのかである。専門部署によるカンファレンスと学生本人や保護者の意思を大事にして、支援することが重要。
- 明治大学の3年生を対象としたガイダンスで就労支援が必要な学生を把握している取組は良い例。また、関係部署間における個人情報の共有について説明責任を果たした上、学生の意向に配慮して情報共有していくことが重要である。
- 高校では保護者が言わなくても就労支援をするようになってきている。大学は発達障害のある

学生を受け入れている以上、就労支援も責任をもって対応すべきであろう。

- 発達障害のある学生の就労支援を行う際、個人情報了他部署と共有することについて、合理的配慮の範囲を超える場合もあるため、ためらいがあることは理解できる。しかし、本人が希望する場合もあり、現実的にできるところから着手し、成功例を積み上げていくことが大事である。また、いろいろな支援の一つとして、「希望すればこうした取組もできる」と成功例のエッセンスを周知していくことは、教職員の取組の質を高めるだけでなく、学生がどのような支援を求めて良いかを知ることもつながる。
- 障害のある学生を4年間、あるいは就職を見据えて、入学前の段階からいかに個別的にみていくかという話が非常に大事。
- 個別の教育プログラムになると公平性のこともある。大学は人数も多く、特別支援学校や高等専門学校での特別教育とは異なるので個別の支援計画を作るということはない。その中で、個性の高い支援をプランニングしていくという視点が、どこかで必要になる。
- 大学において、学生一人ひとりにカルテを作成して、修学支援や就労支援に関する情報を記録していくことはできない。
- 就労支援機関では、学生本人の了解を得て、個別の就労支援の計画を作っている例もあり、個人情報を学内で共有する部分と、個別支援計画を作成して支援していく視点を統合化していく方向性が良いのではないか。
- 群馬大学の職場体験プログラムは面白い事例である。職種も限られてしまうかもしれないが、そこで学生本人の適応能力や、特性に向き合うという点で、大学の職場を活用するというのは、重要な一つの先進例である。
- 個別支援計画に基づいて授業等における支援を行うところまではできていても、本当は学生を就職までなければ持っていかなければいけない。これが「縦割り」だからできていない。
- 個別支援計画が教務系の部署に偏っているので、個人情報の取扱いについては、大学のポリシー等に関係するものであるが、その情報を就労支援部署等にもシームレスに持って行った方が良さだろう。
- 大学のシステムからいうと、高等教育機関であるから個別的な支援はなかなか難しいというところがある。
- 今、障害のある方が非常に増えていると思う。そうなってくると、「個別に考えてくれる大学」ということが、一つの「売り」になるのかなと思う。その部分をどのようにして、他の学生と整合性を取るかということは、非常に難しいだろう。
- 障害のある方は、できることが限定されている。例えば、「この仕事はよくできるが、同時に2つのことを頼まれると、片方を忘れてしまいできない。本当に大事な、命に関わることでも忘れてしまう」ということがある。そういったときに、学生本人がどういう仕事であれば就業できるかということを考えていくことが、これから社会で生きていく中で大事である。この部分について、大学が個別に対応してくれるということは、一つのメリットになると思う。
- シームレスな情報共有が必要で、個人情報の保護もあるが、学生本人の将来のことを考えれば、「縦割り」ではなくて、「横と連携して」最終的に出口（就職）につながっていくという部分がないといけないのではないか。結果報告書に個人情報の観点からの指摘を書いてもらえれば、大学も少し組織的な対応を考えるきっかけになるのではないか。
- 卒業後の学生についても、シームレスに支援している新潟大学の取組は良い例。

- 就労支援を支えるのは、学生本人の自己理解と卒業後どうありたいかという目的意識だと考える。本人の意識を変えることは、容易ではないことや、自己理解や目的意識を高める上で効果的な方法にも個人差があることを理解しておく必要がある。インターン、サークルのような緩やかな語らいの場、SNSなど顔の見えない場での情報交換や語らい、カウンセリング、就労のための面談・エントリーシート の書き方等のスキルトレーニングなど、先進的・試行している他大学の取組を参考に、できるところから着手できると良い。なお、障害のない学生であっても、インターンや実習を行って初めて思い描いていた仕事内容と適性とのずれに気づき、方向転換を図ることは珍しくない（自力でできる点で、違いはあるかもしれないが）。

(災害時の支援)

- 茨城大学や一橋大学の取組（あらかじめ情報共有の範囲を学生と取決めることで、可能な範囲で教員に学生の情報を伝えているもの）はよい例。
- 災害支援における個人情報の共有が課題となっているが、最近、小学校の廊下に貼ってある書道で生徒に名前を書かせないところまでであると聞いている。個人情報の取り扱いが行き過ぎているような気がする。
- 障害のある学生全ての障害種類・特性に応じた災害訓練・対応は難しいため、災害時に何らかの支援が必要な方々にどう支援するかということを念頭に、規程などの整備を進めることが大事。
- 発達障害のある方の特性を踏まえた災害時の支援については、①支援を必要とする部分と、②常に細かな点に気が付き、チェックができるなどの「強み」の部分もあると思う。「支援を必要とする方」という捉え方だけではなく、そこに「強み」を見出して、それを材料に、もし、学生本人から申出があれば、「災害時の支援に参加していく」というのがとても大事。「支援の相互性」も視点に入れると、「障害種類ごとに、万全を尽くさなければいけない」という固定的な考え方から少し解き放たれていけると思う。
- 各大学では、地震等があった時用に「安否確認情報システム」等を設けている。そこで、安否確認であるから「個別認識」はできるが、それと合理的配慮の個別支援計画がリンクしていないので、そこはリンクさせた方が良くと思う。この点は、個人情報の取扱いにも関係するが、指摘し得るポイントかと思う。
- 障害のある学生、あるいは合理的配慮、個別支援計画を立てている学生については、大学の中でマーキングをし、その学生が安否確認の際にこういうコメントしている等が見えた方が良く思う。
- 災害時に障害のある方への対応をどうするかであるが、現実的に訓練に参加していただけるかなかなか分からないけれども、実際に訓練をすることによって、いろいろなことがあぶり出されていくのではないかと思う。
- 1年に1回で良いので、全学的に訓練をやってもらうことは、一つの方策ではないかと思う。そのことによって、それぞれの大学の実態が分かり、障害のある方がどのような行動をするのか、どう対応しなくてはならないのかが分かると思う。
- 震災時に、毎年実際に訓練していた経験が生きたと思えるような経験をした。実際に訓練を実施し、実態がどうなのか把握した上で、次にどうしていくか、ステップアップさせていく必要がある。

(意識調査)

- 必要な配慮を受けられないことを理由に受験を断念したという学生の意見は、これまでもよく聞いている話であり、問題であると考えている。ただし、なぜ配慮を受けられなかったのかを掌握した上で、論じるべきことだと考える。いずれにせよ、どのような学生を求めており、どのような力を見るために試験がなされているのかというゴールが明確であれば、受験生サイドもどのような配慮を要請したいか、そのためにどのような資料等を準備すれば良いかがわかるし、大学側も配慮の内容（配慮しないことも含む。）を判断しやすくなるはずである。
- 受験時の相談に訪れた段階で、「配慮ができない」というのは、あまりにも気の毒である。大学は、何らかのスクリーニングをしたり、ハードルを上げて、「手間のかかる方たち」をできるだけ入れないようにしたりするというのではない。「入学したい」という方に、どのように配慮すれば実現し、修学の機会が提供できるかということを基本にしていきたい。
- 大学側が「配慮できる・できない」という、「0か100か」ということで話をしてしまうと、「できません」という残念な結果になる。
- 大学のスタンスとして、大学の関係者にも、学生本人にも、合理性配慮を申し出る時は、「自分が困ったときに支援してほしい」ということとは少し違い、「ある目的を達成するために、どういう配慮が必要か」という、配慮の合理性を十分に話し合っていくことが大事。
- 受験時の相談をした学生に対して、大学から「配慮はできない」と言われた学生の意見について、背景を把握した上でのお話にした方が良いかもしれない。

（その他の御意見）

- 発達障害のある学生の支援において、学生本人の理解促進と居場所作りが不可欠である。
- 従来の考えとして、学生からの申出がなければ支援として動きにくいということは当然あると思う。発達障害の人を支援する方法の1つとして、同じ趣味の者が自らの特性について相互に理解を深め合うといったような、セルフヘルプの考え方もある。
- 発達障害のある学生数について、実際はより多く在籍している大学もあるのではないかと思う。これは、教員がグレイゾーンの学生を見ても「少し変わっているな」と思うだけで、障害学生支援担当部署等に情報を報告していないケースがあるということがその一因ではないかと考える。
- 個人的に懸念していることは、ターム制（4学期制）への移行である。現在、ターム制の移行を文部科学省が推進している。ターム制になると、学生のストレス度数が高くなる。ターム制への移行の効果については、統計的に検証しなければならないような課題になると思う。
- 「共生社会」の中で、発達障害のある方とない方がお互いに歩み寄れるような環境が必要。発達障害のある方が現実において、どういう状態なのかということ障害のない方も理解し対応できることが良い。
- 全体を通して、個人情報の取扱いについて、特筆しても良いかもしれない。総務省としては得意な領域だと思うので、そこは特出しで、別途、論点として取り上げて良いのではないかと。

(参考) 研究会構成員

(五十音順)

氏名	肩書
朝日 雅也	埼玉県立大学 社会福祉子ども学科 教授
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
佐藤 陽	十文字学園女子大学 人間生活学部 人間福祉学科 教授
瀬端 道男	行政相談委員 (栃木県矢板市担当)、社会福祉法人たかはら学園理事長
名越 斉子	埼玉大学 教育学部 特別支援教育講座 教授
南島 和久	新潟大学 法学部 法学科 教授